

第1編

共通対策編

平成27年 3月 3日 全改定

平成29年11月22日 一部改正

令和 2年10月27日 一部改正

令和 5年 6月29日 一部改正

第1編 共通対策編

第1章 総則

第1節 門川町地域防災計画の目的

門川町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、門川町防災会議が作成する。町の地域における暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り等の自然災害及び航空機・鉄道・原子力等の特殊災害の防災対策全般に関して、総合的かつ具体的な防災対策計画を作成する。

計画の作成に当たっては、町及び防災関係機関並びに町民が、その有する全機能を有効に発揮して、町の災害予防と災害発生時の適切な予防、応急・復旧対策を実施するものとする。これにより、町民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図り、社会秩序と町民の福祉の確保を期することを目的とする。

第2節 計画の基本構想

1. 基本方針

この計画は、町の防災に関し、国・県の地域防災計画や、門川町長期総合計画の基本方針に基づき、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

なお、門川町地域防災計画の策定に当たっては、下記の諸点を基本とし、町及び各防災関係機関が、この計画の習熟に努め、地域住民に周知徹底を図るものとする。

- (1) 町内の防災に関し、関係機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にする。
- (2) 災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策及びその他の必要な災害対策の基本を定める。
- (3) 門川町長期総合計画の基本方針との整合を図る。
- (4) 宮崎県地域防災計画にある地震被害想定調査や過去の災害事例の分析等を踏まえ、実地的な計画とする。
- (5) 要配慮者に配慮し、「自助、共助」の視点に立って、町民及び町内事業者の果たすべき役割を明らかにする。

2. 基本構想

2.1 基本構想 ～自ら守る、住みよいまち門川町～

(1) 防災対策の推進

災害から被害を未然に防止し、被害の拡大を低減するため、関係機関と協力して各種法令に基づく防災対策事業を推進する。

(2) 防災活動拠点の整備と活動体制の整備

防災活動の区域を明確化し、住民へ防災生活圏の認識を深めるための環境づくりを推進する。また、核となる施設や設備の整備をはじめ、活動体制や組織づくり等の運営を支援する。

(3) 都市的災害の防止

都市空間の確保や整備をはじめ、建築物の不燃化、老朽施設の点検と補強等の促進を図る。

(4) 防災情報の周知及び収集・伝達体制の確立

住民のおかれた環境を知らせるため、町の災害危険箇所の周知と啓発を図る。また、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を地域住民へ迅速に提供できるようにする。

(5) 活動体制の整備

災害が発生又は、そのおそれがあるとき、職員の非常参集や情報収集、連絡、関係機関との緊密な連携体制の確立を図る。

(6) 緊急避難場所の指定、誘導と収容体制の整備

地区公民館、小・中学校、公園等の避難地の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難地の検討並びに整備体制の充実を図る。

(7) 要配慮者対策

要配慮者の把握や災害時の情報伝達、救助体制、避難場所の周知、誘導等、体制の確立を図る。

(8) 緊急輸送体制の整備

災害発生時に、緊急通行車両の通行を確保すべく、緊急交通路の選定と確保及び国・県の選定する緊急交通路との連携を強化する。

(9) 防災意識の高揚と組織体制の整備

住民に対する防災知識の普及・広報活動を行う。また、防災訓練を実施し、防災意識の高揚と自主防災活動への参加を促す。

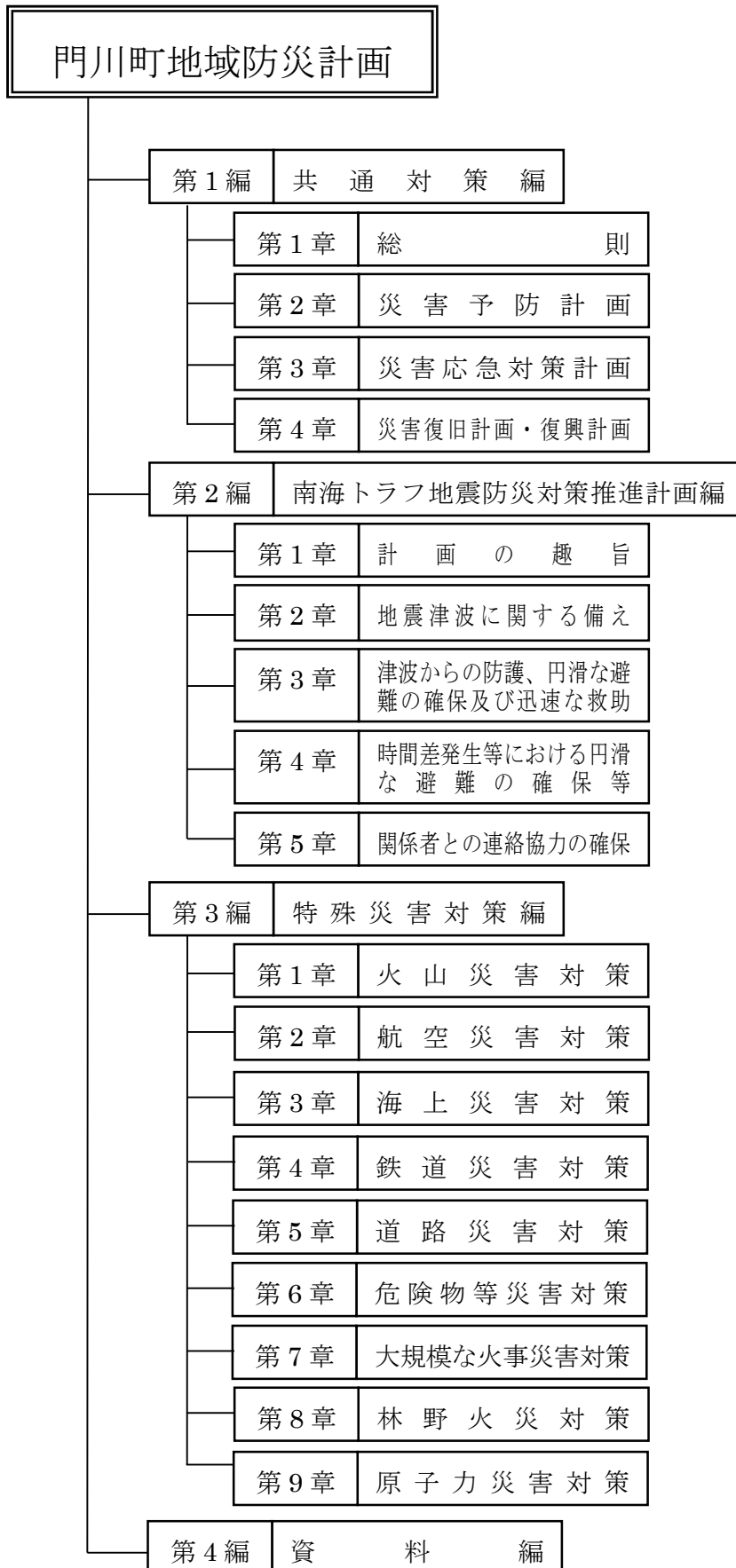
(10) 広域応援体制の確立

災害発生時における物資の確保と広域医療・搬送体制を強化し、迅速な支援体制を確立する。

2.2 計画の構成と範囲

本計画で扱う災害の範囲は、災害対策基本法（第2条第1項第1号）に基づく「災害」で、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

【1.1.2.1】 計画の構成と範囲



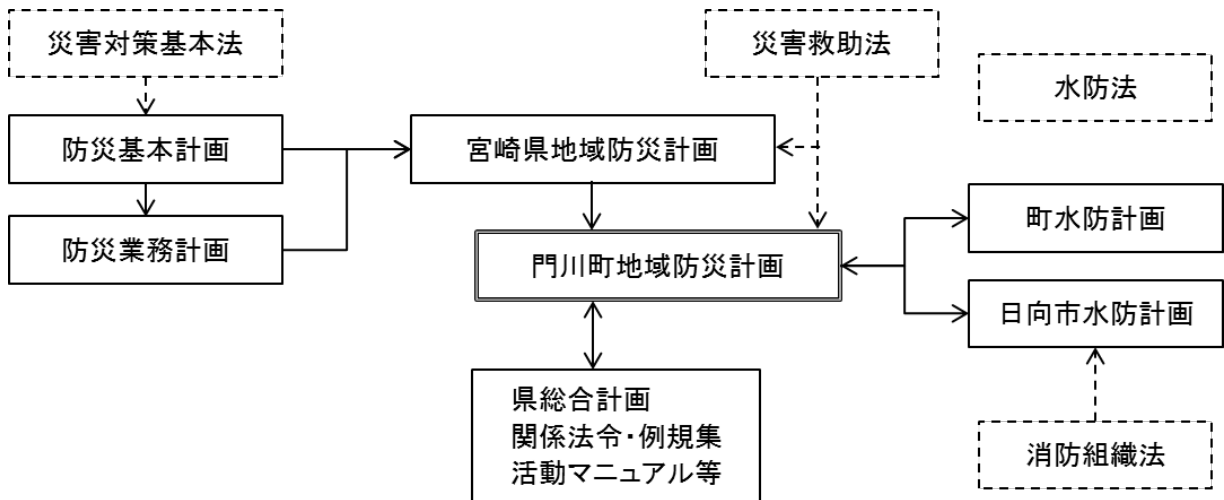
2.3 他の計画との関係

この計画は、災害対策基本法第42条に掲げる防災業務計画及び県地域防災計画に矛盾し、又は抵触しないものとする。

特に、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、現在及び将来策定される地方自治法第96条第2項に基づく基本構想（門川町長期総合計画）に整合するように検討を行うものとする。

また、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防計画と十分な調整を図るものとする。

【1.1.2.2】他の計画との関係



2.4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、適宜検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

第3節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次のとおりとする。

1. 災害対策基本法 : 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
2. 災害救助法 : 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
3. 町防災計画 : 災害対策基本法第42条に基づき、門川町防災会議が作成する門川町地域防災計画をいう。
4. 県防災計画 : 災害対策基本法第40条に基づき、宮崎県防災会議が作成する宮崎県地域防災計画をいう。
5. 町災害対策本部 : 災害対策基本法第23条の2に基づき、門川町が設置する災害対策本部をいう。
6. 県災対本部 : 災害対策基本法第23条に基づき、宮崎県が設置する災害対策本部をいう。
7. 県地方支部 : 宮崎県災害対策本部東臼杵地方支部（東臼杵農林振興局）をいう。
8. 本部長 : 門川町災害対策本部長をいう。
9. 県地方支部長 : 宮崎県災害対策本部日向地方支部長をいう。
10. 県本部長 : 宮崎県災害対策本部長をいう。
11. 消防本部 : 日向市消防本部をいう。
12. 消防署 : 日向消防署をいう。
13. 消防団 : 門川町消防団をいう。
14. 町 : 門川町をいう。
15. 県 : 宮崎県をいう。
16. 防災関係機関 : 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
17. 要配慮者 : 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の防災施策において、特に配慮を要する者をいう。
19. 避難行動要支援者 : 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者をいう。
20. （県防引用） : 実施内容の関係上、県防災計画の原文のうち、文言を一部修正のうえ、掲載している事項をいう。
21. （県防計画） : 実施内容の関係上、県防災計画の原文を掲載している事項をいう。

その他の用語については、災害対策基本法の例による。

第4節 門川町の概況

1. 地勢

町は、北緯 32 度 26～32 分、東経 131 度 30～43 分の宮崎県北部に位置し、東西 32 キロメートル、南北 8 キロメートル。総面積は 120.48 キロ平方メートル。北は延岡市、南は日向市、西は美郷町に接し、東は日向灘に面している。

また、延岡市中心部の商業地域より、国道 10 号線を南に約 8 キロメートル、日向市の中心商業地より北に約 6 km の地点にある。

気候は比較的穏やかで、平均気温 16.4 度、日最高気温の平均は 21.3 度、日最低気温の平均は 12.3 度。年間降水量は 2,660 ミリメートル、年間日照時間は 2016.9 時間である。（平成 24 年度統計）

【1.1.4.1】 町の地勢

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 周囲を山地・山麓と海面に囲まれ、沿岸部に市街地が広がる。② 山地が多く、蛇行する河川と入り江に集中する河口。③ 半島、島礁や入り江が特徴的なリアス式海岸を形成している。④ 港湾や海浜の埋立、改変による土地利用。 |
|--|

1.1 水系

町内の主要河川は、隣接する美郷町から流下する二級河川の五十鈴川水系と、その他の単独河川が日向灘へ注いでいる。

各河川では、台風の影響による洪水、氾濫を繰り返し、家屋等に甚大な被害をもたらしてきたことが町誌にも記録されている。

近年の河川災害の記録は、平成 5 年 8 月 10 日の台風 7 号、平成 9 年 9 月 12 日の台風 19 号、平成 16 年 10 月 20 日台風 23 号、平成 28 年 9 月 19 日台風 16 号に起因する五十鈴川の氾濫による被害である。

1.2 地形

- (1) 町の地形は、美郷町を境に標高 705m を最高峰として、周囲を 100m 程度の山地に囲まれ、東部の海岸線沿いの平野部に市街地が広がっている。
- (2) 町域の 8 割を山間地が占めている。
- (3) 標高 5～10m の平野部は、住宅地や農地に利用されている。
- (4) 沿岸は、大小の島が点在し、半島や入り江が特徴的なリアス式海岸を形成する。

資料編【1.1.4.2】 地形区分

1.3 地質

町に分布する地層は、おおよそ以下のようにまとめられる。

【1.1.4.3】 町に分布する地層の概略

| 時 代 | | 地 層 | | 層 相 |
|-----|------|-----------------|------------------|-----------------|
| 新生代 | 古第三紀 | 沖積世 | 沖積層 他 堆積物 | 砂・礫・泥 未固結堆積物 |
| | | | 四万十層群 | 固結性堆積物 |
| | 洪積世 | 阿蘇火山岩類 庵川礫岩層 | 火山性堆積物 固結性堆積物 | |
| | 新第三紀 | | 尾鈴山酸性岩類 | 火山性堆積物 深成岩 |

資料編【1.1.4.4】 地質区分

資料編【1.1.4.5】 地盤区分

地質は、主として砂岩・頁岩・粘板岩からなり、庵川地域を除いて大部分が四万十層群に覆われている。

砂岩は硬く、ち密なものが多い。軟弱な粘板岩や頁岩は、割れ目が多く、土砂災害を起こしやすい。この他、河川沿いと市街地の低平地に沖積層が分布し、庵川礫層の特殊な地層がある。

この庵川礫層は、庵川河口から庵川沿いに、西南から北東に斜めに横断している。これらは四万十層群の上に堆積し、さらにこの上に尾鈴山石英斑岩（尾鈴山が噴出した火成岩）が覆っている。

河川流域及び海岸沿いの低地は、沖積面をつくる堆積物及び沖積層の礫・砂・泥からなっており、沖積平野を形成している。

ボーリング柱状図によると、台地上部はN値が高く、支持地盤として問題はない。表層地質が沖積世である低地においては、N値が10～20であり、軽量構造物は支持できるが、支持地盤としてはより深層のN値の高い地盤が求められる。

1.4 気象

- (1) 気象概況は、平成17(2005)年1月から平成26(2014)年12月までの観測記録によれば、南西日本の温暖なモンスーン気候帯に属する。年平均気温は、16.6度で、日平均気温の最高は22.2度、最低気温は12.4度と温暖な地域にあたる。平成24年の月平均気温は1月が6.2度と最も低く、8月が26.9度と最も高く、年平均気温は16.4度であった。

- (2) 年間降水量は2,660ミリメートルと多雨地域であるが、過去10年間で増減している。月間降水量は、6～9月頃が多く、特に6・7月の梅雨期や8・9月の台風期に最も集中する。平成26年の年間降水量は2,815ミリメートルであった。
- (3) 年平均風速はおよそ1.3メートル毎秒程度である。風向は、年間を通して西北西の風が最も多く、次いで南東の風が多くなっている。

資料編【1.1.4.6】 気象概況

2. 社会条件

2.1 社会条件

町は、門川尾末村、加草村、庵川村と川内村との合併により門川村となり、昭和10年2月に町制が施行され、門川町が発足した。

当時、町の人口は11,684人、世帯数2,289世帯であった。以降、昭和30年の人口は16,327人、世帯数3,115世帯。昭和50年の人口は16,078人、世帯数4,480世帯。平成7年の人口は19,115人、世帯数6,107世帯。平成26年の人口は18,996人、世帯数8,058世帯。

資料編【1.1.4.7】 防災単位地区別人口及び世帯数

2.2 土地利用変遷

平成13年度の町内土地利用状況（町固定資産税概要調書）は農用地754ha(6.0%)、山林・原野5,112ha(43.0%)、宅地335ha(3.0%)、その他5,799ha(48.0%)で、平成26年度は農用地705ha(6.0%)、山林・原野4,322ha(36.0%)、宅地351ha(3.0%)、その他6,622ha(55.0%)で、僅かながら宅地利用が増えている。

町では、土地区画整理・土地改良事業・民間の宅地開発、漁港・海岸の埋め立て等に伴い、旧地形図と比較しても大きく変貌を遂げている。

資料編【1.1.4.8】 土地利用変遷

第5節 門川町防災会議（抜粋）

町防災会議は、災害対策基本法第16条の規定及び町条例に基づき町長がこれを設置し、町防災計画の改定並びにその実施の推進を図る。

(1) 会長

町長

(2) 委員

- ① 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- ② 県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- ③ 県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- ④ 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- ⑤ 教育長
- ⑥ 日向市消防長及び門川町消防団長
- ⑦ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- ⑧ その他町長が委嘱する者

⑦の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

(3) 定数

前項の委員の定数は30人以内とする。

(4) 所掌事務

- ① 町防災計画の作成及びその実施の推進
- ② 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報の収集
- ③ 水防計画の作成及びその実施
- ④ 法律又はこれに基づく政令に定められた権限に属する事務

資料編【1.1.5.1】 門川町防災会議条例

第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

防災対策活動が効果的に推進されるためには、各防災関係機関の連携、地域住民の防災に関する自覚と自発的協力が不可欠である。そのため、各防災関係機関は、共同して訓練を行うなど連携を強化し、一体となって災害対策の推進に寄与するよう配慮するものとする。また、防災関係機関は地域住民の防災意識の高揚に寄与するため、啓発等の活動に一層の努力をするものとする。

各防災関係機関の活動実施責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

資料編【1.3.2.18】関係機関連絡先

1. 各機関の実施責任

1.1 県（県防計画）

県は、本県の地域及び地域住民の生命、身体・財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどの場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

1.2 市町村

市町村は、市町村の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災対策活動を実施する。

1.3 指定地方行政機関（県防計画）

指定地方行政機関は、県の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関等と相互に協力連携して防災対策活動を実施する。

また、県及び市町村の防災活動が円滑的確に行われるように、積極的に勧告、指導、助言等の措置を取るものとする。

1.4 指定公共機関及び指定地方公共機関（県防計画）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災対策活動を推進するとともに、県及び市町村等の活動が円滑的確に行われるように協力援助するものとする。

1.5 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者（県防計画）

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県防災計画に示された措置、施策、事業等について十分な把握を行い、それぞれの実状等に応じて平素から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施するものとする。

2. 処理すべき事務又は業務の大綱

2.1 門川町

町は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関団体の協力を得て、次のとおり防災活動を実施する。

(1) 災害予防対策

- ① 防災会議に係る事務に関すること
- ② 町災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
- ③ 防災施設の整備に関すること
- ④ 防災に係る教育、訓練に関すること
- ⑤ 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- ⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
- ⑦ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること
- ⑧ 給水体制の整備に関すること
- ⑨ 町内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること
- ⑩ 災害危険区域の把握に関すること
- ⑪ 各種災害予防事業の推進に関すること
- ⑫ 防災知識の普及に関すること
- ⑬ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること
- ⑭ 消防体制の整備強化に関すること

(2) 災害応急対策

- ① 水防・消防等応急対策に関すること
- ② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
- ③ 避難の指示及び避難者の指導並びに避難所の開設に関すること
- ④ 災害時における文教、保健衛生、治安対策に関すること
- ⑤ 災害広報に関すること
- ⑥ 被災者の救難、救助その他の保護に関すること
- ⑦ 復旧資機材の確保に関すること
- ⑧ 災害対策要員の確保・動員に関すること
- ⑨ 災害時における交通、緊急輸送の確保に関すること
- ⑩ 防災関係機関が実施する災害対策の調整に関すること
- ⑪ 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- ⑫ 地域安全対策に関すること
- ⑬ 災害廃棄物の処理に関すること

(3) 災害復旧対策

- ① 公共土木施設、農地及び農林水産業用施設等の災害復旧に関すること
- ② 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること

- ③ 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事
- ④ 義援金品の受領、配分に関する事

2.2 宮崎県（県防計画）

(1) 災害予防対策

- ① 防災会議に係る事務に関する事
- ② 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事
- ③ 防災施設の整備に関する事
- ④ 防災に係る教育、訓練に関する事
- ⑤ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事
- ⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事
- ⑦ 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関する事
- ⑧ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関する事
- ⑨ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事
- ⑩ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事
- ⑪ 防災知識の普及に関する事

(2) 災害応急対策

- ① 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事
- ② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事
- ③ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事
- ④ 災害救助法の適用に関する事
- ⑤ 災害時の防疫その他保健衛生に関する事
- ⑥ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事
- ⑦ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事
- ⑧ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事
- ⑨ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関する事
- ⑩ 自衛隊の災害派遣要請に関する事
- ⑪ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関する事
- ⑫ 地域安全対策に関する事
- ⑬ 災害廃棄物の処理に関する事

(3) 災害復旧対策

- ① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事
- ② 物価の安定に関する事
- ③ 義援金品の受領、配分に関する事
- ④ 災害復旧資材の確保に関する事
- ⑤ 災害融資等に関する事

2.3 指定行政機関

(1) 宮崎県警察本部（県防計画）

① 災害予防対策

- ア 災害警備計画に関する事
- イ 通信確保に関する事
- ウ 関係機関との連絡協調に関する事
- エ 災害装備資機材の整備に関する事
- オ 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事
- カ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事
- キ 防災知識の普及に関する事

② 災害応急対策

- ア 災害情報の収集及び伝達に関する事
- イ 被害実態の把握に関する事
- ウ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事
- エ 行方不明者の調査に関する事
- オ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事
- カ 不法事案等の予防及び取締りに関する事
- キ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関する事
- ク 避難路及び緊急交通路の確保に関する事
- ケ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事
- コ 広報活動に関する事
- サ 死体の見分・検視に関する事

2.4 指定地方行政機関

(1) 九州管区警察局（県防計画）

① 災害予防対策

- ア 警備計画等の指導に関する事

② 災害応急対策

- ア 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事
- イ 広域的な交通規制の指導調整に関する事
- ウ 他の管区警察局との連携に関する事
- エ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事
- オ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事
- カ 警察通信の運用に関する事
- キ 津波予報の伝達に関する事

(2) 消防本部、消防団（日向市消防本部、門川町消防団）

① 災害予防対策

- ア 消防施設・消防体制に関する事
- イ 救助及び救援体制に関する事
- ウ 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事
- エ 消防知識の啓発に関する事
- オ 応急手当の普及に関する事

② 災害応急対策

- ア 火災発生時の消火活動に関する事
- イ 水防活動の協力・援助に関する事
- ウ 被災者の救助・救援に関する事
- エ 被害に関する通信連絡及び調査に関する事

(3) 九州財務局（宮崎財務事務所）（県防計画）

① 災害応急対策

- ア 災害時における金融措置に関する事
- イ 国有財産の無償貸付等の措置に関する事

② 災害復旧対策

- ア 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関する事
- イ 地方公共団体に対する災害融資に関する事

(4) 九州厚生局（宮崎事務所）（県防計画）

① 災害応急対策

- ア 災害状況の情報収集、通報に関する事
- イ 関係職員の現地派遣に関する事
- ウ 関係機関との連絡調整に関する事

(5) 九州農政局（宮崎県拠点）（県防計画）

① 災害予防対策

- ア 米穀の備蓄に関する事
 - イ 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事
 - ウ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事
 - ② 災害応急対策
 - ア 農業関係被害の調査・報告に関する事
 - イ 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事
 - ウ 応急用食料の調達、供給に関する事
 - エ 種子及び飼料の調達・供給に関する事
 - ③ 災害復旧対策
 - ア 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指導に関する事
 - イ 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関する事
 - ウ 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関する事
 - エ 土地改良機械の緊急貸付に関する事
 - オ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事
 - カ 技術者の緊急派遣等に関する事
- (6) 九州経済産業局（県防計画）
- ① 災害予防対策
 - ア 地盤沈下の防止に関する事
 - イ 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事
 - ② 災害応急対策
 - ア 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事
 - イ り災事業者の業務の正常な運営確保に関する事
 - ウ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事
 - ③ 災害復旧
 - ア 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事
 - イ 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事
- (7) 九州運輸局（宮崎運輸支局）（県防引用）
- ① 災害予防対策
 - ア 宿泊施設等の防災設備に関する事
 - イ 交通施設及び設備の整備に関する事
 - ② 災害応急対策
 - ア 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事
 - イ 災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事
 - ウ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事
 - エ 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関する事
 - オ 緊急輸送命令に関する事
- (8) 九州森林管理局（宮崎北部森林管理署）（県防引用）
- ① 災害予防対策

- ア 国有保安林・治山施設の整備に関すること
 - イ 林野火災予防対策の整備に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 林野火災対策の実施に関すること
 - イ 災害対策用材の供給に関すること
 - ③ 災害復旧対策
 - ア 復旧対策用材の供給に関すること
- (9) 宮崎海上保安部（日向海上保安署）（県防引用）
- ① 災害予防対策
 - ア 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること
 - イ 流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 避難の援助及び勧告ならびに警報等の伝達に関すること
 - イ 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること
 - ウ 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること
 - エ 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること
- (10) 宮崎地方気象台（県防計画）
- ① 災害予防対策
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報、警報発表及び通報に関すること
 - イ 地震情報の発表及び通報に関すること
 - ウ 災害発生時における気象、地象、水象観測資料の提供に関すること
- (11) 九州総合通信局（県防計画）
- ① 災害予防対策
 - ア 非常通信体制の整備に関すること
 - イ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること
 - ② 災害応急対策

- ア 災害時における電気通信の確保に関すること
 - イ 非常通信の統制、管理に関すること
 - ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
 - エ 災害時における移動通信機器及び移動電源車の貸出しに関すること
- (12) 宮崎労働局（延岡労働基準監督署）（県防計画）
- ① 災害予防対策
 - ア 事業場における労働災害防止のための指導監督に関すること
 - イ 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及及び高揚に関すること
 - ② 災害補償対策
 - ア 労働者の業務上の災害補償保険に関すること
 - ③ 災害応急対策
 - ア 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏えい、建造物の倒壊、地山の崩壊等の二次的災害の防止に関すること
 - イ 復旧工事における労働災害の防止に関すること
- (13) 九州地方整備局（延岡工事事務所・宮崎高速道路事務所）（県防引用）
- ① 災害予防対策
 - ア 気象観測通報についての協力に関すること
 - イ 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
 - ウ 災害危険区域の選定又は指導に関すること
 - エ 防災資機材の備蓄、整備に関すること
 - オ 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること
 - カ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること
 - キ 水防警報等の発表及び伝達に関すること
 - ク 港湾施設の整備と防災管理に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 洪水予報の発表及び伝達に関すること
 - イ 水防活動の指導に関すること
 - ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
 - エ 災害広報に関すること
 - オ 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること
 - カ 緊急物資及び人員輸送活動に関すること
 - キ 海上の流出油に対する防除措置に関すること
 - ③ 災害復旧
 - ア 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること
 - イ 港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること
 - ④ その他

- ア 国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関すること
- (14) 自衛隊（陸上自衛隊都城駐屯地、航空自衛隊新田原基地）（県防計画）
 - ① 災害予防対策
 - ア 災害派遣計画の作成に関すること
 - イ 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

2.5 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社（門川郵便局）（県防引用）
 - ① 災害応急対策
 - ア 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - イ 災害時における郵便事業運営の確保
 - ウ 災害時における郵便局窓口業務の確保
- (2) 九州旅客鉄道株式会社（日向市駅・門川駅）（県防引用）
 - ① 災害予防対策
 - ア 鉄道施設の防火管理に関すること
 - イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
 - ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること
 - イ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
 - ③ 災害復旧対策
 - ア 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
- (3) 西日本電信電話株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ（宮崎支店）、KDDI株式会社（県防計画）
 - ① 災害予防対策
 - ア 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
 - イ 応急復旧用通信施設の整備に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 津波警報、気象警報の伝達に関すること
 - イ 災害時における重要通信に関すること
 - ウ 災害関係電報、電話料金の減免に関すること
- (4) 日本銀行（宮崎支店）
 - ① 災害予防対策

- ア 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること
 - ② 災害応急対策
- ア 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること
- (5) 日本赤十字社（宮崎県支部）（県防計画）
 - ① 災害予防対策
 - ア 災害医療体制の整備に関すること
 - イ 災害医療用薬品等の備蓄に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
 - イ 避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関すること
- (6) 日本放送協会（宮崎放送局）（県防計画）
 - ① 災害予防対策
 - ア 防災知識の普及に関すること
 - イ 災害時における放送の確保対策に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 気象予警報等の放送周知に関すること
 - イ 避難所等への受信機の貸与に関すること
 - ウ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
 - エ 災害時における広報に関すること
 - ③ 災害復旧対策
 - ア 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
- (7) 西日本高速道路株式会社（宮崎高速道路事務所）（県防計画）
 - ① 災害予防対策
 - ア 管理道路の整備と防災管理に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 管理道路の疎通の確保に関すること
 - ③ 災害復旧対策
 - ア 被災道路の復旧事業の推進に関すること
- (8) 日本通運株式会社（宮崎支店）（県防計画）
 - ① 災害予防対策
 - ア 緊急輸送体制の整備に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること
 - ③ 災害復旧対策
 - ア 復旧資材等の輸送協力に関すること
- (9) 九州電力株式会社（日向営業所）（県防引用）
 - ① 災害予防対策
 - ア 電力施設の整備と防災管理に関すること
 - ② 災害応急対策

- ア 災害時における電力の供給確保に関すること
 - ③ 災害復旧対策
- ア 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

2.6 指定地方公共機関

- (1) 宮崎交通株式会社（延岡営業所）（県防引用）
 - ① 災害予防・災害応急対策
 - ア 災害時における被災者のバスによる輸送の確保
 - イ 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
 - ウ 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
- (2) 宮崎日日新聞社（県防計画）
 - ① 災害予防対策
 - ア 防災知識の普及に関すること
 - イ 災害時における報道の確保対策に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 気象予警報等の報道周知に関すること
 - イ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
 - ウ 災害時における広報に関すること
 - ③ 災害復旧対策
 - ア 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること
- (3) 扇興運輸株式会社
 - ① 災害予防対策
 - ア 緊急輸送体制の整備に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること
 - ③ 災害復旧対策
 - ア 復旧資材等の輸送協力に関すること
- (4) 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎（県防計画）
 - ① 災害予防対策
 - ア 防災知識の普及に関すること
 - イ 災害時における放送の確保対策に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 気象予警報等の放送周知に関すること
 - イ 避難所等への受信機の貸与に関すること
 - ウ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
 - エ 災害時における広報に関すること
 - ③ 災害復旧対策

- ア 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事
- (5) 宮崎ケーブルテレビ株式会社、ビーティーヴィーケーブルテレビ株式会社、株式会社ケーブルメディアワイワイ（県防計画）
 - ① 災害予防対策
 - ア 防災知識の普及に関する事
 - イ 災害時における放送の確保対策に関する事
 - ② 災害応急対策
 - ア 気象予警報等の放送周知に関する事
 - イ 避難所等への受信機の貸与に関する事
 - ウ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
 - エ 災害時における広報に関する事
 - ③ 災害復旧対策
 - ア 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事
- (6) 日向市東臼杵郡医師会
 - ① 災害予防対策・災害応急対策
 - ア 災害時における医療救護・助産の活動に関する事
 - イ 負傷者に対する医療活動に関する事
- (7) 歯科医師会（宮崎県歯科医師会、日向市東臼杵郡歯科医師会）（県防計画）
 - ① 災害予防対策・災害応急対策
 - ア 災害時における歯科医療の実施
 - イ 身元不明遺体の個体識別の実施
- (8) 宮崎県薬剤師会（日向市・東臼杵郡薬剤師会）（県防引用）
 - ① 災害予防対策・災害応急対策
 - ア 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給
- (9) 宮崎県看護協会（県防計画）
 - ① 災害予防対策・災害応急対策
 - ア 災害時における避難所等の避難住民の健康相談及び健康管理の実施
- (10) 宮崎県LPガス協会（県防計画）
 - ① 災害予防対策・災害応急対策
 - ア ガス供給施設の整備と防災管理
 - イ 災害時におけるガス供給の確保

2.7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) JA日向（町指定）
 - ① 災害予防対策・応急対策

- ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること
 - イ 県、町の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること
 - ウ 被災農林水産業者に対する融資及びその斡旋に関すること
 - エ 被災農林水産業者に対する生産資材の確保斡旋に関すること
- (2) 耳川広域森林組合日向支所門川事業所（県防引用）
- ① 災害予防・災害応急対策
 - ア 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 被災組合員に対する融資の斡旋
- (3) 門川漁業協同組合・庵川漁業協同組合・門川町水産加工業協同組合（県防引用）
- ① 災害予防・災害応急対策
 - ア 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 被災組合員に対する融資又は融資の斡旋
- (4) 五十鈴土地改良区（県防計画）
- ① 災害予防・災害応急対策
 - ア 土地改良施設の整備
 - イ 農地湛水の防排除活動
 - ウ 農地及び農業施設の被害調査及び復旧
- (5) 門川町商工会（県防引用）
- ① 災害予防・災害応急対策
 - ア 町が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
 - イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (6) 日向地区建設業協会門川支部（町指定）
- ア 土木建築工事に関わる災害応急対策、復旧対策についての協力に関すること
 - イ 災害救助用及び復旧用資機材の確保についての協力に関すること
- (7) 門川町管工事組合（町指定）
- ア 水道管施設の復旧についての協力に関すること
- (8) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者（県防計画）
- ① 災害予防・災害応急対策
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 防護施設の整備
- (9) 生活協同組合、各種社会福祉団体、区長会・高齢者クラブ連合会・婦人団体連絡協議会（町指定）
- ア 自治会等地域住民組織、その他公共的な活動を営むもの
 - イ 町の行う防災活動に対して公共的業務の協力に関すること
- (10) 門川町社会福祉協議会（町指定）
- ア ボランティアセンターの設置に関すること
- (11) 社会福祉施設の管理者（県防計画）
- ① 災害予防・災害応急対策

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (12) 病院等医療施設の管理者（県防計画）
 - ① 災害予防・災害応急対策
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
 - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (13) 学校法人、社会福祉法人等（県防計画）
 - ① 災害予防・災害応急対策
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練
 - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- (14) 各港湾施設の管理機関（県防計画）
 - ① 災害予防・災害応急対策
 - ア 港湾施設（水門、護岸、堤防、防潮壁等）の維持管理
 - イ 施設の災害復旧の実施
- (15) 水道用水供給事業者、組合営水道事業者及び専用水道管理者（県防計画）
 - ① 災害予防・災害応急対策
 - ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急給水への協力
 - イ 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備
- (16) 金融機関（県防計画）
 - ① 災害予防・災害応急対策
 - ア 被災事業者等に対する資金融資
- (17) 宮崎県道路公社（県防計画）
 - ① 災害予防
 - ア 公社管理道路の整備と防災管理に関すること。
 - ② 災害応急対策
 - ア 公社管理道路の疎通の確保に関すること。
 - ③ 災害復旧
 - ア 被災道路の復旧事業の推進に関すること。

3. 町民の責務（災害対策基本法第7条）

自主防災組織をはじめとする地域団体などは、地域で助け合う「共助」を基本として、災害が発生した場合に地域で協力した相互の助け合いを実現できるよう、日常的な地域活動や防災訓練等の地域における防災活動を実施することで、地域の安全を確保する。

町民は、「自助」を基本として、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加など防災対策に必要な活動に努め、各家庭や職場で、最低3日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう努める。

4. 減災に向けた町民運動の展開

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要である。これらは一朝一夕に成せるものではなく、県、町、公共機関、事業者、住民、それぞれの防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある。そのため、その実践を促進する運動の展開を図る。

第7節 防災をめぐる社会構造の変化と対応

1. 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進

町は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的、より効果的な防災対策を推進する。そのため、関係機関及び民間が実施する災害要因の研究、被害想定及び防災体制等についての関連資料等の取得に努める。

具体的には、以下のような調査研究、意識調査、防災相談を行う。

1.1 防災に関する調査研究

(1) 防災パトロールの実施

関係機関と協力して、災害時に危険が予想される箇所を定期的に調査し、それぞれの問題を整理する。

(2) 防災に関する研究成果等の収集

防災関係の学術研究発表会やシンポジウム等に関係職員を適宜参加させ、防災に関する新しい知見や情報等を収集する。

1.2 防災調査

住民の防災意識を把握するため、必要に応じてアンケート調査を実施する。

1.3 防災相談

建築物の防火、耐震強化等を中心に防災相談所の開設を検討する。

2. 風水害に関する調査・研究の推進

風水害等の未然防止と被害の軽減に対し、必要となる調査・研究情報の収集を積極的に行うとともに、情報提供等を推進するものとする。

2.1 調査・研究体制の整備

風水害は自然的、社会的な地域的特性が複雑に絡み合うことにより、多様な災害を引き起こす。このため、防災関係機関は、これらの現象を科学的に分析、検討できる調査研究体制の整備に努め、地域に応じた総合的な防災活動の実施を図るものとする。

また、防災関係機関は、防災研究の基礎となる災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、いつでも活用できるよう整備するものとする。

2.2 調査・研究項目

以下の項目について、県と連携し、調査・研究を実施するものとする。

- ① 町域内の災害の特性と傾向
- ② 危険地区の実態把握
- ③ 被害の想定
- ④ 災害情報システム（観測システムも含む）
- ⑤ 救助活動支援システム

3. 地震災害に関する調査及び観測等の推進

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑である。そのため、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ、様々な研究が行われている。一方、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化している。そのため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

県は平成23～25年度に「宮崎県地震・津波被害想定調査」を実施し、県内における被害想定を行った。また、令和元年度に、地震、津波は平成25年度の結果を用いて、そのほかは最新のデータに基づき、各種被害の想定を再計算した。

町は、これを踏まえ、さらに、最新の研究成果を入手するなど、調査研究を検討する必要がある。

3.1 地震専門部会の継続設置（県防計画）

宮崎県地震・津波被害想定調査を実施する際に、宮崎県防災会議に設置された地震専門部会を継続して設置し、今後も専門的立場から指導・助言を仰ぎながら、防災対策の充実に努めるものとする。

3.2 県内活断層等の調査（県防計画）

国が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。

3.3 地震被害予測システムの構築（県防計画）

地震被害想定をの過程をコンピューターシステム化することにより、通常時の防災訓練や震災対策立案支援、計測震度計とのリンクによる震後の早期地震被害予測への活用を図る。

3.4 震災対策に関する調査研究

過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に抑えとめる方法は何かを、常に調査研究して、災害の防止策の向上に努めるものとする。震災対策に関する調査研究事項としては次の事項等が考えられる。

- (1) 被害想定調査研究
- (2) 地域危険度測定調査
- (3) 津波災害に関する調査研究
- (4) 地盤の液状化に関する調査研究
- (5) 地震時の出火、延焼に関する調査研究
- (6) 建築物及び土木構造物等の耐震性に関する研究
- (7) 震災に伴う社会心理に関する調査研究
- (8) 避難に関する調査研究
- (9) 防災情報システムに関する調査研究

- (10) 地震時における交通確保に関する研究
- (11) 消防活動の充実強化に関する調査研究
- (12) 広域応援・受援に関する研究
- (13) 海上防災に関する調査研究

4. 津波災害に関する調査及び観測等の推進

津波による災害は、その災害事象が広範かつ複雑である。津波対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、様々な研究が行われているところである。近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等、災害要因となりうる要素は一層多様化している。そのため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な津波対策の実施に結びつけていくことが重要である。

県は、平成23～25年度に「宮崎県地震・津波被害想定調査」を実施し、県内における被害想定を行い、令和元年度に最新のデータに基づき、各種被害の想定を再計算した。

最大規模の地震・津波における津波浸水想定によると、町の津波高は12m、最短16分で津波が到達すると想定されているため、町は、これを踏まえ、最新の研究成果を入手するなど、調査研究を検討する必要がある。

4.1 地震専門部会の継続設置（県防計画）

宮崎県地震・津波被害想定調査を実施する際に、宮崎県防災会議に設置された地震専門部会を継続して設置し、今後も専門的立場から指導・助言を仰ぎながら、防災対策の充実に努めるものとする。

4.2 津波対策に関する調査研究

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震・津波災害の実例から明らかである。したがって、過去の地震・津波災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを、常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。津波対策に関する調査研究事項としては次の事項等が考えられる。

- (1) 被害想定調査研究
- (2) 地域危険度測定調査
- (3) 津波災害に関する調査研究
- (4) 建築物及び土木構造物等の耐震性に関する研究
- (5) 震災に伴う社会心理に関する調査研究
- (6) 避難に関する調査研究
- (7) 防災情報システムに関する調査研究
- (8) 地震時における交通確保に関する研究
- (9) 津波火災を踏まえた消防活動の充実強化に関する調査研究
- (10) 広域応援・受援に関する研究
- (11) 海上防災に関する調査研究

町は平成26年3月に「門川町海拔マップ」を発刊し、各地区の主要な地点の海拔を明らかにした。また、これに、県が作成した「宮崎県津波浸水想定 市町別地域海岸③（門川町）」「宮崎県浸水開始時間予測図 市町別 地域海岸③（門川町 2/2）」を添付した。

さらに、平成29年3月に「門川町防災ガイドブック」を策定し、地区会長を通して世帯配布を行うとともに、役場総合窓口における無料配布や町ホームページからPDF版のダウンロードも可能としたところである。

資料編【2.2.2.2】宮崎県津波浸水想定 門川町①

資料編【2.2.2.3】宮崎県津波浸水想定 門川町②

第8節 地震被害想定（県防引用）

地震災害は、広域にわたるものであり、町単独で地震による被害規模等を想定することは困難である。そこで、ここでは宮崎県の地震被害想定に準拠することとする。

本県では、津波被害をもたらす海溝型の地震として、日向灘地震、東南海、南海地震が、また、内陸型の被害をもたらす地震として、えびの・小林地震が従来から指摘されている。これらは、過去数百年の地震の発生履歴から再現し、想定することを基本としており、それが常識となっていた。そのような常識を覆し、2011年東日本大震災において、従前には十分に想定しえなかった現象や事態が生じた。海溝型巨大地震はその被害が甚大かつ広域化するという特徴も明らかになった。

本編では、宮崎県が実施した地震被害想定調査結果から日向灘北部地震を想定する。この場合、町の津波高は5m、最短12分で津波が到達するとしている。

1. 日向灘地震の特徴と被害想定概要

1.1 地震の特徴

日向灘から薩南・南西諸島東方沖にかけての領域は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界に位置している。過去10数年～数10年間隔でマグニチュード7クラスの地震が発生しており、地震活動が活発な地域である。

この領域を震源とする日向灘地震は、今後30年以内にマグニチュード7.0～7.5前後の地震が80%程度の確率で発生するとされており、またマグニチュード8程度の巨大地震が発生する可能性も指摘され、町及び県に大きな被害を及ぼす可能性がある。

資料編【1.1.8.1】 日向灘地震の想定震源域

【1.1.8.2】 日向灘地震の発生確率

| | マグニチュード8程度 | マグニチュード7.0～7.5程度 |
|--------------|------------|------------------|
| 今後10年以内の発生確率 | 不明 | 40%程度 |
| 今後30年以内の発生確率 | 不明 | 80%程度 |
| 今後50年以内の発生確率 | 不明 | 90%程度 |

資料：地震調査研究推進本部「日向灘及び南西諸島海溝周辺地震活動の長期評価（第二版）」

1.2 被害想定概要

日向灘地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模を北部、南部ともにマグニチュード7.6として想定する。

被害想定結果の概要は、以下のとおり。

資料編【1.1.8.3】 日向灘地震の震度分布

資料編【1.1.8.4】 日向灘地震の被害想定

日向灘地震は、震源が町から近いことから、揺れによる被害が最も懸念される。特に、日

向灘北部地震が発生すると、本町の最大震度は6強、死者が約270人、全壊する建物が約990棟に及ぶと、県は想定している。また、津波の高さは、南海トラフ地震によるものより低くなるものの、震源が近いことから、地震発生から短時間（町への到達は最短で12分）で襲来するおそれがある。

2. 東南海・南海地震の特徴と被害想定概要

2.1 地震の特徴

静岡県沖から紀伊半島沖を震源とする東南海地震と紀伊半島から四国沖を震源とする南海地震は、過去100～150年間隔で発生している。直近では昭和19年に東南海地震、昭和21年に南海地震が発生しており、マグニチュード8クラスの地震が今世紀前半にも発生する可能性がある。また、東南海地震と南海地震が同時に発生した場合、強い揺れや津波によって、東海地方から九州に至る広い地域に大きな被害が及ぶと予測されている。

資料編【1.1.8.5】南海地震

2.2 被害想定概要

東南海・南海地震による被害想定は、東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊される場合を対象とし、地震規模はマグニチュード8.6として想定する。予測される震度分布及び被害想定結果の概要は、以下のとおり。

資料編【1.1.8.6】震度分布、被害想定結果の概要

震源が本県から離れているため、揺れによる被害よりも津波による被害が大きくなっている。東南海・南海地震が発生した場合、揺れが小さくても予想以上に高い津波が襲来するおそれがあるので、沿岸部では十分注意が必要である。

3. 南海トラフ巨大地震の特徴と被害想定概要

「南海トラフ地震防災対策推進計画編 第1章 第2節 南海トラフ地震の被害想定」参照。

第9節 風水害被害想定

1. 門川町における風水害の概況

町は台風常襲地帯に位置しており、台風来襲による暴風、豪雨により、毎年、町民は大きな被害を被っている。

本節は県民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処するため、起こりうる風水害及び、その被害規模を想定する。

資料編【1.1.9.1】月別気象災害発生件数

2. 概要（県の被害想定）

域内の気象、地勢、地質等地域特性によって起こる災害を考慮し、次に掲げる規模の災害が、今後県地域に発生することを想定している。

(1) 枕崎台風(風が強く被害の大きかった代表的な台風)

| | |
|-----------|----------------------|
| 来襲年月日 | 昭和20年9月17日 |
| 最大瞬間風速・風向 | 55.4m/s 南南東（宮崎地方気象台） |
| 総降雨量 | 550.4mm（神門） |
| 死傷者 | 565名 |
| 家屋全半壊流出 | 33,944戸 |

(2) 台風12号（降雨量の多い代表的な台風）

| | |
|-----------|---------------------|
| 来襲年月日 | 昭和29年9月13日 |
| 最大瞬間風速・風向 | 38.6m/s 南東（宮崎地方気象台） |
| 総降雨量 | 1,265.6mm（渡川） |
| 死傷者 | 129名 |
| 家屋全半壊流出 | 2,430戸 |

(3) 台風13号（風の強い代表的な台風）

| | |
|-----------|---------------------|
| 来襲年月日 | 平成5年9月2日 |
| 最大瞬間風速・風向 | 57.9m/s 南東（宮崎地方気象台） |
| 総降雨量 | 404.0mm（えびの） |
| 死傷者 | 145名 |
| 家屋全半壊流出 | 385戸 |
| 一部損壊 | 33,444戸 |

(4) 台風19号（近年における降雨量の多い代表的な台風）

| | |
|-----------|---------------------|
| 来襲年月日 | 平成9年9月15日 |
| 最大瞬間風速・風向 | 36.7m/s 南東（宮崎地方気象台） |
| 総降雨量 | 927.0mm（神門） |
| 死傷者 | 12名 |
| 家屋全半壊流出 | 13戸 |
| 床上浸水 | 2,486戸 |

3. 風水害

風水害は、集中豪雨や台風等の気象現象を誘因として起きる災害が多い。町における過去の災害事例を見ても例外ではない。風水害では、低地での浸水害や溪流での鉄砲水等による

土石流、急傾斜地におけるのり面崩壊、山腹崩壊等が想定される。

3.1 浸水・溢水等

宮崎県で指定している重要水防区域及び河川のうち、危険と予想される区域に基づいて、被害が予想される河川及びため池等、水防上重要となる箇所を想定する。また、過去の堤内背後地における浸水害事例や河川の改修状況、あるいは流下能力、地形状況等を考慮して浸水地域を想定する。

3.2 予想区域（地形条件等）

主要河川、門川湾沿岸において、護岸やダム、堤防のなかったころは、豪雨の度に洪水を繰り返えし、道路や橋の決壊、民家の浸水・流失、田畑の冠水・埋没等、多くの惨害をおこしてきたことがうかがえる。

これら災害履歴から、五十鈴川及び鳴子川一帯の平野部では水害に対して、本来、弱い地域であることが想定される。

河川氾濫等の風水害の影響が想定される主な地域は以下の状況である。

(1) 氾濫平野

氾濫平野は、河川が流路を変え、氾濫を繰り返して形成された河成堆積地域である。水害の危険性が高く、標高の低い次の地域では浸水が想定される。

- ① 宮ヶ原
- ② 東栄町
- ③ 加草
- ④ 城屋敷
- ⑤ 五十鈴
- ⑥ 中須
- ⑦ 旭町
- ⑧ 本町
- ⑨ 中尾
- ⑩ 小松
- ⑪ 大池

(2) 谷底平野

谷底平野は、河川の沖積作用により山地・丘陵地を開析する低平地部で河川に沿うように分布する。そのため、豪雨時等に洪水氾濫による被害をうけやすく、山麓部では斜面災害が想定される。

(3) 旧河道地域

洪水流は旧河道を流れやすい。また、接合部は河道の掘削による堤防の決壊が想定される。

- ① 丸バエ川（河川河口域）
- ② 五十鈴川（国道10号五十鈴大橋、旧道五十鈴橋付近）

(4) 河川屈曲、蛇行、合流部

- ① 五十鈴川津々良から小園間で蛇行する区域
- ② 五十鈴川の河口へ開ける低平地一帯の谷底平野
- ③ 鳴子川本流と竹名川、中山川の合流する区域
- ④ 河川、水面に近接する標高が低い地域

(5) 台地、段丘

- ① 台地、段丘面の多くは、水害・地震災害等に対して比較的安全なところである。しかし、現河床との比高が小さな箇所では、洪水氾濫時に冠水するおそれがある。

(五十鈴小学校北東部中山神社付近、門川高校南東部付近、上ノ町5丁目付近)

- ② 段丘崖では斜面災害の危険性もある。また、これらの台地面の一部にみられる浅い谷では豪雨時に浸水が想定される。(三ヶ瀬川阿仙原地区)
- ③ 台地縁辺の急崖地における、熔結部と非熔結部の境界部では斜面崩壊が想定される。

(各地区の河川流域谷底平野部境界)

(6) ため池等水面の下流域

ため池は、水利権の問題があり、事前放流や管理点検において、受益者との調整を要する。

3.3 主要河川の治水

町の各主要河川における治水の概況は以下のとおり。

(1) 五十鈴川

近年の広葉樹林伐採と人工林の増加による森林地の保水機能低下により、短時間に流出量の増大がすすむ。また、山麓や河道の土砂流出により、河川・河口での河床の上昇をまねき、流下・排水能力が不足する地域では、浸水・溢水が予想される。

過去、これらの地域では、床上・床下浸水家屋が200戸。また、農作物に甚大な被害をもたらしている。そのため、その対策として、床上浸水・護岸築堤、海岸堤防等の河川改修計画や遊水池を含めた総合的な治水計画、河床の浚渫等が必要となっている。

(2) 津々良川

渇水期にほとんど流水はないものの、過去の災害からも豪雨期には急流となり、氾濫し、農作物への被害が想定されている。

(3) 三ヶ瀬川

山地の保水機能の低下から短時間流出量の増大、洪水到達時間の短縮、土砂の流出、河床の上昇等の治水上の問題が想定される。また、過去の災害からも豪雨期には氾濫が想定される。

(4) 市ノ原川

山間部特有の急流河川であり、三ヶ瀬川との合流域に多くの土砂が堆積しており、過去の災害からも豪雨期には氾濫が想定される。

(5) 鳴子川

防災ダムの完成により、甚大な被害はないものの、上流の一部未改修区間において被害が予想される。

(6) 丸バエ川

都市部にある掘削河道の河川であり、海の潮位の影響と内水により周囲の低地部での浸水被害が出ている。

4. 土砂災害

4.1 土石流災害

宮崎県が指定している土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区及び町で指定している危険箇所を想定する。

4.2 急傾斜地災害

宮崎県が指定している急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区及び町で指定している危険箇所を想定する。

4.3 地すべり災害

宮崎県が指定している地すべり危険箇所や地すべり防止区域を想定する。

4.4 道路災害

町が実施した道路防災点検結果による落石、崩壊、失壊等の災害を想定する。

5. 台風による災害

台風災害は本県の気象災害中、その首位を占めるものである。年々被る台風災害は莫大なものである。1個の台風で死傷者565名、住家33,850戸を全半壊させた例もある(昭和20年9月17日枕崎台風)。その主な原因は以下のとおりである。

- (1) 地理的な関係から台風の襲来回数が多い
- (2) 台風の最盛期(中心気圧は深まらないが、暴風雨域が広がってくる)に本県を襲うことが多い
- (3) 台風に伴う暴風雨継続時間が他地方に比べて長い

5.1 本県における台風の特性

(1) 台風の襲来回数

本県に被害を及ぼした台風を調べると(統計期間1949～2008年、熱帯低気圧を除く、宮崎県災異誌による。)、年平均2.9個となっており、毎年2個以上の台風から被害をうけている。

(2) 台風の襲来季節

宮崎県に被害をもたらした台風の襲来を各月の旬別で見ると、表1-3のとおりである。これによると、台風の襲来期間は7月上旬から10月下旬の間である。また、襲

来数の多い期間は7月下旬と8月中旬から9月下旬までとなっている。さらに詳しくみると、7月下旬は18回、8月下旬は19回と圧倒的に多くなっている。

【1.1.9.2】 台風の月別襲来回数(昭和40年～平成20年)

| 旬 | 月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 |
|-----|---|----|----|----|-----|
| 上旬 | | 4 | 11 | 9 | 7 |
| 中旬 | | 5 | 14 | 16 | 7 |
| 下旬 | | 18 | 19 | 14 | 3 |
| 月合計 | | 27 | 44 | 39 | 17 |

注)この表は、災害の記録(宮崎県)に掲載されている本県に影響した台風についてまとめた。

(3) 台風の経路

本県に影響を及ぼす台風の約70%は九州の南方海上か、九州の南東海上を通過するものである。過去の資料(昭和24年～平成20年)で県内に大きな災害をもたらした台風42個(被害総額50億円以上について調査した)についての経路をみると、次のようになっている。

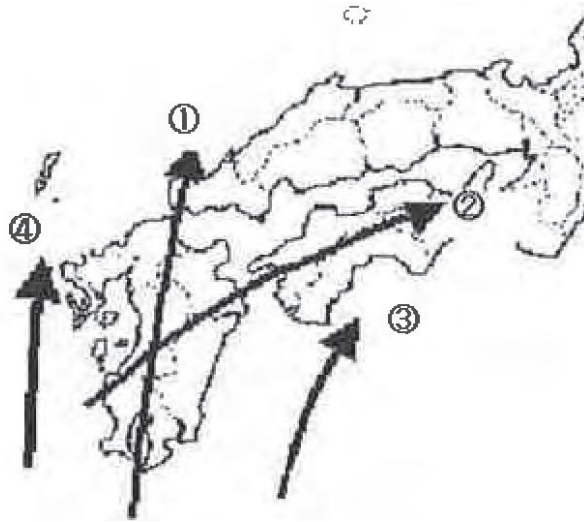


図 1.1.9.3 宮崎県に被害をもたらした台風の経路 (昭和24年から平成20年)

| | |
|-----------------|------|
| ① 九州南部に上陸した九州縦断 | 13 個 |
| ② 九州西部に上陸した九州斜断 | 6 個 |
| ③ 日向灘を北上 | 7 個 |
| ④ 九州西方海上を北上 | 12 個 |
| ⑤ その他 | 4 個 |

(4) 本県における台風の強さ

本県で観測された台風の最大風速は細島で69.3メートル毎秒(昭和26年10月14日のルース台風)を観測している。また、日最大降水量は田口原839ミリメートル(昭和46年8月29日、台風第23号)を記録している。

台風による記録的な風速は、各地ともほとんど8～10月に起きている。降水量はやばらつきがあり、6～10月の間に起きている。台風の被害高には風雨の強さが関与し、その強さが強烈であるほど、被害高が増大する。暴風の継続時間も大きく影響する。本県では他地方に比べてこの時間が一般に長く、被害をかなり増大させている。

1954年9月14日の台風第12号では、宮崎は11日12時にはじまり、14日の16時まで76時間にわたって暴風雨にさらされた。この台風の進路に当たった主要地点の暴風継続時間を調べると、福岡、浜田と高緯度に進むにつれて急速に減少し、それぞれ19時間、21時間となっている。また、本県を通過し、その後、本州を北東に進んだ1954年8月17日の台風第5号の例でも、宮崎の72時間に対して、足摺岬41時間、潮岬36時間、名古屋、東京はいずれも23時間となっている。

また、台風の雨の降り始まる時刻も、九州の他地方と比べてかなり早いことが多い。

台風が台湾の東方、北緯23～25度まで北上すると、本県ではしゅう雨（驟雨）が多くなり始める。その後、台風が接近するにつれて次第にその強さを増し、台風が上陸するまでに、100～200ミリメートルの降水量に達することが多い。しかも台風による雨はしゅう雨性のものが多く、局地的に異常な豪雨になることがある。

雨の降り終りは、台風が中心が宮崎から600キロメートルの距離に遠ざかったところで、降雨継続時間が長い。

次に台風による被害額、風雨の強さが関係することはもちろんであるが、暴風の継続する時間が大きく影響する。

本県では他の地方に比べて、この時間が一般に長いことが災害の増大に関係している。

資料編【1.1.9.4】台風による日最大風速の累計順位

資料編【1.1.9.5】台風による日最大瞬間風速の累計順位

資料編【1.1.9.6】日最大降水量・日最大1時間降水量の累年順位

(5) 台風の経路別風雨の特性

台風内の風は時計の針と反対方向に吹いていて、その全体が移動していく。そのため、一般的には進行方向に向かって中心の左側では風速は小さく、右側は大きい。したがって本県は地形的条件とあいまって、通過経路により風雨の強さが著しく異なる。台風が九州の西方を通過するか、又は九州を縦断北上するような経路のときは風雨が強く、したがって被害も大きい。これに反して東側の日向灘を通過するときの台風は風雨ともに比較的弱く、被害も少ない場合が多い。

① 台風の経路別にみた本県の暴風の特性

台風の経路により本県に及ぼす風雨は著しく異なるが、その実態を示すと次のとおりである。

ア 台風の進路で異なる本県の暴風

本県に影響を及ぼした代表的な台風19個について宮崎地方気象台で観測した経路別風速は、表「台風の経路別風速表（宮崎地方気象台観測）」のとおりである。これによると九州南部に上陸し、縦断北上したもの(上陸縦断型)は、風速30メートル毎秒前後から40メートル毎秒弱で最も強い。九州西方海上を通過したもの(西方型)は風速20メートル毎秒前後で上陸縦断型に次ぐ。九州東方海上を通過したもの(東方型)は風速20メートル毎秒以下で最も弱い。

資料編【1.1.9.7】台風の経路別風速表（宮崎地方気象台観測）

② 宮崎県の暴風の状況と台風の位置との関係

ア 西方型

宮崎の暴風(「10メートル毎秒以上の風」以下同じ)は台風が北緯25°付近に達したところから吹き始め、日本海に台風が入るころまで続く。最大風速は台風が転向

して進行速度を増したところ観測される。

イ 上陸縦断型

暴風の始まりは北緯 28° 付近に達したところで、台風が山陰沖に出て暴風は吹き終る。最大風速は台風が北緯 30° 線に達したところに現れるが、台風が九州南部上陸寸前に、最大風速が観測されることが最も多い。

ウ 東方型

暴風は、台風が北緯 27° 付近に達したところから吹き始め、瀬戸内海東部に去ったところに吹き終る。最大風速は、北緯 31° ~32° 付近で観測される。

③ 台風の経路別降雨の特性

台風による県下の雨量分布は、台風の経路によって、だいたいの型がある。また台風の経路により、本県の雨の降り方にも特異性がみられる。これらの状況について示すと、次のとおりである。

ア 台風の経路別雨量分布

台風の経路により雨量分布が異なる。

- (ア) 上陸縦断型の場合には県下の雨量は最も多く、しかも降雨強度が強い。したがって警戒すべき台風進路である。
- (イ) 西方型は上陸縦断型に次いで雨量が多く、東方型は雨量が比較的少ない。
- (ウ) 特殊なケースとして、台風の進行速度が遅いときなど、台風の前面に前線があるような場合には異常な豪雨になることがある。

イ 宮崎の降雨状況と台風の位置との関係

台風の経路により宮崎の雨の降り方にも風と同様に特異性がみられる。

特記すべきことは、台風が北緯 23~25° 付近に達したところ宮崎では雨が降り始め、台風が中心が宮崎から約 600 キロメートルの距離に遠ざかって降りやむ。つまり降雨継続時間が長い。しかも降雨強度が強く豪雨型になりやすい。

5.2 台風と水害

水害の発生件数中、台風に起因するものは梅雨、低気圧、前線に次いで多い。

降水量が多くなるほど被害も増大する。宮崎県災異誌の水害について、被害発生降水量の下限から調べると、表「総降水量と水害の程度」のような結果が得られる。すなわち、被害が発生するかどうかの限界の降水量は 200 ミリメートルで、それ以上になると田畑の浸水、がけ崩れ等の被害が急増する。350 ミリメートル以上になると、床上浸水等の甚大な被害が発生するようになる。

ここに示した降水量は降り始めからの総降水量で、継続時間は問題にしていない。

【1.1.9.8 総降水量と水害の程度】

総降水量と水害の程度

| 被害種類 降水量 | 床下浸水 | 床上浸水 | 田畑の浸水 | がけくずれ | 死者 |
|-------------|------|------|-------|-------|------|
| 200 mm以下 | なし | なし | 少 | 少 | なし |
| 300 mm | 急に増加 | 少 | 急に増加 | 急に増加 | なし |
| 350 mm以上 | 甚大 | 急に増加 | 甚大 | 甚大 | 急に増加 |

県防災計画（平成26年3月）

6. 高潮

台風被害において、風水害と並んで大きい被害をもたらすものは高潮である。昭和34年の伊勢湾台風時の高潮による大惨事は、いまだに記憶に残るところである。本県においても台風来襲時に沿岸の各地で高潮による被害が発生している。過去の資料から、日向灘沿岸に高潮を起こした実例を調べてみると次のとおりである。

6.1 日向灘沿岸の高潮の実例

- (1) 図「日向灘沿岸の高潮観測表」は日向灘に高潮を起こした台風の経路の一例である。満潮時かその前後に、台風が中心が宮崎の西側を通った場合に高潮の高さは大きくなる。
- (2) 表「日向灘沿岸に高潮を起こした台風の経路」は日向灘で高潮を観測した例である。高潮が最も大きくなったのは、昭和29年9月の台風第12号に伴うもので、油津では1メートル以上の高潮を記録した。

資料編【1.1.9.9】 日向灘沿岸の高潮観測表（高極潮位：平滑値）

資料編【1.1.9.10】 日向灘沿岸に高潮を起こした台風の経路

7. 低気圧と前線

低気圧や前線も水害を起こし、その件数は台風に次いで多い。

その雨量は、ときに平地で日雨量400ミリメートル越えるほどの大雨になった記録(宮崎で観測した

587.2ミリメートル、昭和14年10月16日)もある。しかし、一般には河川に洪水を起こすほどの雨量に達することは珍しい。普通1回の低気圧がもたらす雨量は夏期50～100ミリメートル、冬期は10～40ミリメートル程度である。前線では梅雨前線、台風前面の前線など、停滞前線による雨は雨量も多く、水害を引き起こしやすい。これに対して、寒冷前線のような移動性の前線は、一般に水害を起こすような雨量をもたらすことは少ない。

8. 竜巻等の突風

竜巻等の突風は、台風や寒冷前線等の活動により発生する。その猛烈な風で建築物を倒壊させたり、発生した飛散物が人や建物に甚大な被害を与えることがある。

本県において災害をもたらした竜巻等の突風の発生確認件数は、1991年から2010年の統

計では21件であり、全国3位の多さである。

竜巻が発生する要因は、本県では台風によるものが多い。台風の中心が本県から見て、南から西にあり、200キロメートル～300キロメートル離れて位置する場合に発生しやすい。

また、本県の場合、竜巻は内陸部でも発生しているが、多くは沿岸部で発生している。

8.1 本県の竜巻災害の実例

平成18年9月17日、14時頃、台風第13号の九州地方への接近に伴い、延岡市で竜巻災害が発生した。死者3名、負傷者143名、住宅全壊79棟など甚大な被害が発生した。

被害地域は、長さ約7.5キロメートル、幅150メートル～300メートルに及び、ほぼ連続的に建物の倒壊、屋根や壁の損傷、屋根瓦や窓ガラス等の破損等の大きな被害となった。これは、竜巻の通過したコースが市街地であったことから、竜巻の風に加え、飛散物により、被害が増大したものである。

竜巻の移動速度は時速約90キロメートルと推定され、竜巻の強度は、「多数の住宅の屋根瓦が飛んだり、屋根がはぎ取られた」、「樹木が倒れていたり、折れていた」「自動車が横転した」等の被害状況から藤田スケールでF2と推定された。

資料編【1.1.9.11】竜巻の強さと基準（藤田スケール）

第10節 門川町の主な災害危険地域

1. 災害危険箇所

1.1 水害危険箇所

町には、美郷町から流下する二級河川の五十鈴川水系と、その他の単独河川が日向灘へ注いでいる。これら町域内のほとんどの河川が県管理である。

町域内の河川において、水防上特に注意を要する箇所は4河川20箇所ある。(令和2年度宮崎県水防計画書参照)

五十鈴川水系の五十鈴川、市の原川、三ヶ瀬川、鳴子川と丸バエ川の河川が重要水防区域に指定されている。指定区域は浸水や冠水等の危険が予想される。また、ため池・ダムとしては、柿迫ため池、防災ダムがある。いずれも河川の蛇行部分や人家の集中する区域である。

資料編【1.1.10.1】重要水防箇所

資料編【1.1.10.2】主要交通途絶予想箇所

1.2 土砂災害危険箇所

丘陵地や山麓部では、土石風化の進行や山林の保水能力の低下等から、土砂流出、崩壊を誘発する地域がある。また、山麓部の谷間では土石が推積し、河川が閉そくしている。

(1) 土石流危険渓流

① 土石流危険渓流

町には、土石流危険渓流が78渓流存在する。これら危険箇所の危険度の状況は、下表のとおりである。(令和2年度宮崎県水防計画書 別表7)

② 土石流危険渓流に準ずる渓流

この他の危険渓流以外の箇所も注意が必要である。

ア 各河川水系の上流端

イ 谷型斜面や急な河川の平地への出口に形成された扇状地

ウ だ円形の堆積地形で、過去の土石流により形成された土石流堆等の分布する地域

現在の土石流危険渓流の危険箇所は、地形分類で区分される土石流堆の分布とおおむね一致する箇所にあたる。土石流が再び発生した場合には、危険性が高いと考えられ、今後も人工構造物や保全対象となる施設の配置等に十分配慮すべきである。

【1.1.10.3】土石流危険渓流 危険度ランク内訳

| 危険度ランク | I | II | III | 計 |
|--------|----|----|-----|----|
| 箇所数 | 22 | 51 | 5 | 78 |

ランク I 人家5戸以上に被害を及ぼす恐れのある箇所

ランク II 人家1~4戸に被害を及ぼす恐れのある箇所

ランクⅢ 人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

資料編【1.1.10.4】土石流危険渓流一覧

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

町には、急傾斜地崩壊危険箇所が合計 306 箇所存在し、これら危険箇所の危険度の状況は次表のとおりである。(令和 2 年度度宮崎県水防計画書 別表 7)

【1.1.10.5】急傾斜地崩壊危険箇所 危険度ランク内訳

| 危険度ランク | I | II | III | 計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|
| 箇所数 | 135 | 163 | 8 | 306 |

ランクⅠ 人家 5 戸以上に被害を及ぼす恐れのある箇所

ランクⅡ 人家 1～4 戸に被害を及ぼす恐れのある箇所

ランクⅢ 人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

資料編【1.1.10.6】急傾斜地崩壊危険箇所一覧

(3) 地すべり危険箇所

町には、地すべり危険箇所が 4 箇所存在する。これら危険箇所の危険度の状況は、下表のとおりである。保全対象の総人家戸数は 5 戸、公共施設は学校、公民館等の 1 箇所及び国・町道の総延長約 1,600m である。このうち県所管の地すべり危険箇所は 4 箇所である。

【1.1.10.7】地すべり危険箇所 危険度ランク内訳

| 危険度ランク | I | II | III | 計 |
|--------|---|----|-----|---|
| 箇所数 | 1 | 0 | 3 | 4 |

ランクⅠ 人家 5 戸以上に被害を及ぼす恐れのある箇所

ランクⅡ 人家 1～4 戸に被害を及ぼす恐れのある箇所

ランクⅢ 人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

資料編【1.1.10.8】地すべり危険箇所一覧

(4) 山地災害危険地区

町では、林野庁が指定する山地災害危険箇所が合計 75 箇所存在する。このうち、山腹崩壊危険箇所が 35 箇所、崩壊土砂流出危険箇所が 36 箇所である。これらの危険箇所の状況は下表のとおりである。

【1.1.10.9】山地災害危険箇所概要

| | 山腹崩壊 危険地区 | 崩壊土砂 危険地区 | 地すべり 危険地区 | 計 | |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------|----|
| 危険箇所数 | 35 | 36 | 4 | 75 | |
| 面積(ha) | 35 | 75.36 | 31.6 | 141.96 | |
| 人家戸数(戸) | 80 | 424 | 5 | 509 | |
| 公共施設(戸) | 1 | 2 | 1 | 4 | |
| 危険度ランク | I | 4 | 24 | 1 | 29 |
| | II | 27 | 8 | 0 | 35 |
| | III | 4 | 4 | 3 | 11 |
| 治山事業 | 概成 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 一部概成 | 4 | 17 | 0 | 21 |
| | 未成 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| | 無 | 31 | 19 | 0 | 50 |

資料編【1.1.10.10】 山地災害危険地区（山腹崩壊）1

資料編【1.1.10.11】 山地災害危険地区（山腹崩壊）2

資料編【1.1.10.12】 山地災害危険地区（崩壊土砂流失）1

資料編【1.1.10.13】 山地災害危険地区（崩壊土砂流失）2

資料編【1.1.10.14】 山地災害危険地区（崩壊土砂流失）3

第11節 災害の危険性

1. 既往災害事例

1.1 風水害の事例

風水害については、毎年、程度の差はあるが雨による被害が起きている。人的被害は少ないものの、家屋の床上・床下浸水、道路の崩壊、河川増水等による被害が過去に発生している。これらの被害は5月上旬～10月中旬頃の前線停滞と台風期に集中している。特に甚大な被害は、8月上旬～9月上旬頃に頻発しているのがわかる。

近年の町の風水害の特徴は、平成9年9月の五十鈴川水系の氾濫に代表される。河川の急激な増水により、流下不足等を要因としたもの、海水面の上昇と内水排水不良による浸水・溢水があげられる。

主な既往災害における発生期間及び気象記録の最大値は以下のとおりである。

(1) 既往の水害の発生期間

① 既往の記録から警戒を要する期間

5月～10月頃の前線停滞と台風通過時期

② 既往の記録から甚大な被害を受けた期間

8月上旬～9月中旬の台風期

(2) 既往の気象の最大値（平成6年～平成26年）

① 最大時間雨量

23ミリメートル（平成9年9月2日台風13号）

② 最大日雨量

166ミリメートル（平成9年9月2日台風13号）

(3) 既往人家、家屋被害等

① 人的被害数

重軽傷約 1人（平成9年9月2日台風13号による）

② 最多住家被害数

ア 全壊 3戸（平成9年9月2日台風13号による）

イ 半壊 3戸（平成9年9月2日台風13号による）

ウ 床上浸水 134戸（平成5年8月10日の台風7号による河川氾濫）

エ 床下浸水 143戸（平成9年9月12日の台風19号による）

1.2 土砂災害の事例

町域内の土砂災害の事例は、住宅地裏山の崖くずれや圃場・道路・河川堤防・畦畔の欠落等の災害であり、大規模な災害事例は記録されていない。

また、近年の丘陵地等の宅地開発により、土地利用の高度化が進み、がけ地への近接等の新たな災害危険箇所も発生している。これらの土砂災害の危険性を有しているところには、小学校・公民館、保育所等の公共施設が立地するところもあり、安全な避難場所を検討することが必要である。

1.3 火災の事例

過去10年間の火災の記録は、(資料;日向市消防年報平成16年~平成25年)建物、林野火災や車輛火災等を含めて累計106件である。このうち建物火災が48件、年平均約10件程度の火災が発生している。また、これら火災の死傷者数は、死者3人、負傷者5人、り災者130人である。

町内の状況では、平成元年1月17日門川尾末にて、放火の疑いによる住宅107㎡を焼失し、死者2名、負傷者1名が報告されている。また、林野火災では、平成元年1月29日庵川にて、山林70,000㎡を焼失し、負傷者2名が報告されている。

1.4 地震災害の事例

(1) 地震災害の記録

大規模地震は、1984年(昭和59年)8月7日のM=7.1、延岡で震度4、建物一部破損41件、負傷者1名が記録されている。地震発生地点の過去の記録によると、日向灘沖での地震が多数発生している。

さらに、地震動で問題となる地盤状況に関しては、地耐力の弱いN値10以下の軟弱層の分布は層厚5~15m程度が多く、深いところで30mに達する。また、これらの土質分布は、砂・シルト層が主体で、軟弱層の分布が多いことがわかる。これら砂・シルト層は、最深で33m程度、河川流域や日向灘沿岸方面にみられる。このことから町域は、地震の発生に対し、地震動の影響、液状化等の問題が高い地域であると言える。

特に、宮崎県内で発生した被害地震のうち、大規模なものを以下に列挙する。

資料編【1.1.11.1】昭和以降宮崎県内 震度4以上の地震観測表

(2) 津波の痕跡

町で被害を受けたと思われる主な津波の痕跡

【1.1.11.2】町に來襲した津波

門川町に來襲した津波

- ・2006年11月15日に千島列島東方沖で発生した地震(M=7.9)では、細島港で12cmの津波高記録されている。
- ・2011年3月11日の東日本大震災(M=9.0)では、水産施設で250万円の被害があり、日向市細島港では88cmの津波高が記録されている。

【1.1.11.3】 海外で発生し、来襲した津波

海外で発生し、来襲した津波

- ・2009年1月4日ニューギニア付近（インドネシア）により、細島港では13cmの津波高が記録されている。
- ・2009年9月30日サモア諸島で発生した地震により、細島港では6cmの津波高が記録されている。
- ・2010年2月27日のチリ中部沿岸で発生した地震により、細島港では31cmの津波高が記録されている。
- ・2012年8月31日にフィリピン諸島を震源とする（M=7.6）の地震が発生、細島港では6cmの津波高が記録されている。
- ・2013年2月6日サンタクルーズ諸島で発生した地震により、細島港で11cmの津波高が記録されている。
- ・2015年9月17日にチリ中部沿岸で発生した地震により、細島港で10cmの津波高が記録されている。

（参考：2022年1月15日フンガ・トンガーフンガ・ハアパイ火山での大規模噴火により、細島港で28cmの潮位変化が記録されている。）

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

1. 風水害に強い町土の形成

治山、治水事業等の積極的推進により、風水害に強い町土の形成を図るものとする。

1.1 治山事業

治山対策は、森林のもつ多様な機能を生かし、町土を保全する重要な役割を担っている。したがって、治水への影響、林産物生産、水資源の確保、環境保全、生態系の保全を考慮し、実施する。

【1.2.1.1】町域の森林の現況

町内林野面積 (平成22年3月31日) (ha)

| 総数 | 人工林 | | | 天然林 | | | 竹林 | 無立木地 |
|--------|-------|-------|-----|-------|-----|-------|----|------|
| | 計 | 針葉樹 | 広葉樹 | 計 | 針葉樹 | 広葉樹 | | |
| 10,059 | 4,594 | 3,850 | 744 | 5,136 | 40 | 5,096 | 46 | 283 |

門川町統計書 (平成25年度)

(1) 概況

町の森林面積は、現在、10,059 (ha) で町土面積の約84%に及ぶ。このうち、県管理の森林は、天然林で16 (ha) である。

森林の分布域は各河川の上流域にあたるため、防災上特に重要な地域である。

国土開発、都市化の進展により、国土の高密な利用、開発が山地山麓部に進行し、山地に起因する災害が多発する傾向にある。このため、新生崩壊地、既崩壊地、地すべり地域や山地災害危険地区等の早期復旧並びに予防対策は、極めて重要な課題である。

なお、山地災害危険地区は、資料「山地災害危険地区一覧」のとおりである。

保安林の整備については、県が森林法に基づいて策定された地域森林計画に即して、保安林の適正配備を進めるとしている。また、機能が低下している保安林については、特定保安林に指定し、所期の機能を確保するための措置を講じている。町は県と連携し、計画的に事業を実施するものとする。

なお、土砂流出防備、土砂崩壊防備保安林及び保安施設地区の指定状況は、資料「土砂崩壊防備保安林及び保安施設地区の指定状況」のとおりである。

資料編【1.1.10.9～1.1.10.13】山地災害危険地区一覧

資料編【1.2.1.2】土砂崩壊防備保安林及び保安施設地区の指定状況

(2) 計画

治山事業は、「森林法」、「地すべり等防止法」に基づき実施している。県の「森林整備保全事業計画」を踏まえ、緊急かつ計画的に推進し、荒廃森林の復旧、山地災害危

険地区の解消及び水源地域の水土保全施設の整備に努める。また、保安林機能の強化を図るため、保安林改良及び保育事業を実施し、町土保全、水源かん養等の公益的機能の維持増進に努める。

① 森林のもつ機能の維持

町は、関係機関、団体等と連携しながら、森林のもつ機能の維持向上を図る。

② 山地部の保水能力の向上

保安林整備事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努める。

③ 緑地の保全

市街地をとりまく山林や農地、あるいは緑地について、本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視する。都市における貴重な地域緑地として積極的な保全を図る。

④ 監視体制の充実

小規模林地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林の保全巡視を推進していく。

⑤ 森林の持つ公益的機能の保全

国土保全や水源かん養等、森林の持つ公益的機能を保全するとともに、広葉樹の植栽を促進する。

⑥ 総合的な保全を計画

森林は資源や景観としての保全にとどまらず、災害防止やレクリエーション等の機能を含めた総合的な保全を図る。

⑦ 土砂災害の防止

山腹崩壊・崩壊土砂・地すべり等の対策については、県治山事業の推進を要請する。

1.2 治水事業

(1) 現況

近年、雨水の保水能力の減少によって、多量の雨水が流入し、河川が急激に増水、氾濫をおこす都市型水害が発生するようになっている。

町においても道路の舗装や宅地化の進行により、雨水は短時間に河川へ流出し、標高の低い箇所等で浸水、溢水を招くことが予想される。

これら災害関連の資料は、現象の究明に貴重な資料となる。そのため、災害時の発生要因、被害場所のデータの整理や蓄積が今後とも必要である。

資料編【1.1.10.1】河川の危険と予想される区域

資料編【1.1.10.2】重要水防区域

(2) 計画

現在進行中である河川の改修の早期完成を目指す。また、災害復旧においては、早期復旧とともに、災害の再発を防止するための改良を図ることとしている。さらに、

新たな課題である河川環境の整備や都市河川対策についても、十分に配慮する。国の社会資本整備重点計画を踏まえ、治水施設の整備及び水資源開発を国土交通省直轄事業との調整、県との連携を図りながら、計画的に治水事業の推進を図る。

① 河川・海岸対策

- ア 主要河川・海岸の改修は、国や県の事業として計画的に改修が進められている。町は、この早期完成に協力する。また、改修未計画区間も含めた積極的な推進を関係機関に要請する。
- イ 護岸や橋脚の塵芥排除及び補修、橋台・石積の洗掘箇所の補強等、河川管理の充実を積極的に促進する。
- ウ 災害実績や治水の課題を考慮し、道路側溝の整備、機能の維持点検、現排水路の排水系統の再検討を進める。
- エ 河川施設の維持管理
 - (ア) 堤防護岸は、地震発生後や出水期に備えた見まわりを行う。決壊口、災害復旧未着手箇所、その他の危険箇所の点検に努める。
 - (イ) 水防倉庫に空俵、縄等の備蓄資材を補給しておく。
 - (ウ) 水門、樋門は、定期的に可動点検を行う。

② 洪水流出対策

- ア 近年、多発する豪雨による雨水流出量の増加を考慮し、主要河川の浚渫や護岸改修及び水路、都市下水路（雨水、汚水混合）等の整備、改修について検討する。
 - (ア) 五十鈴川
「五十鈴川床上浸水対策特別緊急事業（平成7年4月）」
河床掘削、湾曲部の改修、築堤、潜水橋の高架化、更生橋の掛替等の完成
 - (イ) 津々良川
堆積土砂、雑草等の除去
災害復旧工事等で拡幅、護岸工事の推進と流下能力の向上
 - (ウ) 三ヶ瀬川
「五十鈴川床上浸水対策特別緊急事業」
合流点の改修
流下能力の向上に努めた。
 - (エ) 市の原川
河川改修に努め、堆積土砂、雑草等の除去により流下能力の確保を図る。
 - (オ) 鳴子川
中村地区から防災ダムまでの未改修箇所の整備
 - (カ) 中山川
堆積土砂、雑草等の除去
 - (キ) 丸バエ川
米田団地上流までの整備に努める。
堆積土砂、雑草等の除去を図り、流下能力の向上に努める。

イ 危険区域の調査

災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、洪水、浸水、溢水、その他異常気象により災害の発生するおそれがある地区について、あらかじめ調査を実施し、その実態の把握に努める。

1.3 砂防事業

(1) 現況

砂防事業は、昭和7年から荒廃した上流山地の土砂生産の抑止抑制と溪流土砂の貯砂・調節によって下流河川の河道安定と下流部の被害の未然防止を目的として、砂防ダムや流路工等を整備している。(県防計画)

町の山地には無数の溪流河川があり、その多くは勾配が急で河道も狭少である。町は、人家の保護や田畑の保全を期すため、今後も継続して治山、砂防事業の展開を図る。

(2) 計画

① ダム・ため池

ア ダム及びため池は、堤体や樋管の状況、漏水の有無等についての定期点検を行う。

イ 定期点検結果に基づき、必要な場合は、詳細調査を実施し、堤体の補強・漏水防止・樋管整備等を行う。

ウ 毎年、出水時期前には、ため池等の点検パトロールの実施に努める。

エ ため池については、あらかじめ受益者の中から監視員、連絡員を定めて、災害時の措置を事前に検討しておく。

オ ダムについては、法律で定めるダム管理者等の選任を行い、災害時の措置を事前に検討しておく。

資料編【1.2.1.3】ため池

② その他

ア 水門・樋門については、管理受託者と災害時に必要な門扉操作の取扱い等の具体的対応を検討しておく。

イ い堰等については、管理受託者、水利組合等と災害時に必要な施設の操作取扱い等の具体的対応を検討しておく。

1.4 地すべり対策事業

(1) 現況

本県の地すべり危険箇所は、主に県北では九州山地に、県南では南那珂山地に存在する。その形態は崩壊性の地すべりに分類される。

破砕帯地すべりは、第三紀層地すべりのように、降雨に関係なく緩慢な断続的移動をするものではない。むしろ豪雨時に、崩壊に近い地すべりを起こすものであり、そ

の処置は非常に困難である。また、第三紀層地すべりは、古来より長い年月にわたり移動している傾向がある。

山地や丘陵地が多いという地形・地質的な要因と開発行為等による要因から、土石流や斜面崩壊等の土砂災害の危険性が存在する。

(2) 計画（県防計画）

国土交通省所管においては、社会資本整備重点整備計画に基づき整備を進める。

林野庁所管においては、森林整備保全事業計画(平成26年度～平成30年度)に基づいて整備を進める。

農村振興局所管においては、7地区を地すべり防止区域に指定し、7地区が概成している。

1.5 急傾斜地崩壊対策事業（県防計画）

(1) 現況

急傾斜地・がけ崩れ危険箇所は、高千穂、延岡、日向等の県北山岳地域、日南、串間等の県南地方をはじめとして、県土全域に分布している。これら危険箇所の解消のため、緊急性・危険性の高い所から順次整備を実施してきている。

(2) 計画

国の社会資本整備重点整備計画に基づき、県内の危険箇所のうち緊急性・危険度の高い箇所について、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

1.6 海岸保全事業（県防計画）

本県は約400kmに及ぶ海岸線を有しているが、海岸保全施設は未整備の部分があり、保全機能を十分果たしていないので高潮及び津波等の災害から保護するため、次の事項を中心にこれらの整備を進めてゆくものとする。

- (1) 防護を必要とする区域のうち、現在まで梅ヶ浜海岸等139海岸を保全区域に指定している。
- (2) 海岸の所管が各省庁にまたがっているので、相互の関連を考慮して調整を図る。
- (3) 未整備の保全施設については年次的に事業を促進する。

資料編【1.2.1.4】 海岸

1.7 農地防災の推進（県防計画）

農業災害予防のための農地農業用施設の保全及び長期計画の推進等は、次によるものとする。

(1) 農地農業用施設の保全

① 農地保全整備事業

ア 農地侵食防止工事

(ア) 急傾斜対策

本県は、地形的に急傾斜の農地が多い。これらの農地の土壌浸食を防止する

ための排水路、集水路、承水路等及びこれと併せて農道の新設又は改修事業を実施し、急傾斜地帯における農業生産の基礎条件を整備する。

② ため池等整備事業

ア ため池整備工事

県下に所在するかんがい用ため池のうち設置年次が古いこと等により、堤体及びその施設が老朽化し、堤体の決壊により下流地域に洪水発生のおそれのあるため池について、緊急度の高いものから順次補強事業を実施している。

イ 土砂崩壊防止工事

農地農業用施設及びその他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、補強・整備を実施している。

ウ 用排水施設整備工事

自然的、社会的状況の変化により、農地・農業用施設及びその他に被害を及ぼすおそれのある施設で、早急に整備を要する水路、樋門、頭首工等の改修事業を進めている。

エ 農業用河川工作物応急対策事業

治水上災害の危険がある農業用河川工作物について、緊急に補強、改修を行い、洪水による災害を未然に防止する。

③ 農村災害対策整備事業

地震防災対策等の災害防除対策を推進する地域に指定されている地域や、災害に対して脆弱な中山間地域等に対し、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため、農業用施設や農村防災施設等の整備を行う。

また、特に甚大な災害を受けた地域において、再度の災害発生を防止するための農業用施設等の整備に併せて、持続的な営農が行われ農業用施設等の洪水防止等の防災機能を十分発揮させるために、農業生産基盤の整備と農村生活維持施設の整備を行い、被災農村における耕作放棄地の発生抑制や農村コミュニティ機能の回復を図る。

④ 湛水防除事業

自然的・社会的条件の変化により、湛水被害を生じるようになった地区で、これを防止するために排水改良施設の整備を行う。

⑤ 防災ダム事業

洪水被害を防止するための洪水調節用ダムの新設又は改修を行う。

⑥ 海岸保全施設整備事業

高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれがある海岸地区に防護のための堤防、樋門等を改修又は新設し整備を行う。

(2) 長期計画の推進等

平成23年度に策定された「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画」の中で「災害に強い農業・農村づくりの推進」として下記のとおり定めている。

本県は、地理的条件から台風や集中豪雨に見舞われやすく、県土のほとんどが風水害に弱い火山灰特殊土壌（シラス、赤ホヤ、ボラ等）に覆われているため、災害の発

生しやすい自然条件にある。このため、災害の未然防止に努めてきたが、依然として毎年、農作物や農地、農業用施設に被害が生じ、農業経営に大きな影響を与えている。一方、混住化が進む農村地域では、農地等の被害が、農地の保全や農業生産の安定のみならず、県民の安全や県土の保全に大きく影響を及ぼしかねない状況となっていることから、農地の侵食防止や農業用ため池、排水施設などの早急な整備・補修が重要な課題となっている。

そこで、自然災害による農地等の被害を未然に防止するため、農地保全・防災施設の整備を総合的に実施し、農業生産の維持や農業経営の安定を図るとともに、農地の多面的機能の維持保全を通じて、県土の保全や安全性を確保する必要がある。

① 農地防災施設の整備

- ア 決壊の恐れがある農業用ため池や急傾斜地における農業用排水施設の整備促進による農業経営の安定並びに県民生活の安全確保
- イ 農地等の総合的な防災対策の推進による災害に強い農村づくり

② 農地保全施設の整備

- ア 急傾斜地など侵食を受けやすい地域における排水対策の推進による優良農地の確保

③ 災害防止活動

- ア 地域住民参加による災害防止のための農業用施設の点検、補修活動の推進

2. 風水害に強いまちづくり

災害危険箇所対策等の実施などにより、風水害に強いまちづくりを進めるものとする。

災害危険箇所対策は、「本編 第2章 第1節 1. 風水害に強い町土の形成」によるほか、本項によるものとする。

2.1 河川氾濫に伴う浸水想定区域の指定及び水深の公表等

国及び県は、以下のように河川氾濫に伴う浸水想定区域の指定及び水深の公表等を実施するとしている。

水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位。以下同じ。）を定める。また、その水位に到達した旨の情報を提供する河川において、河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

町は、県と連携し、次のとおり計画し、また必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、少なくとも次の事項について明らかにしておくものとする。
 - ① 洪水予報等の伝達方法
 - ② 避難場所
 - ③ その他、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- ④ 要配慮者利用施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地
- (2) 次のいずれかに該当する場合、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように、洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

① 要配慮者利用施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

- (3) 上記(1)、(2)について、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布や、その他の必要な措置を講ずるものとする。

要配慮者利用施設等の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を行うよう努めるものとする。本地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等に関する避難確保計画を作成し、これを町に報告するものとする。これを変更したときも同様とする。また、計画に基づき、避難確保のための訓練を行うとともに、その結果を町に報告するものとする。

町は、避難確保計画の作成又は避難訓練の実施等に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

資料編【1.2.1.5】要配慮者利用施設一覧

2.2 土砂災害警戒区域の指定等

県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、当該区域の指定を受けた関係市町村は、市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助、その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとしている。

町は、県と連携し、次のとおり実施する。

- (1) 土砂災害警戒区域内に、主として高齢者等の要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒、避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
- (2) 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒、避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、その他の必要な措置を講ずるものとする。本地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等に関する避難確保計画を作成し、これを町に報告するものとする。これを変更したときも同様とする。また、計画に基づき、避難確保のための訓練を行うとともに、その結果を町に報告するものとする。

のとする。

町は、避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に等関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

資料編【1.2.1.5】要配慮者利用施設一覧

2.3 災害危険箇所対策の実施

町は県と連携し、災害危険箇所対策を実施する。災害危険箇所の対策は、次によるものとする。

(1) 危険箇所の調査

災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため洪水、高潮、津波、地すべり、山崩れ、その他異常現象により災害の発生するおそれのある地域について、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておくものとする。

(2) 危険箇所

① 山地災害危険箇所等

県は、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある山地災害危険地区を調査・把握し、山地災害危険箇所の住民への周知を図るとしている。

② その他の災害危険箇所

町は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知する。また、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

(3) 危険区域の調査結果の周知

① 災害危険箇所の点検体制の確立

町は、県土木事務所や農林振興局、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

② 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

ア 町は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえるよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

イ 新たに把握すべき土石流、崖崩れ、地すべりなどの危険性について町独自に調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

③ 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

町は、災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

- ア 災害危険箇所、避難所、避難路及び避難方法を町の地域防災計画に明示し、位置づける。
- イ 災害危険箇所の他、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図(防災マップ)の作成・掲示・配付
- ウ 広報誌、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図るものとする。

2.4 建築物の安全性確保

建築物の安全性確保対策は、次によるものとする。

(1) 防災建築の促進

① 木造住宅

建築物の多数を占める木造住宅については、台風対策として耐風性のある建築を建設促進するものとする。

② 県、町公営住宅

木造公営住宅については、周囲の状況を考慮し、防災面に留意して建設する。

(2) 建築物の災害予防措置

① 建築物の定期報告

建築基準法に基づき、知事が指定する特殊建築物について、定期報告を行わせ、維持保全、防災避難等について安全の確保を図るものとする。

② 住宅金融支援機構の特別融資の利用促進

次のいずれかに該当する場合、その費用について、住宅金融支援機構の特別融資がなされる。そのため、該当者について、融資利用を促進することによって、安全化を図る。

ア なだれ、地すべり、がけ崩れ等により人体、生命に危険をおよぼすおそれがあると地方公共団体の長が認める地域内に居住している者が、危険地域外に移転する場合の住宅の新築

イ 建築基準法第10条の規定により、特定行政庁から住宅の除却、移転又は改築の命令の予告通知を受けた者が移転する住宅の新築又は改良

③ がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域について、危険住宅の移転を行う者を対象とし、補助金を交付する市町村に対して国と県で必要な助成を行う制度である。急傾斜地崩壊防止対策と併わせ、これを促進し、住民の生命の安全を図るものとする。

2.5 重要施設の安全性確保

不特定多数のものが利用する建築物並びに学校及び医療機関等、応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

3. 都市防災構造の強化

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、人口の集中した都市部の被害が大きくなっている。地震による被害を最小限にするためには、地震に強い都市づくり、まちづくりを進めることが重要である。

町は、門川町都市計画マスタープラン（平成25年度策定）に基づき、地震に強い都市づくり、まちづくりを推進していく。

3.1 防災都市づくり計画の策定

町は、地震・津波に強い都市づくりを推進するため、防災都市づくり計画を策定するよう努める。

道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画の決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度、密集住宅市街地整備促進事業の活用、建築物の不燃化等について、総合的に推進する。

3.2 防災空間の確保

(1) 基本方針

地震に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(2) 現況

住宅団地内においては、比較的生活基盤の整備が進んでおり、良好な住宅地を形成しているが、一部の地区では、接道していない住宅や老朽家屋が数多く存在し、津波、火災等の災害が発生すると、人命、財産に大きな損害を与えると予想される。

漁業集落地区では、津波や火災などの防災性、高齢化の進展等に起因する地域活力の低下が課題であり、特に改善の必要性が高い。

(3) 計画

町は、漁業集落地区の環境改善、公園の維持管理及び更なる利用促進について取り組む。

① 土地区画整理

重点整備地区において、土地区画整理事業を推進する。

ア 老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図る。

イ 地域の防災活動拠点として機能する道路、公園・空き地等の都市基盤施設を整備する。

ウ 同時多発的な火災に対応する延焼遮断空間を確保する。そのため、道路、公園、緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、沿道建築物の不燃化の推進等を図る。

エ 消防活動空間確保のための道路整備を図る。

② 市街地の整備

- ア 避難地及び避難路の用地を確保する。
- イ 道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、地域の防災活動の拠点整備を図る。
- ウ オープンスペースである公園は、防災上果たす役割も大きいことから、行政施設等と一体となって防災拠点となるよう、都市公園を中心に活用を図っていく。具体的には、次のとおり。
 - (ア) 平常時における防災訓練の場としての活用
 - (イ) 防災資機材等の備蓄の場としての活用
 - (ウ) 災害時における避難場所、災害応急対策活動の拠点等としての活用

③ 狭あい道路の改善

密集市街地においては、避難や消火活動上支障のある狭あい道路の改善を図るため、地域の事情に応じた総合的な住環境整備を促進し、一定幅員以上の区画道路の確保を目指す。

3.3 都市の再開発等の推進

(1) 基本方針

住民の休息・散歩・鑑賞・遊技・運動等のレクリエーションの場として、また、防災・避難の場として、あるいは都市の美化等その地域に応じた機能の公園等を整備する。

(2) 計画

① 市街地開発

市街地の同時多発的な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により、他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業等の面的な整備を県とともに推進する。

ア 土地区画整理事業の推進(土地区画整理法)

既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図る。また、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図ることとする。

イ 市街地再開発事業の推進(都市再開発法)

市街地において、建築物及び公共施設等の整備を行う。土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等、都市機能の更新を図る。これにより、地震、火災等の災害危険度の低下を図ることとする。

3.4 指定緊急避難場所の確保等

(1) 基本方針

町長は、関係機関と連携して災害から人命の安全を確保するため、指定緊急避難場所等の選定を行うとともに、あらかじめ避難施設整備計画を作成し、避難対策の推進を図る。

① 避難施設整備計画の作成

町は、夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難場所として活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、指定緊急避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

資料編【1.2.1.6】避難施設整備計画

(2) 指定緊急避難場所の指定

延焼火災、崖崩れ、津波及び建物倒壊等から避難者の生命を保護するため、次の指定基準に従って指定緊急避難場所の指定を行う。

① 管理条件

災害が切迫した状況において、居住者等に対して、当該指定緊急避難場所が速やかに開設される管理体制を有していること。

② 立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

③ 構造条件

指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地している場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。また、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

④ その他

地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は、上記の管理条件に加えて、以下の条件を満たすこと。

ア 当該施設が地震に対して安全な構造であること

イ 場所・その周辺に、地震発生時に人に生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと。

(3) 町指定避難場所 所在地一覧

資料編【1.3.9.7】町指定避難場所所在一覧表

4. 建築物の安全化

地震被害想定調査においては、都市部を中心にほぼ全県で建築物に被害が生じている。県は、これを軽減するためには、建築物の耐震化・不燃化及び液状化対策を推進していくことが重要であるとしている。特に、既存建築物の耐震改修や、応急対策を実施する上で重要な建築物の耐震性の強化を推進していくものとする。

町は、所管施設について、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化する。また、耐震性、耐火性を保つよう配慮する。特に、公立学校等の公共建築物については、耐震性の向上や不燃化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強を進めるものとする。

また、民間の施設及び一般建築物等について、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導するとともに、耐震性の強化を促進するものとする。

4.1 建築物の耐震性強化

(1) 現況

一般建築物に関しては、震災時に建物の倒壊及び火災発生による被害の拡大が予想される。阪神・淡路大震災でも建築物の倒壊、屋内家具の転倒等による圧死、通電の際の木造密集地域での火災延焼の拡大により、被害が拡大した。

町の現況は以下のとおり。

- ① 市街地については家屋の密集が進み、道路も狭いところも残っている。
- ② 住宅の老朽化、建築基準法制定以前の建築物等の耐震性診断の調査、現況の把握。
- ③ 住民の危機意識に訴えた屋内家具の転倒、ブロック塀等の倒壊等の防止策の実施。
- ④ 周辺環境と一体となった総合的な居住環境の整備検討等の課題が考えられる。

(2) 計画

① 建築物対策

ア 建築物等に対する指導

防災上危険と認められる建築物、外装材等については、設置者に対し補修等の必要な措置を指導する。

イ 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について、関係機関の指導により安全確保を図る。

ウ 既存建築物の耐震性の向上を促進

耐震性の低い既存建築物について、耐震改修相談窓口の開設や耐震性向上に向けた知識の啓発・普及等の施策を実施する。また、耐震改修を促進するための検討を進める。

エ 建物相談の環境づくり

(財) 宮崎県建築住宅センターや建築物防災週間等で行っている住宅相談にあわ

せ、ブロック塀等の耐震工法、耐震補強等の周知普及を行う。

また、土木工事においても町民からの相談を受ける体制を整備する。

オ 応急危険度判定士の養成

行政や民間の建築士が被災建物の危険度を判定する「応急危険度判定士」への登録啓発に努める。なお、応急危険度判定の実施については、県建設業協会等に協力を依頼する。

② その他

ア 屋外広告物等の落下防止

広告塔、看板等の屋外広告物や街路灯、道路標識等の道路付帯施設及び自動販売機等が落下・転倒、飛散し、被害を拡大させることが予想される。そのため、公共施設等の管理者は、施設の点検、補修、補強を図る。また、事業者等に対する落下防止措置等の普及啓発に努める。

イ ブロック塀等の安全対策の推進

- (ア) 各種ブロック塀等についての実態把握、施工技術の啓発、住民への啓発、既存塀の補強、改修指導等を行う。
- (イ) 通学路及び避難路等におけるブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
- (ウ) 安全点検パトロール、施工者に対する技術講習会の実施、パンフレットの配布。
- (エ) ポスター及び広報による住民へのPR等を推進する。
- (オ) ブロック塀を設置している住民に対して、日頃から点検に努めるよう指導する。また、危険なブロック塀に対しては、造り替えや生垣き化等を奨励する。
- (カ) ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

4.2 建築物の液状化対策

県の地震被害想定調査においては、液状化による建築物の倒壊被害が大きく想定されている。建築物の液状化対策としては、主に液状化現象の発生そのものを阻止するための対策と、液状化現象の発生を前提とした構造的な対策がある。

なお、それぞれの工法の概要は以下のとおりであり、構造計算書の添付が義務付けられている建築物については、確認申請時に指導していく。

(1) 液状化現象の発生そのものを防止するための対策(地盤改良工法)

「本編 第2章 第1節 5. 5.4 液状化対策の推進」参照。

(2) 液状化現象の発生を前提とした構造的な対策

① 建築物

施設管理者は、応急対策上重要な不特定多数の者が使用する施設について、特に、耐震性の確保に配慮する。

ア 木造建築物

(ア) 基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法

- (イ) アンカーボルトの適正施工
 - (ウ) 上部構造部分の剛性を持たせる
 - (エ) 荷重偏在となる建築計画を避ける
 - (オ) 屋根等の重量を軽くする
 - イ 鉄筋コンクリート造等建築物
 - (ア) 支持杭基礎工法
 - (イ) 地階を設ける方法
 - (ウ) 面的に広がりのある建築計画とする
 - (エ) 地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める
 - ② コンクリートブロック塀
 - ア 法令等の技術基準を正しく履行する
 - イ 基礎を底盤幅の大きい逆 T 字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする
- (3) 公共施設の点検整備
- ① 施設管理者は、道路、河川、砂防設備等公共施設の機能及び周囲の状況に応じて耐震性等の点検整備を行う。

4.3 建築物の不燃化の促進

(1) 基本方針

安全な都市環境の整備を促進するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）の適用を受けている街路、公園、都市下水路（雨水、汚水混合）等の都市施設整備事業・土地区画整理事業等の市街地開発事業を総合的かつ計画的に実施する。その一環として、建築物の不燃化を促進する。

(2) 現況

既成市街地の一部には、『道路狭小、住宅密集が要因で進入困難と判断され、一度火災が発生すれば、広範囲に拡大延焼のおそれがある地域。』がみられる。火災危険地域の指定と同時に延焼遮断帯となる緑地、道路等の整備について検討するなど、都市計画・消防計画に則り、地域全体での防災強化が必要である。

(3) 計画

① 開発規制

ア 防火、準防火地域の指定

建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等、都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を進める。また準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し、火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、県下の該当地域の選定を行ったうえで、地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

イ 「都市計画法」に基づく開発許可制度により、一定規模以上の開発行為に対して行う県の指導に加え、町は「門川町開発指導要綱（H10.7.1）」に基づき、開発行為に対する指導の強化を推進する。

ウ 宅地開発における防災指導の強化

建築基準法、都市計画法、災害対策基本法等により、斜面崩壊等の発生し易い地域における宅地開発に際して、災害防止の処置に関する防災指導の強化を要請する。

エ 開発等の災害防止に関する基準

軟弱地盤の改良、液状化対策、人工崖面の安全措置

② 建築物の不燃化

ア 家屋密集度の高い地域については、建築物の不燃化、緩衝帯や緑地帯、避難地等の防災空間の設置、道路拡幅等を促進する。

イ 建物を耐震構造や不燃化構造に改善するための指導を強化する等、「建築物耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第125号）」に準じて、災害に強い町づくりに取り組む。

ウ 公営住宅建替事業により、町営住宅を計画的に建替える。また、各地区計画との整合を図りながら、良好な住環境の推進に努める。

(ア) 中高層の公営住宅は、計画的に耐震診断・改修に努める。

(イ) 漁村地域の住環境整備の促進

(ウ) 高齢者・障がい者向けの住宅設計改善に努める。

4.4 重要施設等の耐震性強化

(1) 重要施設等の耐震性強化

① 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

町及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、数値目標を設定するなどして、耐震診断及び耐震補強工事を計画的に推進する。

② 耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等による施設の耐震化

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等は、耐震診断の結果補強が必要と判定された場合は、耐震補強工事を計画的に推進するものとする。

③ 不特定多数の者が利用する建築物等の所有者等による施設の耐震化

耐震改修促進法に基づき、防災上重要な建築物、不特定多数の者又は避難弱者が利用する建築物、危険物貯蔵施設並びに倒壊により避難路の幅員の半分以上を塞ぐ高さの建築物で一定規模かつ地震に対する安全性が明らかでないもの（耐震診断が義務付けられた建築物を除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有

者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

町は県とともに、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

また、特定既存耐震不適格建築物以外の建築物で地震に対する安全性が明らかでないものについても、その所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

4.5 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管する施設、設備の被害の状況を把握する。また、応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できる体制等を強化するよう努めるものとする。

5. 地盤災害防止対策の推進

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

5.1 地盤情報の把握と周知

(1) 地盤情報のデータベース化

地形、地質、土質、地下水位等に関する情報をデータ化し、地盤情報データベースを構築する。地盤情報データベースは、新たな造成計画の参考とする。また、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

(2) 地盤情報の公開

上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における地盤対策工法の必要性の判定などに活用していく。また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや防災地図の形で公開していく。

(3) 危険箇所の調査・周知

① 危険箇所の調査（県防計画）

県は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区について、地理的・社会的変化に対応できるように、定期的に危険度を把握するための調査点検を実施する。

② 危険箇所の周知

町は、これらの土砂災害の危険箇所について、県から情報の提供を受け本計画に明記する。また、住民への周知に努める。

資料編【1.1.10.1】重要水防箇所

資料編【1.1.10.2】主要交通途絶予想箇所

資料編【1.1.10.4】土砂流危険溪流一覧

資料編【1.1.10.6】急傾斜地崩壊危険箇所一覧

資料編【1.1.10.8】地すべり危険箇所一覧

資料編【1.1.10.10】山地災害危険地区（山腹崩壊）1

資料編【1.1.10.11】山地災害危険地区（山腹崩壊）2

資料編【1.1.10.12】山地災害危険地区（崩壊土砂流失）1

資料編【1.1.10.13】山地災害危険地区（崩壊土砂流失）2

資料編【1.1.10.14】山地災害危険地区（崩壊土砂流失）3

資料編【1.2.1.4】海岸

5.2 土地利用の適正誘導

(1) 基本方針

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法、土砂災害防止法等の各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

災害に弱い地区については、安全性の確保という観点から、災害に配慮した土地利用の誘導規制を行う。この際、前項で触れた災害危険度の的確な把握、及びこれらの危険箇所等の周知を基に実施する。

※土砂災害防止法…「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

(2) 現況

- ① 道路幅員が狭小な地域に木造建築物が密集
- ② 今後の都市開発の進展状況によっては、スプロール現象、土地利用規制の弱いミニ開発、「白地」地域での開発等の問題が生じる可能性がある。これらの地域では、災害時に被害の拡大をまねくことが懸念される。

(3) 計画

- ① 土地利用に関しては、国土利用計画法をはじめ、建築基準法、都市計画法、農地法、森林法、道路法、河川法、文化財保護法、砂防法、環境保全法等の関連法を総合しながら、安全で快適な住環境と自然と調和した機能的な都市活動が可能な土地利用計画を確立し、整備・開発・保全の方針を定めて対応していく。
- ② 土地の投機的取引、地価高騰、スプロール化等の都市発展に伴う諸問題の発生を抑制し、無秩序な開発と都市化を防止する。
- ③ 自然環境や生活環境等に配慮し、総合的な土地利用を計画的に推進し、適正な土地利用計画の確立に努める。
- ④ 防災を意識した都市計画区域及び用途地域の見直しを推進する。

5.3 土砂災害防止対策の推進

(1) 山地災害危険地区や危険溪流の実態調査及び土砂災害警戒区域等、県指定の促進

- ① 危険地区について、調査及びパトロールを実施し、その実態を十分に把握する。また、必要に応じ、関係機関と協力して適切な対策を講ずる。
- ② 指定溪流及び未指定溪流について、調査及びパトロールを実施し、現状把握に努める。
- ③ 未整備溪流については、県の防止対策が実施されるよう要請する。
- ④ 県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、土砂災害のおそれのある区域において、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するため、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に向けた調査を実施する。（県防計画）

(2) 砂防事業の推進

- ① 県で実施する砂防事業が円滑に進むよう協力するとともに、砂防指定区域内における制限行為についての遵守に努める。
- ② 砂防指定地への編入促進を要請する。

(3) 治山事業の推進

- ① 危険地区に対する災害防止工事の促進を県に要請する。また、その実施に際しては地元の調整等に協力し、事業の円滑な推進を図る。
- ② 保安林整備・保健保安林整備・生活環境保安林整備の充実を関係機関に要請する。また、住民の協力を得て、維持・拡充に努める。
- ③ 崩壊、土砂流出等を防止するため、崩壊に強い造林事業を推進する。

(4) 防災知識の普及

町及び関係機関は、関係住民に対し、日頃から下記事項をはじめとする防災知識の普及を図る。

災害発生のおそれがある時期（梅雨期・台風期）に、「土砂災害防止月間等」が設けられる。この時期に、各種行事や防災訓練等の実施に努める。

(5) 情報収集及び伝達体制の整備

町は、日頃から過去の災害事例や県の調査成果等を基に、どの程度の雨量があれば土石流の発生のおそれがあるかを的確に把握し、その資料を整備しておく。

- ① 情報の伝達に必要な機器の整備、充実に努める。
- ② 管理する伝達機器並びに動力源が水害等により被害をうけ、伝達不能にならないよう、その設置箇所に留意する。
- ③ 住民に対する予報・警報等、情報の伝達が円滑に実施できるよう伝

達体制を整備する。また、危険溪流周辺における雨量及びパトロー
ル者による緊急情報の収集方法についても配慮する。

(6) 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、本計画に定める当該区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、県と連携し、的確な情報伝達による早期避難が可能となるよう、土砂災害関連情報等を収集、提供するシステムの整備を推進し、土砂災害に対する警戒・避難活動を支援する。

(7) 応急対策用資機材の備蓄

地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

5.4 液状化対策の推進

(1) 液状化現象の調査研究

町は、県、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する研究の成果を踏まえ、液状化に関する危険地域を把握する。また、調査資料の収集、整理に努め、住民に公開していくものとする。

(2) 液状化対策の推進

液状化対策は、地盤改良による工法や構造物で対処する工法等がある。町は、これらの対策の推進に努めるものとする。地盤が軟弱であると想定される地域の開発は、地耐力調査を行い、地盤改良等の措置をとるよう普及に努める。

6. 海岸・河川・ため池・ダム・治山・砂防施設の整備と管理

県の被害想定調査においては、河川・ため池等施設の破堤による被害が想定されている。そのため、これらの施設の耐震点検及び各種整備を行い、安全の確保に努めるものとする。

6.1 海岸・河川施設の整備と管理

(1) 海岸保全施設

① 施設点検、耐震性の確保

海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施する。その結果に基づき、設計指針等により、緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性確保に努める。

② 災害危険箇所の調査、整備

ア 地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。

イ 災害危険箇所の定期的な点検を実施し、危険箇所整備計画を策定するとともに、計画的な整備に努める。

(2) 河川施設

五十鈴川の改修事業及び丸バエ川流域及び中須地区の浸水対策の推進に努め、護岸の改修及び河川の拡幅改修の整備を図る。

また、内水氾濫が予想される区域において、排水路の整備に取り組む。

① 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき、次とおり実施する。

ア 河川管理施設の耐震点検を実施する。

イ 被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。

ウ 内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

エ 排水機場・閘門・水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

② 水門、樋門、排水機場等の河川管理施設及び許可工作物における管理体制の整備

災害時に一貫した管理がとれるようにする。具体的には次のとおり。

ア 操作マニュアルの作成

イ 関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底

③ 防災体制等の整備

河川、ダム情報等のテレメーターシステムを整備する。地震発生時に、的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。また、地震発生後に予想される河川区域の使用の要請について、基本的な対応方針を定めておく。

6.2 ため池・ダムの整備と管理

(1) ため池

ため池は、施工基準が定められていない明治以前に築設されたものが多いことから、町は受益者の協力のもとに、ため池に係る諸元等の詳細情報を整備する。これにより、警戒すべきため池を決定し、耐震事業化を進める。

また、ため池等決壊等に係るハザードマップの作成も進めていくものとする。

(2) ダム

ダムの耐震設計は、河川管理施設等構造令に準拠している。兵庫県南部地震や東日本大震災などの大規模地震においても、ダムの安全性に直ちに影響するような被害は発生していないと報告されている。したがって、同基準で設計されたダムは十分な耐震性を有していると考えられる。

門川防災ダムでは、地震計、水位計、風向・風速計、気温計、湿度計の設置と、更にダムと県庁と役場とが連携したテレビ監視装置の設置が行われている。これらの機器を駆使してダムの適正管理を行う。

6.3 治山・砂防施設の整備と管理

(1) 治山施設

① 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。

治山施設、地すべり防止施設の整備を森林整備保全事業計画に基づいて計画的に進める。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定する。

② 施設の耐震性の確保

一定規模を超える治山施設の新設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。

既存施設については、順次現地調査等を実施し、必要に応じ修繕等により強度の向上を図る。

(2) 砂防施設

① 砂防設備の整備

ア 緊急度の高い溪流から順次計画的な整備に努める。

イ 砂防指定地内の禁止、制限行為の監視や砂防設備の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

② 地すべり防止施設の整備

ア 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。

イ 地すべり防止区域内の禁止、制限行為の監視や地すべり防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

③ 急傾斜地崩壊防止施設の整備

ア 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。

イ 急傾斜地崩壊危険区域内の禁止、制限行為の監視や急傾斜地崩壊防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

7. 道路等交通関係施設の整備と管理

県の地震被害想定調査においては、道路・鉄道等の公共施設の被害が想定されている。これらの施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。したがって、施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるため、耐震性の強化及び被害軽減を図る諸施策を実施する必要がある。

道路の管理者は、災害を防止するため、所管する施設等の実態を把握する。災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

また、地震時の救援物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するために、道路幅員の拡大、整備に努める。

資料編【1.1.10.2】主要交通途絶予想箇所

7.1 道路施設

(1) 道路施設の耐震性の向上

① 橋梁等について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。

- ② 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保

- ① 第1次緊急輸送道路については2車線以上で整備し、円滑な道路交通の確保に努める。また、第2次緊急輸送道路についても、同様の措置を講ずるものとするが、2車線での整備が当面困難な区間については、離合箇所の設置等円滑な交通の確保に努める。
- ② 防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。
- ③ 防災区画を形成する道路の整備を推進する。

(3) 緊急用河川敷道路の整備

災害発生時において、緊急輸送を行うための河川敷道路を整備する。

(4) 道路情報提供装置の整備

災害発生時において被害情報の伝達等を行うため、道路情報提供装置の整備を図る。

7.2 鉄道施設（県防計画）

(1) JR九州における鉄道施設

地震災害に伴う被害が予想される土木構造物（高架橋・橋梁・トンネル・土留・切取盛土等）及び電気設備（電力設備・信号保安設備等）の定期的な検査を行い、耐震性及び防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、変状原因や機能程度を把握し、補修・補強・取替え等必要な措置を行う。

資料編【1.2.1.7】 県内の鉄道施設の点検・整備拠点及び担当区間

① 地震観測施設等の整備

鉄道については、必要に応じ独自の地震計を設置し、震度情報に応じて列車の運転規制をおこない、2次災害防止に努める。

7.3 港湾、漁港施設（県防計画）

(1) 漁港の耐震化の推進

漁港空間の持つ特性を活かしながら、震災時はもとより市民生活や経済活動の復興にも貢献していくため、緊急物資を受入れる拠点として、また、被災地の復興支援拠点として国の計画と整合を図りながら整備する。

① 川南漁港

県央部における輸送・復興支援拠点として、耐震強化岸壁を整備している。

② その他拠点漁港

地域の救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点として、漁港施設の耐震化を推進する。

8. ライフライン施設の機能確保

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、電力、電話、ガス、上水道、浄化槽等のライ

ライン施設にかなりの被害が想定されている。これらの施設は、日常生活に必要なものであり、その復旧に長期間を要することは、震災後の応急対策活動や県民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、各施設ごとに耐震性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。特に3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、ライフライン事業者・関係機関との連絡会議等を通じて、早期復旧のための体制整備を図る。(県防計画)

8.1 上水道施設の整備

(1) 基本方針

町及び水道事業管理者は、上水道及び都市下水路施設の耐震性等を強化する。震災等災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施するものとする。

(2) 現況

上水道等の大部分の配管は、町内の沖積平野に敷設され、液状化や崩壊の危険性の高い地域を横断している。そのため、被害が甚大になることが予想される。そのため、人員・資機材を充当した復旧体制の確立が重要となる。

(3) 計画

① 水資源の確保

施設の重要度、人口及び将来計画を配慮して、施設の防災対策を検討する。

ア 将来の水需要の増大に対応して、新たな水源の確保に努める。

イ 非常時に備えて、貯水量の調整、各家庭における用水の確保等、対策措置を講ずる。

ウ 老朽管の更新を進めるとともに、管路の維持管理に努める。

エ 幹線網の整備、配水系統の複合化等、合理的な水道施設の整備に努める。

オ 浄水場の整備等、上水施設の能力の増強対策を検討する。

② 給水車、配給用ポリ容器・袋・貯留タンク等の確保に努める。

③ 被災の分散を行うために、多系統の配水網を整備する。

④ 災害時の職員対応マニュアルを作成する。

⑤ 震災時及び渇水期の水不足を防止し、安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を推進する。

ア 水資源の確保・配給体制

イ 災害時の応急復旧体制

ウ 資機材の確保体制

⑥ 施設の耐震化

水道施設の整備については、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、施設の耐震化を推進する。

8.2 浄化槽施設の整備

(1) 基本方針

浄化槽は他の汚水処理施設に比べ地震による被害が少ないといわれているものの、躯体の損壊、槽内装置の故障等の被害に際しては、行政・浄化槽維持管理業者等・住民の迅速な対応が求められる。

(2) 現況

浄化槽が地震や洪水等により被災した場合、生活排水が垂れ流しとなったり、トイレの使用が不可能となったりするなど、環境や公衆衛生、社会活動に重大な影響が生じるおそれがある。

(3) 計画

- ① 保守点検業者、検査機関及び町担当窓口の連絡先などを記載し、住民に配布する。
- ② 災害時に活用する浄化槽管理台帳を整備する。
- ③ 被災する可能性の高い地域における浄化槽について、耐震性等を高める施工法の必要性を検討する。
- ④ 清掃汚泥の受入体制並びに浄化槽清掃業者等への情報伝達手段を整備する。
- ⑤ 浄化槽被害等対策マニュアルの作成に努める。

8.3 ガス施設の整備

(1) 基本方針

ガス施設災害予防の基本方針は、災害が発生した場合にも対処できるよう常日頃から備えておくことである。その上、災害発生時には、迅速かつ的確な措置により、二次災害の防止と供給停止地域の極小化を図る。そのため、これに必要な体制、設備対策計画、緊急対策、復旧対策、支援体制の整備等を行う。

(2) 現況

各ガス事業者がLPガスの供給を行っている。各ガス事業者の保安規程に基づき、平常時から災害予防に努めている。

(3) 防災体制

① ガス施設の災害予防事業の実施

ア 体制の整備等

(ア) 体制の整備

(イ) 地震発生時には、次の観点から防災体制を機動的なものに整備する。

また、地震時措置要領等の整備を行う。

(ウ) 二次災害の防止

(エ) 供給停止地域の極小化

(オ) 円滑な復旧体制の確立

イ 対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い、二次災害防止のための対策計画を作成する。

ウ 支援体制

地震被害の程度によって、応援隊の派遣要請、使用者に対する代替エネルギーの確保等に努める。

(4) 住民への広報活動計画

ガスによる二次災害を防止するため、平常時から使用者に対し、防災知識の普及を図る。

① 使用者に対するガス安全使用のためのPR

使用者に対し、あらゆる機会をとらえて、ガスの正しい使い方及びガスもれの際の注意事項をPRするとともに、特に、地震、火災等災害時には必ず「ガス栓」を閉じるよう周知徹底を図る。

② 土木建設関係者に対するPR

土木建設関係者に対しては建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス管の敷設状況、材質、埋設深度、ガス事故防止に当たっての注意事項の周知徹底を図る。

8.4 電力施設の整備

(1) 基本方針

地震災害に伴う電力施設被害の防止について電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるよう、九州電力㈱に要請をする。

(2) 現況

電力施設の防災については、九州電力株式会社において平常時から保安規程を始め、関係諸規程、規則等に基づき、施設の管理、維持改良を行っている。

(3) 電力設備の災害予防措置（県防計画）

① 地震対策

ア 送配電設備

(ア) 架空電線路

「電気設備に関する技術基準」に規程されている風圧荷重が地震による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(イ) 地中電線路

送電設備の終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(ウ) 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、「電気設備に関する基準」、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。建物の耐震設計は、「建築基準法」により行う。

(エ) 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

(4) 防災業務施設及び設備の整備（県防計画）

① 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量、河川水位等の観測施設及び設備を強化、整備する。

② 通信連絡施設及び設備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ無線、有線通信用の諸施設及び設備を強化、整備する。

(5) 災害対策用資機材等の輸送、整備点検（県防計画）

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努め、災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力の確保にも努める。また、災害対策用資機材等は常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

(6) 電気事故の防止（県防計画）

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般のお客さまに平日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほかパンフレット、チラシ等の作成配布を通じて、次の事項に対する認識を高めていただく。

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ② 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最奇りの九州電力の事業所等に通報すること。
- ③ 断線垂下している電線には絶対触らないこと。
- ④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機具等は危険なため使用しないこと。
- ⑤ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ⑥ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- ⑦ その他事故防止のため留意すべき事項

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

8.5 通信施設の整備

(1) 基本方針

西日本電信電話株式会社は、通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより、地震災害等異常時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について、予防措置を講じ万全を期する。

(2) 現況

西日本電信電話株式会社の防災業務計画、災害等対策規定に基づき、具体的措置を定めている。

(3) 災害予防対策（県防計画）

災害に備え通信施設の信頼性向上対策は、以下の通りである。

① 通信設備

ア 中継センターの分散

市外通話用の中継交換機を設置した重要通信センターを分散設置（宮崎、都城）し、回線を分散収容し危険防止を図っており、通話量を的確にコントロールするオペレーションツールを有効に活用し、そ通の円滑化を図る。

イ 中継伝送路の2ルート化（ループ化）

中継伝送路が被災した場合、その区間の通話途絶の防止及びネットワーク全体の混乱を未然に防ぐため、伝送路の2ルート化（ループ化）を図っていく。

ウ 耐震対策

NTTビルや無線用鉄塔は、震度6程度の地震及び風速60m/secにも耐えられる設計になっている。また、交換・伝送・電力設備及びオペレーション端末等は、倒壊を防ぐための耐震対策を講ずる。

エ 停電対策

停電時に備え、自家発電設備や蓄電池を設置している。また、被災の状況により、移動電源車及び発動発電機等による対処を図る。

オ 受付呼（104/116/113/115）の分散化

県内の受付センターが被災した場合は、以下の通り分散受付となる。

(ア) 104呼 九州管内の104センターへランダム分散受付される。

(イ) 116呼 宮崎をはじめ九州管内116センターへ後付される。

(ウ) 113呼 受付交換機の分散化を図っていく。

(エ) 115呼 九州管内の115センターへ分散される。

カ 地中化の推進

防災上の観点において、地上よりも地中化の方が信頼性が高いことから、自治体及び他事業者とも連携を図りながら積極的に推進を図っていく。

② 建物

ア 防火対策

防火シャッター、防火扉を設置し、煙感知器、消火設備を設置している。また、床面、壁面のケーブル孔を不燃材で遮断する等、延焼防止策を講ずる。

イ 防潮対策

高潮、津波、洪水による浸水を防ぐため、立地条件に応じた防水扉や防潮板を設置している。また、小規模な建物の場合、立地条件に応じ敷地そのものを高くする等の対策を講ずる。

(4) 住民への広報及び防災知識の普及

災害による通信サービスの確保、情報の途絶を防止するため、平常時から利用者に

対し、防災知識の普及を図る。

- ① 被災地に対する情報の確保
 - ア 災害用伝言ダイヤルの普及
 - イ 情報の輻輳、通信の確保

9. 防災基盤・施設等の緊急整備

災害は予期しないときに発生するものである。その災害に速やかに対処するため、次のとおり、防災基盤・施設等の整備に努めるものとする。

- ① 応急対策等に必要な防災施設や設備の平常時から使用
- ② 災害危険箇所に対応した各種体制を確立する。
- ③ 予想される災害の種類に対応した各種体制を確立する。
- ④ 宮崎県地震・津波被害想定調査の結果を踏まえて、緊急に防災機能の向上を図るため、防災基盤・施設等の緊急整備を実施する。

9.2 地震防災緊急事業五箇年計画事業の推進

(1) 基本方針

県は、地震防災対策を計画的に推進するため、地域防災計画に定められた事項のうち、国の財政支援を受けて地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、全県を対象に平成28年度を初年度とした第五次地震防災緊急事業五箇年計画を作成している。(県防計画)

町は、実施する事業について県から適切な指導を受ける。また、県は、これら計画の推進にあたり、市町村との協議を行い、整備を進めるものとしている。

(2) 計画

① 防災拠点の整備

次のとおり、防災拠点の整備及びその推進に努める。

- ア それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実
- イ 災害に対する安全性の確保
- ウ 総合的な防災機能を有する拠点の整備

また、災害時に、地域の災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。平常時には、防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場として活用する。災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなるような機能の充実を検討する。

10. 消防力・消防設備の整備強化

10.1 基本方針

災害環境に応じた消防活動が行なえるよう、以下の方針に基づき施策を推進する。

- ① 消防力・消防設備の整備強化
- ② 火災予防対策の強化
- ③ 防火管理体制の強化

④ 予防・査察制度の活用

10.2 現況

消防団員数の減少や高齢化等の問題が生じている。一方、庁内職員も消防団員と兼務であり、町災害対策本部要員の確保、大規模災害時の活動優先順の明確化が必要である。

また、一部市街地では、家屋が密集し、消防活動に支障をきたすような地区も残っている。

10.3 消防団の強化

(1) 消防団の強化

- ① 招集伝達網を通じての招集訓練等、消防団員に対する訓練を強化する。
- ② 消防団の資質の向上に向け、各種教育・訓練の強化を図る等、技術の向上に努める。
- ③ 消防団と自主防災組織の育成推進

消防団は、地域に関する豊富な知識と経験を有し、町防災体制の中核として、また、中心的な実働部隊として大きな役割を持つ組織である。特に、消防団員や消防団OBは、その立場を生かし、地域の自主防災組織の牽引者として、防災訓練等を通じて、地域の防災組織の活性化を図る。

(2) 消防施設の整備

- ① 町は年次計画により、消防機械の整備を行っていくとともに、機械の近代化・軽量化を図る。
- ② 初動及び活動体制を確保するため、次のとおり実施する。

ア 消防庁舎の耐震化

イ 消防待機宿舍の整備

ウ 消防機動力の強化

エ 無線通信情報システム及び個人装備等の充実

③ 消防施設等の保全

町は、消防活動、その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備点検を実施する。これにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立に期する。

④ 地域の核づくり

分団単位の防災強化を検討する。また、消防・防災活動として、初動対応が効果的に行える地域の核づくりを推進する。

- ⑤ 円滑な消防・救助活動を確保するため、通信指令体制の整備を図る。また、広域での連携を強め、組織体制の強化及び消防装備の近代化に努める。

(3) 消防水利施設の整備

- ① 消防活動に必要な水源を確保するため、消火栓や耐震防火水槽等の水利施設の整備に努める。

② 人工水利は、未整備区域を中心に、国の所要基準に達するよう、年次計画に基づき整備を推進する。

ア 消火栓については、水道管理設時に随時設置するよう努める。

イ 防火水槽や耐震性貯水槽の充実

火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽や防火水槽の整備、学校プールの貯留水の活用を推進していく。

③ 消防車の進入が困難な地区の地下式消火栓は随時立上げ式消火栓に改修する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1. 災害発生直前における体制の整備

町は自然災害防止を図るため、宮崎地方気象台及び県が発する予報・警報等を的確に伝達するための施設の整備、観測体制の充実に努めるものとする。

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、気象情報、警報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備するものとする。

町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、「避難指示」のほか一般住民に対して避難準備を呼びかける。また、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を発令するものとする。

1.1 警報等の伝達体制の整備

(1) 基本方針

雨量観測、水位観測、強震計、計測震度など、観測体制や情報の入手、活用の充実を図る。町は、関係機関と連携し、災害の予知、被害拡大の防止に努める必要がある。

【1.2.2.1】町の現況(H29.3)

| | |
|---|--|
| <p>《雨量観測所》</p> <p>ア. 防災ダム（町農林水産課） イ. 遠見山中継局、加草、更生橋（県）ウ. 三ヶ瀬多目的研修集会センター、門川町役場屋上（町）</p> | <p>《水位観測所》</p> <p>ア. 防災ダム（町農林水産課）イ. 更生橋（県）ウ. 三ヶ瀬川、鳴子川（中村）町</p> |
| <p>《計測震度計》</p> <p>ア. 門川町役場（県）（町）</p> | <p>《風向、風速、気圧計》</p> <p>ア. 防災ダム（町農林水産課）</p> |

門川防災ダムでは、テレメーターの改修工事が終了し、地震計、水位計、風向・風速計、気温計、湿度計の設置と、更にダムと県庁と役場とが連携したテレビ監視装置の設置が行われている。これらの機器を駆使してダムの適正管理を行う。

(2) 気象観測施設及び設備の整備

各種気象観測機器は、老朽機器の更新はもちろん、機器（気象庁の検定又は経済産業省の比較検査の合格品）の整備、充実に努める。

(3) 警報装置等の整備と警戒避難体制の整備

次のとおり、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ周知できるようにする。

- ① 防災情報の収集・伝達体制の整備
- ② 予報・警報等を的確に伝達するための組織体制の確立

③ 避難計画に活用するための組織体制の確立

(4) 観測情報の通報・連絡体制

気象等観測施設の設置者及び管理者は、常に観測が正確に行われるよう、観測者の観測技術の習熟及び精度の向上を図り、観測体制の整備充実に努める。

(5) 河川水位の記録

降水量や河川の増水状況を記録し、今後の対策の資料とするためデータ化し、保存する。

- ① 経年変化（定位置、定時刻）
- ② 最大値
- ③ 整備対策効果の検証

1.2 避難情報の発令基準の明確化

平成31年3月の「避難勧告等に関するガイドライン」の改正により、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動を支援することになった。また、令和3年の災害対策基本法の改正により、警戒レベル4の「避難勧告」と「避難指示（緊急）」を避難指示に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令することとともに、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし災害が発生・切迫し立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報が改善された。

町長は「警戒レベル3 高齢者避難」、「警戒レベル4 避難指示」、「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令し、居住者等に避難行動を促す。それらの発令が的確に行えるよう、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報を踏まえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準づくりを進めるものとする。

避難情報の発令基準については、「本編 第3章 第9節 1. 1.3 発令及び解除の時期」の基準を参考として、総合的に判断し、必要な区域に発令するものとする。

【1.2.2.2】 避難情報と居住者等がとるべき行動等一覧表

| 避難情報等 | 居住者等がとるべき行動等 |
|-------------------------------|---|
| 【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令) | <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができることは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 |
| 【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令) | <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 |
| 【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令) | <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況： 災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等[*]は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難すること |

| | |
|---|--|
| | が望ましい。 |
| 【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表) | ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。 |
| 【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表) | ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。 |

1.3 避難誘導體制の整備

風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、県と連携し、あらかじめ避難誘導體制を整備しておくものとする。

避難誘導體制の整備については、「本編 第2章 第2節 7. 避難収容体制の整備」によるほか、本項の定めによるものとする。

(1) 避難対象地区の指定と警戒巡視員の選任等

町及び県は、避難対象地区を指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。避難対象地区は、過去の風水害の履歴や災害危険区域及び土砂災害警戒区域等地域の実情から判断して指定する。台風や豪雨等による浸水、山・崖崩れ等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域である。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておくものとする。

(2) 避難計画の作成

町は、関係機関の協力を得て、管内の地域の実情に応じた下記の内容の避難計画を作成し、避難所の管理責任予定者等、関係者を対象とした研修を実施する。

① 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際に留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況

② 住民への情報伝達方法

防災無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法

③ 避難所・避難路

避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。

④ 避難誘導員等

避難する際の、消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等、誘導員を定める。特に、地域の独居高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講ずる。

(3) 要配慮者対策

高齢者、障がい者等の要配慮者を速やかに避難誘導する。そのため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の策定等、避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(4) 避難所・避難路の安全確保

町は、避難場所の指定や避難所の確保について、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行う。また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておくものとする。

(5) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

町は、住民への周知が最も迅速で、確実かつ効果的な方法により実施できるよう努める。危険区域ごとに伝達系統や伝達体制を、あらかじめ以下のように整備しておくものとする。

- ① 防災行政無線を利用して伝達する。
- ② 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- ③ サイレン及び鐘をもって伝達する。
- ④ 消防車や広報車による呼びかけにより伝達する。
- ⑤ テレビ、ラジオ、地区放送、電話等の利用により伝達する。

(6) 自主避難体制の整備

町は、住民の自主避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて、住民に対する指導に努めるものとする。住民が気象警報等に十分注意し、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等、住民の自主避難を促す。

また、住民においても豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

2. 情報の収集・連絡体制の整備

災害時の情報収集・伝達手段として機能する気象観測施設、設備や情報通信機器・施設の整備を図るとともに、それらの機器操作の習熟に努めるものとする。

2.1 情報伝達体制の整備

町及び県は、防災関係機関の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用する。そのため、内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るものとする。

また、町及び県は、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達体制の整備を図るものとする。

2.2 防災情報処理システムの機能充実と運用体制の確立

(1) 基本方針

防災関係機関は、災害時の初動応急活動対策に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備を図るものとする。

資料編【1.2.2.3】新総合防災情報ネットワーク

(2) 現況

町の各種防災情報システムの整備について、現況は次のとおりである。平成8年度「総合防災情報ネットワーク」を県危機管理課からの要請により整備し、その運用を図っている。その他、全庁的な各種防災システム等の整備、構築には、将来的な構想と運用等の様々な検討が必要である。

情報の収集・連絡体制を組むに当たっては、災害に対応する各組織間で重複や漏れが生じたり、特定の部局に過度の負担が生じたりすることのないよう措置する。

① 県総合防災情報ネットワークの整備（県防計画）

災害発生時の情報収集及び災害対策の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ「総合防災情報ネットワーク」を整備し、平成9年度から運用している。これらの設備が老朽化したことや防災行政無線のデジタル化が必要であることから、信頼性の向上並びに機能強化を図るため、最新技術や宮崎情報ハイウェイ21を活用したシステムを整備している。

(3) 計画

防災情報処理システム等の整備項目、運用体制の確立に関する計画は、次のとおりである。

① 防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を検討する。

② 防災関係機関は、防災情報システム体制の確立のため、資機材の整備を検討する。

③ 情報連絡責任者

情報連絡担当にあたる職員を誰にするか等、平常時に具体的に定めておく。

④ 災害情報通信ネットワークの整備、拡充

既存の有線系の災害情報の収集、伝達システムや衛星通信ネットワーク、災害対応総合情報ネットワーク等の機能的な連携を図り、各種災害情報の効果的な運用体制の確立を推進する。

⑤ 災害情報データベースの整備

既存の各種情報メディアを活用して、次のようなデータベース化と一元的な情報管理により、応急復旧作業の効率化を検討する。

ア 安否情報（死亡者の氏名・住所、避難状況等）

イ り災証明情報（建物のり災程度等）

ウ 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等）

⑥ 災害情報通信の運用体制の整備

災害時における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に実施する。そのため、平素から通信機器の習熟、情報整理や連絡体制等の方法を明らかにする。また、情報の取舍選択等の判断能力の向上に努める。

⑦ 地震観測体制の強化

気象庁、文部科学省が行う地震動の観測体制や、消防庁、県が行う計測震度計の設置事業による地震動の観測体制との連携を図り、的確な緊急対応ができるよう情報源の確保を図る。

⑧ 気象観測施設等の整備

気象観測施設等を有する機関は、当該施設を十分活用するとともに、設備の適切な配置や老朽設備の更新等観測施設の整備に努めるものとする。また、観測資料の提供等に積極的に協力し、総合的連絡体制の整備をはかるものとする。

⑨ データの共有

気象・水防・砂防・道路等の防災に係わるデータについて、県及び関係機関と相互に送受信し、共有する体制の整備を図るものとする。

⑩ 被害状況等の把握及び被害調査

被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施する。あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。また、平時より関係者等への講習等を行い、防災情報処理システムの運用体制の確立に努めるものとする。

⑪ 夜間、休日等の場合においても対応できる体制の整備を図る。

ア 災害対応システムの整備、拡充

イ 災害情報通信ネットワークの整備、拡充

ウ 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

⑫ 情報メディアの活用方策の検討

多様な情報メディアを活用し、視聴覚障がい者等に対する音声・文字情報や外国語による情報の提供システムを検討する。

⑬ 広報、相談体制の確立

災害時に町民に対して、被害状況や避難、生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供する。また、町民からの要望・相談を受けつけるための体制、方法を確立する。

資料編【1.2.2.4】宮崎県防災情報システム

2.3 防災行政無線の整備

(1) 基本方針

町は、町民及び防災担当機関に対して災害情報を迅速かつ正確に伝達する手段として、平成26～27年度「デジタル同報系防災行政無線」を整備した。

① 住民への周知

② 防災関係職員や機関への連絡

(2) 計画

町の防災に関係した独自の通信施設・設備は、門川町一円をカバーする同報系屋外拡声子局（一部戸別受信機）の設置や、行政及び防災関係者が情報の交換を行うIP無

線の利用を平成27年度より開始した。

① デジタル同報通信（同報系拡声子局）

デジタル同報通信は、地域の要所に屋外拡声子局を設置し、平時には行政連絡を行い、災害時には住民へ災害に関する予報・警報を迅速かつ円滑に行う無線通信設備である。

② IP電話（移動・可搬型）

災害時における災害対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係職員や消防団員等が携帯して、災害対策本部との連絡、指示、命令等の伝達、確認を行う。

③ 宮崎県防災・行政情報通信施設

防災・行政情報通信ネットワークを利用し、災害情報の迅速化を図る。

ア 県防災情報通信ネットワークを有効利用する。そのため、防災訓練や講習により、職員に対し、システム利用の習熟を図る。また、災害時の庁内利用体制を拡充する。

イ 高度情報通信網を生かし、パソコン、電話、ファクシミリ、データ通信の拡大を検討する。

④ 災害時優先電話の活用

防災関係機関は、災害時優先電話を有効に活用できるように西日本電信電話株式会社の規定に基づき、多様な有線回線の確保に努める。

⑤ その他

ア 日赤アマチュア無線の有効利用

有線通信の途絶の際、日赤アマチュア無線ボランティアにより、非常通信や情報収集等を図る。

イ 防災行政無線の施設及び各機器について、定期的に保守点検を行う。

ウ 関係者が無線設備の操作を円滑に行えるように取扱訓練を行う。また、専門者を避難所等に配置する。

エ 円滑な災害応急活動や町民の迅速な避難等が図れるよう、防災行政無線をはじめ、国、県、民間を含めた包括的な情報通信体制の構築を進めていく。

2.4 通信訓練、研修会の実施等

災害時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施する。また、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。

2.5 緊急地震速報の伝達のための体制等の整備

町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備の充実を図るよう努める。

3. 活動体制の整備

県は、宮崎県地震・津波被害想定調査の結果を踏まえ、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、活動体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとしている。

3.1 門川町業務継続計画（BCP）震災・風水害編の確認

町は基礎的な自治体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画の見直しを行い、職員間の周知及び対応訓練等も実施していく。

3.2 初動体制確立への備え（門川町災害時職員初動マニュアルを参照）

(1) 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底

勤務時間外に災害が発生した場合、通信途絶等により、動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確にする。また、職員防災ハンドブック等の作成・配付により、その周知徹底を図るものとする。

防災関係機関は、それぞれの機関・部署において実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

(2) 参集時の交通手段の検討

参集時の交通手段について、各所属において個別的に検討する。大規模災害発生による被害及び深夜等により、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により、職員の動員が困難な場合を想定した参集訓練を実施することで、初動体制を検討する。

(3) 情報伝達手段の確保

職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものにするため、携帯電話の利用等を検討する。

(4) 訓練による周知徹底

検討した事項の職員に対する周知徹底の状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うため、機会あるごとに訓練を行う。

訓練に当たっては、次の訓練目的・時期・内容等を随意組合わせて、行うものとする。

① 訓練の目的

- ア 異動後の新体制の確立状況をチェックするための訓練
- イ 防災週間など時宜をとらえた啓発的色彩の濃い訓練
- ウ 災害対策各課など実働部門の訓練
- エ 災害対策本部設置(機器の設置及び職員参集)訓練
- オ 救助関係機関合同訓練

② 訓練の時期

- ア 平日の早朝
 - イ 木曜・金曜の夜間
 - ウ 休祭日の昼間
 - エ 勤務時間内
- ③ 訓練の内容
- ア 緊急動員訓練
 - イ 緊急伝達訓練
 - ウ 総合指揮本部・現地本部訓練
 - エ 機器の設置訓練
 - オ 機器取扱い習熟訓練
 - カ 総合防災訓練

(5) 初動マニュアルの作成

本防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう初動マニュアルを作成し、各職場での研修・訓練等を通じて、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員・機関等との連携について、その周知徹底を図るものとする。

なお、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要と認める場合は修正を行うものとする。

(6) 防災関係機関相互の連携体制

- ① 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要である。県、町及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関の相互応援協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。
- ② 町は、食糧、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達に努める。また、広域的な避難に必要となる施設の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。
- ③ 町と自衛隊との連携体制

町と自衛隊は、大規模災害が発生した場合における災害派遣活動の円滑な実施を目的として、相互の情報連絡体制、災害派遣要請の手順等を協議し、平常時から連携体制の強化を図る。

(7) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、職員用食料等の備蓄について検討を行う。

(8) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、家具の転倒防止等、職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日頃から職員指導を徹底するものとする。

3.3 災害対策中枢拠点施設の整備

(1) 町の防災活動拠点の整備

町は災害応急活動の中核拠点として、新たな庁舎を整備する。また、大規模災害に備えた防災ステーションや各地域における拠点整備に努めるものとする。

(2) 防災関係機関の航空消防防災体制の整備

防災関係機関は、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、県や市町村等との連携を密にするものとする。

3.4 広域応援体制等の整備充実

(1) 他都道府県との相互協力体制の整備（県防計画）

① 九州・山口9県の連携強化

従前の九州・山口9県災害時相互応援協定を見直し、九州地方知事会に被災地支援対策本部を置き広域応援の調整窓口とし、被災県を応援する県を割り振り、応援ニーズを把握しながら応援を完結するカウンターパート方式を導入し、被災県に物資や職員の派遣等の応援を迅速・効果的に実施できる体制を構築した。この協定に基づき、平常時から関係各県と連携を図り、大規模災害発生時において円滑な相互応援が行われるよう、体制整備を推進するものとする。

② 全国都道府県との連携強化

従前の全国都道府県における災害時の広域応援協定を見直し、ブロック間応援体制の確立や全国知事会に緊急広域災害対策本部を設置するなどの体制を構築した。この協定に基づき、円滑な相互応援が行われるよう、体制整備を推進するものとする。

③ 関西広域連合と九州地方知事会との連携

九州地方知事会において、関西広域連合との相互応援協定を締結し、遠方にある他府県との広域的な相互応援の仕組みを確立した。

(2) 市町村間の相互応援

町は、平常時から「宮崎縣市町村防災相互応援協定」及び「宮崎県消防相互応援協定」等に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努めるものとする。

① 応援協定

ア 宮崎県消防相互応援協定(H7.6.19)

イ 宮崎縣市町村防災相互応援協定 (H8.8.29)

ウ 水道協定「宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書 (H10.7.24)

② 近隣市町村と前記の協定の細部については、協議調整する。

③ 災害物資の供給協定、提供支援等に関する協定を近隣市町村及び関係機関と締結できるよう努める。

資料編【1.3.10.5】 応援協定一覧表

【1.2.2.5】相互応援協定

| 協定名 | 締結団体 | 締結年月日 |
|--------------------------------|--------------------------------------|-------------|
| 九州・山口9県災害時応援協定 | 山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 | 平成23年10月31日 |
| 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定 | 全国47都道府県 | 平成24年5月18日 |
| 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 | 九州地方知事会構成県、関西広域連合構成県 | 平成23年10月31日 |

(3) 防災関係機関の連携体制の整備

① 自衛隊等との連携体制の整備

大規模災害発生時に救助活動やライフラインの復旧等において不可欠な自衛隊、国の関係機関、指定公共機関と次のように様々な機会を捉えて連携強化を図る。

- ア 南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会
- イ ヘリコプター運用調整
- ウ 総合防災訓練 等

② 警察との連携体制の整備

警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の運用に関し、平素から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図る。大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進するものとする。

※ 警察災害派遣隊とは

ア 即応部隊

大規模災害発生時において、直ちに被災地等に派遣され、自活しながら活動を実施する。以下の4部隊で編成。

- (ア) 広域緊急援助隊（警備、交通及び刑事部隊）
- (イ) 広域警察航空隊
- (ウ) 機動警察通信隊
- (エ) 緊急災害警備隊
- イ 一般部隊

災害発生から一定期間経過後に、被災地警察等の機能を補完・復旧するために、捜索、警戒警ら等の警察活動を長期間にわたり実施する。以下の8部隊で編成。

- (ア) 特別警備部隊
- (イ) 特別生活安全部隊
- (ウ) 特別自動車警ら部隊
- (エ) 特別機動捜査部隊
- (オ) 身元確認支援部隊
- (カ) 特別交通部隊
- (キ) 情報通信支援部隊

(ク) 身元支援対策部隊

③ 消防機関との連携体制の整備

消防機関は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

④ ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

ア 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアの事前登録

イ 専門ボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

ウ 日本赤十字社宮崎県支部や門川町社会福祉協議会等と連携して、以下の内容を含む研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

(ア) 災害時のボランティアのあり方

(イ) 求められるマンパワーの要件

(ウ) 活動の支援・調整等

(4) 他都道府県への災害時の応援活動のための体制整備

① 県（県防計画）

ア 応援要請に対応するための体制整備

県は、被災都道府県より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災都道府県から援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がける。

また、緊急消防援助隊について、緊急消防援助隊宮崎県隊応援等実施計画に基づく体制整備を行う。

イ 県、指定行政機関、指定地方行政機関の職員派遣に対応するための資料整備

知事、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、各機関から職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておくものとする。

② 町

被災市町村及び各関係機関より、応援要請を受けた場合、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、次のとおりマニュアルを整備しておく。

- ア 支援対策本部の運営
- イ 派遣職員のチーム編成
- ウ 携帯資機材
- エ 使用車両
- オ 作業手順 等

職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることの無いよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がける。

③ 警察（県防計画）

警察は、警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図るものとする。

3.5 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

大規模災害発生時において、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行うためには、ヘリコプターの活用が不可欠である。このため、あらかじめ緊急時ヘリコプター離着陸場を選定しておくものとする。

また、ヘリコプターによる現地訓練を実施し、その検証を行うものとする。

町は、緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件に基づき最低2か所以上の緊急時ヘリコプター離着陸場を選定する。その中でも、避難場所と競合しない緊急時ヘリコプター離着陸場として優先的に使用する箇所を、1か所選定しておくものとする。

(1) 要件 A

＜緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件＞

① 離着陸のための必要最小限度の地積

- ア 45メートル×45メートルの地積は無障害地帯であること。
- イ 進入平面より上に障害物のないこと。

資料編【1.2.2.7】離着陸のための必要最小限度の地積

② 地表面等の状況

- ア 地表面は、堅固であること。（コンクリート、芝生は最適）
- イ 十分に平坦であること。
- ウ 最大縦断勾配及び最大横断勾配は5パーセントであること。
- エ 四囲にあまり障害物のないこと。
- オ 車両の進入路のあること。

(2) 要件 B

林野火災用ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件

① 地積

最低10,000㎡(100×100)㎡の広さを有し、平坦であること。
(地積はできれば15,000㎡以上が望ましい。)

② 水利

- ア 近くに水源があること。
- イ 水源は、最低 100 トンはあること。
- ウ 1 立方メートル/分以上の取水が可能であること。

③ 車両の進入

資機材等の輸送のため、車両の進入が可能であること。
(10 トントラックが進入できる程度の取付道路のあることが望ましい。)

資料編【1.2.2.8】参考（CH47 へり離着陸のための必要最小限度の地積）

3.6 アクセス整備

災害対策活動を円滑に推進するため、県、防災関係機関と連携し、次のとおりハード、ソフト両面にわたるアクセスの整備に努めるものとする。

- (1) 各種施設の整備
- (2) 各機関が連携をもって行動するための共通地図の作成
- (3) 地域防災計画の習熟による他機関の活動内容の把握

4. 救急・救助及び消火活動体制の整備

大規模災害時における火災と、それに伴う死傷者の発生を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図るものとする。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当について、能力の向上を図る。

4.1 出火防止体制の整備

町は、地震による火災に備え、消火栓のみにかたよることなく、次のとおり消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

- ① 耐震性貯水槽の整備
- ② 河川水等の自然水利の活用
- ③ プール、ため池等の指定消防水利としての活用

また、消防署、消防団と自主防災組織等との連携強化を図り、渇水期を含め、年間を通じた消防水利の確保、消防救急体制の整備に努める。

4.2 消防力の充実強化

(1) 消防施設・設備の強化と保全

「消防力の基準」に基づき消防施設を拡充強化し、また、その保全を図るものとする。

- ① 初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎の安全性の確保、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等の整備を進める。

- ② 火災の場合の消防活動、火災その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施する。これにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期するものとする。
 - ③ 防災資機材格納庫、消防団用可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。
- (2) 消防団員の確保、消防団活性化対策の推進
多大な動員力を有する消防団は地域防災の中核的存在であり、消防団員の確保に努め、消防団の活性化対策の一層の推進を図るものとする。
- (3) 総合的な消防計画の策定
災害に対応した消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要に応じ修正するものとする。
- (4) 消防職団員の教育訓練
町は県と連携し、消防職員及び消防団員を県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣し、知識及び技能の向上を図る。また、一般教養訓練の計画を策定し、実施するものとする。

4.3 消防水利の確保

町は、「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努める。また、防火水槽や耐震性貯水槽の充実を図る。

災害時には、水道施設の被害や水圧の低下等により、消火栓の破損等も予想される。今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、次のとおり消防水利の確保を一層推進していくものとする。

- ① 耐震性貯水槽や防火水槽の整備
- ② プールやビルの保有水の活用
- ③ 河川、濠、海等の自然水利の開発や確保

消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

4.4 広域救急・救助体制の整備

(1) 救急活動体制の強化

大規模な災害によって発生することが予想される多数の傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立する。そのため、広域消防体制において次の事業を推進する。

- ① 救急救命士の計画的な養成
- ② 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ③ 救急隊員の専任化の促進
- ④ 救急教育の早急かつ計画的な実施
- ⑤ 消防本部管内の医療機関との連携強化

- ⑥ 町、医療機関など関係機関の通信手段の確保
 - ⑦ 医師会の協力のもと、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄
 - ⑧ 住民に対する応急手当法の普及啓発
- (2) 医療機関との連携体制の強化
消防と医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の整備を図る。また、その計画を作成するよう努める。
- (3) 救助体制の整備
- ① 救助工作車、救急車、照明車等の車両の整備、ファイバースコープ、クレーン、ウィンチ、救命ボート、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等などの救助用資機材の整備を促進する。また、倒壊建物、がけ崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に努める。
 - ② 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。
 - ③ 消防団、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキ、除雪機械、その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。
 - ④ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、県及び市町村等は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。
- (4) 救助機関の連携体制の強化
災害に際して、消防、警察、自衛隊及び海上保安部の救助機関が相互協力して、効率的な災害対策に当たられるよう、平素からの密接な連携を図る。そのため、平成8年4月1日に宮崎県救助機関災害対策連絡会議を設置した。
今後、この連絡会議を通じて、救助機関合同の訓練を実施するなど、一層の連携強化を図ることとする。

【1.2.2.17】 宮崎県救助機関災害対策連絡会議の組織

議長 危機管理課長

| 機 関 名 | 委 員 |
|-------------|-----------------------------------|
| 宮崎海上保安部 | 警備救難課長 |
| 陸上自衛隊都城駐屯地 | 第43普通科連隊第3科長 |
| 陸上自衛隊えびの駐屯地 | 第24普通科連隊第3科長 |
| 航空自衛隊新田原基地 | 第5航空団防衛部長 |
| 宮崎県警察本部 | 警備部警備第二課長 警備部機動隊長 交通部交通規制課長 |
| 宮崎県消防長会 | 宮崎市消防局長 都城市消防局長 延岡市消防本部消防長 |

| | |
|-----|------------------|
| 宮崎県 | 危機管理課長 消防保安課長 |
|-----|------------------|

4.5 地域の初期消火・救助・応急手当能力の向上(門川町及び広域消防)

- (1) 消防車両進入困難地域等を中心に、各地区に適合した消防水利の整備を図る。
- (2) 消防車両進入困難地域等における延焼を防止するため、都市計画道路の整備や市街地の整備について検討する。また、建築物の不燃化を促進する。
- (3) 建物や道路の現況を把握し、延焼危険区域等の総合的・系統的な見直しと設定を行う。また、それに対応した防災対策を検討する。
- (4) 消防車の進入が困難な地区においては、初期消火が特に重要となる。そのため、自衛消防隊等の自主防災組織の整備を促進し、防火意識の普及や高揚を図る。また、消火訓練等を実施する。防火訓練や講習会等により、住民に対する火災予防思想の一層の普及を図る。

① 火災予防運動の推進

- ア 春季全国火災予防運動 (3月1日～3月10日)
- イ 秋季火災予防運動 (11月9日～11月15日)
- ウ 宮崎県林野火災予防運動 (1月30日～2月5日)

- (5) 文化財防火設備を充実するとともに、自衛消防組織の編成を推進する。
- (6) 火災予防活動の強化

- ① 消防法を基本とした予防行政の充実・強化を図る。
- ② 火災予防の広報を活発に行うとともに、家庭や地域・職場における消防訓練・避難訓練を通して住民の防火意識の高揚を図る。
- ③ 民間防火組織の育成を図り、住民の防災行政への参加を求める。町の防災活動を強化する。特に、地震発生時の火気器具の取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。
- ④ 各事業所に初期消火活動体制の整備を推進する。また、自衛消防組織の育成に努める。
- ⑤ 消防訓練の推進

消防署は、一般的予防対策として、人命救助の方法、避難誘導、建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定する。

⑥ 火災予防運動の推進

消防署は、以下の事項について火災予防運動を推進する。

- ア 春秋火災予防運動の普及啓発
- イ 町広報等による防火思想の普及
- ウ 講習会、講演会等による一般啓発
- エ 少年消防クラブ等の育成

5. 医療救護体制の整備

大規模災害時には、医療施設や医療関係者の人員が不足する状況が予想され、広域的な情報収集、医療体制等の確立が望まれている。そのため、阪神淡路大震災でも負傷者の選別が課題となった。

町は、災害時における医療救護体制の整備について、防災関係機関と協力して、その対策を講ずる。

5.1 災害拠点病院等の整備充実（県防計画）

平成9年3月及び平成15年2月に各二次医療圏ごとに災害拠点病院を指定しており、今後とも、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社宮崎県支部、消防本部等の関係機関との協議を進めながら、災害拠点病院を中心とする医療救護体制の整備充実が必要である。

なお、県が指定する緊急時ヘリコプター離発着場等を活用した患者搬送体制の整備にも努めるものとする。

(1) 基幹災害拠点病院

地域災害拠点病院の機能を強化し、さらに要員の訓練・研修機能を有した「基幹災害拠点病院」として県立宮崎病院及び宮崎大学医学部附属病院を指定している。当基幹拠点病院は県全体の災害拠点病院の中核となる施設であり、今後、施設・設備の整備を図り、耐震性の強化、ライフラインの確保等に努めるとともに、その訓練・研修機能の強化を図る。

(2) 地域災害拠点病院

相当数の病床を有し、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために高度の診療機能を有するとともに、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し、自己完結型の医療救護チームの派遣機能等に対応できる「地域災害拠点病院」を全ての二次医療圏に計9病院指定している。

当地域災害拠点病院は、各二次医療圏内の病院、診療所の後方病院としての機能を持っており、今後、各地域災害拠点病院の実状に応じて施設・設備の整備を図り、耐震性の強化、ライフラインの確保に努めるとともに、トリアージ等の訓練・研修により要員の育成・強化を図り、総合的な整備充実を進める。

※トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度を重傷度に応じて治療優先順位を決定すること。

① 病院施設整備

- ア 町災害対策本部、消防団との情報交換に必要な通信設備の拡充を推進する。
- イ 被災によるライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保のための貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品・医療用材料、食糧の備蓄、耐震性能の強化等の緊急対策を推進する。

② 通信整備

ア 情報収集・連絡体制の整備のため、救急医療情報システム等の整備強化に努める。

イ 救急情報ネットワークの整備を図る。

③ 研修・訓練

ア 大規模災害時の指揮連絡システムマニュアルを整備するとともに、町防災訓練において実践訓練を実施する。

イ 災害医療統率者等を対象とした研修、講習会を実施する。

④ 医療機関の災害対策

ア 救急医療体制の充実を関係機関に要請する。

イ 近隣の高次医療機関との連携を進め、広域医療体制の強化を図る。

ウ モデルマニュアルを参考とし、各病院での災害応急マニュアルを作成する。

また、これに基づく自主訓練を行う等、病院レベルでの災害対策を講ずる。

エ 初動医療体制の確立

初動期における関係機関と各医療機関相互の連携や、早期に応急医療体制を立ち上げる体制の確立を図る。また、トリアージ（負傷者選別）の基準を設定したうえで、実践的な訓練の実施を検討する。

オ 救急救助体制の充実

医療機関への迅速な搬送体制を確立する。また、救命・救助装備を整備する等、円滑な救急・救助体制の充実を図る。

カ 医療体制の整備充実

町民の医療需要に対し、必要なサービスを確保するため、医療機関相互の連携を図る。幅広い対応ができるような地域医療サービス体制の整備に努める。

医師会等の協力を得て、休日や夜間の救急医療システムの充実を図る。

資料編【1.3.7.1】災害拠点病院等

6. 緊急輸送体制の整備

大規模災害が発生した場合、建築物の倒壊及び出火延焼、死者、ライフラインの被害等が想定される。これらの被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのため、あらかじめ緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備していくものとする。

資料編【1.2.2.18】防災拠点の一覧表

資料編【1.2.2.19】緊急輸送道路ネットワーク計画図

6.1 緊急輸送道路ネットワークの整備

町の緊急交通路、広域的輸送体制等を考慮し、通行不能の場合、これに代わる道路とあわせて相互の連絡体制を確保できることが重要である。

町は、災害時の救助・救護活動や緊急物資の輸送等にヘリコプターや船舶の機動性を生かし、応急活動を円滑に実施するため、ヘリポートの選定、港湾整備に努める。

(1) 緊急輸送道路の指定（県防計画）

県は、陸上、水上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地域の現況等に基づいて、あらかじめ、隣接県の主要道路と、次に示す県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定を行う。

指定に当たっては次の考え方に基づき、「第1次緊急輸送道路」及び「第2次緊急輸送道路」を選定する。

① 第1次緊急輸送道路

- ア 主な都市間を結ぶ主要道路
- イ 関係機関を結ぶ主要な道路

② 第2次緊急輸送道路

- ア 第1次緊急輸送道路と市町村庁舎を結ぶ道路
- イ 第1次緊急輸送道路と防災拠点を結ぶ道路

(2) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、計画的な緊急輸送道路の整備を行う。

(3) 港湾・漁港の指定と整備

港湾・漁港空間のもつ特性を活かして、震災直後はもとより、市民生活や経済社会活動の復旧・復興にも幅広く貢献していくため、緊急輸送等を行う拠点として、考えられる港湾・漁港を指定する。指定した港湾、漁港について、その整備を国の計画と整合を図りながら実施する。

門川漁港、庵川漁港は、海上輸送の特性を活かし、被災した交通施設等が復旧するまでの間、最小限の港湾機能の維持に努める。災害時の避難者搬送並びに被災後の緊急物資の海上輸送に備える。

(4) 避難路の確保

町は、避難所にいたる避難路を確保するため、従来の都市計画街路事業等に防災性を付与し、整備の推進を図るものとする。

また、沿道の不燃化、緑地の整備、地下埋設物の耐震化、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講ずるものとする。

6.2 緊急交通路の指定と緊急通行車両等の事前届出制度

(1) 緊急交通路の指定

① 県公安委員会による措置（県防計画）

県公安委員会は、被災民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消火活動等の災害応急対策を行うための緊急通行車両の通行を確保するため、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道等の中から緊急交通路の候補路線を選定し、あらかじめ指定している。

資料編【1.2.2.20】緊急交通路予定路線

② 町による措置

町は県公安委員会より指定されている緊急交通路の道路整備に協力していく。また、町の緊急交通路は、広域的輸送体制等を考慮し、県の緊急輸送道路の指定にあわせて、相互の連絡性を確保できるようにする。

なお、町内における緊急交通路の予定路線は、東九州自動車道及び国道10号が指定されている。

町は、災害時の避難や災害応急対策を円滑に行うために、県の指定する緊急交通路と接続する道路を指定する。

資料編【1.2.2.21】 町が指定する避難路

(2) 緊急通行車両等の事前届出制度（県防計画）

県公安委員会は、災害応急対策活動が迅速かつ円滑に行われるために、緊急通行車両の交通需要数を事前に把握し、確認手続きの省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両の事前届出を受理するものとする。

① 事前届出の対象となる車両

次のいずれの項目にも該当する場合。

- ア 災害時に、基本法第50条第1項の業務に従事する車両
- イ 指定行政機関等の所有車両及び指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両

*災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、規制除外車両として扱う。

② 事前届出の申請手続

ア 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者。

イ 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請する。

ウ 申請書類（各2通）

- (ア) 緊急通行車両等事前届出書（様式1）
- (イ) 自動車検査証の写し
- (ウ) 指定行政機関等との輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類

③ 証明書の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、様式の緊急通行車両等事前届出済証を交付する。

資料編【1.2.2.22】 様式1 緊急通行車両等事前届出済証(様式)

(3) 規制除外車両の事前届出（県防計画）

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を実施する。

① 事前届出の対象となる車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないもの

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

② 申請手続

ア 申請者

(2)の②アを準用する。

イ 申請先

(2)の②イを準用する。

ウ 申請書類（各2通）

(ア) 規制除外車両事前届出書(様式2)

(イ) 自動車検査証の写し

(ウ) 業務の内容を疎明する書類又は車両の写真

③ 証明書の交付

県公安委員会は、審査の結果、規制除外車両に該当すると認められるものについては、様式2の規制除外車両事前届出済証を交付する。

資料編【1.2.2.23】 様式2 規制外車両事前届出書(様式)

6.3 交通管理体制の整備

(1) 道路防災情報施設等の整備（県防計画）

県は、災害時の道路情報や災害情報を提供する施設を道路防災情報ネットワーク計画に基づき整備する。

(2) 交通管制施設等の整備（県防計画）

県警察本部は、交通規制が実効あるものとするため、交通情報板、交通流監視用カメラ、自動起動型信号機電源付加装置等の交通安全施設及び資機材の整備に努める。

さらに、県警備業協会との間で締結した「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、災害時の交通規制が円滑に行われるよう体制の整備に努める。

6.4 道路啓開車両等の調達体制の整備と輸送車両、船舶等の確保

(1) 道路啓開車両等の調達体制の整備

道路管理者は、発災後の道路啓開を円滑に進めることができるよう、建設業者と協定で、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等を常時確保できる協力体制の保持を目指す。

(2) 輸送車両、船舶等の確保（県防計画）

県は、県の保有車両、船舶等を把握するとともに、必要に応じて協定を締結するなど緊急通行車両、船舶等の調達体制の整備に努めるものとする。

港湾管理者は、建設業者等との協定などにより、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

7. 避難収容体制の整備

大規模災害が発生した場合、多数の長期避難者の発生が予想される。このうち、住居等を喪失するなど、引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

7.1 避難所の確保

(1) 避難所の指定

居住場所を確保できなくなった被災者に対して、応急的な収容保護を目的として、避難所を次の基準により指定しておくものとする。

- ① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- ② 速やかに被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配付することが可能な構造や設備を有するものであること。
- ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- ④ 車両、その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。
- ⑤ 都市化の進んだ人口密集地域においては、管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合がある。そのため、あらかじめ次により避難所の確保を図っておくこと。

ア 県又は、隣接する市町村と協議し、県又は隣接する市町村の公共施設等の利用

イ 企業や個人が保有する施設等の利用

- ⑥ 避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理(所有)者の理解・同意を得て指定する。また、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておくこと。

(2) 避難施設

① 構造

災害危険地区内にある避難施設や災害時の安全性に不安のある避難施設、老朽化

した避難施設等については、避難施設の新設や改良（鉄筋コンクリート造りや耐火建築物への変更）について検討する。

② 施設の収容面積

避難施設において、1人あたりの必要面積（寝起き可能な居室）は、原則として2㎡/人以上とする。この基準により算定される収容人員が避難対象人員より大幅に少ない場合には、避難施設の新設や増設等について検討する。

③ 避難施設に必要な施設設備

避難施設に必要な施設設備のうち、最低限必要と考えられる設備等については、年次計画を立案し、逐次整備を検討する。また、不足設備等の緊急調達方法や集積場所について事前に検討しておく。

ア 地域住民が避難施設へ安全かつ速やかに到達できるよう、道路舗装の工夫や避難誘導標識並びに民間施設利用避難タワー階段の設置の検討により安全を確保する。

イ 避難所を中心に、救援物資輸送や傷病者の救助収容に有効な施設の整備に努める。特に、夜間照明設備等の設置を検討する。

ウ 給水施設

避難所における給水活動を円滑に行うため、次の措置を講ずる。

(ア) 避難地内又は周辺の浄水場、配水池の貯留水を利用するために必要な施設（ポンプ等）の整備が可能な場合は、これを考慮する。

(イ) 避難地内又は周辺の公共施設等の給水施設の活用について、管理者等と協議する。

(ウ) 必要に応じ大型耐震性貯水槽の設置検討を行う。

エ 進入口

避難者が滞留するおそれのある避難所について進入口の拡幅、増設を検討する。

(3) 繁華街、観光地における避難場所等の確保

多数の人が集まる繁華街、観光地においては、安全な避難所及び避難路を確保する。また、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

(4) 避難指示、立ち退き先（避難所及び避難経路）

① 危険区域における避難立ち退き先については、安全性の検討及び施設の確保を推進する。

ア 洪水、津波又は地すべり等による危険が予想される区域における立ち退き先

イ 地震や火災の際、住家の密集地域における立ち退き先

ウ その他、危険が予想される区域における立ち退き先

② 応急救護所等

避難地における災害応急対策活動が円滑に実施できるよう避難地内部の整地、公共用地としての取得に努める。また、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点と

なる施設及び放送施設の整備を推進する。これらの施設は既存の施設の利用促進を図りながら検討する。

7.2 避難所等の広報と周知

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難所等や災害危険地域を明示した防災マップを作成し、住民に提供する。また、広報誌・PR紙を活用して、避難に関する広報活動を実施する。これらの活動を通じて、住民等に対する避難所等や災害危険地域の周知を徹底する。

定期的に防災マップなどの見直しと、その内容の充実を図るものとする。町は「平成26年3月に「海拔マップ」及び平成29年3月に「防災ガイドブック」を発行している。

(1) 避難所の広報

避難所の指定を行った場合、次の事項につき、広報紙等により、地域住民に対し周知徹底を図る。また、避難所として指定した施設については、住民にわかりやすいよう避難所の表示をしておくこと。

- ① 避難所の名称
- ② 避難所の所在位置
- ③ 避難所への経路
- ④ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

町は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物質の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。

- ① 平常時における避難のための知識
- ② 避難時における心得（特に、必要最低限の必需品の避難所への携行）
- ③ 避難収容後の心得

(3) 災害危険区域の広報

災害時の土石流、地すべり、山・がけ崩れ及び二次災害のおそれのある箇所については、過去の災害事例及び現況調査等を参考に、土砂災害危険箇所図を作成する等、住民に適切な方法で広報する。また、県は、県内全域の降雨状況を把握するための雨量測量局の設置や危険箇所の巡回監視等に努めるとしている。

7.3 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) 避難所の安全性の確保

平常時より建物の安全性の確保を積極的に推進していく。避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるものとする。

(2) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、被服寝具、その他生活必需品の給与に対応できる物資について、あらかじめ備蓄に努める。

負傷者や高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した以下の施設・設備の整備に努める。

- ① 負傷者に対する応急救護品
- ② 貯水槽
- ③ 仮設トイレ
- ④ マット
- ⑤ 簡易ベッド
- ⑥ 非常用電源
- ⑦ 衛星携帯電話等の通信機器等
- ⑧ 空調
- ⑨ 洋式トイレ
- ⑩ 伝達事項の掲示板
- ⑪ 出入口の段差解消のスロープ
- ⑫ 災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ など

なお、これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得たうえで実施すること。また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

(3) 避難誘導

町は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。高齢者、障がい者、その他、いわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。また、避難所であることを示す標識等の設置に努める。

- ① 警戒区域の設定「第3章 第9節 1. 避難誘導の実施」参照。
- ② 避難誘導「第3章 第9節 1. 避難誘導の実施」参照。

(4) 避難所

町は、公園、社会教育施設、公共施設等を対象に、地域の人口、対象圏域、地形、災害に対する安全性等や、想定される地震の諸元に応じ、必要な数、規模の避難所をあらかじめ指定する。指定に当たっては、その施設の管理者の同意を得る。また、住民への周知徹底に努め、避難所の設備の充実を図る。

7.4 応急仮設住宅の供与体制の整備

災害のために住家を滅失した被災者は、避難所に收容され、保護を受けることになる。しかし、避難所は災害直後の応急的かつ一時的なものであるため、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力をもって住宅を確保することのできない者に対し、一時的な居住の安定を図る。そのため、応急仮設住宅の供与体制を整備するものとする。

(1) 建設用地の選定

- ① あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮の上、建設用地を選定し確保しておくこと。
- ② 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、災害に対する安全性に配慮し、原則として、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定すること。
- ③ 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提に、原則として無償で提供を受けられる土地とすること。

(2) 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮する。できる限り住宅地としての立地条件の適した場所に建設すること。

(3) 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等、用地の利用関係について明確にしておくこと。

(4) 建築事業者等との連携

応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、応急仮設住宅用資機材の供給可能量を把握する等、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。また、必要に応じ、あらかじめ建築事業者等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する連携体制を整備しておくこと。

(5) 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定すること。

(6) 必要戸数の供給

- ① 災害が発生した場合には、必要により、建築事業者等の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設すること。
- ② 避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず、応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等、やむを得ない事情がある場合、公団・公営住宅の一時利用、民間アパートの借り上げ等を実施すること。

(7) 住宅の仕様等

単身や多人数世帯、高齢者や障がい者等の要配慮者等、個々の需要に応じた多様なタイプの応急仮設住宅を提供する。また、住宅設置後の地域社会づくり等に考慮した配置とすること。

8. 備蓄に対する基本的な考え方

災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄を計画的に推進するための基本的な方針について定める。次の事項に留意し、これらの公的備蓄等に努め、被災者への物資の安定供給を図るものとする。

なお、在宅の被災者に対しても、必要に応じた物資が供給されるよう配慮するものとする。

8.1 備蓄方法

町内における必要な食糧、生活必需品等の備蓄及びその備蓄倉庫並びに調達体制の整備は十分とはいえ、広域的支援に頼らざるを得ない状況である。これを踏まえ、大規模な災害が発生した場合を想定し、必要とされる食糧、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（供給協力協定の締結を含む。）の整備について検討しておく。

(1) 備蓄方法

① 避難所等の防災拠点での備蓄

災害発生直後は、平時の物資流通体系が混乱することから、町庁舎、避難所、公共施設、備蓄倉庫等での公的備蓄に努めること。

なお、地理的条件も勘案し、必要に応じて地域分散備蓄を図り、物資の速やかな供給に努めること。

② 食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の確保体制の充実

食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとする。それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講ずる。

ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄に関する啓発

イ 町、県における食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄促進

ウ 取扱業者との協定等締結の促進

(2) 民間業者との物資供給協定の締結

物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、必要に応じて、民間業者と物資供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努めること。

なお、協定に当たっては、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておくこと。

(3) 備蓄物資の種別

- ① 米穀：県を通じ、（災害救助用米穀）農林水産省生産局に対し要請する。また、県を通じて農林水産省政策統括官に連絡ができない場合は、直接、農林水産省政策統括官に対し要請する。

資料編【1.2.2.24】米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

- ② 生活必需品等：日赤宮崎県支部
- ③ 医薬品等：日赤宮崎県支部
- ④ 仮設住宅等：建設課

資料編【1.2.2.25】主食、副食等及び調味料の調達先

(4) 段階的な備蓄の方法

① 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民は、災害時におけるライフライン施設や食糧等の流通が途絶えることを考慮し、おおむね3日分に相当する量を目標として備えるものとする。また、広報誌や防災マップ等を通じて、住民の備蓄に対する役割を周知する。

② 流通在庫備蓄

ア 住家の被害やライフラインの寸断等により、食糧の入手が不可能な被災者に対して、速やかに食糧の供給ができるよう、自ら公的備蓄に努める。また、農業協同組合や民間業者等と食糧供給協定等を締結するなど流通在庫備蓄に努める。

イ 町は、町内の商店及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行う。これにより、食糧及び生活必需品等の確保に努める。また、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。なお、高齢者・乳幼児等の要配慮者への対応も考慮する。

③ 協定の締結による備蓄・調達

物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、必要に応じて民間業者と物資供給に関する協定を締結する等、流通在庫備蓄に努める。

なお、協定に当たっては、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。

④ 応急対策従事者のための備蓄

町は、住家の被害やライフラインの寸断等により、食糧の入手が不可能な場合、被災者に対して効果的な長時間の対策が行えるよう、日頃から応急対策従事者のための食糧・飲料水の確保に努める。

(5) 物資供給

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資の供給に努める。

なお、物資の供給においては、画一的なものだけでなく、高齢者や乳幼児、病弱者へ配慮された物資の供給に配慮する。

8.2 物資の内容

(1) 各家庭や職場での物資等の備蓄

町民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、防災に関する各種イベントや地域住民が参加した防災訓練の実施等を通じて啓発する。町民は、その備蓄に努めるものとする。

(2) 災害対策要員分の備蓄

災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄を検討するものとする。

9. 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の不足等が起こっ

た場合には、災害発生直後から被災者に対し、食料、生活必需品及び飲料水の供給が円滑に行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図るものとする。

9.1 飲料水の備蓄及び供給体制の整備

災害時において、被災者1人あたり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、貯水槽の設置、応急給水用資機材等の整備増強を検討する。

水道事業者は、被災時に被災状況に応じた応急給水・復旧計画を立案するための応急給水・復旧基本計画をあらかじめ策定する。応急給水・復旧基本計画は、職員に周知徹底しておく。また、常に実施計画立案が行えるよう体制を整備するものとする。

なお、計画に盛り込む事項は、おおむね次のとおりとする。

(1) 指揮命令系統の整備

緊急時の指揮命令者等の連絡に必要な手順等を定めておく。

(2) 応急復旧期間

目標復旧期間はおおむね4週間以内とする。

(3) 応急給水目標水量

応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

- | | |
|---------------|------------|
| ① 初めの3日間 | 3リットル/人日 |
| ② 7日目まで | 20リットル/人日 |
| ③ 14日目まで | 100リットル/人日 |
| ④ 15日から28日目まで | 250リットル/人日 |
| ⑤ 29日目以降 | 通常通水 |

(4) 応急供給拠点の設定

応急給水時において、給水車・給水タンク等へ水を供給する基地として、浄水場、配水池等を利用し、給水拠点を設定する。

(5) 応急給水拠点の設定

給水拠点は次の搬送距離等を目標に設定する。

- | | |
|---------------|-----------|
| ① 初めの3日間 | 避難所 |
| ② 7日目まで | 避難所・給水拠点 |
| ③ 14日目まで | 150メートル程度 |
| ④ 15日から28日目まで | 10メートル以内 |
| ⑤ 29日目以降 | 通常通水 |

(6) 供給確保のための施設、設備の整備

- ① 広域避難地への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置
- ② 学校等のプール施設の活用
- ③ 井戸の設置

(7) 応急資機材の確保

ろ過水器の配備、給水車の増強、給水タンクの補充、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄、増強を図る。なお、他県からの応援資機材量を勘案のうえ、合理的な備蓄量を設定する。

- (8) 応急資機材の受入・配送拠点の整備
資機材等の受入れ、配送を行う拠点について、関係機関と調整の上、応援資機材配送計画を作成する。
- (9) 相互応援体制の整備
県や県内の他の市町村、他県との広域相互応援体制について、あらかじめ県等と協議・調整を行う。
- (10) 応援受入拠点の整備
- ① 応援受入拠点は、関係機関と協議・調整の上、公的施設等を利用して整備する。
 - ② 緊急時に備えて、各種図面（管路図等）及び書面を整備する。また、危機管理上の保管分散化を行う。
 - ③ 水質管理の強化
応急給水拠点で水質検査を行うなど、水質監視体制を整備する。また、飲料水の一時保管方法について周知する。
- (11) 応急給水訓練の実施
- (12) 飲料水の備蓄、節水対策の住民への広報、周知
- (13) 災害時に備え、緊急時の広域的相互給水支援対策を確立する。また、応急給水量の増加及び緊急遮断弁の設置等により、災害時の給水確保に努める。

【1.2.2.26】災害時の給水確保

| 項目 | 数量 | 基数 |
|-----------|-------|----|
| ポリ容器 | 500 | 2基 |
| 給水袋6L~10L | 各500 | |
| 給水用車両 | 軽トラック | 2台 |

9.2 食料の備蓄及び供給体制の整備

大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、飲料水、生活必需品、非常用電源、その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。

食糧の備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄、又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等に配慮する。また、備蓄拠点を設ける等、体制の整備に努める。

具体的には、次の事項に留意し、食糧の備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

- (1) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して、速やかに食料の供給ができるよう、自ら公的備蓄に努める。また、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結するなど流通在庫備蓄に努めること。
- (2) 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・食事制限のある者・病弱者等に配慮した品目(食材の柔らかい物、ミルク等)についても供給・備蓄に努めること。
- (3) 米穀の買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、九州農政局宮崎県拠点との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

(4) 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民は、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、おおむね3日分に相当する量を目標として備えるものとする。

9.3 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備

町は、必要に応じ、被災者に応急的な生活必需品の給(貸)与が図られるよう、次の事項に留意し、その公的備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難所等の生活において、被服、寝具、その他生活必需品の欠乏している被災者に対して、速やかに物資の給(貸)与が図られるよう、自ら公的物資の備蓄に努める。また、民間業者と物資供給協定等を締結するなどにより、流通在庫備蓄に努めること。
- (2) 生活必需品の物資については、女性や子供、要配慮者にも配慮した物資の調達及び供給に努めること。
- (3) 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備しておくこと。
- (4) 生活必需品の例示

① 寝具

就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等

② 外衣

ジャージ、洋服、作業衣、子供服等

③ 肌着

男女下着、子供下着等

④ 身の回り品

タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等

⑤ 食器、日用品

食器・箸・皿、石鹸、歯みがき、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙オムツ、粉ミルク用品、離乳食用品、だっこ紐、授乳用ポンチョ、電池、ラップ、ポリ袋等

⑥ その他、応急的に必要な生活必需品

(5) 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民は、日常生活に必要となる前記(4)に掲げる品目を備えるものとする。

9.4 装備資機材等の整備

応急対策の実施のため、災害用の装備資機材等をあらかじめ整備、充実する。また、備蓄(保有)資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。

(1) 点検の実施結果と措置

点検の結果は、常に記録しておく。また、資機材等に損傷等が発見されたときは、補充、修理する等整備しておく。

(2) 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達を円滑に図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

(3) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いため、住民等が身近に確保できるように、町内会・自治会の単位での確保を推進する。

- ① 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- ② 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ③ 救助工作車等の消防署、消防団への整備促進
- ④ 資機材を保有する建設業者等と町との協定等締結の促進
- ⑤ 各施設における救出救助用資機材の整備促進

(4) 救助用備蓄資材、器材及び施設

- ① 気象観測施設
- ② 救助舟艇、救急車、放水車等の救助用資材、器材
- ③ 通信器具等
- ④ 救急薬品等
- ⑤ その他救助用資材、器材

(5) 医療、助産及び防疫に要する資材、器材並びに薬剤

(6) 流出油処理資材、器材の調達

資料編【1.2.2.27】県北流出油災害対策協議会会則

10. 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

災害発生時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることがすべての対策の基本となる。そのため、平常時よりソフト・ハード両面で情報伝達体制の整備を図るものとする。

対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進めるうえで極めて重要である。

10.1 防災行政無線等の整備

(1) 市町村防災行政無線整備の推進

町が使用する防災行政無線は、次のとおりである。

- ① 移動系 IP 無線：被害状況を把握するため、災害現場へ移動し、町役場と災害現場及び関係者との間で通信を行うシステム
- ② 同報系無線：各種の情報等を町役場から屋外拡声器や避難所に設置している戸別受信機により、住民に拡声装置や文字盤を用いて周知する通信システム
- ③ 宮崎県防災行政無線：宮崎県が設置した通信システム

町は、住民に対して、災害情報等の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを基本として、今後とも防災行政無線の整備を推進するものとする。

(2) 消防無線整備の推進

消防無線とは、県消防本部が他県及び県内における消防、救急活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線通信設備である。日向消防本部でデジタル無線を導入したことに伴い、町消防団の幹部団員及び各消防車両には、無線傍受のために受令機等を整備した。

- ① 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実を図る。
- ② 県域における各消防本部と相互に通信することができる県内共通波の整備、充実を図る。
- ③ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、IP無線機の増強を図る。

(3) 多様な手段の整備

被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）のほか、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、地区放送も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めている。

10.2 広報体制の整備

災害発生時に、報道機関からの取材の要請に対し、適切な情報提供ができるよう、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。そのため、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請等の方法について定めておくこととする。

また、広報に当たっては、自衛隊等他の機関の広報との連携・協力について配慮しておくものとする。

(1) 広報窓口の一本化

取材への対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。

- ① 報道機関を通じての広報については、県へ依頼する。
- ② プレスルームを設置する等、情報を迅速・的確に発信する。
- ③ 町の災害対策本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。

(2) 放送要請

災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合、速やかに放送要請が行えるよう、放送要請の方法について、確認を行っておくものとする。

(3) 新しい情報伝達手段を通じた情報交換

情報化の進展に伴い、メールの他、ツイッターやSNSなどインターネットを介した

新しい情報伝達手段による情報交換を行えるよう、伝達する方法、伝達内容等について検討を進める。

(4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、町内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

なお、町内の外国人は、外国人は102人（令和5年4月1日住民基本台帳より）、内、韓国・朝鮮6人、中国7人、フィリピン9人、ベトナム16人、インドネシア22人、ミャンマー16人、ネパール12人、その他14人でした。

10.3 被災者からの問合せに対する体制の整備

災害発生時には、住民等からの問い合わせ、要望、意見等が多数寄せられることが予想される。そのため、情報の混乱を防ぎ、住民に対し、的確な情報を提供できるよう、体制を整えておく必要がある。

- (1) 住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図るものとする。
- (2) 有線テレビジョン放送、屋外文字放送、緊急速報メール等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。
- (3) インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図るものとする。
- (4) 災害情報データベースの整備や多様な情報メディアの活用方策を検討する
- (5) 地震観測体制を強化する。

11. 要配慮者に係る安全確保体制の整備

近年の災害では、要配慮者の犠牲が多くなっている。このため、町は県や要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等とともに、地震災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図る。そのため、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制について整備に努めるものとする。

11.1 社会福祉施設、病院等の防災体制の充実

(1) 組織体制の整備

社会福祉施設及び病院等の管理者に、災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を充実するよう要請する。また、社会福祉施設等と関係機関の団体との連携について調整支援を行うこと。

災害後、社会福祉施設等への入所対象者が増加することが考えられる。そのため、その受入れ等について、社会福祉施設相互間の調整を検討しておくこと。

(2) 社会福祉施設、病院等の管理者

高齢者や身体障がい者、傷病者及び乳幼児等いわゆる「要配慮者」が利用する社会福祉施設、病院等の経営者は災害時に備え、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図る。また、職員等に対する防災教育及

び防災訓練を実施するように努める。

特に、夜間等における消防署等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、町、施設相互間、自主防災組織、ボランティア組織等や、近隣住民と連携をとり、要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

社会福祉施設等の管理者は、次の事項について留意し、施設入所者や通所者（以下、「施設入所者等」という。）の安全確保体制を整備するものとする。

① 防災組織体制の整備

施設入所者等の避難場所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した防災計画をあらかじめ策定しておくこと。

なお、計画は、夜間・休日等の災害発生にも十分に対応できる計画とすること。

② 緊急応援連絡体制の整備

非常用通報装置を設置する等により、関係機関との通信手段の確保、整備に努める。また、施設入所者等の避難誘導等に当たって、地域住民の協力が得られるよう、地域自治会やボランティア組織等と連携に努めること。

施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把握しておくこと。

③ 施設の安全性等の確保

災害時における施設の倒壊等を未然に防止するため、施設の安全性等の確保に努めること。

また、施設内の設備品の倒壊・転落防止についても、その対策を講じておくこと。

④ 防災資機材の整備、食品等の備蓄

災害時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光機、ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努めること。

⑤ 防災教育、防災訓練の実施

施設入所者等が安全に、速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施すること。

また、避難訓練においては、消防署、地域住民やボランティア組織等と連携した訓練を実施すること。

⑥ 防災士の資格取得

職員の防災士資格取得に努めること。

⑦ 県、市町村への協力

県又は町が実施する要配慮者に係る防災対策に協力するよう努めること。

(3) 防災設備等の整備

① 防災設備

社会福祉施設及び病院等の管理者を指導、支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための防災設備等の整備を促進するよう要請する。

② 社会福祉施設、病院等の管理者

社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備

の充実を推進する。

また、災害発生に備え、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防署等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を推進する。

③ 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、避難所及び避難路等の防災基盤の整備に努める。

11.2 避難行動要支援者の救護体制の整備

町は、避難行動要支援者について、災害が発生した際に安否確認及び避難支援を実施するため、次の事項に留意し、体制を整備する。

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、災害時における円滑かつ迅速な避難支援及び安否確認を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難支援関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合には、あらかじめ名簿情報を提供するものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

① 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、次の事項を記載する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 避難確保計画の策定

町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、避難支援関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援者等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。その際、名簿情報や個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

また、町は介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

(3) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

町は、近隣住民（自主防災組織）の協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施に努める。パンフレット、ちらし等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

また、避難行動要支援者に十分配慮した、きめ細かな防災行動マニュアルの策定や普及などの啓発を図る。

(4) 福祉避難所の指定等

町は、介助等の特別な配慮を要する要配慮者を収容するため、福祉避難所を指定するものとする。また、福祉避難所での生活に資する車椅子、携帯便器、オムツ等の生活必需品の備蓄及び介助員の派遣等について体制を整備しておくこと。

なお、福祉避難所が不足する場合に備え、事前にその確保に努めるものとする。

(5) 防災設備等の整備

町は、独り暮らし高齢者、高齢者等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備及び聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努める。また、在宅者の安全性を高めるため、自動消火設備（家庭用スプリンクラー）及び火災警報機等の設置等の推進に努める。

(6) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

町は、要配慮者自身の日常生活自立度、及び在宅要配慮者の所在等を考慮し、避難及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

11.3 外国人に対する防災対策の充実

地域内で生活する外国人の災害時の安全を図るために、外国語による広報等の対策を検討する。

(1) 外国人の状況の把握

災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように、平常時からその状況の把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

日本語を理解できない外国人のために、防災知識の普及、啓発に努める。

(3) 外国人が安心して生活できる環境の整備

① 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し、適切なアドバイスを受けられるように、県及び(公財)宮崎県国際交流協会(以下「県国際交流協会」という。)の外国人相談窓口の充実を図り、災害時に対応できる体制づくりに努める。

② 外国人にやさしいまちづくりの促進

避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、町及び県は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

③ 外国人への行政情報の提供

町及び県は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報

媒体を利用して、多様な言語やひらがな等のわかりやすい言葉・文字（以下「多言語等」という。）による情報提供を行う。

④ 外国人と日本人とのネットワークの形成

町及び県は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

⑤ 語学ボランティアの確保

町及び県は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援する。そのため、あらかじめ「担当窓口」を設置する。また、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

⑥ 語学ボランティアの登録・養成

県国際交流協会は、災害時に語学ボランティアとしての活動を希望する者の登録と研修を行い、語学ボランティアが迅速に活動できる体制整備に努めるものとしている。

12. 二次災害防止体制の整備

余震、豪雨等にとまなう二次災害を防止する体制を整備する。また、建築物の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成に努める。

また、二次災害の防止を図るために、必要な資機材の備蓄を行う。

「本編 第3章 第9節 6. 6.4 被災建築物及び宅地の応急危険度判定」参照。

「本編 第3章 第17節 1. 1.2 土砂災害防止対策」参照。

13. 防災営農体制の整備

農地防災事業を計画的に推進し、営農基盤を整備する。また、農地保全施設等の管理体制の強化、及び防災営農体制を確立する。

13.1 農地保全施設の管理

ダム、堤防、排水機、水門、樋門等について、維持管理計画を定める。

13.2 山林・農地の保全

山地への植林や間伐、伐採及び農地の耕作、施設の維持管理等を行い、山林・農地の保全を図る。

14. 防災関係機関の防災訓練の実施

災害時の迅速かつ適確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関は相互の連携のもと、災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施する。

また、訓練を行うに当たっては、ハザードマップ等を活用して、被害の想定を明らかにする。また、実施時間を工夫する等、様々な条件を設定する。性別、年齢等にかかわらず、要

配慮者等多様な住民が参加し、参加者自身の判断が求められる内容を盛り込むなど、実践的なものになるよう工夫する。さらに、訓練結果の事後評価を通して、課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実、強化を図るものとする。

14.1 県総合防災訓練への参加

町は、防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て、地震、大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、町災害対策本部の設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施するように努める。

(1) 県総合防災訓練の実施

県は、災害時の心構えと防災活動のあり方の確認、各防災関係機関の協力体制の確立、及び地域防災計画等の検証、県民の防災意識の向上等を目的として、以下の要領により総合防災訓練を実施するものとしている。

① 実施時期

訓練効果を考慮し、毎年実施する。

② 実施場所

県内全ての市町村において、各地域において実施する。

③ 訓練種目

- ア 災害対策本部設置、運営等活動体制の確立
- イ 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
- ウ 広域応援活動
- エ 救助・救急及び消火活動
- オ 医療救護活動
- カ 避難収容活動
- キ 公共施設等の応急復旧活動
- ク ライフライン施設の応急復旧
- ケ 海上災害の応急復旧
- コ 防災関係機関の連携
- サ その他、地震発生時に起こりうるあらゆる災害を想定し、震災応急対策に必要な種目について訓練を実施する。

④ 訓練参加機関

県内の市町村、防災関係機関を対象とし、できるだけ多くの機関の参加を呼びかけ、県及び市町村が主催して実施する。

実施に当たっては、自主防災組織、ボランティア組織、要配慮者も含めた地域住民等とも連携する。また、応援の派遣、受入を中心とした他県等との合同の訓練も含め実施する。

⑤ 防災訓練時の交通規制

警察本部は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、地域住民の協力を得て、当該防災訓練の実施に必要な限度で、交通規制を実施

する。区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

(2) 町の総合防災訓練

町は総合防災訓練を次の要領により実施し、防災関係者及び住民に災害時の心構えと防災活動を認識、習得させる。また、防災関係機関の協力関係の確立、強化を図る。なお、訓練の種目は次のとおりである。

- ① 動員訓練（職員、消防団の動員、居住者の応援）
- ② 救出、救護訓練
- ③ 炊き出し訓練
- ④ 避難、立退訓練（危険区域居住者の避難）
- ⑤ 防疫訓練
- ⑥ 通信訓練（電話、無電、伝達）
- ⑦ 輸送訓練（資材、器材、人員）
- ⑧ 水防訓練
- ⑨ 消防訓練
- ⑩ 樋門等操作訓練
- ⑪ 観測訓練（水位、雨量等）
- ⑫ 工法訓練（各水防工法）
- ⑬ その他必要な訓練

(3) その他、各種防災訓練

① 組織動員訓練

災害時における災害対策の万全を期するため、職員動員訓練等を実施する。

② 非常通信訓練

災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合における情報伝達の円滑な運用を図るため、非常通信訓練を実施する。

③ 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、洪水予報・警報等の伝達、水位・雨量観測、消防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防広報、樋門等の操作、避難等の訓練を実施する。

- ア 観測訓練（水位、雨量、潮位、風速等）
- イ 通報訓練（電話、無線、伝達）
- ウ 動員訓練（職員、消防団の動員、居住者の応援）
- エ 輸送訓練（資材、器材、人員）
- オ 工法訓練（各水防工法）
- カ 樋門等操作訓練
- キ 避難、立退訓練（危険区居住者の避難）
- ク その他

④ 医療救護訓練

災害発生直後の医療救護活動が実効あるものとして機能するように、日頃から実

践に即した訓練等を実施する。

大規模な地震災害等、具体的な災害を設定し、次のとおり、机上訓練を含め、実際に即し、医療救護訓練を実施する。なお、各医療機関においては、災害対応マニュアルを作成し、これに基づく自主訓練及び研修会等の実施に努める。

- ア 災害発生直後の災害要請の円滑な対応
- イ 災害情報の収集
- ウ 指令や要請に基づく医療救護班の緊急出動
- エ 傷病度合による選別等
- オ 症例に応じた応急医療等

⑤ 地域避難救助訓練

- ア 町長、町教育委員会、又は小・中学校長は、その管理する施設に係わる避難訓練計画を定め、実施する。
- イ 町は、社会福祉施設、病院、旅館（ホテル）、娯楽施設等の管理者に対し、避難計画の作成、実施について要請する。
- ウ 災害発生時の避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、地区町内会や自主防災組織等を中心とした避難救助訓練を単独又は共同で実施する。

⑥ 教育施設等避難訓練

各教育施設等は、おおむね次の方法によって避難訓練を実施する。

- ア 想定される災害について、学期初め・災害多発時・防火週間期間等に年1回以上の避難訓練を実施する。
- イ 避難訓練に際しては関係機関の協力を得て実施し、児童・生徒の避難要領及び防災に関する知識の普及に努める。
- ウ 具体的な実施要領等は、災害の種類に応じ、各教育施設において立地条件、その他を勘案のうえ定める。

⑦ 非常無線通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果を発揮できるよう、宮崎地区非常無線通信協議会と協力して非常無線訓練を実施する。

- ⑧ 広く町民に防災・安全対策を啓発指導していくとともに、地域をはじめ学校・各種事業所等の協力を得ながら、実践的な防災訓練を行う。

(4) 防災訓練の検証

町は、防災訓練終了後に、防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにする。また、必要に応じ、防災対策の改善措置を講ずるよう努める。

14.2 個別防災訓練の実施

下記の訓練について、必要に応じて、関係機関と連携して別途実施するものとする。

(1) 水防訓練

県及び水防管理団体は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して、水防訓練を実施する。また、水系別に水防演習を行う。

(2) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施する。これらは随時他の関連した訓練と合わせて行う。

(3) 災害救助訓練（県防計画）

県及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、被災者支援等の訓練を行う。

県救助機関災害対策連絡会議構成機関は合同で情報伝達・収集、指揮活動等の訓練を行う。

(4) 通信訓練

県及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、宮崎地区非常通信連絡会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により、遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。

(5) 避難訓練

町及び警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難が迅速かつ円滑に行われるよう、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域及び病院、集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(6) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

町は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化、円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ち的实施も検討する。

(7) 情報収集及び伝達訓練

災害時の情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(8) 災害警備活動及び交通規制訓練（県防計画）

県警察本部は、災害時における警備活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により災害警備活動及び交通規制訓練を実施する。

(9) 海上防災訓練（県防計画）

宮崎海上保安部は、排出油事故による海上災害が発生した場合など地震によるあらゆる被害を想定し、迅速的確な情報伝達、排出油の防除、消火等の応急作業を訓練するとともに関係機関との協力体制の確立及び排出油災害対策の充実強化を図る。

(10) 広域防災訓練

町は県とともに、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(11) 広域災害対処訓練（県防計画）

陸上自衛隊は、県又は市町村が実施する災害対処のための指揮活動等の訓練に積極的に参加する。

(12) ライフライン復旧訓練（県防計画）

ライフライン機関は、復旧計画を作成するとともに、シミュレーションに基づいた訓練の実施に努める。

(13) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送訓練（県防計画）

災害時における交通の確保・救急輸送、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動を、関係機関と連携し、訓練する。

(14) 医療救護活動訓練（県防計画）

医療関係機関は、災害時を具体的に想定し、地域災害拠点病院及び基幹災害拠点病院における医療救護活動、DMATによる医療救護活動、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送等の訓練を実施する。

14.3 事業所、自主防災組織、住民の防災訓練の実施

(1) 事業所(防火管理者)における訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店、その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、消火・通報及び避難訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、町、所轄消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加する。事業所の特性に応じた防災対策行動により、地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び所轄消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等安全確保訓練・避難所運営訓練等を主として行う。

また、町は自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災士は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(3) 町民の訓練

町民一人一人の災害時の行動の重要性にかんがみ、町、県、防災関係機関は、防災訓練に際して、要配慮者を含め、広く住民の参加を求める。住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、町民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施等、災害に備える活動を継続的に実施するよう努めるものとする。

14.4 防災訓練の検証

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講ずるものとする。

15. 災害復旧・復興への備え

災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復旧・復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。また、災害対策基金等の積立と適正な管理により、迅速な復旧・復興に備える。

15.1 各種データの保存・整備

(1) 各種データの保存・整備

① データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておく。また、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。そのうえ、保管している公図等の写しの被災を回避するための手段を講ずるものとする。

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておく。また、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

15.2 災害対策基金等の積立と管理（県防計画）

災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図るものとする。

(1) 災害救助基金

① 積立

県は、災害救助法の適用時に要する費用に充てるため、次により災害救助基金を積み立てるものとする。

- ア 銀行への預金
- イ 債権の買入
- ウ 物資の備蓄

② 積立額

災害救助基金の各年度における最小額は、県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の5/1,000に相当する額とする。

(2) 財政調整積立金

県は地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方財政法(昭和23年法律第109号)の規定により、宮崎県財政調整積立金条例(昭和36年宮崎県条例第6号)を定めて、財政調整積立金を設置し、その運用に当たっているが、その概要は次のとおりである。

① 積立額

- ア 積立額は、地方財政法第4条の3第1項又は第7条第1項の規定により、予

算で定める。

イ 積立金から生ずる収入は、すべて積立金に繰り入れる。

② 管理

銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元金の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。)その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運営する。

③ 処分

次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- ア 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
- イ 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。
- ウ 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費、その他の必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- エ 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

第3節 防災活動の促進

1. 職員等に対する防災教育

職員等は、関係機関の実施する防災関連の研修会等に参加し、自らの資質の向上に努める。また、災害時における適正な判断力を養い、各機関が行う防災活動の指導を行う。

1.1 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等への参加
- (2) 現地調査等への参加
- (3) 関係機関の実施する防災訓練・防災知識普及活動への協力・参加

1.2 教育の内容

- (1) 地域防災計画及び、これに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (2) 非常招集
- (3) 風水害、地震災害、その他災害発生についての知識及び災害の種別ごとの特性
- (4) 過去の主な被害事例
- (5) 防災知識と技術
- (6) 防災関係法令の運用
- (7) 災害対策本部設置時の特命班の役割及び、他課の応援に関する事等の研修
- (8) 自主防災組織による避難所開設・運営
- (9) その他の必要な事項

1.3 応急対策の実施する職員に対する防災教育

応急対策を実施する職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

- (1) 応急対策活動の習熟
被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により、対策の周知徹底を図る。
- (2) 研修会及び講演会の開催
災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。また、様々な防災関連の研修、セミナー等に積極的に参加する。総合防災訓練等を通じて、防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。

1.4 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

防災上考慮すべき施設とは、危険物等を取り扱う施設や百貨店、劇場、映画館など不特定多数の者が出入りする施設等を指し、災害発生時には、火災やパニックが発生する危険性が高いところである。

これら施設の管理者に対して、その社会的責任の重大さを認識させ、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的实施にする。これにより、緊急時に対処しうる自衛消防・自主

防災体制の強化を図るものとする。

- ① 防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。
- ② 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。
- ③ 防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。
- ④ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等、必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

1.5 災害対策実施要領（活動マニュアル）の整備

災害応急対策の実施内容は、災害対策本部の事務分掌で定められている。職員の参集状況や被災状況を想定した活動内容、各部の実情に応じた活動内容を基に、各部課で具体的活動マニュアルを整備し、各職員に周知徹底を図る。

1.6 消防教育

消防教育訓練は、消防教育基準に基づき次により実施する。

(1) 消防学校教育

消防職団員は、県消防学校において、次の教育科を受講するように努める。

- ① 初任科教育
- ② 現任科教育
- ③ 専科教育
- ④ 幹部教育

(2) 一般教育

一般教育は、次の区分について実施教育を定めて行う。

- ① 科目
- ② 受講者
- ③ 受講期間

(3) 委託教育

委託教育は、職員及び団員を派遣して行う。

2. 防災知識の普及

大規模災害は、広い地域にわたり、建物等の倒壊、同時多発の火災、人的被害や交通混乱の発生等、多様かつ多大な被害をもたらす。そのため、行政の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的、積極的な防災活動が不可欠となる。

町、県、防災関係機関は、自らの防災力の向上を図るとともに、連携して、あらゆる機会を通じて、防災知識の普及と防災意識の啓発に努めるものとする。

2.1 町民に対する防災知識の普及

(1) 防災知識の普及

① 講習会等の開催

防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会、出前講座等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

② 地域の防災リーダーの育成（県防計画）

県は、防災士養成研修等を実施し、地域の防災リーダーを育成することによって、県民の防災に対する意識の高揚、知識の普及を図る。

③ 日常生活に密着した啓発の実施

災害の種類、季節等の状況に応じて、次のように、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成する。

- ア 災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か
- イ 要配慮者に対して、どのような配慮が必要か
- ウ 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点にどのように配慮するのかなど

また、被害を最小限にとどめるため、以下の方法による啓発を実施する。

ア 広報紙、パンフレットの配布

広報紙、パンフレット等を作成し、広く町民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。また、町のホームページ上の防災・危機管理関係情報を見直し内容の充実に努める。

イ 防災マップの作成と活用

地域の防災的見地からの防災アセスメント調査を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する地区別防災マップ等を作成する。これを住民等に配布するとともに、研修を実施する等、防災知識の普及啓発に努める。なお、町は平成26年3月に「門川町海拔マップ」を、29年3月に「防災ガイドブック」を作成し、配布している。

ウ その他のメディアの活用

- (ア) テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用
- (イ) 普及啓発用映像の制作、貸出
- (ウ) インターネットの活用
- (エ) 地震体験車等の教育設備の貸出

④ 防災週間や防災関連行事等における重点的な普及活動の実施

「宮崎県防災の日」、「防災週間」、「津波防災の日」及び「防災とボランティア週間」における重点的な普及活動を実施する。

5月第4日曜日の宮崎県防災の日、8月30日～9月5日の防災週間、11月5日の津波防災の日及び、1月15日～21日の防災とボランティア週間において、防災に関する各種イベントの開催や、地域住民も参加した防災訓練等を実施する。これにより、重点的な普及活動を行う。

防災関係機関は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、震災時のコミュニケーション結果等を示しながら、その危険性を周知させる。また、2～3日分の食糧、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策、地震発生時取るべき行動、避難所での行動等、防災知識の普及、啓発を図る。また、災害時の家庭での連絡体制の確保を促す。

⑤ グループや団体を対象とした出前防災講座等の実施

小中学校や自治体、企業、各種団体などの要望に応じて、きめ細やかな防災についての普及・啓発を行うため、県の防災担当職員や防災士を派遣し、出前防災講座や意見交換会等を実施する。

(2) 防災訓練の実施、指導

- ① 防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施する。
- ② 定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、教育施設等において実施する。あるいは、実施するよう指導する。住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の習熟を図る。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及や訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、これらを支援する体制の整備に努める。

「本編 第2章 第2節 11. 要配慮者に係る安全確保体制の整備」参照。

(4) 消防団、自主防災組織の育成強化

- ① 地域における消防防災の中核として、重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員の参加促進等、消防団の活性化を促進し、その育成を図る。
- ② 自主防災組織の育成、強化を図る。このため、組織の核となるリーダーに対して、研修を実施する等により、これらの組織の活動や訓練の実施を促し、継続的な組織活動と組織体制の充実に努める。

(5) 地域の自主防災組織の設置

① 自主防災組織の重点地区

特に次のような被害危険の高い地域に重点をおいて推進を図る。

- ア 木造家屋の集中している地域
- イ 消防水利の不足している地域
- ウ 道路事情等により消防活動の困難な地域

② 自主防災組織の組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次のような方法等により組織づくりをする。

- ア 町内会、自治会等の自治組織に町内活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織を育成する。
- イ 防犯組合等、何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織として育成する。
- ウ 婦人団体、青年団体、PTA 等、その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。
- エ 組織の役員は、町内会自治会等の代表役員を兼職しないように指導する。

2.2 児童生徒等に対する防災教育

教育機関においては、地域コミュニティにおける多様な主体と連携しながら、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(1) 児童・生徒に対する防災教育

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校においては、地域や学校の実情及び児童・生徒の発達の段階に応じた体系的な防災教育を行う。生涯にわたり災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児童・生徒等の育成に努める。

主な指導内容は次のとおりとする。

- ① 災害時の身体の安全確保の方法
- ② 災害時の助け合いの重要性
- ③ 災害のしくみ
- ④ 防災対策の現状など

これらの教育に当たっては、各教科や道徳等の指導内容と関連づけ、防災に関するビデオ教材や自ら考えさせるような体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行うものとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。さらに、防災教育に関するモデル校を選定し、視聴覚教材等を活用しつつ、先導的な防災教育を実践する。教材や教育プログラムの検証を行うことにより、効果的な防災教育のあり方を検討する。

(2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、実践的な防災教育や防災管理等のあり方について、研修や訓練を実施する。学校現場で、組織的かつ的確な対応ができるようにしなければならない。

このため、教職員向けの参考資料の作成と活用、及び管理職や防災教育担当者等の研修会等を通して、指導者の資質向上を図る。

(3) 大学等の学生に対する防災教育

大学等に対しては、学生への防災教育への取組について協力するものとする。

資料編【1.2.3.1】防災教育の時期と設備

資料編【1.2.3.2】発達の段階に応じた防災教育

資料編【1.2.3.3】防災教育年間計画（中学校の例）

2.3 防災要員に対する教育

町は、自主防災組織及び防災関係機関に対し、次により防災知識の普及徹底を図る。

(1) 普及の方法

① 学校教育、社会教育を通じての普及

学校教育において、防災関係の事項を取り上げるほか、防災訓練又は防災関係行事等を実施して、防災上必要な知識の普及に努める。

社会教育においては、公民館活動、婦人団体等の会合及び各種研究集会等の社会教育の機会を利用して、防災上必要な知識の普及に努める。

- ア 災害の種類、原因あるいは立地条件と災害の関係等の周知
- イ 職員と児童、生徒が一体となった防災組織の確立
- ウ 災害時の行動計画の策定及び周知・徹底
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災に関する作文、絵画のコンクールあるいは講演会等の開催
- カ 関係団体と連携しての関係行事への参加
- キ 映画、スライド等による防災知識の普及・徹底
- ク 地域ごとの連絡網体制確立

② 広報媒体による普及

- ア ラジオ、テレビによる普及
- イ 新聞、雑誌による普及
- ウ 町広報誌による普及
- エ 印刷物による普及
- オ 映画、スライドによる普及
- カ 広報車の巡回による普及
- キ 図面、作文等の募集による普及
- ク 防災行政無線による普及
- ケ 有線放送による普及
- コ インターネットによる普及

③ 防災リーダーのための防災セミナー・研修会等開催

④ 防災パンフレットの配布

⑤ 防災ビデオ等を用いての地域防災講習会の開催

⑥ 春秋2回の全国火災予防運動期間（秋季；11月9日～15日、春季；3月1日～10日）、及び宮崎県林野火災予防運動期間（1月下旬～2月上旬）を通じ、各機関の協力を得て、火災予防知識の普及を図る。

⑦ 河川愛護運動

県が実施する河川愛護運動に呼応して、住民への河川愛護思想の普及を図る。

(2) 普及の内容

町は、これらの情報を掲載した防災マップ等を作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等、防災知識の普及・啓発に努める。

① 普及事項

- ア 災害危険箇所、危険区域
- イ 食糧飲料水の備蓄及び備蓄場所等
- ウ 非常持ち出し品の準備
- エ 家具等転倒防止対策・安全対策
- オ 様々な条件下（屋内、路上、自動車運転中等）での災害発生時取るべき行動
- カ 避難所での行動
- キ 災害時の連絡体制の確保
- ク 災害気象及び予警報に関すること
- ケ 過去の災害の紹介
- コ 災害時における心得
- サ その他の必要事項

2.4 観光客等への広報

現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

2.5 相談窓口の設置

住民等から防災対策を実施する際の相談を受けるために、必要な窓口を設置する。その周知徹底を図るものとする。

3. 自主防災組織等の育成強化

3.1 活動カバー率の向上と活動支援

大規模な災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、県と町は、自主防災組織の育成、強化を図る。消防団とこれらの組織との連携を通じて、地域のコミュニティの防災体制を充実させるものとする。また、研修の実施等による自主防災組織の核となるリーダーを育成する。多様な世代が自主防災組織に参加できるような環境の整備等を実施し、住民の自発的な防災活動と女性の参画の促進を図る。継続的な訓練の実施を促す。こうした計画を実施することにより、自主防災組織の活動カバー率の向上及び活動の充実を図る。

(1) 自主防災組織の育成

① 地域自主防災組織の育成

自主防災組織は、町内会の協力を得て、自治会長等を責任者とする組織の育成に努める。なお、地域住民が自主的に組織し、設置することを基本とする。

② 自主防災組織の結成促進

以下の要領で自主防災組織の結成を促進する。

ア 自主防災組織の結成、規約・計画の作成

(ア) 結成単位

自治会、班等の自治会活動の一環に防災活動を取り入れる。

(イ) 自主防災組織の規約

規約を作成し、自主防災組織の目的、事業内容、役員を選任と任務、会議の開催、防災計画の作成等を必要に応じて定める。

(ウ) 防災計画の作成

編成と任務分担、予想される災害及び危険箇所、避難路、避難場所等を必要に応じて定める。

イ 自主防災組織のモデル化

当初は災害発生の危険性や地域特性を考慮して、まず代表的な地区を選定して組織化を図る。町に適した組織・活動方法のモデルを作成する。

次いで、そのモデルを参考にしつつ、他の地区での組織化を逐次図っていく。

ウ 構成

(ア) 区域ごとに住民をもって組織し、1名ないし2名の責任者を置く。

(イ) 区域が広範囲にわたる場合は、区域を数地区に分け、地区ごとに班長を置き、情報の収集、伝達等にあたらせる。

(ウ) 責任者については、その氏名、職名、連絡先等を区域の住民に周知する。

(2) 活動カバー率の向上と活動支援

① 活動カバー率の向上

ア 自主防災組織の結成

既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていく。また、事業所の防災組織など、地域内の多様な主体との連携を図り、地域防災力の強化を図っていく。

イ 普及啓発活動の実施

防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

ウ 自主防災組織の活動内容

【平常時】

- ・ 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ・ 日ごろの備え、及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ・ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ・ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- ・ 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等

【発災時】

- ・ 初期消火の実施
- ・ 情報の収集・伝達

- ・救出・救護の実施及び協力
- ・集団避難の実施
- ・炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- ・要配慮者の安全確保等

② 自主防災組織への活動支援

自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について、支援及び助成を行う。資機材の整備については、町は国等や県の制度を活用し、住民が緊急時の救助に使用する資機材を自主防災組織単位で、きめ細かく配置するよう努めるものとする。

(自主防災組織育成助成事業における資機材の参考例)

ア 情報連絡用

携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等

イ 消火用

可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等

ウ 水防用

救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣等

救出救護用：AED、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、テント、チェンブロック、チェーンソー、ジャッキ、バール、救急箱、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等

エ 給食給水用

給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等

オ 避難所・避難用

リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等

カ 防災教育用

模擬消火訓練装置、放送機器、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形等

③ リーダーの育成

県は自主防災組織のリーダーを養成するための防災士養成研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図るとしている。なお、その際には、要配慮者や男女共同参画の視点からの防災対策についての内容を盛り込むよう配慮するものとする。町も県と連携し、自主防災組織のリーダー育成に努める。

(3) 町の措置

町は、被害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、自治会長等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努める。

① 自主防災組織の育成・強化の促進

町は、近年の災害に際しての自主防災組織の活動実績をふまえ、組織の役割や必

要性を積極的に周知しつつ、活動を推進する。

- ② 自主防災活動をより効果的に行うため、地域ごとに住民が自主防災組織単位の活動に協力する。また、地域の防災の担い手となるリーダーを育成する。
- ③ 町は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動の場、資機材等について必要な措置を講ずる。
- ④ 町は自主防災組織に対して、その結成及び資機材の整備等について、支援及び助成を行う。

ア 国のコミュニティ防災資機材等整備事業

イ 県の防災施設等総合整備事業等の制度

(4) その他の組織計画

① 施設、事業所等の防災組織

多数の人が利用する施設及び危険物等を取扱う事業所において、管理者が自主的に組織し、設置するもの。

② 公共的団体等の防災組織

ア アマチュア無線協会等の公共的団体等が自主的に組織し、設置するもの。

③ 職域自主防災組織育成計画

対象施設としては、次の施設が挙げられる。

ア 教育施設、公共施設、神社、病院等多数の者が利用又は出入りする施設。

イ 重要文化財等を管理する神社、寺院等の施設。

ウ 石油類、高圧ガス等を貯蔵及び取り扱う施設。

エ 多人数が従事する工場、事業所等で、自主防災組織を設け、災害防止にあたるのが効果的であると認められる施設。

オ 複合用途施設

利用（入居）事業所が共同である施設。

3.2 自主防災組織の活動計画

地域自主防災組織の活動としては、以下に示すような項目が挙げられる。実際の活動計画は地域や組織の実情に応じて決定する。

(1) 活動内容

自主防災組織による災害時の活動内容は、次のとおりとする。

① 平常時

ア 防災知識の研究・普及

イ 情報収集・伝達、初期消火及び避難並びに救出・救護等の防災訓練の実施

ウ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

エ 地域の災害危険箇所、避難路、避難場所等の周知・点検等

② 発災時

- ア 予報・警報の伝達
- イ 地区の情報の収集、伝達
- ウ 避難の勧告及び指示の伝達
- エ 救出・救護の実施及び協力
- オ 集団避難の実施・誘導
- カ 初期消火の実施
- キ 避難所の開設、運営
- ク 警戒活動
- ケ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力等
- コ 要配慮者の安全確保

③ 既存組織の活動内容

【1.2.3.4】 既存組織の活動内容

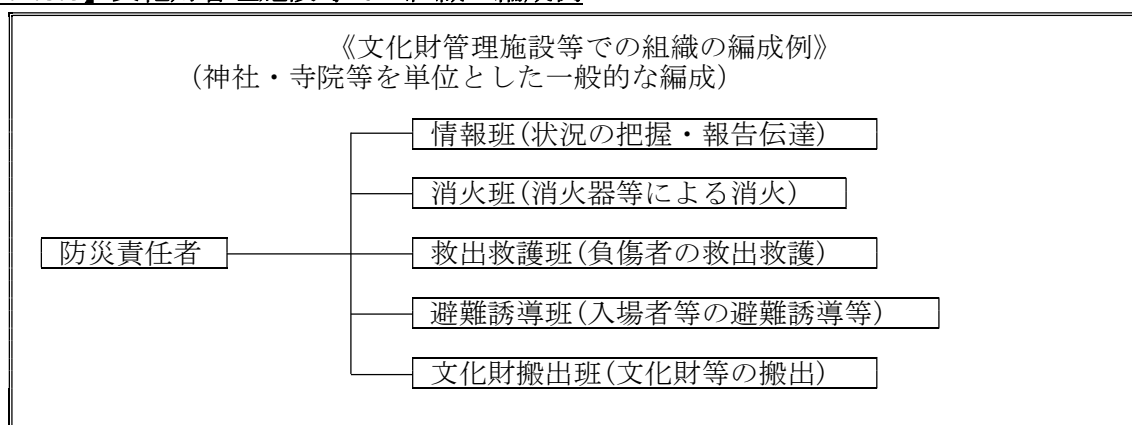
| 団体名 | 活動内容 | 要請 |
|--------------|---|-------|
| 区 長 会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助物資の配給 ・ 災害情報の収集、報告 ・ その他の災害応急措置 | 総 務 課 |
| 門川町婦人団体連絡協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 炊き出し応援 ・ 救助物資の配給 ・ 避難所奉仕 | 社会教育課 |

(2) 訓練の実施による災害対応力の強化

各自主防災組織等は、町及び日向消防署等の指導のもと、年1回以上の組織的な訓練を実施し、災害対応力の強化に努める。

(3) 地域自主防災組織育成計画

【1.2.3.5】 文化財管理施設等での組織の編成例



3.3 消防団の育成

(1) 消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と消火・水防・救出救助等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかし、近年は団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題が生じており、そ

の育成・強化を図ることが必要となっている。

(2) 消防団の育成・強化策の推進

町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

① 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものである。これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、協力の環境づくりを進める。

② 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

③ 消防団員の地位向上

消防団の形成の原点に帰り、地域住民から尊敬、敬愛されるような地位向上を目指す。

④ 消防防災活動が効率的かつ組織的に行える機器等の年次的な配備を推進する。

⑤ 消防防災技術の向上を図るため、活動の拠点となるべき施設・広場等の整備を推進する。

3.4 事業所の防災活動の推進

(1) 事業所の防災活動の推進

① 事業所の責務（災害対策基本法第1章第7条第1項）

事業所は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、社会的責務を自覚し、町、自主防災組織、県及び防災関係機関と連携し、住民の生命の確保に努めなければならない。

② 物資等を提供する事業所及び災害応急対策等に係る業務に従事する事業所による推進（災害対策基本法第1章第7条第2項）

食料、飲料水、生活必需品を提供する事業所や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲料品メーカー、医薬品メーカー、医療機関等）は、その責務を十分認識し、町及び県が実施する防災に関する施策（協定締結や防災訓練の実施等）への協力に努めるものとする。

また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努め、次の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進を図るものとする。

- ア 防災体制の整備
- イ 防災訓練の実施
- ウ 事業所の耐震化・耐浪化
- エ 予想被害からの復旧計画策定
- オ 各計画の点検・見直し
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先との原材料調達・生産管理・物流・販売の確保等

③ 事業所による推進（災害対策基本法第1章第7条第3項）

事業所は、食品、飲料水、生活必需物資等の備蓄を図り、事業所防災体制の充実・強化に努める。地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制を整備するよう努めるものとする。

④ 町による措置

町は、上記②及び③の取組みに資する情報提供等を進める。

町は県とともに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

⑤ 県による措置

県は企業に係る事業継続計画（BCP）策定を支援するため、策定に係る研修会の開催や専門家による策定支援を行うものとする。それにより策定された事業継続計画（BCP）を活用し、普及啓発に努める。さらに、企業のトップから一般職員の防災意識の高揚を図らせ、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

(2) 防火管理体制の強化

学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任する。施設管理者及び防火管理者は、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防署は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。

(3) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きい。そのため、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

3.5 地域にふさわしい防災力の強化

自主防災組織など地域の様々な団体は、宮崎県防災士ネットワークや町と連携して、地域の特性や課題を踏まえた地域にふさわしい防災への取り組みを実施する。町はこれを推進する。

4. ボランティアの環境整備

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアが果たす役割は重要である。ボランティアの重要性を鑑み、その自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等との連携を図り、災害時において災害ボ

ランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

4.1 活動促進のための拠点機能の充実（県防計画）

ボランティア活動を促進する地域の拠点となる市町村ボランティアセンター（市町村社会福祉協議会設置）と、その中核機関となる宮崎県ボランティアセンター（県社会福祉協議会設置）について、相談、登録・斡旋機能、研修機能、支援機能等の充実に取り組む。

4.2 活動促進のための体制づくり

(1) ボランティアの総合窓口、担当窓口の設置

① 町による措置

町は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめボランティアの総合窓口を設置する。専門的な活動分野については、関係部局が担当窓口となり、調整を行う。

また、災害発生時を想定し、活動分野の異なるボランティア間の連携を協議する連絡会を設置する。ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努めるものとする。

② 県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会の措置（県防計画）

県・市町村社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入窓口」となることとし、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備するものとする。

(2) ボランティアの「受入窓口」の整備と応援体制の確立（県防計画）

県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会とともに、「受入窓口」の体制整備を強化する。また、全国の社会福祉協議会ネットワーク等により、本県域を越えた支援体制や近隣市町村間の相互支援体制の確立を図る。

(3) コーディネートシステムの構築（県防計画）

県・市町村社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの受入れ、調整、派遣が一元化して行えるようコーディネートシステムをあらかじめ整備し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。

被災時のボランティアコーディネーターが行う業務は、概ね次のとおりとする。

① 町社会福祉協議会における業務

- ア 被災者のニーズ調査
- イ 被災者やボランティアからの相談受付
- ウ 要援護者への支援
- エ ボランティア活動希望者の派遣
- イ ボランティア活動プログラムの策定と提供
- ウ ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供
- エ 被災者やボランティアに対する情報提供
- オ 各関係機関・団体との連絡・調整

② 県社会福祉協議会における業務

ア 現地本部の支援

(ア) 全国からのボランティアの登録と派遣

(イ) 全国からの支援の受入れと被災者への提供

(ウ) ボランティアコーディネーターの派遣要請と受入れ

イ 県内外への情報提供

ウ 各関係機関・団体との連絡・調整

(4) ボランティアの養成・登録等（県防計画）

① ボランティアコーディネーターの養成

災害時に、ボランティア活動の需給調整・担当窓口との連絡調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、平常時から市町村社会福祉協議会、企業、学校、その他団体のボランティアコーディネーター等を対象に日本赤十字社宮崎県支部と連携し、災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。

② ボランティアリーダー等の養成と組織化

災害時には、地域のボランティアリーダーや民生・児童委員、社会福祉施設等がボランティア活動の中核となることが期待されるため日本赤十字社宮崎県支部と連携し、地域のボランティアリーダー等の養成・研修を実施する。

また、県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。

③ ボランティア研修の実施

災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティア養成のための研修を実施する。

④ ボランティアの登録

災害時のボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。

また、県社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部とも登録情報の共有化を図る。

(5) ボランティアの活動環境の整備（県防計画）

① ボランティア活動の普及・啓発

災害時のボランティア活動に県民が速やかに主体的に参加できるよう、日頃から県民・企業等に対しボランティア活動の普及・啓発を行う。

② ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

③ 「災害時のボランティア活動マニュアル」の策定

県・市町村社会福祉協議会は、防災関係機関や日本赤十字社宮崎県支部と連携しながら災害時に備えた「ボランティア活動マニュアル」の策定に努める。

④ ボランティアコーディネーターの配置

県・市町村社会福祉協議会は、専任のボランティアコーディネーターの配置に努める。

⑤ ボランティア保険への加入促進

県・市町村社会福祉協議会は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、保険料の助成に努める。

⑥ 学校におけるボランティアの育成

非常災害時の児童生徒の対応については、常日頃から教育活動の中で、ボランティア精神の醸成を図る。災害への対応、被災者への対応の仕方について指導しておくものとする。

活動の内容としては、被災者に対する支援、医療活動に関する簡単な補助、食料や物資の運搬・配布等が考えられる。その際、それぞれの学校の実態や個々の能力に配慮しながら主体的に活動に参加させる。

4.3 赤十字防災ボランティア活動体制整備（県防計画）

(1) 赤十字防災ボランティアの定義

災害時に、日本赤十字社の調整の下に、宮崎県内外の地域における被災者に対する応急救護・復旧等の活動について、その能力・労力・時間等を自主的に無報酬で提供する次の者をいう。

- ① 赤十字奉仕団員
- ② 赤十字防災ボランティアとしての活動に参加することを希望し、予め支部又は所在地の地区分区において登録をした個人又は団体。
- ③ 災害発生時に、赤十字防災ボランティアとしての活動に参加することを希望し、支部又は所在地の地区分区において適任と認め、登録をした個人又は団体。

(2) 赤十字防災ボランティアの養成

① 赤十字防災ボランティアリーダーの養成

災害時に日本赤十字社職員に協力し、又はこれに代わって赤十字防災ボランティア活動の広域的全般的連絡調整にあたる赤十字防災ボランティアリーダーを養成する。

② 赤十字防災ボランティア地区リーダーの養成

災害時に日本赤十字社職員に協力し、又はこれに代わって赤十字防災ボランティア活動の広域的全般的連絡調整にあたる赤十字防災ボランティアリーダーを養成する。

③ 赤十字防災ボランティアの養成

災害時に赤十字防災ボランティアとしての活動を希望する者に、赤十字防災ボランティア養成研修会を開催する。

4.4 地域安全活動ボランティアの体制整備

(1) 「地域安全活動」の推進体制の整備

大規模な災害発生時にあっては、いわゆる震災泥棒や悪質商法等の発生、危険箇所の散在、高齢者・障がい者の安否、その他事件・事故等の頻発など、住民の平穏で安

全な生活環境を脅かす状況が想定される。そのため、平常時から危険箇所の点検、独居高齢者等の訪問活動、地域の安全パトロール活動、事件・事故等の情報提供活動等を実施するボランティア活動への助言、協力、支援体制を防犯協会、警察、町、県、社会福祉協議会が一体となって推進する。また、その支援体制を構築する。

(2) 地域安全活動ボランティアの育成

地域安全活動を行うボランティアを養成するため、町、県の社会福祉協議会と共同して、地域安全活動ボランティアの登録を進める。また、研修会や防災ボランティア活動の訓練を実施する。

5. 地区防災計画の策定

一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が、共同して行う防災訓練や、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等に関する計画は、本地区防災計画に定めることができる。

6. 災害教訓の伝承

町は、県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存する。そして、広く住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

住民は、災害の教訓の伝承に自ら努めるものとする。町は災害の教訓の伝承について、その重要性を啓発する。また、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害の教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第3章 災害応急対策計画

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、配慮者が迅速に避難できるよう、**高齢者等避難**の伝達を行うなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

第1節 災害発生直前の対応

風水害による被害を軽減するため、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策に万全を期すものとする。

<災害対応フェーズ>

| | | 発災 | 3時間 | 72時間 | 2週間 | 1カ月 |
|---------|-----|-----------------------|-----|------|-----|-----|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 |
| 町担当 | 総務課 | ○警報等の伝達、関係機関への異常現象の通報 | | | | |
| | 建設課 | ○道路の巡視 | | | | |
| | 消防団 | ○水防活動の実施 | | | | |
| 福岡管区気象台 | | ○津波予報の発表 | | | | |
| 宮崎地方気象台 | | ○注意報及び警報等の発表 | | | | |
| 国土交通省 | | ○水防警報の発表、警報等の伝達 | | | | |
| 県 | | ○水防警報等の発表、警報等の伝達 | | | | |
| ダム管理者 | | ○水門等の適切な操作 | | | | |

1. 警報等の伝達

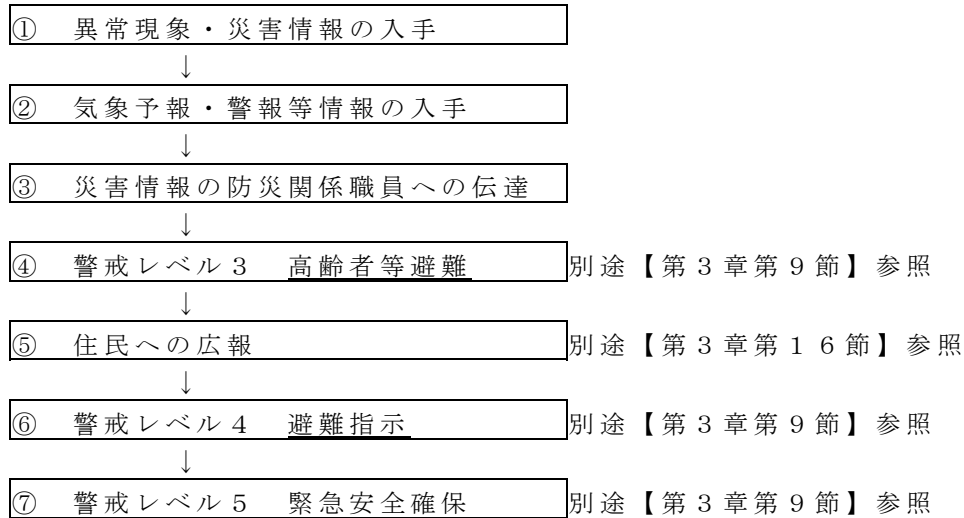
町長は住民の適切な判断と行動を助け、住民の安全を確保するため、正確な情報の速やかな発表と伝達を行うものとする。町域に災害の発生のおそれがある場合、気象業務法に基づいて発表される注意報及び警報、特別警報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を関係機関、住民に迅速かつ確実に伝達する。そのため、伝達システムを定めて、適切な防災対策の実施を図るものとする。

1.1 気象注意報、警報等の発表、解除とその基準及び形式

(1) 情報の収集及び伝達の流れ

情報の収集及び伝達事項は、おおむね次の内容である。

【1.3.1.1】情報の収集及び伝達の流れ



(2) 注意報・警報の種類及び発表基準

- ① 注意報及び警報の種類並びに発表の基準は、気象業務法に基づく。
- ② 注意報・警報の地域細分発表について

気象情報に伴う災害の発生が予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上、必要と考えられる場合には、地域を細分して注意報・警報を発表する。

【1.3.1.2】町の該当する地域区分

| |
|---|
| 《町の該当する地域区分》 |
| 北部の平野部 門川町、延岡市、日向市、都農町、川南町、高鍋町、新富町、西都市、木城町 |

- ③ 宮崎地方気象台が発表する注意報、警報の種類及び基準（県防計画）

資料編【1.3.1.3】警報注意報発表基準一覧表

資料編【1.3.1.4】特別警報発表基準

- ア 発表基準欄に記載した数値は、宮崎県における過去の災害発生ひん度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である
- イ 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。
- ④ 宮崎県の細分区域図（県防計画）

資料編【1.3.1.5】地図 宮崎県の細分区域図

資料編【1.3.1.6】平坦地、平坦地以外

⑤ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

| 種 類 | 概 要 |
|----------------------------------|--|
| 土砂キキクル （大雨警報（土砂災害） の危険度分布） | 大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| 浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の 危険度分布） | 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 |
| 洪水キキクル （洪水警報の危険度分 布） | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| 流域雨量指数の予測値 | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象 |

| | |
|--|--|
| | 地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。 |
|--|--|

⑥ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（北部平野部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮崎県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

⑦ 宮崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

⑧ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、宮崎県と宮崎地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

⑨ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

宮崎県の雨量による発表基準は、1時間120ミリ以上の降水を観測又は解析したときである。

⑩ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮崎県北部平野部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮崎県北部平野部など）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(3) 火災気象通報

① 火災気象通報

火災気象通報は、消防法に基づいて、宮崎地方気象台長が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を県知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたとき、直ちにこれを町に通報しなければならない。これを受けた町長は、必要と認めた場合に、火災警報を発令する。

② 火災警報

火災警報は、消防法に基づいて町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、住民に対して警戒を喚起するために行う警報を言う。

火災警報の発令及び解除は、消防法に基づき町長が行う。

ア 知事から気象に関する通報を受け、火災の予防上必要と認めるとき

イ 気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき

③ 火災警報を行う場合の基準は、次のどちらかを満たす場合である。

ア 実効湿度が 55 パーセント以下で、かつ最小湿度が 25 パーセント以下となる
とき

イ 実効湿度が 60 パーセント以下で最少湿度が 30 パーセント以下となり、最大風速毎秒 10 メートルを超える見込みのとき。

ウ 風速毎秒 12 メートル以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

(4) 水防警報

① 水防警報（県防計画）

水防警報の発表及び解除は、宮崎県水防計画の定めるところにより、国土交通省または知事が行うものとする。

水防警報の発表基準は、宮崎県水防計画に定めるところによるものとする。

(5) 地震・津波に関する情報の種類と伝達系統

① 地震に関する情報の発表及び伝達

ア 宮崎地方気象台による措置（県防計画）

宮崎地方気象台は、気象庁から通知された地震や津波に関する情報を発表する。

イ 県による措置（県防計画）

(ア) 震度情報ネットワーク・システムで得られた各市町村の震度情報を防災情報処理システムにより、関係機関にデータ配信する。

(イ) 宮崎地方気象台から通知される情報は、危機管理局が受領し、危機管理課長は、必要に応じ関係機関に通知するものとする。

ウ 町の措置

- (ア) 町に設置された計測震度計に基づく震度情報を把握する。
- (イ) 町は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。
- (ウ) 町は、情報の伝達を受けたときは、速やかに住民その他関係団体に周知徹底する。

資料編【1.3.1.8】気象庁の震度階級

② 津波予報の発表・解除とその基準

津波警報等・津波予報・津波情報の発表及び解除は、気象業務法に基づき、気象庁が行う。(県防計画)

津波警報等・津波予報・津波情報の種類及び発表基準等は次のとおりである。(県防計画)

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア. 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ(注)等

| 津波警報等の種類 | 発表基準 | 発表される津波の高さ | | 想定される被害と取るべき行動 |
|----------|---------------------------|-------------------------|------------|--|
| | | 数値での発表 (津波の高さの予想の区分) | 巨大地震の場合の発表 | |
| 大津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合 | 10m超 (10m<予想高さ) | 巨大 | 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| | | 10m (5m<予想高さ≤10m) | | |
| | | 5m (3m<予想高さ≤5m) | | |

| | | | | |
|-------|--|--------------------------|---------|---|
| 津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合 | 3m (1m < 予想高さ ≤ 3m) | 高い | 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| 津波注意報 | 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | 1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m) | (表記しない) | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 |

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ. 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

ア. 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

| 情報の種類 | 発表内容 |
|-------|------|
|-------|------|

| | |
|---|--|
| 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(注1) | 各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注2) や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類 の表に記載）を発表 |
| 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表 |
| 津波観測に関する情報 | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(注3) |
| 沖合の津波観測に関する情報 | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(注4) |

(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

| 警報・注意報の発表状況 | 観測された津波の高さ | 内容 |
|-------------|------------|------------------------------|
| 大津波警報 | 1 m 超 | 数値で発表 |
| | 1 m 以下 | 「観測中」と発表 |
| 津波警報 | 0.2m 以上 | 数値で発表 |
| | 0.2m 未満 | 「観測中」と発表 |
| 津波注意報 | (すべての場合) | 数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現） |

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^(注)）の発表内容

| 警報・注意報の発表状況 | 沿岸で推定される津波の高さ | 内容 |
|-------------|---------------|----|
| | | |

| | | |
|-------|----------|--------------------------------|
| 大津波警報 | 3m 超 | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |
| | 3m 以下 | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表 |
| 津波警報 | 1m 超 | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |
| | 1m 以下 | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表 |
| 津波注意報 | (すべての場合) | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |

(注) 沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ. 津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

※実際に観測される津波の高さと到達時刻は、気象庁がシミュレーション結果に基づき発表する津波の高さの予想と到達予想時刻とは異なる場合がある。

気象庁は、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。一方、シミュレーションの場合はあくまで目安であるため、実際の自然現象は計算通りとなるとは限らない。

このことから、気象庁の到達予想時刻は安全サイドに立ったものであることに留意しつつ、あらゆることを想定して安全確保の手段を講じたうえで水防活動等の対応をとることと記載する。

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

| 発表基準 | 発表内容 |
|---|---|
| 津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表) | 津波の心配なしの旨を発表 |
| 0.2m未満の海面変動が予想されたとき (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表) | 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表 |
| 津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表) | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表 |

(注)「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

(4) 町による措置

町は、次の津波警報等の標識による鐘音、サイレンや広報車、防災行政無線等により住民及び所在の官公署へ速やかに周知し、避難指示を発令するものとする。

また、津波は、地震発生から来襲まで時間的余裕がない場合があるので、関係機関からの伝達系統図のルートに関係なく最初に津波に関する情報に接したときは、直ちに住民に周知するなど臨機な措置を行うものとする。

1.2 警報時の伝達組織及び伝達方法

(1) 気象予報・警報等の伝達計画

① 伝達組織 (県防計画)

気象警報等は、次の組織図に示す経路によって伝達するものとする。

資料編【1.3.1.9】気象予報・警報等の伝達系統図

② 伝達方法 (県防計画)

ア 伝達要領

(ア) 宮崎地方気象台は、気象警報を発表したときは、速やかに伝達中枢機関に通報するものとする。

(イ) 宮崎地方気象台から、(ア)の警報を受けた伝達中枢機関は、各機関の伝達系統により迅速に伝達受領機関に伝達するものとする。

- (ウ) 伝達中枢機関の通報を受けた各伝達受領機関は、それぞれの伝達系統により迅速に下部機関に伝達するものとする。
- (エ) 下部伝達機関は、掲示、標識、信号、鐘、口頭等の方法により、一般住民に周知せしめる処置を講ずるものとする。
- イ 伝達の方法
- (ア) 宮崎地方気象台から伝達中枢機関に対して、気象警報を通報する場合は、気象警報配信システムによるものとする。
- (イ) 県はウに定める要領による。
- (ウ) 警察本部、JR九州、九州地方整備局各事務所、宮崎海上保安部は、それぞれ所管の通信網による。
- (エ) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、協定により、速やかに関係市町村に伝達する。
- (オ) 日本放送協会宮崎放送局、株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎及び株式会社エフエム宮崎は放送による。
- ウ 県における伝達要領
- (ア) 危機管理局は、宮崎地方気象台から警報を受領したときは、宮崎県気象情報処理システムにより総合情報ネットワークを通じて、市町村をはじめ関係機関に自動配信を行う。

③ 注意報等（県防計画）

ア 気象注意報

県は、特に重要な災害対策の実施に必要と認めたものについて、気象警報の伝達組織に準じて伝達するものとする。

イ 気象情報

県は、特に必要と認めたものについて、必要と認めた機関に通報する。

ウ 水防警報

水防警報の伝達組織及び伝達要領は、宮崎県水防計画に定めるところによるものとする。

エ 土砂災害警戒情報

県は関係市町村及び土木事務所等に伝達し、気象台は気象庁防災業務計画に基づき防災関係機関、報道機関等へ伝達するものとする。

オ 土砂災害緊急情報

国土交通省及び県は、土砂災害防止法に基づき関係市町村に通知するとともに、ホームページや報道機関等を通じ一般への周知を図る。

④ 町から住民への周知方法

町は、本計画に基づき、関係住民に対し、必要と認められる予報・警報及び、予測される事態、及びこれに対する取るべき措置の伝達周知を行う。

これらの周知方法は、次のとおりである。

- ア 同報系防災行政無線による広報
- イ 消防団及び広報車を通じての広報
- ウ 地区区長等を通じて、地区連絡網を使用した広報

1.3 異常現象発見時における措置

災害の発生するおそれのある異常な現象（(6)に掲げる現象をいう。）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、ただちにその旨を町又は警察官もしくは海上保安官に通報するものとする。

異常現象の伝達を受けた町職員は、直ちに総務課長に報告する。

(2) 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官、又は海上保安官は、その旨をただちに町長に通報するものとする。

(3) 町の通報

(1)及び(2)によって、異常現象を知った町長は、ただちに次の機関に通報又は連絡するものとする。この場合、気象官署に対する通報は、電報又は電話によることを原則とする。

ただし、(6)の表中、地象に関する事項の火山関係及び地震関係については通報後文書で行うものとする。

- ① 気象官署
- ② 異常現象によって災害の予想される隣接市町村
- ③ 異常現象によって予想される災害と関係のある県出先機関
- ④ その他の関係機関

(4) 住民等に対する周知徹底

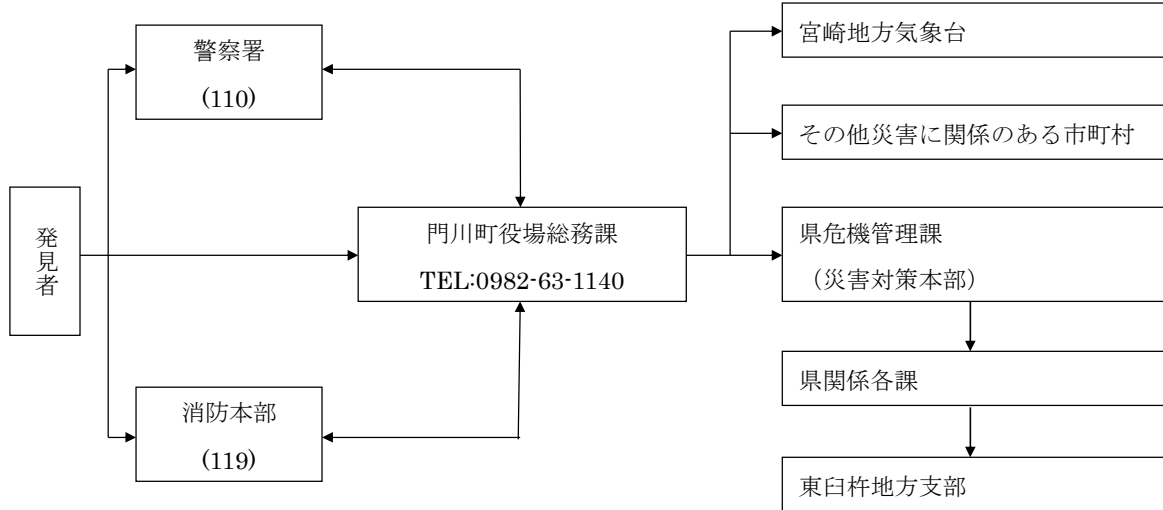
異常現象の通知を受けた関係機関は、その現象によって予想される災害地域の住民、及び他の関係機関に周知徹底を図るものとする。

住民に早急に伝達する必要がある場合、町は、同報系防災行政無線や広報車等による広報を行う。

(5) 異常現象通報系統

【1.3.1.10】異常現象発見時の系統図

《異常現象発見時の系統図》



(6) 異常現象

風水害に関して異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

【1.3.1.11】異常現象

| 事項 | 現象 | 備考 |
|----------|------------|-------------|
| 気象に関する事項 | 著しく異常な気象現象 | たつまき、強い降雹等 |
| 水象に関する事項 | 異常潮位、異常波浪 | 著しく異常な潮位、波浪 |

2. 災害未然防止対策

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努めるものとする。

2.1 河川堤防等の巡視

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防・海岸堤防・津波防護施設の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施するものとする。

2.2 ダム、水門等の適切な操作

河川管理者、農業用

用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに、住民に対して周知させるものとする。

2.3 道路パトロール、事前規制等の措置

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

2.4 異常現象の通報

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を町又は警察官に通報しなければならない。

第2節 活動体制の確立

<災害対応フェーズ>

| | | 発災 | 3時間 | 72時間 | 2週間 | 1カ月 | |
|--------|-------|-----|---|------|-----|-----|-----|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 | 復興期 |
| 町担当 | 総務対策部 | | ○災害対策本部の設置、設置の報告 ○本部会議の開催 ○指定地方行政機関への応援要請 | | | | |
| | 各対策部 | | ○職員の参集及び動員配備 | | | | |
| | 消防団 | | ○災害応急対策の体制整備 | | | | |
| 県 | | | ○連絡員の派遣要請 | | | | |
| 防災関係機関 | | | ○災害対策本部設置及び動員配備 ○連絡員の派遣 | | | | |

1. 町災害対策本部の設置

町の地域において、災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策を実施する必要があるときは、「災害対策基本法」及び「門川町災害対策本部条例（昭和38年7月1日 条例第18号）」により「門川町災害対策本部」（以下「町災害対策本部」という。）を設置するものとする。

本部を設置するに至らない災害に当たっては、本部に準じた体制を整え事態の対処にあたる。

資料編【1.3.2.1】町災害対策本部条例

資料編【1.3.2.2】町災害対策本部規程

1.1 町災害対策本部の組織

町災害対策本部は町長を本部長とし、副本部長を副町長、教育長とする。また、部長を各課長及び局長とし総務課長・財政課長・まちづくり推進課長・税務課長・町民課長・福祉課長・農林水産課長・建設課長・会計課長・環境水道課長・教育総務課長・社会教育課長・議会事務局長とする。さらに、各部長は平常時から担当する対策部の編成訓練を行い、部員への周知徹底を図るものとする。

また、本部には門川町消防団も置く。この消防団の組織は「門川町消防団の設置等に関する条例（昭和41年条例第25号）」及び「門川町消防団の組織等に関する規則（昭和39年規則第6号）」の定めるところによる。

1.2 本部会議の開催

本部に本部会議を置く。本部会議は本部長、副本部長、消防団長、副団長及び各部長をもって構成し、災害応急対策、その他災害時の防災に関する重要な事項について協議する。

2. 活動体制の確立

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、その有する全機能を発揮して、災害応急対策を実施する。また、災害応急対策の実施に当たっては、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところによるものとする。なお、実施するにあたり、県、他の市町村及び指定地方行政機関、並びに公共的団体及び住民の協力を得て、実施するものとする。

2.1 町災害対策組織の確立

次の事項に留意して災害対策組織の確立を図るものとする。

- (1) 職員の自主参集及び動員
- (2) 配備体制
- (3) 職員動員伝達系統
- (4) 意志決定代理者
- (5) 災害対策本部設置の基準等

2.2 町災害対策本部の設置基準

町は暴風・竜巻・豪雨・洪水・がけ崩れ・土石流・高潮・地震・津波・噴火・地滑り等の自然災害及び航空機・鉄道・原子力等の特殊災害で被害が発生、又はそのおそれがある場合は、それぞれ次の基準による体制をとるものとする。

(1) 情報収集連絡本部

災害警戒本部に移行する前の、各種災害の情報収集にあたる。

- ① 水防情報収集連絡本部（自動発令）【1.3.2.11】
水防に関する警報等が発表されたとき
- ② 地震情報収集連絡本部（自動発令）【1.3.2.14】
本町で震度4以上を観測したとき
- ③ 津波情報収集連絡本部（自動発令）【1.3.2.14】
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき
- ④ その他の災害【1.3.2.14】
その他の災害で総務課長が配備を必要と認めたとき

(2) 災害警戒本部

- ① 水防災害警戒本部（自動発令）【1.3.2.12】
気象業務法に基づく各種の警報が発表されたとき
- ② 地震災害警戒本部（自動発令）【1.3.2.15】
本町で震度5弱以上を観測したとき
- ③ 津波災害警戒本部（自動発令）【1.3.2.15】
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
- ④ その他の災害【1.3.2.15】
その他の災害で副町長が配備を必要と認めたとき

(3) 災害対策本部

① 水防災害対策本部（自動発令）【1.3.2.13】

気象業務法に基づく各種の警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき

② 地震災害対策本部（自動発令）【1.3.2.16】

本町で震度5強以上を観測したとき

③ 津波災害対策本部（自動発令）【1.3.2.16】

宮崎県沿岸に津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

④ その他の災害【1.3.2.16】

その他の災害で、町長が配備を必要と認めたとき

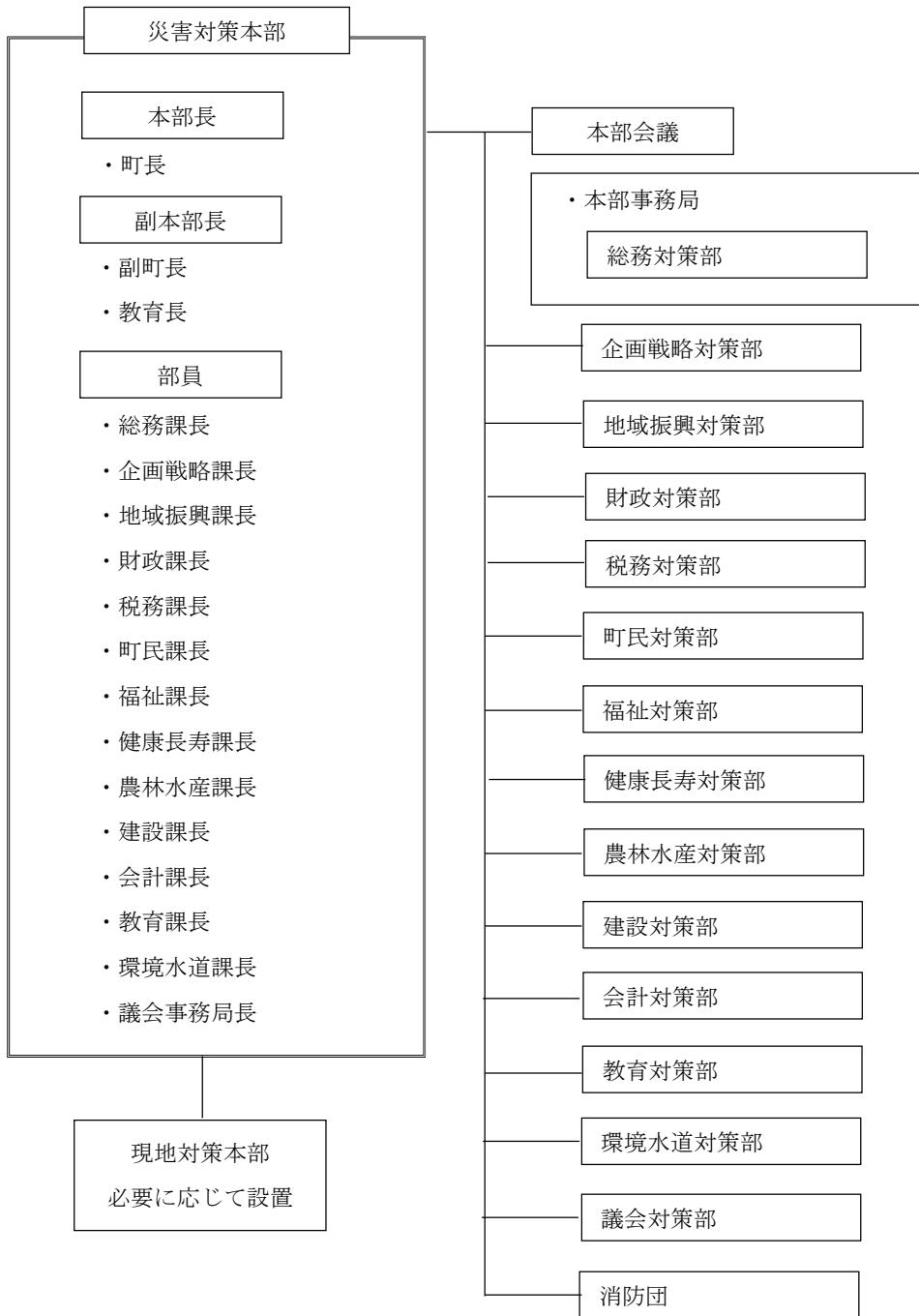
(4) 町災害対策組織の設置場所

① 役場2階災害対策室

② 役場が使用不能となった場合、又は使用することで危険となる場合には、別途設置する。

(5) 組織系統

【1.3.2.3】 門川町災害対策本部組織図



特命班

災害時に、緊急かつ集中的に対応する業務を行うために特命班を設置する。

- ①情報班 ②被害調査班 ③避難所班 ④援護班 ⑤医療支援班 ⑥物資班
⑦防疫班 ⑧ボランティア班 ⑨災害窓口班 ⑩応急危険度判定班

(6) 町災害対策本部の所掌事務

資料編【1.3.2.4】各対策部の事務分掌

2.3 意志決定権者代理順位

自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、意志決定権者が不在又は連絡不能で、緊急に意志決定を必要とする場合には、次の順位により所定の決定権者が意志決定を行う。この場合において、代理で意志決定を行った者は、所定の決定権者に連絡が取れ次第これを報告し、その承認を得るものとする。

(1) 町災害対策本部が未設置の場合

【1.3.2.5】町災害対策本部が未設置の場合

| 第1位 | 第2位 | 第3位 | 第4位 |
|-----|------|--------|--------|
| 副町長 | 総務課長 | 企画戦略課長 | 地域振興課長 |

(2) 町災害対策本部が設置された場合

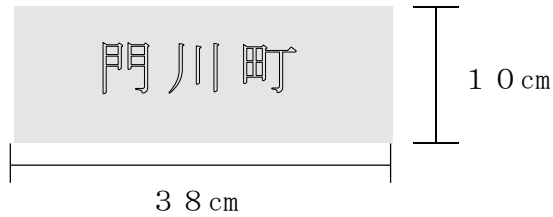
【1.3.2.6】町災害対策本部が設置された場合

| 第1位 | 第2位 | 第3位 | 第4位 |
|-----|------|--------|----------|
| 本部長 | 副本部長 | 総務対策部長 | 企画戦略対策部 |
| | | | 地域振興対策部長 |

2.4 本部職員の標識

災害業務に従事する職員がする腕章は次の腕章を装備する。

【1.3.2.7】腕章



- ア. 規格 縦10cm 横38cm
- イ. 材料 ビニール又は布地
- ウ. 製式 地色は白、文字は赤とする。

2.5 町災害対策本部の設置又は廃止の通知

本部を設置又は廃止したときに、速やかに関係機関に通知及び公表する。

また、津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が解除された場合、又は本部長が廃止を認めた場合には本部を廃止する。

【1.3.2.8】通知又は公表の方法

| 通知又は公表先 | 担当部 | 通知又は公表の方法 |
|---------|-------|-------------------------|
| 本部構成員 | 総務対策部 | 庁内放送、電話、その他迅速な方法で通知 |
| 東臼杵地方支部 | 総務対策部 | システム、電話、FAX、その他迅速な方法で通知 |
| 宮崎県 | 総務対策部 | システム、電話、FAX、その他迅速な方法で通知 |
| 宮崎県警察 | 総務対策部 | 電話、FAX、その他迅速な方法で通知 |

3. 防災関係機関の活動体制の確立及び協力

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、所管に関わる震災応急対策を実施する。また、町及び県が実施する応急対策に協力するものとする。

3.1 災害対策組織の確立（県防引用）

指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害対策本部を設置し、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を的確かつ円滑に実施するように、その職員の動員配備を行うほか、必要な資機材の点検、整備及び配備を行う。

3.2 県災害対策本部への連絡員の派遣（県防引用）

県災害対策本部長から連絡員の派遣要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には所属機関との連絡を確保するための無線機、携帯電話等を携行させるよう配慮するものとする。また、連絡員は、必要と認められる場合は、災害対策本部会議等に参加し、意見の発言を行うことができる。

4. 職員の参集及び動員

職員は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、及び各種の災害対策本部が設置されたと推測できる場合には、勤務時間内においては上司の指示に従い、通常業務から災害対策業務に移行するものとし、勤務時間外にあっては速やかに登庁（津波の恐れがある場合は安全な場所に集合）して、災害対策業務を行うものとする。

4.1 動員配備計画

職員の参集及び動員については、次のとおりとする。

(1) 配備の体制

【1.3.2.9】 配備の体制

| 種別 | 配備内容 | 配備基準 |
|------------------|---|--|
| 警戒配備 (災害警戒本部) | 非常連絡員が配置につき、その他の職員は待機の体制をとる。 | ①水防 気象業務法に基づく各種の警報が発表されたとき ②地震 本町で震度5弱以上を観測したとき ③津波 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき ④その他の災害 その他の災害で、副町長が配備を必要と認めたとき |
| 非常配備 (災害対策本部) | 各対策部の所要職員が配置につき、その他の職員は、必要に応じて配置につく体制をとる。 | ①水防 気象業務法に基づく各種の警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき ②地震 本町で震度5強以上を観測したとき ③津波 宮崎県沿岸に津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき、又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき ④その他の災害 その他の災害で、町長が配備を必要と認めたとき |

(2) 配備要員

- ① 配備要員は「職員配備基準」に定めるところによる。
- ② 各出先機関は、所属又は関係する対策部に属する。

(3) 職員の動員

① 動員の指示

本部長は、災害が特に大規模で早急に災害応急対策の体制を確立する必要があるときは、職員の動員を指示するものとする。

本部長は、職員参集・配備基準に基づいて体制がとられている場合においても、災害応急対策の万全を期すため、必要があると認めるときは、動員の指示を発して体制の強化を行うものとする。

② 庁内放送文(例)

「お知らせします。ただ今から臨時課長会を行います。各課の課長は直ちに2階会議室に集合してください。なお、課長不在の場合は課長補佐か代理の者が必ず出席してください。」 以上繰り返し

勤務時間外においては、職員緊急連絡網(各課整備する)に従って連絡するものとする。

③ 情報の伝達

動員の指示を発する場合においては、災害及び被害の状況のほか、職員の参集場所、服装、携帯品等の必要な情報を併せて伝達するものとする。

(4) 庁舎閉庁時（勤務時間外）

警備員は、夜間及び休日、退庁後において、気象業務法に基づく注意報又は警報の発表、その他異常現象の通知を受けたときは、直ちに町長、副町長及び総務課長に連絡すること。総務課長は町長、副町長、教育長、消防団長等と協議し、町災害対策本部等の設置の検討を行う。

【1.3.2.10】各課の（部長・非常連絡員）組織表

| 対策部 | 部長 | 副部長・非常連絡員 | 備考 |
|---------|--------|-----------|---|
| 総務対策部 | 総務課長 | 総務課長補佐 | 副部長・非常連絡員について、課・局長補佐不在の課は、課・局長の指名する者とする |
| 企画戦略対策部 | 企画戦略課長 | 企画戦略課長補佐 | |
| 地域振興対策部 | 地域振興課長 | 地域振興課長補佐 | |
| 財政対策部 | 財政課長 | 財政課長補佐 | |
| 税務対策部 | 税務課長 | 税務課長補佐 | |
| 町民対策部 | 町民課長 | 町民課長補佐 | |
| 福祉対策部 | 福祉課長 | 福祉課長補佐 | |
| 健康長寿対策部 | 健康長寿課長 | 健康長寿課長補佐 | |
| 農林水産対策部 | 農林水産課長 | 農林水産課長補佐 | |
| 建設対策部 | 建設課長 | 建設課長補佐 | |
| 会計対策部 | 会計課長 | 会計課長補佐 | |
| 教育対策部 | 教育課長 | 教育課長補佐 | |
| 環境水道対策部 | 環境水道課長 | 環境水道課長補佐 | |
| 議会対策部 | 議会事務局長 | 議会事務局長補佐 | |

(5) 職員配備基準

① 水防に係る体制

ア 水防情報収集連絡本部

水防に関する警報等が発表されたとき、又は副町長が配備を必要と認めたとき

【1.3.2.11】 水防情報収集連絡本部

| 対策部名 | 部 員 | 備 考 |
|---------|--|-------------------------|
| 総務対策部 | 消防防災係員 | 情報収集・連絡 |
| 建設対策部 | 各対策部長が指名した部員 | |
| 農林水産対策部 | | |
| 消防団 | 団長、副団長、分団長に連絡 分団長は、必要部の部員を自宅、 勤務先等に待機させる | (更生橋 水防団待機水位 3.9m目安) |

イ 水防災害警戒本部

気象業務法に基づく各種の警報が発表され、副町長が配備を必要と認めたとき

【1.3.2.12】 水防災害警戒本部

| 対策部名 | 副部長（非常連絡員） | 部 員 | 備 考 |
|---------|---------------|------------------|---|
| 総務対策部 | 総務課長補佐 | 総務対策部員 | 情報収集・職員出動態勢準備・ 防災ダム・扉門・水門管理準備 |
| 建設対策部 | 建設課長補佐 | 各対策部長が 指名した部員 | |
| 農林水産対策部 | 農林水産課長補佐 | | |
| 消防団 | 副団長 消防防災係員 | 副団長が指名した 高級幹部 | 指定する部の召集 ・危険区域監視・応急対策・ 広報活動 (更生橋 氾濫危険水位 4.3m目安) |

ウ 水防災害対策本部

気象業務法に基づく各種の警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき、
又は発生した場合で町長が配備を必要と認めたとき

【1.3.2.13】水防災害対策本部

| 対策部名 | 部長 | 副部長 (非常連絡員) | 部員 | 備考 |
|---------|--------|----------------|----------------------|--|
| 総務対策部 | 総務課長 | 総務課長補佐 | 各対策部 長が指名 した部員 | 情報収集・河川、 危険箇所巡回・海 岸、河川扉門、水 門管理・防災ダム 管理・避難所開設 管理・防災関係者 連絡調整・災害応 急対策等 |
| 企画戦略対策部 | 企画戦略課長 | 企画戦略課長補佐 | | |
| 地域振興対策部 | 地域振興課長 | 地域振興課長補佐 | | |
| 財政対策部 | 財政課長 | 財政課長補佐 | | |
| 税務対策部 | 税務課長 | 税務課長補佐 | | |
| 町民対策部 | 町民課長 | 町民課長補佐 | | |
| 福祉対策部 | 福祉課長 | 福祉課長補佐 | | |
| 健康長寿対策部 | 健康長寿課長 | 健康長寿課長補佐 | | |
| 農林水産対策部 | 農林水産課長 | 農林水産課長補佐 | | |
| 建設対策部 | 建設課長 | 建設課長補佐 | | |
| 会計対策部 | 会計課長 | 会計課長補佐 | | |
| 教育対策部 | 教育課長 | 教育課長補佐 | | |
| 環境水道対策部 | 環境水道課長 | 環境水道課長補佐 | | |
| 議会対策部 | 議会事務局長 | 議会事務局長補佐 | | |
| 消防団 | 団長 | 副団長 消防防災係員 | 団長が指 名した高 級幹部 | 指定する分団の召 集 ・危険区域警戒、 監視・応急対策・ 広報活動 (更生橋 避難判断 水位5.1m目安) |

② 地震・津波・その他災害に係る体制

ア 地震情報収集連絡本部（自動発令）

本町で震度4を観測したとき

イ 津波情報収集連絡本部（自動発令）

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき

ウ その他災害

その他の災害で総務課長が配備を必要と認めたとき

【1.3.2.14】 情報収集連絡本部(水防情報収集連絡本部を除く)

| 対策部名 | 部 員 | 備 考 |
|-------|---------------|---------|
| 総務対策部 | 消防防災係員 | 情報収集・連絡 |
| 関係対策部 | 関係対策部長が指名した部員 | |

エ 地震災害警戒本部（自動発令）

本町で震度5弱を観測したとき

オ 津波災害警戒本部（自動発令）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき

カ その他災害

その他の災害で副町長が配備を必要と認めたとき

【1.3.2.15】 災害警戒本部(水防災害警戒本部を除く)

| 対策部名 | 副部長 (非常連絡員) | 部 員 | 備 考 |
|--------|----------------|-----------------|-------------------------|
| 総務課長 | 総務課長補佐 | 各対策部長が指名した部員 | 情報収集 災害対策準備等 |
| 企画戦略課長 | 企画戦略課長補佐 | | |
| 地域振興課長 | 地域振興課長補佐 | | |
| 財政課長 | 財政課長補佐 | | |
| 税務課長 | 税務課長補佐 | | |
| 町民課長 | 町民課長補佐 | | |
| 福祉課長 | 福祉課長補佐 | | |
| 健康長寿課長 | 健康長寿課長補佐 | | |
| 農林水産課長 | 農林水産課長補佐 | | |
| 建設課長 | 建設課長補佐 | | |
| 会計課長 | 会計課長補佐 | | |
| 教育課長 | 教育課長補佐 | | |
| 環境水道課長 | 環境水道課長補佐 | | |
| 議会事務局長 | 議会事務局長補佐 | | |
| 消防団 | 副団長 消防防災係員 | 団長が指名した 高級幹部 | 警戒体制 2号召集（団員 の半分） |

キ 地震災害対策本部（自動発令）

本町で震度5強以上を観測したとき

ク 津波災害対策本部（自動発令）

宮崎県沿岸に津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき

ケ その他災害

その他の災害で町長が配備を必要と認めたとき

【1.3.2.16】 災害対策本部(水防災害対策本部を除く)

| 対策部名 | 部長 | 副部長（非常連絡員） | 部員 | 備考 |
|---------|--------|---------------|--------------|-----------------------|
| 総務対策部 | 総務課長 | 総務課長補佐 | 各対策部長が指名した部員 | 災害対策全般 |
| 企画戦略対策部 | 企画戦略課長 | 企画戦略課長補佐 | | |
| 地域振興対策部 | 地域振興課長 | 地域振興課長補佐 | | |
| 財政対策部 | 財政課長 | 財政課長補佐 | | |
| 税務対策部 | 税務課長 | 税務課長補佐 | | |
| 町民対策部 | 町民課長 | 町民課長補佐 | | |
| 福祉対策部 | 福祉課長 | 福祉課長補佐 | | |
| 健康長寿対策部 | 健康長寿課長 | 健康長寿課長補佐 | | |
| 農林水産対策部 | 農林水産課長 | 農林水産課長補佐 | | |
| 建設対策部 | 建設課長 | 建設課長補佐 | | |
| 会計対策部 | 会計課長 | 会計課長補佐 | | |
| 教育対策部 | 教育課長 | 教育課長補佐 | | |
| 環境水道対策部 | 環境水道課長 | 環境水道課長補佐 | | |
| 議会対策部 | 議会事務局長 | 議会事務局長補佐 | | |
| 消防団 | 団長 | 副団長 消防防災係員 | 団長が指名した高級幹部 | 指揮本部設置 3号召集（団員の全部） |

(6) 職員安否確認

① 勤務時間内

ア 各部の非常連絡員は、参集者を把握して、所属部長へ報告する。

イ 各部長は、参集者を把握して、災害対策本部長に報告する。

ウ 特に被害（震度）の大きい地域に居住している職員等には、状況に応じてに

家族等の安否確認を行わせること。

- エ 災害対策本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

② 勤務時間外

- ア 各部の非常連絡員は、参集者を把握して、所属部長へ報告する。
- イ 各部長は、参集者を把握して、災害対策本部長に報告する。
- ウ 災害対策本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

資料編【1.3.2.17】職員安否確認表(様式)

(7) 指定地方行政機関等への動員要請

町は、災害時の応急対策活動の動員を確保するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等に対し、迅速な応援要請を行う。

資料編【1.3.2.18】関係機関連絡先

第3節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

<災害対応フェーズ>

| | | 発災 | 3時間 | 72時間 | 2週間 | 1カ月 | |
|-----------------|----------------|-----|----------|---|-----|-----|-----|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 | 復興期 |
| 町担当 | 総務対策部 (情報班) | | ○通信手段の確保 | ○被害情報の集約、県に報告 ○応急対策活動状況の報告 ○住民への広報、報道機関への発表 | | | |
| | 各対策部 | | | ○被害情報の収集、総務対策部に報告 | | | |
| 県 | | | | ○ヘリコプターによる概況把握 ○自衛隊への被害状況の把握要請 | | | |
| 警察 | | | | ○ヘリコプターによる概況把握 | | | |
| 防災関係機関 (消防団) | | | | ○被害情報の収集、応急対策活動状況の報告 | | | |

災害応急対策を推進するうえで、被害情報の収集・伝達、分析は極めて重要である。初動段階では、被害に関する細かい数値より、災害全体の概要を知ることにより全力を上げる必要がある。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。それゆえ、待ちの姿勢ではなく、あらゆる情報手段を駆使して、積極的な情報収集を行う。それでも情報収集が困難な場合は、被災現場に人員を派遣し、情報収集を行うことが大事である。

なお、これらの前提となる通信の確保に万全を期さねばならない。

1. 災害情報の収集・連絡

災害発生後の応急対策を実施していく上で、被害情報、応急対策活動情報を把握することが不可欠である。また、これらの情報を防災関係機関で共有することが極めて重要である。したがって、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達するものとする。

町は、刻々と変わる災害の状況に応じて、組織的な応急対策を実施するために、各対策部をもって情報の収集及び伝達を行う。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、情報班を編成し、県、警察、防災関係機関等と連携して、被害情報の収集及び共有を実施する。

1.2 被害情報の早期把握

(1) 被害状況の早期把握（県防計画）

① 県防災救急ヘリコプターによる状況把握

県は、被害の発生が予想され、又は発生した場合においては、直ちに防災救急ヘリコプターを出動させ、画像伝送等により情報を収集伝達する。

② 警察ヘリコプターによる概況把握

警察は、被害の発生が予想され、又は発生した場合においては、直ちに警察ヘリコプターを出動させ、画像伝送等により情報を収集伝達する。

③ 他機関のヘリコプターによる概況把握の要請

県は、市町村、防災関係機関等から被害概況報告、または独自の収集活動により得られた情報に基づき、相当の被害が見込まれるときには、自衛隊、宮崎海上保安部及びヘリコプター等の航空機を有する機関に対し空中からの被害状況把握を要請する。

1.3 第1次情報等の収集

(1) 町及び防災関係機関における概況把握

町及び防災関係機関は、災害発生後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。

報告は防災情報処理システム若しくは電話、FAX等により行う。

1.4 被害情報の収集

(1) 被害情報の把握

各対策部は、災害発生初期の段階において、概略の被害情報の収集にあたり、組織的な活動が円滑に行えるよう以下の調査を行う。なお、情報が不足する場合は情報班を設置し、及び、各地区の区長に被害状況の把握を依頼する。

- ① 人的被害
- ② 建物の被害
- ③ 避難の状況
- ④ 防災関係機関の防災体制（配備体制等）
- ⑤ 防災関係機関の対策の実施状況
- ⑥ 交通機関の運行・道路の状況
- ⑦ ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営被害状況

(2) 情報収集

各対策部の非常連絡員は、部員とともに被害状況を調査・収集する。集約した被害状況を総務対策部に報告する。

① 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

② テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

③ アマチュア無線家の協力による情報収集

日本アマチュア無線連盟宮崎県支部の協力を得て、情報を収集する。

④ 民間企業からの情報収集

タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て、情報を収集する。

⑤ インターネットを介した媒体からの情報収集

資料編【1.3.3.1】被害情報収集伝達系統図

(3) 収集体制の整備

① 町は、情報の収集を迅速かつ正確にするため、報告用紙、調査要領、連絡方法等について整備しておく。

② 各地区での情報収集活動

ア 夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡が不能な場合は、地元の消防団、区長等と連携して被害状況の収集を行う。

イ 職員は、各地区での被害状況を迅速に把握できるよう、被害情報の収集体制を確認しておく。

ウ 災害の記録

後日の資料として写真を活用し、写真取材担当を編成し、被害の程度及び状況がわかるような写真の撮影を行う。

1.5 被害情報、応急対策活動情報の連絡

(1) 被害の調査要領

① 町災害対策本部が設置された場合、各対策部は被害情報の収集を行う。

② 被害状況調査に当たっては、被害程度の認定基準に基づき判定を行う。

③ 被害の程度の調査に当たっては、内部の連絡体制を密にし、調査脱漏、重複のないよう留意し、調整する。

④ 被害状況によっては、時刻や現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に詳しい関係者の協力により概況を把握する。被災人員についても、平均世帯により計算し、速報する。

⑤ 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

⑥ 被害が甚大なため、町のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

資料編【1.3.3.2】被害認定の基準

(2) 被害情報、応急対策活動情報の連絡

各防災関係機関は、被害状況、応急対策活動等の状況を密に町災害対策本部に連絡する。

町は、これらの情報をとりまとめ、必要に応じ、防災関係機関に提供する。収集した被害情報については、以下に示す伝達系統図及び災害応急対策動員配備表に基づき、

連絡を密にしておく。

- ① 総務対策部は、最終的な被害情報収集を総括表にまとめておく。
- ② 報告期限

新たな情報を把握した都度、随時とする。

(3) 被害情報等の伝達手段

町及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

- ① 被害状況等の報告は、有線又は無線電話（FAXを含む）、メール、若しくは電報のうち、最も迅速確実な手段を使うものとする。
- ② 有線が途絶した場合は、防災行政無線、N T T災害対策用無線、警察無線等、他機関の無線通信施設等を利用する。
- ③ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

(4) 情報収集伝達の要領

被害情報、応急対策活動情報の収集伝達は、災害状況の推移に応じて次の要領により行う。

① 即報

災害発生後速やかに、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

② 確定報

応急対策終了後 20 日以内に報告。

資料編【1.3.3.3】事務処理フロー

資料編【1.3.3.4】第4号様式（その1）（様式）

(5) 第4号様式—その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

① 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

況

(オ) その他これらに類する災害の概況

② 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。なお、災害救助法の適用基準については、特に人的被害及び住家被害を受けた世帯数の把握が不可欠であるので、その把握に重点をおくこと。

③ 応急対策の状況

当該災害に対して、町、消防署等が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して、避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。

また、県知事が自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請した場合には、その要請日時、要請の内容、自衛隊の派遣状況等について記入すること。

資料編【1.3.3.5】 第4号様式（その2）被害状況即報（即報・確定報告）（様式）

(6) 第4号様式—その2（被害状況即報）

① 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

② 災害対策本部設置市町村名

市町村ごとに、設置及び解散の日時を記入すること。

③ 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

④ 備考欄

備考欄には、次の事項について記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

(ア) 消防、水防、救急・救助、避難誘導等の消防署、消防団による活動状況

(イ) 避難の勧告・指示の状況

(ウ) 避難所の設置状況

- (エ) 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- (オ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (カ) 災害ボランティアの活動状況 など

オ 119 番通報件数

10 件単位で記入すること。

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、おおむね次の基準によるものとする。

(7) 被害報告の流れ

① 報告先

町は、状況の判明したもの、及び連絡の必要の生じたものから逐次宮崎県災害対策支援システム（Lアラート）を通じ危機管理課に送付する。

② 報告時間

随時

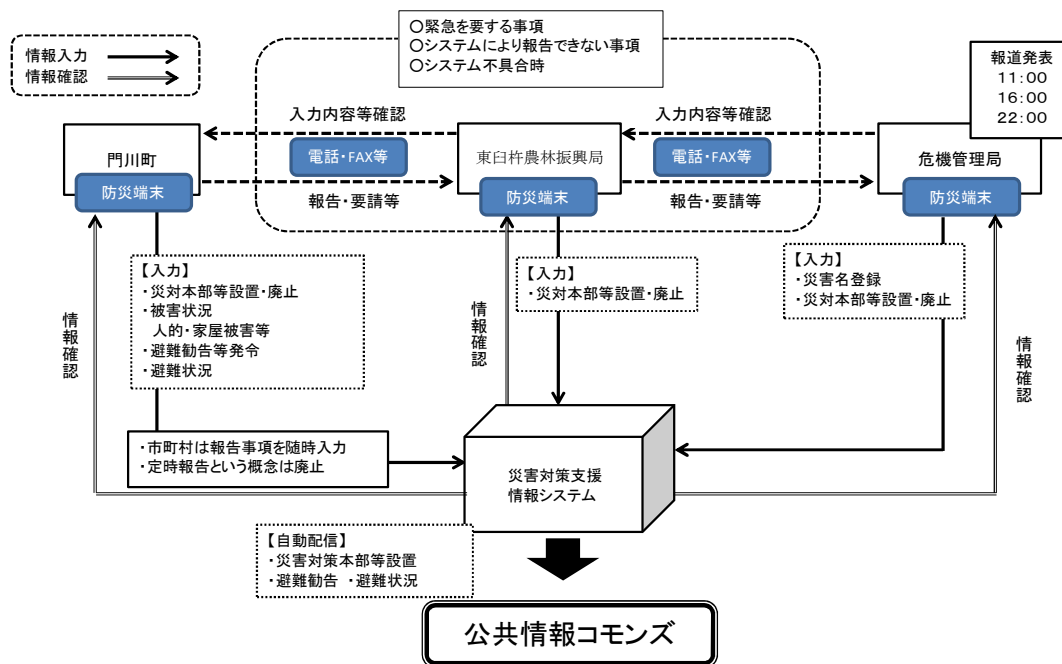
③ 報告手段

町は、宮崎県災害対策支援システム（Lアラート）・電話・無線等、最も確実な方法により県へ第一報の連絡を行う。

④ 被害の種類別報告

発生する被害の種類によって、関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。この場合、各対策部は、県に提出する情報を事前に総務対策部へ報告しなければならない。

【1.3.3.6】 災害対応情報支援システムによる報告イメージ



(8) 各機関の情報収集・伝達活動

- ① 町は自地域内に、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県の危機管理課その他必要とする機関に対して随時報告する。報告に当たっては、Lアラート又は前記に示す被害概況即報及び被害状況即報の様式を用いる。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

- ア 町災害対策本部が設置されたとき
イ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき

- ② 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県災害対策本部に直接連絡をとるものとする。

なお、県に報告することができない場合には、国(消防庁)に対して直接報告する。報告後速やかに、県に対して、その内容について連絡するものとする。

- ③ 災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県、その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して、応援を要請するものとする。

- ④ 消防庁への直接報告

地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告するものとする。

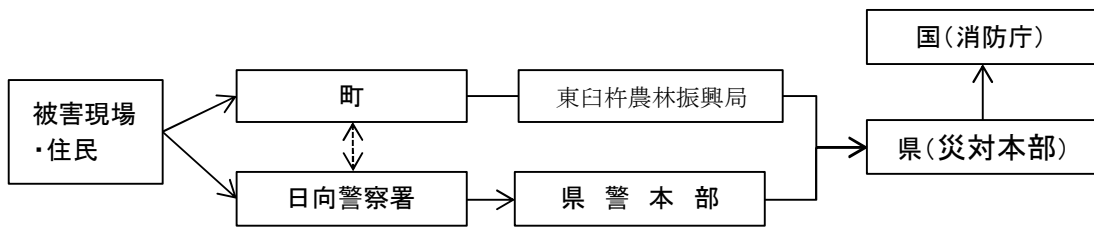
- ⑤ 防災関係機関(県防計画)

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所掌する事務または業務に係る被害状況について速やかに県災害対策本部に報告するとともに、必要と認める関係機関、市町村等に伝達するよう努める。

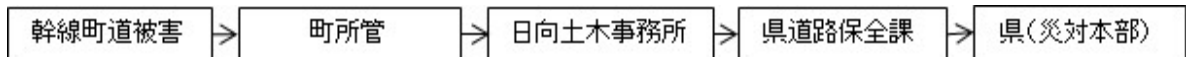
(9) 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって、関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

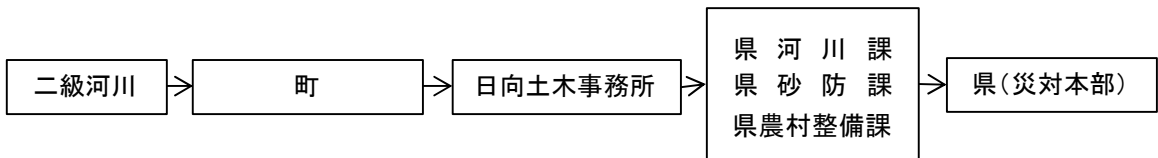
【1.3.3.7】情報収集・伝達系統1(死者、負傷者、建物被害、その他の被害状況報告)



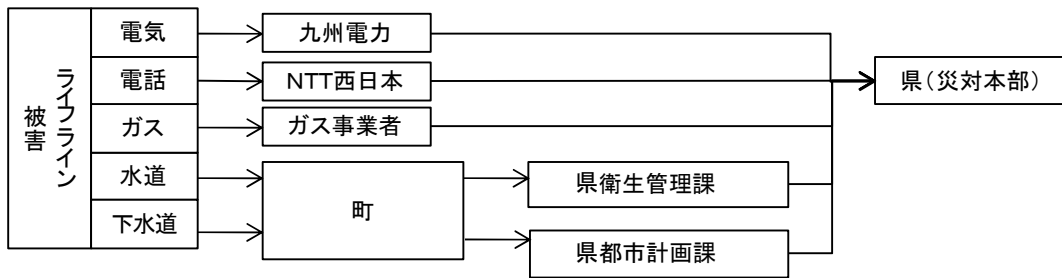
【1.3.3.8】 情報収集・伝達系統 2(道路被害)



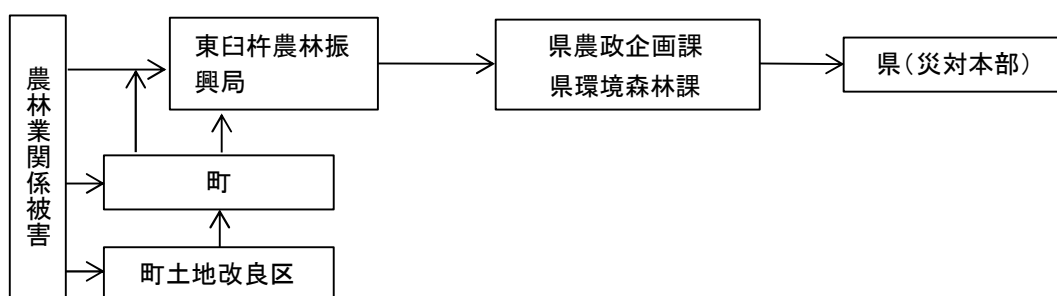
【1.3.3.9】 情報収集・伝達系統 3(河川、海岸、港湾、漁港、ダム)



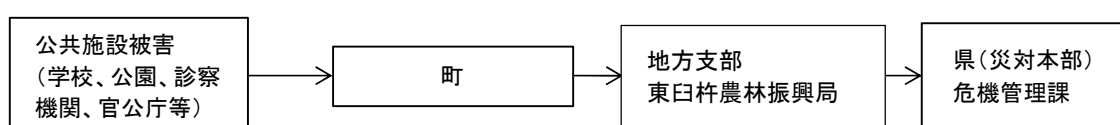
【1.3.3.10】 情報収集・伝達系統 4(ライフライン被害)



【1.3.3.11】 情報収集・伝達系統 5(農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地)



【1.3.3.12】 情報収集・伝達系統 6(その他公共施設)



1.6 町民への広報

(1) 広報活動

① 広報内容

ア 被災地住民等に対する広報内容

被災地の住民や、災害の発生により交通機能等が停止し、速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の行動に必要な、以下の情報を優先的に広報する。

- (ア) 火災防止の呼びかけ(通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等)
- (イ) 避難情報の出されている地域、避難情報の内容
- (ウ) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- (エ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (オ) 近隣の助け合いの呼びかけ
- (カ) 公的な避難所(福祉避難所を含む)、救護所の開設状況
- (キ) 電気・電話・ガス・上水道の被害状況、復旧状況
- (ク) 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- (ケ) 救援物資、食糧、水の配布等の状況
- (コ) し尿処理、衛生に関する情報
- (サ) 被災者への相談サービスの開設状況
- (シ) 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- (ス) 臨時休校等の情報
- (セ) ボランティア組織からの連絡
- (ソ) 全般的な被害状況
- (タ) 防災関係機関が実施している対策の状況

イ 被災地外の住民に対する広報内容

被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするため、

協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- (ア) 避難情報の出されている地域、避難情報の内容
- (イ) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- (ウ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (エ) 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- (オ) ボランティア活動への参加の呼びかけ
- (カ) 全般的な被害状況
- (キ) 防災関係機関が実施している対策の状況
 - ② 広報手段

ア 報道機関への依頼

町はあらかじめ定めた協定に基づき、報道機関(NHK 宮崎放送局、MRT 宮崎放送、UMK テレビ宮崎、FM 宮崎、FM 延岡、FM 日向、ケーブルテレビワイワイ)に対して、上記の内容を広報するよう依頼する。

また、防災関係機関より、報道機関を通じた広報に関する要請を受けたときは、町はその旨を報道機関に対して依頼し、防災関係機関の行う応急対策活動を支援する。

イ 独自の手段による広報

町及び防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- (ア) 防災行政無線(同報系)
- (イ) 県防災救急ヘリコプターによる呼びかけ
- (ウ) 警察ヘリコプターによる呼びかけ
- (エ) 広報車による呼びかけ
- (オ) ハンドマイク等による呼びかけ
- (カ) ビラの配布
- (キ) 有線放送
- (ク) 携帯電話 (緊急速報メールを含む)
- (ケ) インターネット
- (コ) ツイッターなど
- (サ) 立看板、掲示板

ウ 自衛隊等への広報要請

町は、必要な広報を行うことが困難な場合、県、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。要請方法の詳細は「第3章 第5節 2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」を参照する。

(2) 報道機関への対応

① 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、町及び防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。

② 報道機関への発表

ア 震災に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。

イ 発表は、原則として特命班の情報班長が実施するものとする。なお、必要に応じ、各部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとする。また、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

ウ 指定公共機関及び指定地方公共機関が震災に関する情報を報道機関に発表す

る場合は、原則として特命班の情報班長と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。また、発表に当たっては、自衛隊等、その他の機関の広報との連携・協力についても考慮するものとする。

- エ 特命班の情報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部のうち、必要と認められる関係機関に送付するものとする。

2. 通信手段の確保

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握し、必要な指示、命令、勧告等を行うための通信手段を確保する。

無線通信を含め、通信手段の確保が困難な場合も発生すると考えられる。そのため、関係機関間の協力を密にし、多様な通信手段の活用を図る。

2.1 専用通信設備の運用

専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧するものとする。

(1) 県総合情報ネットワークの活用

災害時に、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県庁を中枢に、県出先機関、市町村、消防本部及び、日赤、自衛隊等の防災機関との間で開設している被災による不通のおそれが少ない県総合情報ネットワークを活用する。

- ① 気象警報等、共通の情報を県庁（統制局）、農林振興局及び土木事務所（支部局）から関係機関へ伝達するとき、県は「一斉通報」により行うとしている。
- ② 災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、災害に関する情報の収集及び伝達を確保するため、被害状況の報告等、緊急通話を優先させる。
- ③ 被災現場より直接通信の必要がある場合は、移動無線（車載及び携帯）により通信を行う。
- ④ その他は、「宮崎県防災行政無線通信取扱規程」による。

(2) 防災行政無線の活用

災害時に際しては、被災による不通のおそれが少ない防災行政無線を活用することが有効である。

(3) 公衆電気通信施設の利用計画

災害時において加入電話がふくそうし、通話が不能又は困難な場合で、応急対策等に必要があるときは、災害時優先電話を利用することができる。

- ① 緊急に通信連絡のある場合は、「102番」をダイヤルし、オペレータに「非常通話」と告げ、その理由を申し出る。

2.2 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次の様な代替手段を用いる。

(1) NTTの災害時優先電話

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能としている。災害時優先電話への収容については、NTT西日本宮崎支店（延岡・都城）へ依頼する。

(2) NTTの非常・緊急通話の利用

震災時において加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは、困難な場合で応急対策等のため必要があるときは電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話又は電報を利用する。

- ① 非常通話とは、地震、集中豪雨、台風等により非常事態が発生した場合(又は、発生のおそれがある場合)救援や、交通、通信、電力の確保、秩序維持のための通話である。
- ② 緊急通話とは、上記の非常事態のほか、緊急事態が発生した場合、救援、復旧等のための通話である。いずれの通話も交換手扱い通話であり、優先順位としては、非常通話、緊急通話の順である。
- ③ 電報に関しても通話と同様に非常、緊急電報を設けている。

【1.3.3.13】 非常・緊急通話を利用できる機関例

| | |
|------|------------------------------------|
| 非常通話 | ・ 気象機関相互間 |
| | ・ 水防機関相互間 |
| | ・ 消防機関相互間 |
| | ・ 水防機関と消防機関相互間 |
| | ・ 災害救助機関相互間 |
| | ・ 消防機関と災害救助機関相互間 |
| | ・ 輸送、通信、電力供給の確保に直接関係のある機関相互間 |
| | ・ 警察機関相互間など |
| 緊急通話 | ・ 予防、救援、復旧などに直接関係のある機関相互間 |
| | ・ 緊急事態発生の実態を知ったものと前項の機関との間 |
| | ・ 犯罪が発生、又は発生のおそれがあることを知った者と警察機関との間 |
| | ・ 選挙管理機関相互間 |
| | ・ 新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間など |
| | ・ 水道・ガス供給の確保に直接関係がある機関相互間など |

＜非常・緊急通話の利用方法＞

102 をダイヤルして、オペレータ応答後下記の内容を告げる。

- ・ 非常扱い、緊急扱いを告げる。
- ・ 電話番号と機関などの名称
- ・ 相手の電話番号
- ・ 通話の内容

使用しようとするときは、次の事項を記載した書類又は口頭により申し込むものとする。

【1.3.3.14】 専用通信施設使用申請要領

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ア. 利(使)用しようとする理由 イ. 通信の内容 ウ. 発信者及び受信者 |
|---|

(3) 専用通信施設の使用

公衆電気通信施設の使用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、災害救助法第 11 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定により、他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を使用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておくものとする。使用できる主な機関は次のとおりである。

県（総合情報ネットワーク）、警察、九州地方整備局、宮崎地方気象台、宮崎海上保安部、大阪航空局、九州旅客鉄道株式会社、九州電力株式会社、宮崎ガス株式会社

(4) 携帯電話の使用

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

(5) 非常無線通信の使用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を使用することができないか、又はこれを使用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信を行うことができる。次の計画に定めるところにより、非常無線通信を活用する。

なお、非常無線通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発受する。

① 使用資格者

原則として、非常無線通信は誰でも使用することができるが、通信の内容には制限がある。

② 非常無線通信の依頼先

宮崎地区非常無線通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するものとするが、この場合、あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

③ 非常無線通信としての通信内容

非常無線通信の内容は次のとおりである。

- ア 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- イ 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- ウ 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- エ 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及び、その復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの
- オ その他、気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど災害に関して緊急措置を要するもの

④ 発信の手続

発信したい通信文を、次の順序で電報頼信紙(なければ普通の用紙でもよい)にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- ア あて先の住所、氏名(職名)及びわかれば電話番号
- イ 本文(200字以内)、末尾に発信人名(段落にて区切る)
- ウ 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また余白の末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

(6) アマチュア無線等の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、アマチュア無線、タクシー無線等の無線施設を活用し、有線通信の途絶時の代替として、災害情報の収集や伝達に役立てる。

(7) 災害時における地上と航空機との交信方法

資料編【1.3.3.15】 町における通信利用系統図

資料編【1.3.3.16】 無線通信施設

資料編【1.2.2.14】 地上からの信号に対する航空機の回答要領

資料編【1.2.2.15】 航空機から地上に対する信号要領

(8) 孤立防止対策用衛星電話の使用

災害時、交通手段、通信手段が途絶し、孤立地区の発生が予想される。このため西日本電信電話株式会社は孤立防止対策用衛星電話を、NTTの各支店、市町村役場、農漁協、小学校等に常置しており、一般加入電話等の途絶に際してはこの衛星電話を使用する。また、町では平成24年度から役場に衛星携帯電話を配備している。

① 使用方法<電話をかけるとき>MODEランプ消灯時(オペレータ扱い)：通常はこの状態

ア 受話器をはずす。

イ 市外局番なしの「102番」をダイヤルする。

(注)MODEランプ消灯時は102, 117以外使用できない。

ウ オペレータが出たら、下記のことを伝える。

(ア) 衛星電話からの通話であること。

(イ) 非常扱いの通話又は緊急扱いの通話の申し込みであること。

(ウ) 機関の名称

(エ) 相手の電話番号

(オ) 話の内容

② 使用方法<電話をかけるとき>MODEランプ点灯時(自動接続)：災害時などに遠隔で設定

ア 受話器をはずす。

イ 話したい相手の電話番号を市外局番からダイヤルする。

③ 使用方法<呼び出しがあったとき>

ア 呼び出しベルが鳴ったら、受話器を取る。

イ オペレータが通話をつなぐ。

資料編【1.3.3.17】 孤立防止対策用衛星電話設置一覧表参照

(9) 防災相互通信用無線電話の活用

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため、相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を使用する。保有機関は現在では、宮崎県、県内24市町村、県警察本部、宮崎海上保安部、自衛隊、宮崎市消防局である。

(10) 放送機能の使用

町は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続によ

り、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK宮崎放送局、MRT宮崎放送、UMKテレビ、FM宮崎の各局は県を通じて要請し、またFM延岡、FM日向、ケーブルメディアワイワイは町長が要請する。

具体的な要請手続については、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」を参照のこと。

資料編【1.3.3.18】災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

(11) 総合通信局の災害対策用移動通信機器の使用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線局、MCA用無線機、衛星携帯電話）を備蓄している。町は、九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。九州総合通信局は、委託した民間会社を通じて、速やかに町へ無償で貸与する。

(12) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が使用不能、若しくは困難な場合、各防災機関は使送により、通信を確保するものとする。

(13) 自衛隊の通信支援

町や防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、「第3章 第5節 2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続きを行う。

(14) アマチュア無線ボランティアの活用

① 受入れ体制の確保

宮崎地区非常通信連絡会は、平素からアマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、災害発生後直ちに「受入窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティアを確保する。

② アマチュア無線ボランティアの活動内容

ア 非常通信

イ その他、情報収集活動

第4節 水防計画

<災害対応フェーズ>

| | | 発災 | 3時間 | 72時間 | 2週間 | 1カ月 | |
|-----|-----|--|-----|------|-----|-----|-----|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 | 復興期 |
| 町担当 | 総務課 | ○町水防災害対策本部の設置 ○消防団の出動指示 ○関係機関への連絡 ○警戒区域の設定及び指示 ○警察官の出動要請 | | | | | |
| | 関係課 | ○河川、海岸及び堤防等の巡回、状況連絡 | | | | | |
| | 消防団 | ○河川、海岸及び堤防等の巡回、状況連絡 ○水防作業の実施 | | | | | |
| 県 | | ○水防警報の発令 | | | | | |

1. 水防計画

水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき、これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動に努めるものとする。

1.1 水防責任

(1) 水防団体の役割

① 水防責任

ア 町の責任（水防法第3条）

水防管理者たる町長の統轄の下に、水防に関する一切の業務を処理する。

イ 指定水防管理団体（水防法第4条）

県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある市町村として門川町を水防管理団体として指定している。

ウ 水防機関（水防法第5条1項）

水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができることになっているが、町では消防団が水防事務を十分に処理することができるとして、水防団は設置しない。

1.2 水防組織

(1) 門川町水防災害対策本部

気象業務法第13条に基づき各種の警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき、又は発生した場合で、町長が配備を必要と認めた場合から、水防の危険が解消するまで、水防業務の総括にあたる。

1.3 通信連絡及びその系統

(1) 通信連絡

① 県の無線通信施設

県の無線通信施設は、宮崎県防災行政情報通信ネットワークとして整備され、この施設で水防活動に必要な水防情報の収集連絡を行う。

② 水防管理団体の通信施設

水防管理団体は迅速な通信連絡を図り、かつ、電話不通時に備えるため機能的な通信網を整備するよう努めなければならない。

なお、非常無線通信の活用及びアマチュア無線局も使用できるよう平常より協議しておくものとする。

③ 非常無線通信

国土交通大臣、県知事、消防団長又はこれらの命を受けたものは、有線通信施設を使用することができない場合、水防上緊急を要する通信を行うため非常無線通信を使用することができる。

1.4 重要水防箇所等

河川の氾濫等による浸水被害を警戒すべき箇所を重要水防箇所という。

(1) 河川

町内の河川における重要水防箇所は次のとおりである。(令和2年度宮崎県水防計画書)

- ①重要水防箇所 (A) ……………18箇所
- ②重要水防箇所 (B) ……………2箇所
- ③重要水防箇所 (要注意) ……1箇所

資料編【1.1.10.1】重要水防箇所

(2) 砂防(土砂災害危険箇所)

町内における土砂災害危険箇所(土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)については、次のとおりである。(令和2年度宮崎県水防計画書)

- ① 土石流危険渓流……………78箇所
- ② 急傾斜地崩壊危険箇所……306箇所
- ③ 地すべり危険箇所……………4箇所

(3) 道路

町内における主要交通途絶予想箇所は次のとおりである。(令和2年度宮崎県水防計画書)

| | 河川名 | 路線名 | 予想される事態 | 区域 | 代替路線名 |
|---|------|--------|---------|-------|--------|
| 1 | 五十鈴川 | 国道388号 | 路面冠水 | 熊毛田 | なし |
| 2 | 五十鈴川 | 国道388号 | | 上井野 | なし |
| 3 | 丸バエ川 | 国道10号 | | 加草・船越 | 土々呂日向線 |
| 4 | 中山川 | 土々呂日向線 | | 西栄町 | 町道 |
| 5 | 三ヶ瀬川 | 八重原延岡線 | | 阿仙原 | なし |

1.5 水防警報

(1) 水防警報を発する基準

水防警報の発令基準は、対象水位観測所の水位が警戒水位に達するか、又は警戒水位を超えるおそれがあるとき、又は、高潮の発生が予想されるときで、必要な地域について、県知事が水防警報の発令を行う。

(2) 消防団の出動（水防法第17条）

町長は、次に示す基準により、消防団にあらかじめ定められた計画に従って出動準備又は出動の指命を行う。

① 出動準備

県の計画で定められた出動準備基準によるほか、次の場合、水防災害対策本部は消防団に出動準備をさせる。

- ア 県水防計画に定められた警戒水位に達するおそれがあると予想されるとき。
- イ 豪雨により破堤、漏水、崖くずれ等のおそれがあり、その水防上必要と認められるとき。
- ウ 気象予報、水防警報等により高潮の危険が予想されるとき。

② 出動

県の計画に定められた出動基準によるほか、次の場合、町長は消防団を出動させる。

- ア 水防計画に定められた警戒水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき及び、堤防、ため池用排水路に危険のおそれがあるとき。
- イ 潮位が異常を示し、高潮のおそれがあると予想され、あるいは台風が本県若しくはその近くを通過するおそれがあるとき。
- ウ その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき。

③ 水防警報の段階（水防法第16条）

町における知事の指定した河川は五十鈴川並びに海岸は門川町沿岸となっている。

資料編【1.3.4.1】水防警報発令の段階

1.6 水防活動

(1) 監視及び警戒（水防法第9条）

監視及び警戒方法は、次のとおりとする。

① 常時監視

町長は河川、海岸、堤防等について、関係課及び消防団に巡回させ、水防上危険があると認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

② 非常警戒

関係対策部及び消防団は、水防災害対策本部が設置されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、堤防等、特に重要な箇所を中心として監視する。堤防については、次の状態に注意する。異常を発見した場合は、直ちに本

部へ連絡する。また町長はこの旨を当該管理者に通報し、必要な措置を求める。

- ア 裏法の漏水又は水による亀裂及びがけ崩れ
- イ 表法で水当りの強い場所の亀裂又はがけ崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水
- オ 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分

③ 消防団は出動の命令を受け、又は災害の発生事実を知った時は、直ちに出勤し、指揮者の命により部署の警戒及び水防作業にあたる。

(2) 予報及び警報とその措置（水防法第10条）

① 水防に必要な予報及び警報の種類

宮崎地方気象台が気象業務法に基づき、県下に発表する水防上必要な予報及び警報は、次のとおりである。

- ア 気象注意報 気象警報
- イ 高潮注意報 高潮警報
- ウ 洪水注意報 洪水警報
- エ 津波警報 大津波警報

② 措置

町長は、次の場合直ちに、土木事務所、港湾事務所、振興局に連絡する。

- ア 消防団が、水防のため出勤したとき
- イ 水防作業を開始したとき
- ウ ダム、用排水、ため池の溢水又は堤防等の漏水、決壊のおそれがあるとき

(3) 水防信号（水防法第20条）

水防法第20条の規定による水防信号は、次のとおりである。

資料編【1.3.4.2】水防信号

- ① 信号は適宜の時間継続すること。
- ② 必要があれば警鐘及びサイレン信号を併用すること。
- ③ 危険解消を確認したときは口頭伝達により周知させること。

(4) 警戒区域の設定（水防法第21条）

① 警戒区域の設定

水防活動上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定して、水防関係者以外の立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

② 警察官の応援（水防法第22条）

町長は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求める。

(5) 協力応援（水防法第23条）

① 隣接水防管理団体の応援（水防法第23条の1項）

- ア 町長は、水防法により緊急の場合、必要に応じて、他の水防管理団体に対して、水防作業員及び、必要な食器材の応援を求めることができる。
- イ 隣接の水防管理団体から応援のための水防作業員及び、資器材を求められた場合は、管轄の水防に支障がない範囲で応援する。
- ウ 応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行して、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動する。

② 自衛隊の応援

大規模の応援を必要とする場合は、県知事に対し、自衛隊災害派遣要請を依頼する。

③ 地元民の応援

ア 住民の義務（水防法第24条）

水防のため、やむを得ない必要がある時は、その区域内の居住者、又は水防現場にいる者を水防に従事させることができる。

イ 水防作業に従事させる場合は、下記事項に注意すること。

- (ア) 水防作業出勤者は、おおむね満20才以上50才未満の強健な者であること。
- (イ) 水防活動に当たっては、危険区域を避け、なるべく後方の作業に従事させること。
- (ウ) 水防活動に当たっては、適当に班を編成し、水防機関において統率し、臨機の措置を講ずること

④ 決壊等の通報並びに、決壊後の処理（水防法第25・26条）

堤防、その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を関係方面に報告する。決壊箇所については、できる限り、氾濫による被害が拡大しないように努める。

⑤ 通信施設（水防法第27条）

水防上緊急を要する通信のため、使用する通信施設は、宮崎県防災行政無線、消防無線、防災行政無線、一般加入電話、警察電話、鉄道電話、九州電力日向営業所等の通信網とする。

(6) その他

① 水防訓練（水防法第32条の2）

水防業務及び作業の習熟を期するため、適時水防訓練を実施する。

② 費用負担と公用負担

ア 費用負担（水防法第41・42条）

水防管理者は、管轄区域の水防に要する費用については全て負担する。ただし、他の水防管理団体に対し応援する時、又は応援を求めるときに要した費用の額、及び負担の方法は両者の協議によって定める。

イ 公用負担（水防法第28条）

(ア) 公用負担権限

水防のため、必要があるとき、水防管理者は水防法第21条第1項により、次の権限を行使することができる。ただし、公用負担の権限を行使する者は、公

用負担を命ずる場合、徒らに必要限度を越えないように留意し、速かに、その旨詳細を水防管理者に報告する。

- ・必要な土地の一時使用
- ・土石、竹木その他資材の使用
- ・土地、土石、竹木、その他資材の収用
- ・車馬、その他、運搬具又は器具の使用
- ・工作物その他、障害物の処分

(イ) 公用負担の権限を行使する者は、水防管理者からその命を受けた身分を示す証明書を携行し、必要ある場合においては、これを呈示しなければならない。

ウ 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成して、その1通を目的物の所有者、管理者、又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

エ 損失補償

上記の権限行使によって、損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は、時価により、その損失を補償しなければならない。

③ 避難のための立退きの指示（水防法第29条）

洪水又は高潮により、著しく危険が切迫していると認められるときは、現地の状況に応じ、現場指揮者に適切な指示を行う。また、この旨を、直ちに関係方面に通報する。

現場指揮者は、水防管理者から指令を受けたら、すみやかに、当該住民を最寄りの避難所又は安全地帯に誘導させる。避難完了したときは総務課に、直ちに連絡する。

④ 水防報告と水防記録（水防法第47・49条）

水防管理者は関係事項を取りまとめ、宮崎県水防計画に定める別表(1)様式及び別表(2)様式により、日向土木事務所に報告する。また、水防記録を作成して、これを保管しなければならない。

- ア 天候の状況並びに警戒中の水位観測所
- イ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ウ 各課員の出動の時期及び人員
- エ 水防作業の状況
- オ 堤防その他の施設等の異常の有無及び、これに対する処置並びにその効果
- カ 使用資材の種類及び員数とその消耗分並びに回収分
- キ 水防法第21条による収用又は使用器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ク 障害物を処分した数量及び、その事由並びに除却の場所
- ケ 土地を一時使用した時は、その箇所及び所有者の住所、氏名とその事由
- コ 応援の状況
- サ 居住者出動の状況
- シ 警察の援助状況
- ス 現場指揮権行使の氏名
- セ 立退きの状況及びそれに示した事由
- ソ 水防関係者の死傷
- タ 功労者及び功績
- チ 事後の水防に考慮する必要がある点、その他水防管理者の所見
- ツ 堤防、その他の施設にして、緊急工事を要する者が生じたときは、その場所及びその損傷状況
- テ その他必要事項

2. 水防体制

2.1 水防災害対策本部

(1) 水防災害対策本部の設置

気象業務法第13条に基づき気象警報が発表され、局地的な大雨、大雨、暴風雨、高潮、河川の氾濫、増水によるダムの決壊等により災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合で町長が配備を必要と認めた場合、町水防災害対策本部を門川町役場庁舎内に設置する。

(2) 水防災害対策本部の解除、移行

① 水防災害対策本部の解除

災害対策本部設置に至らない状態となり、時間の経過とともに終息すると町長が認めた場合

② 災害対策本部への移行

水防災害対策本部体制での対応が困難になった場合

(3) 職員の配置

町長は所属職員の水防非常配置への切替を確実、迅速に行う。また、事態に即応して、勤務者を適宜に交替、休養させるなど、長期間にわたる非常勤務活動の円滑、完璧を期する。

(4) 通信連絡及び伝達系統

① 通報連絡

本部は宮崎地方気象台又は県より気象に関する通報を受理した場合は、必要に応じ、直ちに、関係者へ連絡する。

② 警報伝達

ア 住民へ周知

台風又は豪雨の予報、警報に関する通報があった場合は、同報系防災行政無線、町広報車、その他の通信施設を利用して、すみやかに、住民へ周知徹底する。

特に重要水防地域、危険地域に対しては迅速に行う。

イ 警報の解除

水位が警戒水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったときは、これを住民に周知するとともに、関係機関にその旨通報する。

(5) 監視及び警戒

① ダム、水門、海岸扉門等の警戒

ア 警戒水位に達した場合は、すみやかに水門管理者又は監視員に通報する。

イ 前号の通報を受けた管理者は、直ちに工作物を点検する。また、監視警戒の任にあたり、必要に応じ、門扉の開閉を行う。

2.2 水防体制

(1) 水防作業

① 堤防、橋梁が欠壊、あるいは流失し、又はこれに準ずる事態が発生した場合、直ちに関係方面に通報する。また、水防工法の措置を行う。

② 水防作業に当たっては建設課及び河川管理者と連携し、その指導に従って作業を実施する。

③ 建設課は、下記により指導の完璧を期する。

ア 水防作業に際し、特殊技術を活用して、これを指導援助し、水防作業員の機能を最高度に発揮するよう努める。

イ 水防作業には技術的判断を必要とするので、建設課においては、次の条件を具備する者の中から班長1名、班員若干名を指定し、指導係を編成する。

(ア) 河川状況に精通している者

(イ) 水防に関する知識と技術を有する者

ウ 当初施行の工法で効果が認められないときは、これに代るべき工法を次々と行い、極力防止に努めなければならない。工法を選ぶに当たっては、堤防の組成材料、流速法面、護岸の状態等を考慮して、最も有効で、しかも使用材料がその附近で得やすい工法を施行する。

(2) 水防活動上の心得

① 作業に際しては監視、警戒を厳重にし、不測の事故を万全に防止するよう留意する。

- ② 命令なくして、部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- ③ 夜間など特に言語に注意し、みだりに「越水」、「破堤」等の想像による言動をしてはならない。
- ④ 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期す。みだりに人心を動揺せしめたり、いたずらに水防作業員を緊張によって疲れさせないように留意する。最悪時に、最大の水防能力を発揮できるように心掛けること。
- ⑤ 洪水が最盛期を過ぎても、完全に流過するまで、警戒を解いてはならない。

2.3 水防施設及び輸送

(1) 水防倉庫

水防倉庫は役場庁舎内に本部倉庫、第4部消防機庫敷地内に水防倉庫を設置する。

(2) 資材並びに器材

- ① 水防資器材は県水防備蓄食器材基準に準じて、それぞれ備蓄する。
- ② 水防備蓄食器材のほか、水防作業員が必要とする器具はそのつど充当する。
- ③ 備蓄食器材員数は、現地水防に適切な員数として適宜変更する。
- ④ 資材中腐敗損傷のおそれのあるものは、水防に支障がない範囲で転用し、常に新しいものを備える。
- ⑤ 水防資器材は、盗難腐敗損傷等を防止するため総務課に責任者を定めておく。

(3) 現地収集資材

災害が発生、又は発生しようとしている場合において、緊急に応急措置を実施する必要がある場合は、現地にある土石、竹木その他の物件を使用し、又は収用する。この場合は事後速やかに所有者にそれらの所在場所、数量、期日等を通知する。(災害対策基本法第64条)

(4) 輸送車輛

水防管理者は非常の際の輸送を確保するため、あらゆる非常事態を想定し、関係機関相互の連絡経路及び資材輸送等について、あらかじめ協議しておく。

第5節 広域応援活動

<災害対応フェーズ>

| | | 発災 | 3時間 | 72時間 | 2週間 | 1カ月 | |
|-----|-------|-----|-----|-------------------------|-----|------------|-----|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 | 復興期 |
| 町担当 | 総務対策部 | | | ○応急対策等の応援要請 ○応援の受入準備 | | ○派遣部隊の撤収要請 | |
| | 県 | | | ○応急対策の代行 ○応援派遣要請の実施 | | | |
| | 日向警察署 | | | ○警備活動等の実施 | | | |
| | 自衛隊 | | | ○災害派遣活動の実施 | | | |
| | 海上保安庁 | | | ○物資輸送、宿泊場所の提供 | | | |

1. 地方公共団体による広域的な応援体制

災害発生の規模に応じては、町独自で適正な応急活動が行えないことが予想される。そのため、平素から関係機関と十分に協議し、災害時には速やかに相互応援協定等に基づき、応援を要請し、受入れ体制の確保を図る。応急活動を迅速、的確に実施する。

また町は、他市町村で災害が発生し、あるいは発生するおそれのある場合、人的、物的応援を迅速、的確に実施するものとする。

1.1 応援要請の実施

(1) 県への応援要請又は職員派遣の斡旋

町長は、町に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、必要があると認めるとき、県に対し、応援又は応援の斡旋を要請する。なお、この要請は、次の事項を記載した文書をもって実施する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

① 応援要請時に記載する事項

- ア 災害の状況
- イ 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- カ その他必要な事項

② 職員派遣斡旋時に記載する事項

- ア 派遣の斡旋を求める理由
- イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

また、知事より町に、他市町村への応援依頼があった場合は、その指示に従い、被害情報等に基づき、人的、物的支援を行うものとする。

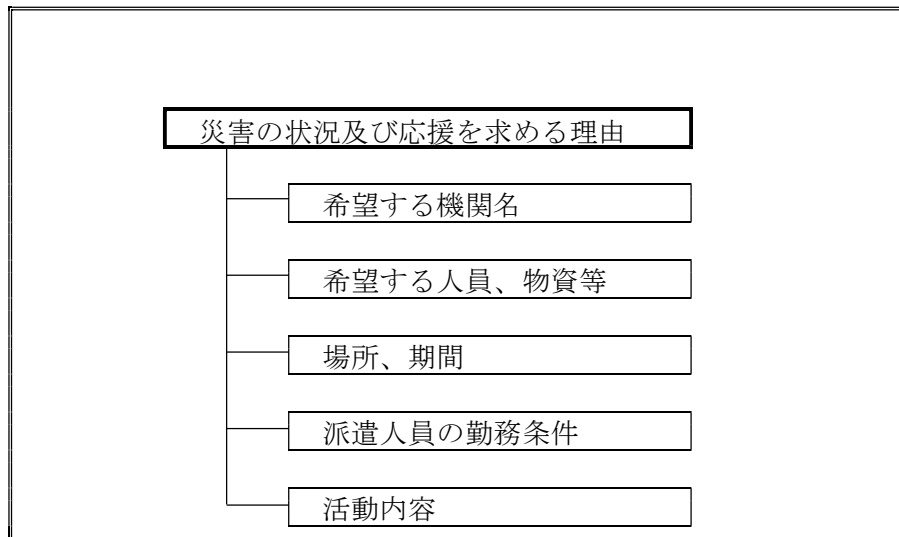
(2) 他市町村への応援要請（宮崎縣市町村防災相互応援協定）

本部長は、町に係る災害について、適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した「宮崎縣市町村防災相互応援協定（平成8年8月29日）」に基づき、他の市町村長に対し、応援要請を行う。

① 応援項目

- ア 災害応急措置に必要な職員の派遣
- イ 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- ウ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- エ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- オ 遺体の火葬のための施設の提供
- カ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- キ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ク ボランティア団体の受付及び活動調整
- ケ その他、応援のために必要な事項

【1.3.5.1】 応援の斡旋を要請する場合の要点



(3) 国の機関に対する職員派遣の要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。要請は、次の事項を記載した文書をもって行う。

① 派遣を要請する理由

- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 民間団体等に対する要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

【1.3.5.2】 要請を行う場合の必要事項

| | | |
|--|--|--|
| 指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関 その他公共的団体 | ア. 応援を必要とする理由 イ. 作業の内容 ウ. 従事場所 エ. 就労予定期間及び時間 オ. 必要機関、所要人員 カ. 集合場所 キ. その他参考事項 | ア. 災者に対する炊き出し作業 イ. 災者に対する救出作業 ウ. 救助物資の輸送配給作業 エ. 清掃防疫援助作業 オ. 被害状況の通報連絡作業 カ. その他必要とする作業 |
|--|--|--|

(5) 宮崎県消防相互応援協定

町では、災害による被害を最小限に抑えるため、火災・救急救助、その他の災害に関して、県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む）と「宮崎県消防相互応援協定（平成7年6月19日）」を締結している。

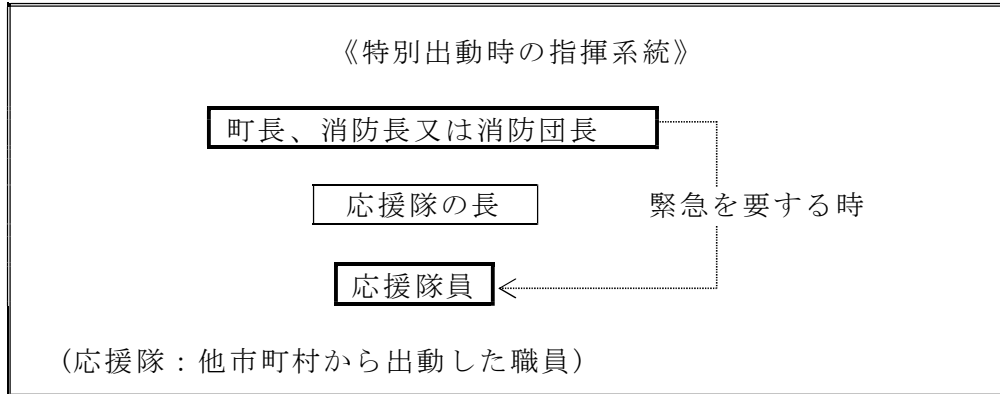
① 応援要請の方法

【1.3.5.3】 応援要請の方法

| | |
|--|--|
| 《応援要請の方法》 | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">門川町長</div> （口頭・電話・ 電信等） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">協定市町村長 又は 協定消防組合長</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">要請の明示事項</div> ア. 災害の状況 イ. 応援を要請する人員及び機械器具等の 種別数量 ウ. その他必要事項 |
| 事後、速やかに文書を提出する | |

② 応援の指揮系統

【1.3.5.4】 応援の指揮系統



応援受入体制の確保

(6) 連絡体制の確保

本節の定めるところにより、町は応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握する。また、他の市町村、都道府県、関係機関等に通報するとともに、必要な情報交換を行う。

(7) 受入体制の確保

① 連絡窓口の明確化

町は、他の市町村、都道府県、関係機関等との連絡を速やかに行うため、連絡窓口を定めておく。

② 受入施設の整備

町は、他の市町村、都道府県、関係機関等からの人的、物的応援を速やかに受入れる。そのため、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入体制の整備に努める。

また、防災ボランティア等の人的応援についても、あらかじめ受入施設を定めておく。

1.2 消防機関への応援要請

災害発生時において、町は、必要に応じ、消防本部に対し、救急、救助、消火活動について応援を要請する。

(1) 応援派遣要請を必要とする災害規模

- ① 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- ② 災害が拡大し、宮崎県内の他市町村又は宮崎県外に被害が及ぶおそれのある災害
- ③ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- ④ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- ⑤ その他、応援派遣要請の必要があると判断される災害

1.3 応急措置の代行

(1) 県による応急措置の代行

知事は災害の発生により、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施する応急措置のうち、次のとおり、その全部又は一部について町に代わって行うものとする。

- ① 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限すること
- ② 現場の災害を受けた工作物等で、応急措置の実施の支障となるものを除去する等の権限等

(2) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）による応急措置の代行

指定行政機関の長等は、災害の発生により町及び県が全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施する応急措置のうち、次のとおり、その全部又は一部について町に代わって行うものとする。

- ① 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限等

1.4 警察の任務（県防引用）

災害発生時において、町は必要に応じ、日向警察署に対し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を要請する。

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序の維持にあたるため、次の処置を講ずる。なお、実施の際の警備体制や方法等は、「宮崎県地域防災計画」及び「宮崎県警察警備計画」並びに「警察署災害警備計画」による。

【1.3.5.5】災害時の警察の任務

《 災害時の警察の任務 》

- ア. 各種情報の収集連絡
- イ. 被害実態の把握
- ウ. 警戒区域の設定
- エ. 避難の指示誘導
- オ. 被害者の救出・救護
- カ. 死体の検視（見分）、身元の確認
- キ. 行方不明者の捜索
- ク. 交通の混乱防止及び緊急交通路の確保
- ケ. 被災地の危険箇所等の警戒、公安の維持
- コ. 民心の安定に必要な広報活動
- サ. 関係機関の応急対策等に対する協力

資料編【1.3.5.6】 治安施設

- ① 町は、災害応急対策に関する措置をとるときは、日向警察署長に連絡し、両者は緊密な連携のもとに協力する。
- ② 町が、警察官の出動を求める場合は、日向警察署長を経て警察本部長に要請する。
- ③ 町は、被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、警察・消防団と連携し、地域の住民組織による巡回・警備活動を促進する。

(自主防災組織育成：災害対策基本法第5条第2項)

1.5 他市町村への応援の実施

他市町村において災害が発生し、自力による応急対策が困難であるため、応援要請を受けた場合、又は応援の必要があると認めた場合、町は、災害対策基本法に基づき、応援を実施する。

(1) 支援対策本部の設置

本部長は、他市町村において災害が発生した場合には、関係課及び消防団で構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員等の派遣を行う。

(2) 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため、被災市町村へ職員等を派遣し、被害情報の収集を速やかに行う。

(3) 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき、応援の決定を行う。職員等の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、各自でまかなうことができる自己完結型の体制とする。

(4) 被災者受入施設の提供等

支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時的に受入れるための公的住宅及び医療機関並びに要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供若しくは斡旋を行う。

2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

本部長は、以下の基準により、知事に対して、自衛隊派遣要請の依頼を行う。知事は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、直ちに自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

2.1 自衛隊に対する災害派遣要請（県防引用）

(1) 派遣要請の種類

【1.3.5.7】 派遣要請の種類

- ア. 災害が発生し、知事等が人命又は財産を保護するために必要があると認めた場合、知事の要請に基づく部隊等の派遣
- イ. まさに災害が発生しようとしている場合における知事等の要請に基づく部隊等の予防派遣
- ウ. 災害に際し、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事等からの派遣要請を待ついとまがないと認められる場合の自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣
- エ. 知事等の派遣要請を待ついとまがない場合の町長からの連絡による部隊派遣

(2) 災害派遣要請の基準

【1.3.5.8】 派遣要請基準

《 派遣要請基準 》

- ア. 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産保護のため、緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
 - a. 人命救助の必要がある場合
 - b. 水害等の災害が発生し、又は災害の発生が予想され、緊急に水防措置が必要な場合
 - c. 大規模な火災が発生し、自衛隊の派遣を必要とする場合
 - d. 災害のため救援物資の輸送を必要とする場合
 - e. 災害のため主要交通路が不通となり応急措置が必要な場合
 - f. その他の応急の医療、防疫、給水及び通信支援等が必要な場合
- イ. 災害の発生が迫り、予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。
 - ※ 公共性、緊急性、非代替性の3要件が基本となる。

(3) 要請権者（要請を行うことができる者）

自衛隊に対して災害派遣要請を行える者は、県知事、第十管区海上保安本部長、宮崎空港事務所長である。（以下「知事等」という。）

また、災害派遣要請について、知事の要請を待ついとまがないときは、例外的な措置として次のとおり行うものとする。

- ① 本部長は直接自衛隊に災害派遣要請を行う。
- ② 自衛隊の指定部隊等の長は、部隊等の派遣を行うことができる。

(4) 派遣要請を行う場合

災害に際し、知事等は、次の場合に、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

- ① 県下市町村長から派遣要請の要求があり、知事が必要と認めた場合
- ② 知事等が自らの判断で派遣の必要を認めた場合

(5) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

資料編【1.3.5.9】 災害派遣の活動範囲

資料編【1.3.5.10】 大震災時の自衛隊の活動内容と県庁の連絡調整部課組織図

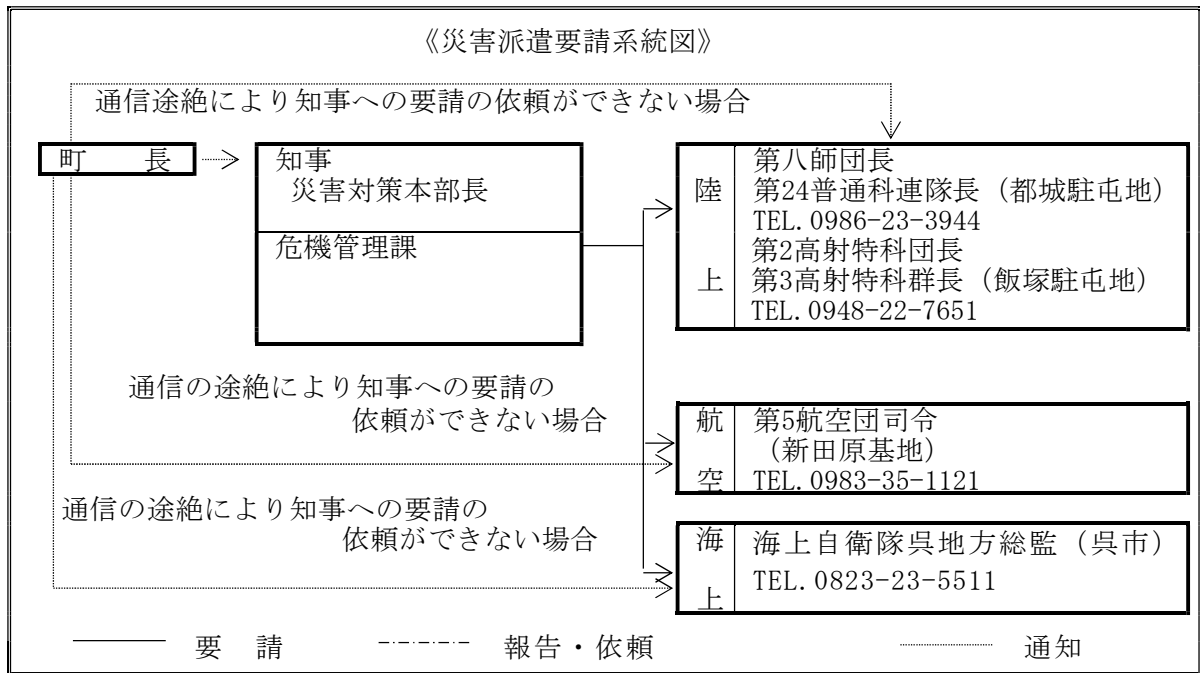
(6) 災害派遣の要請先

災害派遣の要請先は以下のとおりである。

【1.3.5.11】 災害派遣の要請先

| 区 分 | 通 知 先 | 所 在 地 | 電話番号 | 備考 |
|-------|----------------------|----------|--------------|---------|
| 陸上自衛隊 | 陸上自衛隊第43普通科連隊長 | 都城市久保原町 | 0986(23)3944 | |
| | 陸上自衛隊第2高射特科団第3高射特科群長 | 福岡県飯塚市 | 0948(22)7651 | 南海トラフ地震 |
| 航空自衛隊 | 航空自衛隊新田原基地司令 | 児湯郡新富町新田 | 0983(35)1121 | |
| 海上自衛隊 | 海上自衛隊呉地方総監 | 呉市幸町3丁目 | 0823(22)5511 | |
| 〃 | 海上自衛隊鹿屋航空基地隊 | 鹿屋市西原町 | 09944(3)3111 | |
| | 第1航空群司令 | | | |

【1.3.5.12】 災害派遣要請系統図



派遣要請の方法

本部長は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害規模や被害情報等から判断する。必要があれば直ちに、知事に自衛隊派遣要請の依頼を行う。原則として、災害派遣要請書に次の事項を記載した文書を提出する。しかし、緊急を要するときは、電話又は口頭をもって県（危機管理課）に依頼する。その場合、事後速やかに依頼文書を提出する。

また、通信の途絶等により、知事の要請を待ついとまがないときは、直接自衛隊に通知する。この際、本部長は当該通知をしたときは、事後、速やかにその旨を知事に通知するものとする。事態の推移に応じ、要請の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を連絡する。

- ① 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他、参考となるべき事項

資料編【1.3.5.13】 災害派遣要請系統図

資料編【1.3.5.14】 知事への災害派遣要請書(様式)

2.2 自衛隊の自主判断に基づく災害派遣（県防計画）

知事等からの要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく以下の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(例)

災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊又は艦艇等）により、自衛又は他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として、情報収集を行う場合。

- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

(例)

① 災害に際し、通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の処置をとる必要があると認められること。

② 災害に際し、通信の途絶等により知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の処置をとる必要があると認められること。

- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

(例)

部隊等が防衛省の施設外において、人命に係わる災害の発生を目撃し、又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合。

- (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとする。

なお、自衛隊の自主判断に基づく災害派遣は上記以外に庁舎等防衛省の施設又はその近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主判断に基づく部隊等の派遣（近傍派遣）がある。

2.3 自衛隊受入れ体制の確立

- (1) 体制整備の連絡（県防計画）

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村または関係機関の長に派遣部隊の受入れ体制を整備させるとともに、派遣部隊及び関係市町村または関係機関との連絡にあたるため、必要に応じ職員を派遣する。

- (2) 派遣部隊の誘導

自衛隊の災害派遣出動に伴う誘導の要請があった場合は、町は関係機関とともに、出動経路、交通事情等必要に応じ、被災地へ誘導するものとする。

(3) 受入れ側の活動

本部長は、災害派遣を要請した場合、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置するものとする。

① 災害派遣部隊到着前

- ア 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備すること。
- イ 連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立すること。
- ウ 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場（部隊の集結地）を選定し、指定すること。

② 災害派遣部隊到着後

- ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議すること。
- イ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告すること。

(4) ヘリコプターの受入れ

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

「本編 第3章 第5節 2. 2.6 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備」参照。

(5) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは町の負担とする。ただし、要請者が複数にわたる場合は、当事者が協議して負担割合を定めるものとする。

- ① 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金(災害派遣に関わる事項に限る。)
- ② 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
- ③ 活動のため、現地で調達した資器材の費用
- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し、生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- ⑤ その他の必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要請者が協議するものとする。

2.4 災害派遣部隊等の活動（県防計画）

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

(1) 災害の発生が予想される場合又は発生直後の初期活動(情報の収集・準備の推進)

ア 連絡班及び偵察班の派遣

イ 連絡班

状況悪化に伴い県災害対策本部、その他必要な機関に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。

また、状況によっては通信班を派遣し通信の確保を図る。

(イ) 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡にあたらせる。

(ウ) 通信中継

自衛隊は、通信中継所の設置を必要とする場合、中継所の細部の位置を県に通報し使用の統制及び借り上げ等の処置を依頼して、通信の確保を図る。

(2) 派遣部隊出動時の活動

災害発生後の活動は、「1 自衛隊に対する災害派遣要請 (4)災害派遣の活動範囲」の内容であるが、その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとるものとする。

(3) 派遣部隊出動時の活動

災害発生後の活動は、「1 自衛隊に対する災害派遣要請 (4)災害派遣の活動範囲」の内容であるが、その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとるものとする。

(4) 部外者の航空機搭乗

災害派遣中に、災害の救援に関連して部外者の航空機搭乗申請を受けた場合は、現に災害派遣中の航空機の救援活動に支障をきたさない範囲内において搭乗させることができる。

(5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

- ① 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- ② 他人の土地等の一時使用等
- ③ 現場の被災工作物の除去等
- ④ 住民等を応急措置の業務に従事させること。

2.5 派遣部隊等の撤収要請

町長は、災害の救援活動が終了し、又は他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、速やかに知事に撤収要請する。撤収要請は、電話等をもって報告した後、事後速やかに文書をもって要請する。

資料編【1.3.5.15】撤収要請書(様式)

(1) 自衛隊との連絡調整（県防計画）

県は、平素から、自衛隊等救助機関と連携を図ることを目的として設置された「宮崎県救助機関災害対策連絡会議」等を通じて連絡体制を図る他、災害時において、以下の調整を行う。

① 情報の交換

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、県及び関係機関は自衛隊の災害派遣の有無に拘らず、情報の交換等連絡調整を行う。

また、県等は事態の推移に応じ、災害派遣を要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

② 連絡班の派遣依頼

県は、自衛隊に対して災害派遣要請を行った場合は、自衛隊の災害派遣が円滑に行われるようにするため、自衛隊に対して連絡班の派遣を依頼する。

③ 連絡所の設置

県は、②の依頼をした場合、県災害対策本部等に自衛隊連絡班の連絡所を設置する。

なお、設置に当たって県は連絡手段として、NTTの電話・FAXを提供する。また、可能な範囲で宿泊、食事等についても配慮するものとする。

④ 調整上の留意事項

県は、②の依頼をした場合、自衛隊の活動内容・地域及びそれらの優先順位を明らかにして、連絡班に通知するものとする。

災害派遣命令者は、前項の要請があった場合は速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

2.6 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備

災害時に航空機による援助を受けるための緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備について、以下に示す。なお、町における災害時の臨時ヘリポートは次のとおりである。

- (1) 使用離着陸場名(特別の場合を除き、添付資料に記載されている離着陸場を使用する)、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、無線、その他の方法で県(危機管理局)に連絡を行うこと。
- (2) 離着陸場には航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。
- (3) あらかじめ離着陸場の中央に石灰粉で直径 10mのH印を行い、着陸中心を示すこと。下記、「【1.2.2.8】 離着陸場」を参照。
- (4) 夜間は、離着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点 15メートル平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
- (5) 離着陸場と町役場、その他の必要な箇所と通信連絡を確保しておくこと。
- (6) ヘリコプターの機種機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約 9 度以上の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着

陸するものではない。

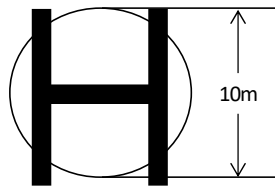
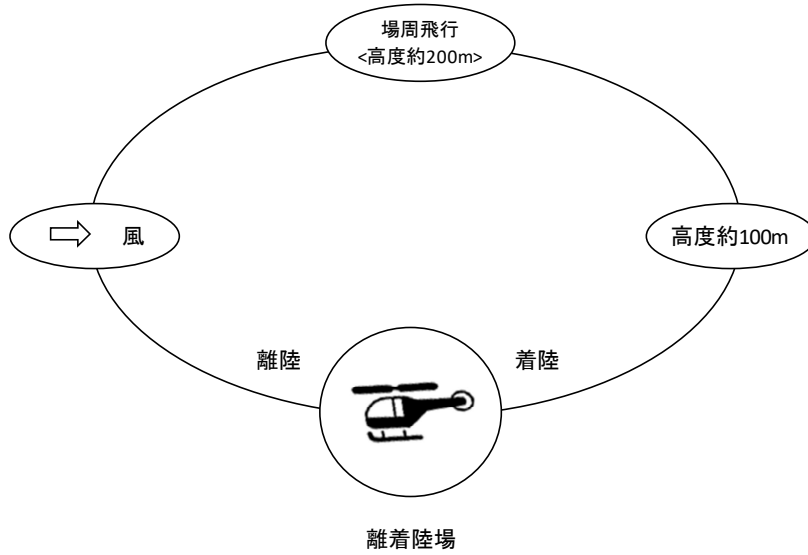
- (7) 地面は堅固で傾斜9度以内であること。
- (8) 四方に仰角9度(OH-6の場合は12度)以上の障害物がないこと。又離着に要する地積は(1.2.2.9 軽飛行機及びヘリコプター離着陸(発着)のための必要最小限の地積)に示すとおりである。
- (9) 物資を大量に輸送する場合は、搭載量を超過しないように重量計を準備すること。
- (10) 大型車両等が進入できること。
- (11) 林野火災対策に使用する場合は、面積(100メートル×100メートル以上)、水利(100t以上)を考慮すること。
- (12) 離着陸場付近への立入禁止の措置を講ずること。

【1.2.2.5】 災害時臨時ヘリポート

町における災害時の臨時ヘリポートは次のとおりである。

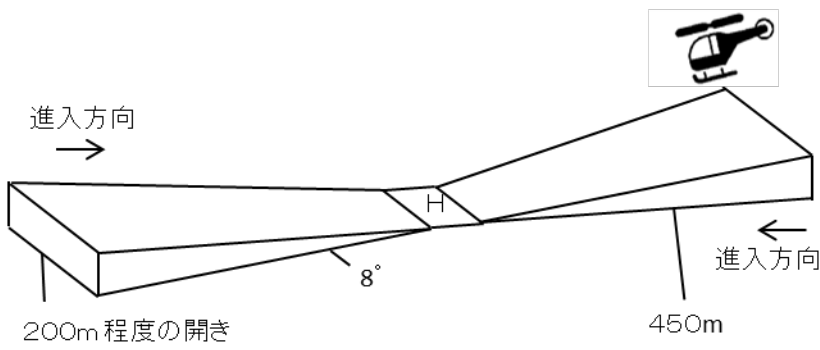
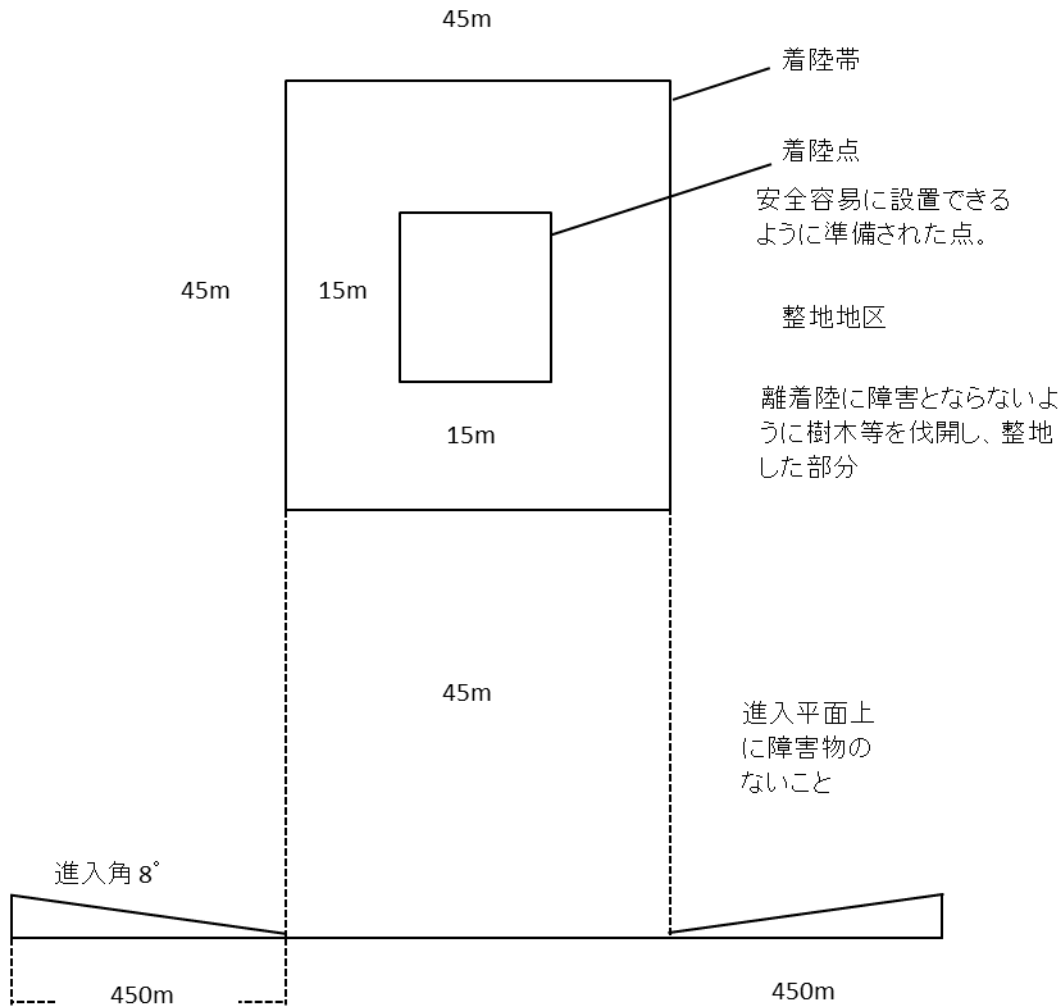
| 門川町内のヘリポート一覧 | | | | 2014.12月現在 |
|--------------|--------------|------------|-----------------|------------|
| | 名称 | 住所 | 所有者(管理者) | 連絡先 |
| 1 | 門川海浜総合公園 | 大字加草5丁目1-1 | 門川町(門川ふるさと文化財団) | 63-0002 |
| 2 | 五十鈴小学校 | 大字門川尾末6270 | 門川町(五十鈴小学校長) | 63-0233 |
| 3 | 草川小学校 | 加草4丁目98番地 | 門川町(草川小学校長) | 63-1009 |
| 4 | 西門川総合活性化センター | 大字川内2671-3 | 門川町(農林水産課長) | 63-1140 |
| 5 | 門川中学校 | 西栄町2-3-1 | 門川町(門川中学校長) | 63-1037 |
| 6 | 南町近隣公園 | 南町6丁目45番地 | 門川町(建設課長) | 63-1140 |
| 7 | かどがわ温泉心の杜 | 大字庵川1942 | 門川町心の杜保全会) | 63-7780 |
| 8 | 旧西門川小・中学校 | 大字川内4413 | 門川町(教育総務課長) | 63-1140 |

【1.2.2.8】 離着陸場



軽飛行機及びヘリコプター離着陸（発着）のための必要最小限の地積

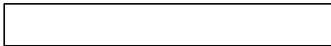
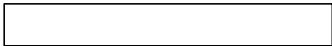
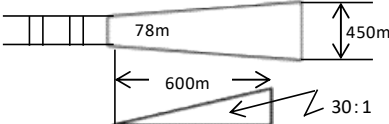
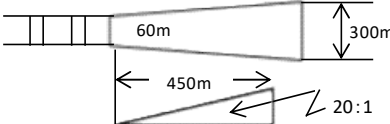
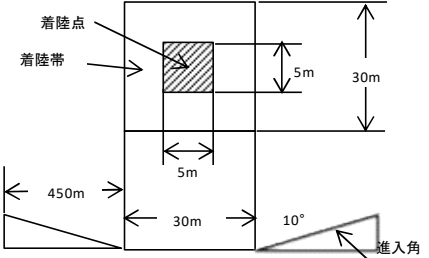
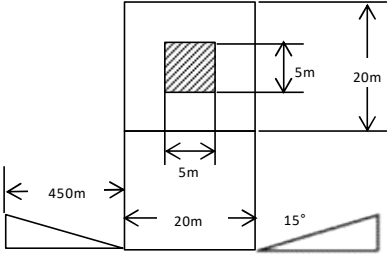
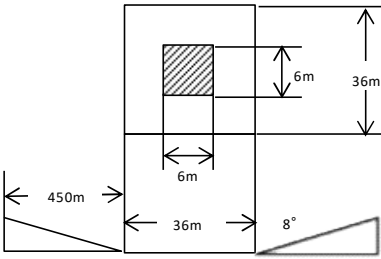
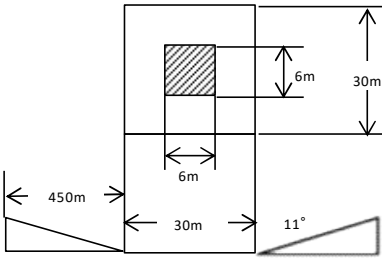
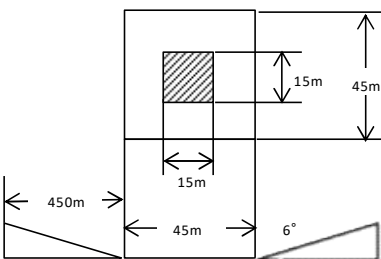
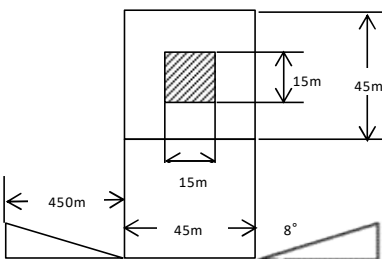
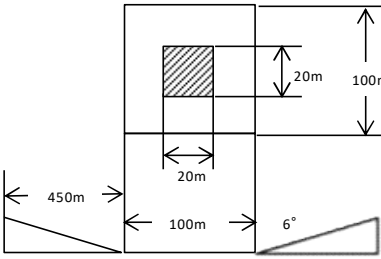
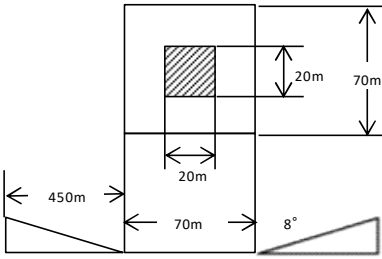
資料編【1.2.2.6】 離着陸のための必要最小限度の地積



2.7 着陸のための最小限所要地積

【1.2.2.9】 軽飛行機及びヘリコプター離着陸（発着）のための必要最小限の地積

1 着陸のための最小限所要地積

| 1 | | a | b | c | |
|------------------|------|-----------------|---|---|--|
| | | 項 目 | 標 準 | 応 急 | |
| 2 | 固定翼機 | LR-1 | 滑走路 30m  800m | 20m  | |
| | | LR-1 | 進入区域  |  | |
| 3 4 5 6 | 回転翼機 | OH-6 |  |  | |
| | | UH-1H AH-1S |  |  | |
| | | V-107 UH-60J |  |  | |
| | | CH-47 |  |  | |
| | | 備 考 | 1 LR-1用滑走路は、路面を転圧する必要がある。 2 回転翼機を全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形とすることが必要である。 | | |

2.8 回転翼機離発着のための最小限所要地積

【1.2.2.10】 回転翼機離発着のための最小限所要地積

回転翼機離発着のための最少限所要地積

| 1 | a | b | c |
|---|-----------------|-----------|-----------|
| | 機種 | 同時発着機数 | |
| | | 4 | 12 |
| 2 | OH-6 | 30m×120m | — |
| 3 | UH-1H AH-1S | 50m×150m | 150m×150m |
| 4 | V-107 UH-60J | 75m×200m | 150m×300m |
| 5 | CH-47J | 300m×300m | — |

2.9 災害時における地上と自衛隊航空機との交信方法

(1) 地上から航空機に対する信号の種類

【1.2.2.11】 旗による信号

旗による信号

| 旗の色別 | 事態 | 事態の内容 | 希望事項 | 摘要 |
|------|--------|--------------------------------------|-----------------------------------|---|
| 赤旗 | 緊急事態発生 | 人命に関する非常事態（患者又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。 | 緊急着陸又は隊員の降下を乞う。 | 旗の規格は1辺1mの正方形の布を用い上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。 |
| 黄旗 | 異常事態発生 | 食料又は飲料水の欠乏等異常が発生している。 | 役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。 | |
| 青旗 | 異常なし | 別段の異常は発生していない。 | 特に連絡する事項はない。 | |

【1.2.2.12】 身振り信号

| 信号の種類 | 意味 | 信号の種類 | 意味 |
|--|----------------|---|-------------------|
|  | 医療手当を要す |  | ここに着陸するな |
|  | 当方の受信機は作動している |  | ここに着陸せよ |
|  | 通信筒を使用せよ |  | 器材的援助及び部品を要する |
|  | 然り (YES) |  | 間もなく進行できるので出来れば待て |
|  | 否 (NO) |  | 収容頼む 航空機は大破した |
|  | 万事OK 待つ必要なし | | |

【1.2.2.13】 生存者対空信号

生存者の使用する対空目視信号の記号

| 番号 | 記号 | 意味 |
|----|----|-----------|
| 1 | V | 援助を要する。 |
| 2 | X | 医療援助を要する。 |
| 3 | N | 否定。 |
| 4 | Y | 肯定。 |
| 5 | ↑ | この方向に前進中。 |

(2) 地上からの信号に対する航空機の回答要請

【1.2.2.14】 地上からの信号に対する航空機の回答要領

地上からの信号に対する航空機の回答要請

| 事項 | 信号 |
|-------|--------------------------------|
| 了解 | 翼を振る(ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる。) |
| 了解できず | 蛇行飛行(機首を左右交互に向ける) |

(3) 航空機から地上に対する信号要領

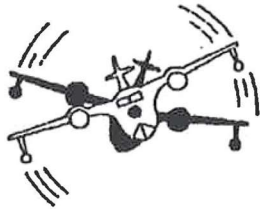
【1.2.2.15】航空機から地上に対する信号要領

| 事項 | 信号 | 信号の内容 |
|----|---|-------------------------------------|
| 投下 | 急降下 | 物資又は信号筒を投下したい地点の上空で急降下をくり返す。 |
| 誘導 | 旋回等で捜索隊又は住民の注意を喚起したのち、誘導目的地点に向かい直線飛行し、目的地上空で急降下を繰り返す。 | ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。 |
| 督促 | 連続旋回 | 地上からの信号等通信事項を求める際に行う。 |

<対空目視信号>

- ・航空機の応答信号
- ア 昼間又は月夜

翼を振る



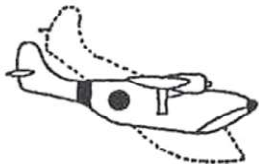
意味：連絡事項は了解した！

右旋回をする



意味：信号は受けたが理解できない！

ピッチングをする



意味：然り（YES）！

ヨウイングする



意味：否（NO）

イ夜間

(ア) 発光信号(緑)による点滅「・・・」の連続

意味：連絡事項は了承した！

(イ) 発光信号(赤)による点滅の連続

意味：信号は受けたが理解できない！

※ 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径10mのHを図示し、風向を吹流し、又はT字形(風向→└)で明確に示すものとする。

3. 海上保安庁に対する支援要請

3.1 基本方針

本部長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは、知事に対し、海上保安庁の支援について、次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、電話等をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所、沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇、若しくは航空機を通じて要請するものとする。また、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

知事は、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する次の事項等を明らかにして支援を要請するものとしている。

- (1) 災害の概要及び支援活動を要請する理由
- (2) 支援活動を必要とする期間
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

3.2 支援要請事項

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、県及び市町村が行う災害応急対策の支援

第6節 救助・救急及び消火活動

<災害対応フェーズ>

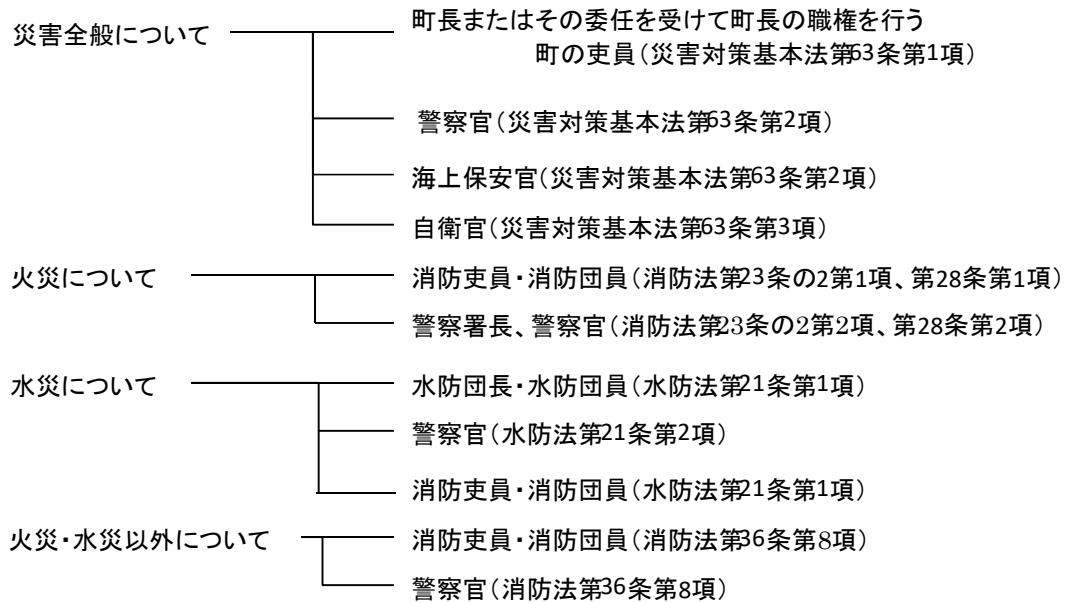
| | | 発災 | 3時間 | 72時間 | 2週間 | 1カ月 | |
|--------|------------------|-----|---|------|-----|-----|-----|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 | 復興期 |
| 町担当 | 総務対策部 | | ○警戒区域の設定 ○救助、救急活動の統括 ○被害情報の収集 ○消防に関する応援派遣の要請 | | | | |
| | 総務対策部 (医療支援班) | | ○応急救護所の設置 ○医療機関の応需状況の把握と伝達 | | | | |
| | 消防団 | | ○消防活動の実施 ○救助、救急活動の実施 | | | | |
| 県 | | | ○救助、救急活動の支援 | | | | |
| 県警本部 | | | ○機動隊等の派遣、初動措置の実施 | | | | |
| 日向消防署 | | | ○警戒区域の設定 ○消火活動の実施 ○被害情報の収集、報告 ○救助、救急活動の実施 | | | | |
| 自主防災組織 | | | ○初期消火活動の実施 ○救助、救急活動の実施 | | | | |
| 海上保安庁 | | | ○救助、救急活動の実施 | | | | |

1. 警戒区域

(1) 警戒区域の設定

住民の保護のために必要な警戒区域の設定は、災害対策基本法（第63条）で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法（第28条）又は水防法（第21条）によって行うことを原則とする。なお、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第（第63条第1項、第64条第1項及び第2項、第65条第1項）に定める応急措置の全部又は一部を知事が代行することとする。（災害対策基本法第73条第1項）

【1.3.6.1】 警戒区域の設定



(2) 設定の基準(災害全般)

- ① 町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。
- ② 警察官又は海上保安官は、本部長（権限の委託を受けた職員を含む。）が現場にいないとき、又は本部長から要請があったときは、警戒区域を設定することとする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を本部長へ通知することとする。
- ③ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、本部長、その他、その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を本部長へ通知することとする。

(3) 規制の内容及び実施方法

- ① 本部長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- ② 本部長、警察官及び海上保安官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

2. 救助・救急活動

町長は、災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに、効果的な救助・救急活動を実施するものとする。

町、消防署、消防団及び警察は、相互の協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、医療支援班を編成し、県及び防災関係機関と連携して災害現場での負傷者等の救助・救急活動を実施する。

2.2 救助・救急活動の原則

(1) 実施方法

① 救出対象者

【1.3.6.2】 救出対象者

災害により

- ア. 身体が危険な状態にあるもの
- イ. 生死不明の状態にあるもの
- ウ. 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要するもの
- エ. 自ら避難することが困難な者で、避難行動に対する支援を要するもの
- オ. 火災の際に火中に取り残されたような場合
- カ. 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
- キ. 水害の際に流出、孤立した地点に取り残されたような場合
- ク. 土砂災害により、生き埋めとなったような場合
- ケ. 船舶の遭難は水難救護法の対象となる。

② 災害救助法適用期間

災害発生の日から3日以内。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認（特別基準）を得て延長することができる。

③ 救助・救急活動の原則

- ア 救助・救急を必要とする負傷者等に対する救助・救急活動は、町が行うことを原則とする。
- イ 県、県警察及び自衛隊は、町が行う救助・救急活動に協力する。
- ウ 県は、救助・救急活動に関する応援について市町村間の総合調整を行うとしている。
- エ 町は、町域内の関係機関による救助・救急活動について総合調整を行う。
- オ 自主防災組織、事業所等及び町民は、地域における相互扶助による活動を行う。
- カ 自衛隊の救助・救急活動は「本編 第3章 第5節 2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」の定めるところにより行う。

④ 救出部隊の編成

- ア 被災者の救出は、原則として総務対策部が計画作成を行い、救出活動は消防団を主体として行う。
- イ 町災害対策本部による救出作業が困難なときは、自衛隊及び警察に派遣要請をするとともに、合同して救出部隊を編成し、救助にあたる。

【1.3.6.3】 救出部隊の編成

- ・ 通常の場合
 - ア. 門川町災害対策本部（総務対策部）
- ・ 派遣要請をした場合
 - ア. 消防機関
 - イ. 警察
 - ウ. 自衛隊
 - エ. 県、周辺市町村の職員及び消防団員

(2) 住民及び自主防災組織等の役割

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行う。また、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

2.3 町及び消防機関による救助・救急活動

(1) 情報収集、伝達

① 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整える。

② 災害状況の報告

町長は、災害の状況を町長、知事に対して報告する。また、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

(2) 救助・救急要請への対応

災害後、多発すると予想される救助・救急要請に対して、あらかじめ定めた救助・救急計画に基づき、次の組織的な対策をとる。

- ① 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とする。
- ② その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる
- ③ 救助、救急活動は、他の防災機関と連携し、実施する。

(3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て、迅速な救助活動を行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボラ

ンティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。

(5) 後方医療機関への搬送

- ① 応急救護所では、トリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ、必要な応急手当を行い、医療機関に搬送する。
- ② 搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、医療救護班、救急隊に対して情報伝達する。

(6) 応援派遣要請

広域応援派遣要請は、「本編 第3章 第5節 2. 広域応援活動」の内容による。

2.4 県等のとる措置（県防引用）

(1) 県のとる措置

- ① 県は、市町村から負傷者等の救助・救急活動について応援を求められ、特に必要があると認めたときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。

ア 県職員を派遣し、救助・救急活動を支援する。

イ 他の市町村長に対し応援を指示する。

ウ 自衛隊に対し支援を要請する。

エ 緊急消防援助隊又は他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。

オ 救助・救急活動の総合調整を行う。

- ② 救助活動を行うに当たり、関係機関が活動の重複を避け、効率的活動が展開されるようにするため、県は、災害対策本部内に「県救助機関災害対策連絡会議」構成機関を召集し、調整を行う。

- ③ 災害救助法に基づく県の実施事項については、「本編 第3章 第19節 災害救助法の適用」による。ただし実施期間については、状況に応じ国と協議して延長する。

(2) 県警察本部のとる措置

① 機動隊等の派遣

県警察本部は機動隊等を派遣し、情報収集、救出・救助活動、緊急交通路の確保等の初動措置に当たるものとする。

② 被災者の救出・搬送

県警察本部は、県、市町村等から救助・救急活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助隊を編成して救助・救急活動を実施する。

③ 道路情報の収集、緊急交通路の指定、緊急通行車両等の円滑な通行の確保

県警察本部は、大規模災害が発生したときは道路管理者と連携を図り道路情報の収集に努めるとともに、通行可能な道路の中から速やかに緊急交通路を指定するも

のとする。また必要に応じて交通検問所を設置し、災害応急対策活動等に従事する緊急通行車両等の円滑な通行を確保するものとする。

④ 広域緊急援助隊の援助要請

県公安委員会は、広域緊急援助隊の援助の必要を認めるときは、警察庁又は都道府県警察に対し、援助要請を行う。

(3) 宮崎海上保安部

船舶海難等の災害により、被災者又は行方不明者が発生した場合は、情報の収集、確認とともに、投入する巡視船艇、航空機を決定し、これにより救出、捜索に当たる。

(4) 自衛隊

県の要請に基づき、救助・救急活動を実施する。

2.5 住民相互、自主防災組織、事業所等による救助活動の実施

住民、自主防災組織、事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行うものとする。

- (1) 自治会や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって、地域における救助活動を行う。
- (4) 自主救助活動が困難な場合は、消防署、消防団、警察又は海上保安部等に連絡し、早期救助を図る。
- (5) 救助活動を行うときは、可能な限り、町、消防署、消防団、警察、海上保安部と連絡を取り、その指導を受けるものとする。

3. 消火活動

消防団及び広域消防組織は、災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防団活動体制、広域消防体制、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

3.1 消防機関による消火活動

(1) 消防機関

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、消防機関の組織運用及び、その他の活動体制等について、消防計画を定めておく。

また、消防組織法第39条の規定に基づき、消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し、消防体制の確立を図る。

(2) 住民及び自主防災組織等の役割

発災後、初期段階においては、住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防署、消防団に協力するよう努める。

(3) 消防活動計画

① 情報収集、伝達

ア 災害発生後の消防職（団）員の初動体制、初期の消防活動の実施等を定める。

イ 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整える。

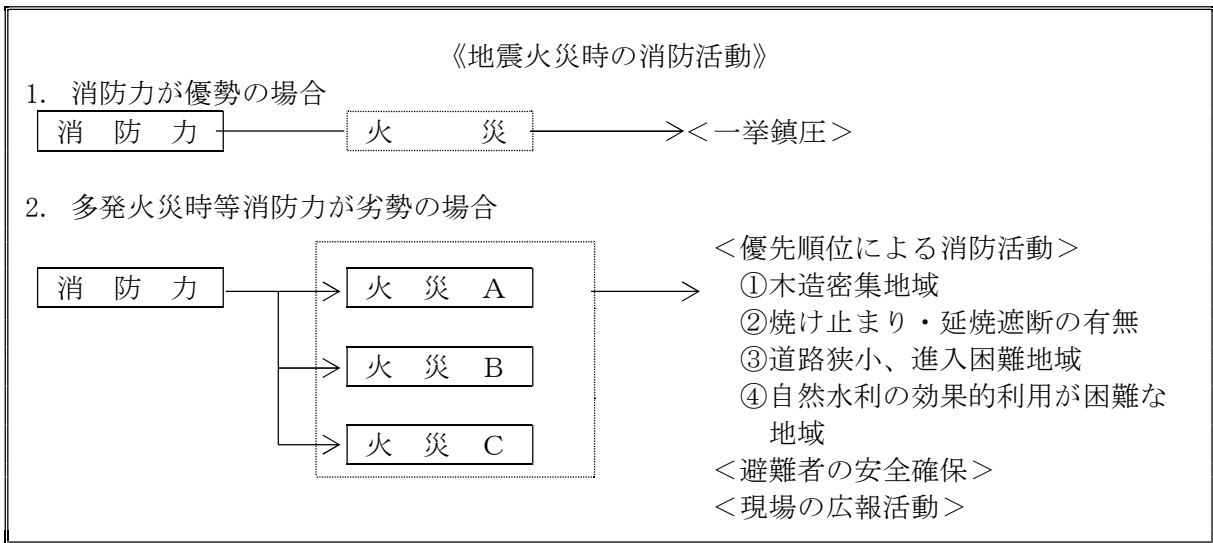
ウ 災害状況の報告

消防団長は、災害の状況を町長（場合によっては知事）に対して報告する。また、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

エ 出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行う。そのため、広報の要領等について、その実施計画を確立する。

オ 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等が迅速に把握できるよう、情報の収集計画を確立する。

【1.3.6.4 地震火災時の消防活動】



災害防御の事前措置（消防調査）

消防調査は、災害が発生した場合に適切な防御活動ができるよう、次の事項について事前調査を行う。

カ 消防地理調査

消防活動を行ううえで、影響のある次の調査対象物について調査する。地形、地物、道路、橋、川、建物、火災報知器、その他、災害防御上、注意を要する箇所

キ 消防水利調査

消防活動に必要な次の消防水利の状況について調査する。消火栓、貯水池、貯水槽、河川水、プール、その他

ク 施設及び資器材の整備点検

適宜及び使用した都度行う。

ケ 危険物調査

木造建造物の密集地等、火災の拡大危険区域、住家に延焼の危険が生じる危険物集積・貯蔵地域、避難地の確保を図るために必要な地域

② 発災時の火災防御

- ア 災害発生後は、望楼、ビル等の高所見張、巡回等により火災を早期発見し、初期消火に努めるとともに、火災の拡大を防止する。
- イ 災害時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防組織の運用を図る。そのため、消火活動の重点地域を定める。
- ウ 道路、地形、水利等を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防止する。
- エ 木造建造物の密集地等の火災の拡大危険区域、住家に延焼の危険が生じる危険物集積・貯蔵地域、避難地の確保を図るために必要な地域等については、完全鎮火を目標に消防活動を行う。
- オ 災害時には、水道給水のストップによって、消火栓が使用できなくなることが予想される。そのため、河川、池、水路等の自然水利、あるいはプール等の効果的な使用を図る。

(4) 消防団の活動

① 災害時の消防団の規模

ア 小災害の場合

消防団長の命令により、地元の部、隣接する部、分団、隣接する分団と、順次その規模により消防団を出動させる。

イ 大災害の場合

一つの部又は複数部の人員及び器材では対応困難な場合は、全団員を召集し、対応にあたる。なお、消防力の不足、又はその災害が他市町村に及ぶおそれがある場合は、協定に定めるところにより応援出動を要請する。

3.2 応援活動

(1) 応援派遣要請

町は自らの消防力では十分な活動が困難である場合、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

本部長は、他の市町村の消防機関に応援要請を行うときは、次の事項を明らかにし、他の市町村長又は消防長に要請する。(後日文書提出)

- ① 火災の状況及び応援要請理由
- ② 応援消防機関の派遣を必要とする期間(予定)
- ③ 応援要請を行う消防機関の種別人員
- ④ 町への進入経路及び集結(待機)場所

(2) 応援隊の派遣

町は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣県での被害に対しては「大規模災害消防応援実施計画」(宮崎県消防長会)等により、直ちに出動

できる体制を確保する。

(3) 応援隊との連携

災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

応援隊の受入れは「宮崎県消防広域応援基本計画」「宮崎県緊急消防援助隊受援計画」に基づいて行う。

(4) 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等、必要な措置命令、強制措置を行うことができる。

第7節 医療救護活動

<災害対応フェーズ>

| | | 発災 | 3時間 | 72時間 | 2週間 | 1カ月 | |
|------------|------------------|-----|---|--------------------------------------|-----|-----|-----|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 | 復興期 |
| 町担当 | 総務対策部 | | | ○医療救護班の派遣要請 | | | |
| | 総務対策部 (医療支援班) | | ○情報収集とその提供 ○医療機関の状況把握 ○医療救護活動及びその支援 ○搬送体制の確保 ○医療支援班の編成、派遣、救護所の設置 ○医薬品の供給 | | | | |
| 県 | | | | ○DMAT及び医療救護班の派遣、医療救護活動の実施 ○医薬品の調達 | | | |
| 薬剤師会 | | | | ○医薬品の供給 | | | |
| 県赤十字血液センター | | | | ○輸血用血液製剤の調達、供給、輸送 | | | |

1. 医療機関による医療救護活動

医療救護は住民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求される。そのため、町長は、県や各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救援に万全を期するものとする。

なお、町に対して、災害救助法が適用された場合、その医療に要した経費について、県は災害救助法の規定の範囲内で支出するとしている。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、医療支援班を編成し、県及び防災関係機関と連携して医療救護活動を実施する。

1.2 災害拠点病院等による医療救護活動（県防計画）

平成9年3月及び平成15年2月に各二次医療圏ごとに災害拠点病院を指定しており、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日本赤十字社宮崎県支部、消防本部等の関係機関との連携を図りながら、災害拠点病院を中心とした医療救護活動を行うものとする。

(1) 地域災害拠点病院

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療等の高度の診療を行う。また、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し、自己完結型の医療救護チームの派遣等を行う。

適切なトリアージを行い、限られた医療資源を有効に利用することに努める。

(2) 基幹災害拠点病院

県全体の災害拠点病院の中核となり、地域災害拠点病院の後方施設として、さらに高度な医療救護活動を行う。

【1.3.7.1】 災害拠点病院等

2. DMAT及び医療救護班による医療救護活動

災害拠点病院による医療救護活動の外、状況に応じてDMAT及びJMAT等の医療救護班を現地に派遣するものとする。その編成等は次のとおりとする。

2.1 DMATによる医療救護活動（県防計画）

(1) DMATの編成

厚生労働省が認めた専門的な研修等を受講している医療従事者が所属し、DMATの派遣等の協力を申し出たDMAT指定医療機関が編成する。

(2) DMATの構成

医師1名、看護師2名及び業務調整員1名の4名を標準とする。

【1.3.7.2】 DMATによる医療救護活動

DMATによる医療救護活動

| 医 師 | 看護師 | 業務調整員 | 計 | 備 考 |
|-----|-----|-------|----|--|
| 1名 | 2名 | 1名 | 4名 | DMAT:厚生労働省が認めた専門的な研修等を受講している医療従事者が所属し、DMATの派遣要請を受けた、DMAT指定医療機関が編成する。 |

(3) DMATによる活動

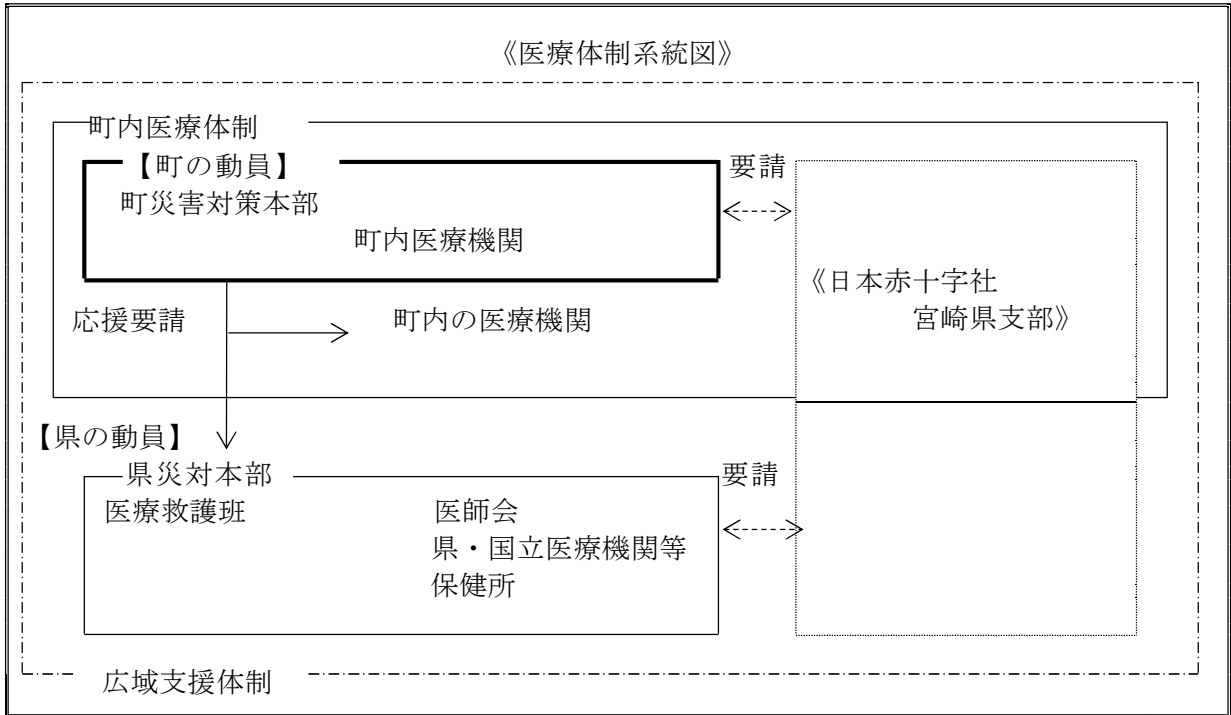
県は、統括DMATと連携し、各DMATへの派遣要請及び参集場所の設定等を行う。各DMATは、活動拠点本部等における統括DMAT等の指揮命令に基づき活動を行う。その活動内容は、以下に掲げるとおりとする。

- ① 災害現場での医療情報の収集と伝達
- ② 災害現場でのトリアージ、救命処置、搬送支援
- ③ 被災地内の病院における診療支援
- ④ 広域搬送拠点におけるトリアージ、救命処置、搬送支援
- ⑤ その他災害現場における救命活動に必要な措置

2.2 医療救護班による医療救護活動

(1) 医療救護班の編成及び活動内容

【1.3.7.3】 医療体制系統図



【1.3.7.8】 医療救護班の編成

医療救護班の編成

| 機 関 名 | 名 称 | 備 考 | 電 話 |
|---------|--------------------|------------------------|--------------|
| 県 立 病 院 | 県立 延岡病院 | | 0982-32-6181 |
| 日本赤十字社 | 宮崎県支部 常備救護班(第三班) | 宮崎県済生会日向病院に委託(1班・6名態勢) | 0985-22-4045 |
| 医 師 会 | JMAT(日本医師会災害医療チーム) | 日向市・東臼杵郡医師会 | 52-0222 |
| 保 健 所 | 保健所 医療救護班 | 日向保健所 | 52-5101 |

※医療救護班の構成

| 医 師 | 保健師 | 助産師 | 看護(準)師 | 計 | 臨時救護所を設置する施設 |
|-----|-----|-----|--------|----|---|
| 1名 | 2名 | | | 3名 | ①災害救助法適用市町村の区域内の病院及び診療所 ②①の区域に隣接する市町村の区域内の病院及び診療所 |

※災害救助業務委託契約(災害救助法第23条) 宮崎県知事と日本赤十字社宮崎県支部長契約に基づく (昭和34年10月30日)

業務委託内容 1. 医療及び助産 2. 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案

① 医療救護班による活動 (県防計画)

避難所その他適当な地点に応急救護所を設けるとともに、次に掲げる施設を利用して臨時救護所を設けるものとする。また、必要に応じて巡回相談、訪問チームを

編成し巡回救護を行うものとする。

- ア 救助法適用市町村の区域内の病院及び診療所
- イ アの区域に隣接する市町村の区域内の病院及び診療所

② 応援要請

町は、災害発生の通報連絡を受けたときは、被害状況を把握し、その規模、内容等に応じて、県、日本赤十字社宮崎県支部等へ県医療救護班の出動を要請する。

- ア 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別の医師、看護師数）
- イ 必要とする医療救護班数
- ウ 救護期間
- エ 派遣場所
- オ 災害の種類・原因等、その他の事項

③ 民間への協力依頼

救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における住民の通報連絡、傷病者の移送等について、十分な協力が得られるよう、各機関の啓発を図る。

(2) 救護所の設置

災害時における医療救護班等の活動が迅速かつ円滑に行われるよう、日本赤十字社宮崎県支部及び日向市東臼杵郡医師会等と協議して適当な救護所を設ける。

傷病者の収容には、臨時に救護所を仮設し、あるいは学校、集会所等の収容可能な施設の確保を図る。

【1.3.7.4】 医療救護活動

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">ア. 重傷度の判定（トリアージタグ）イ. 医療救護ウ. 助産救護エ. 医療機関への転送の要否、処置 |
|--|

(3) 医療救護活動

町は、災害の状況に応じ適切な医療を行うため、医療支援班を編成し、次のような救護活動を行う。

① 医療支援班による活動

医療支援班は、日向市郡医師会等が設置する医療救護所（避難所、災害現場、被災地周辺医療施設等に設置）における医療救護活動に協力する。また、必要に応じて巡回相談、訪問チームを編成し巡回救護を行うものとする。

② 医療支援班の装備

医療支援班の携行する装備は、各編成機関所有の資機材を用いるものとする。ただし、調達不能又は不足の場合は、県・周辺市町村等の関係機関の協力を得て補給する。

③ 精神医療

災害時における精神障がい者に対する保健・医療サービスを確保する。また、P

TSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対策について協力を行う。

④ 健康対策

災害時における健康や栄養に関する相談や指導等についての対策に協力する。

ア 保健師による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等の実施

イ 栄養士による巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施

⑤ 緊急患者への対応

透析患者や挫滅症候群（クラッシュ症候群）患者等、特殊な医療を必要とする場合は、地域災害医療センターへの相談、移送等適切な措置を講ずる。

⑥ 助産

助産は原則として産科医を構成員とする医療支援班があたる。ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。

⑦ 医療、助産に必要な医薬品等の調達

医療、助産に必要な医薬品及び衛生材料の調達は、町内業者及び県又は近隣市町村より調達する。

(4) 費用の範囲と負担区分

① 費用の範囲

出勤した医師等に対する謝金、手当、医療材料等の消耗費、その他医療活動に伴う所用経費とする。

② 費用の負担区分

ア 傷病事故の発生原因が、地震、暴風等の自然現象により発生する自然災害の場合は当該町が負担する。

イ 公的及び私的企業体の責任において発生する人為的な災害の場合は、事故発生 of 責任を負う企業体が負担する。

ウ 人為的あるいは自然災害ともとられるもので、災害発生 of 責任所在が不明な場合は、災害救助法の適用がない場合に、第一次的責任を有する当該町が負担する。

エ 全各号について、災害救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担する。

③ 町内の費用負担区分

ア 医療

(ア) 医療支援班による場合

使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費とする。

(イ) 委託医療機関等による場合

社会保険診療報酬の額以内とする。

(ウ) 施術者による場合

当該地域における協定料金の額以内とする。

(エ) 医療救護班による場合

知事と日赤県支部長との契約とする。

イ 助産

(ア) 医療支援班による場合

使用した衛生材料の実費

(イ) 委託助産機関等による場合

使用した衛生材料及び処置に要した実費

(ウ) 助産師による場合

当該地域における慣行料金の8割以内の額

④ 謝金、手当

医師等に対する謝金、手当は、災害救助法施行細則の規定に則り、その他の経費については実際に要した額とする。

⑤ 補償

出勤した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災害対策基本法及び災害救助法の規定及びこれらに準じて、それぞれ事故発生の責任者が負担する。

(5) 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

突発的な災害等により、傷病者が短時間で集団的に発生した場合の救急医療対策を講ずる。迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるような組織的な救急医療体制を確立する。また、関係機関が相互に協力して、救急医療の実施に万全を期することを目的とする。

① 救急医療の対象と範囲

ア 救急医療の対象

救急医療の対象は次のとおり。ただし、災害発生の場所、医療施設の状況等の実状を考慮し、対象範囲の変化もありえる。

(ア) 暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象

(イ) 大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出

(ウ) 多数の者の遭難を伴う船舶の沈没

(エ) その他の大規模な事故等

(オ) 災害対策基本法に規定する災害及びこれらに準ずる災害

(カ) 事故により傷病者が多数に及ぶ災害

イ 救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。

② 救急医療体制の確立

町は、災害時における救急医療が迅速、的確に実施されるよう関係機関との相互の連絡、協力に万全を期し、活動体制の確立を図る。

【1.3.7.5】 活動体制の確立

- ア. 現地における応急救護所の開設及び運営
- イ. 傷病者の救出、搬送の調整
- ウ. 県、日本赤十字社宮崎県支部等に対する出動要請
- エ. 医師会に対する出動要請

3. 搬送体制の確保

災害時の搬送体制には、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送の3分野が考えられる。

災害現場における救助関係者は、関係機関との連絡を密にし、迅速かつ的確な搬送体制を確保する。

3.1 傷病者等の搬送

(1) 搬送体制の確保

多数の負傷者の搬送や人命救助に要する医療救護班及び医療支援班、医薬品等の物資の迅速な搬送体制の確保が災害時の救急医療において必要である。

このため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図る。これらの機関の協力のもとに、消防署の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上搬送や、船舶、ヘリコプターによる搬送体制を確保する。

(2) ヘリコプター、船舶の活用

ヘリコプターは初動の救護活動において有効であり、広域支援体制の確保に資する。また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、船舶、ヘリコプターの活用が有効と考えられる。救急車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。その際、使用病院の明記及び病院付近の緊急時ヘリコプター離発着場等の確保を図るものとする。

(3) 拠点病院等への患者搬送体制の整備

被災現場から災害時に対応可能な病院（以下「拠点病院」という。）への患者搬送は、基本的に消防署が行う。

(4) 広域搬送体制の整備

町内の拠点病院で対応できない重症患者について、被災地域外への搬送が必要な場合には、ヘリコプター等による広域搬送体制により、町及び県が緊急搬送機関と連携を図りながら行う。そのため、拠点病院等の周辺の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリポートとして選別しておく。

これら広域搬送拠点を確保・運営する。また、当該広域搬送拠点までの緊急搬送体制の確保を図るものとする。

(5) 傷病者搬送時の配慮

傷病者の搬送に当たっては、搬送中における医療の確保に十分配慮するものとする。

災害現場における救助関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。

(6) 情報収集・連絡体制

常日頃から救急医療の情報収集と連絡体制の確立に努め、発災時の的確な医療救護活動の実施を図る。

① 整備内容

- ア 災害発生時に、情報収集・連絡体制の連携が可能な救急病院、保健所、災害拠点病院等と医療圏域を定めておく。
- イ 拠点病院等の医療機関、日向市東臼杵郡医師会、保健所、警察、消防本部、自衛隊等との情報通信のネットワーク化と連絡体制の確立を目指す。
- ウ 発災後、被災医療機関から次の情報を収集し、情報の明確化を図る。
 - (ア) 医療機関の被害状況
 - (イ) 負傷者の状況
 - (ウ) 医療従事者の確保状況
 - (エ) 医薬品等の不足状況等
- エ 報道機関等を活用し、人工透析や人工呼吸器等特定の医療情報を必要とする者や、住民に対して、情報提供を行うとともに、必要な情報を収集する。

3.2 医療救護スタッフの搬送

各医療スタッフが所属する病院の救急車で対応することを原則とする。災害発生直後等の緊急を要する時期においては、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

3.3 医薬品等の医療物資の輸送

医療物資の供給元が車両により行うものとする。道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、船舶、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

3.4 災害救助法に基づく措置

(1) 災害救助法における対象

① 医療助産救助対象者

【1.3.7.6】 医療助産対象者

| | |
|----|---|
| 医療 | ア. 災害のため医療の方途を失った者 |
| 助産 | ア. 災害発生日の以前又は以後7日以内に分娩したもので、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者） |

② 医療助産の範囲

【1.3.7.7】 医療助産の範囲

| | |
|--------|---|
| 医 療 | ア. 診療 イ. 薬剤又は治療材料の支給 ウ. 処置、手術、その他の治療及び施術 エ. 看護 |
| 助 産 | ア. 分娩の介助 イ. 分娩前後の処置 ウ. 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給 |

③ 医療助産救助の期間

【1.3.7.8】 医療助産救助の期間

| | |
|--------|---|
| 医 療 | ア. 災害発生の日から14日以内 ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。 |
| 助 産 | ア. 分娩の日から7日以内 ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。 |

④ 医療助産救助の実施方法

【1.3.7.9】 医療助産救助の実施方法

| | |
|--------|--|
| 医 療 | ア. 原則として医療救護部隊が実施する。 イ. 重傷患者等で人員又は薬品、衛生材料等の不足のため、医療救護部隊では医療を実施できないとき、病院又は診療所に移送し治療する。 |
| 助 産 | ア. 医療救護部隊によって実施するが、急を要するときは助産師による助産を実施する。 イ. ア.より難しい場合は病院、又は一般の医療機関により実施する。 |

⑤ 摘要範囲

資料編【1.3.7.10】「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表

4. 医薬品等の供給（県防計画）

県は宮崎県薬剤師会に備蓄している災害用医薬品等を、すみやかに供給する。
また、輸血用血液製剤については、宮崎県赤十字血液センターが供給する。
さらに必要に応じて日本赤十字社九州ブロック血液センターに要請し、円滑な供給に努める。

5. 医療情報の確保

町は県、医療機関、消防署、消防団等と連携し、災害時に医療施設の診療状況等に関する

情報について、みやぎき医療ナビ等により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講ずるものとする。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行うものとする。

6. 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

多数の死傷者を伴う海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害など突発的な災害が発生した場合の救急医療対策は、次によるものとする。

6.1 災害発生時の迅速な通報連絡

- (1) 施設管理者等の災害発生責任者、又は災害の発見者は、ただちにその旨を町又は警察官、若しくは海上保安官に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた警察官、又は海上保安官は、その旨を速やかに町に通報するものとする。
- (3) 通報を受けた町は、その旨を県農林振興局長等(地方支部長)、及び日向市東臼杵郡医師会へ通報連絡するものとする。
- (4) 通報、連絡を受けた県農林振興局長等(地方支部長)は、その旨を県保健所長及び知事(危機管理局)へ報告するものとし、知事(危機管理局及び福祉保健部)は、自衛隊、DMAT指定医療機関、日赤県支部、宮崎県医師会等へ連絡するものとする。
- (5) 通報、連絡を受けた宮崎県医師会及び同市郡医師会は、速やかに関係医療施設に連絡するものとする。
- (6) 通報を受けた海上保安部は、運輸局及び関係漁業協同組合へ通報、連絡するものとする。
- (7) 通報の内容は次のとおりとする。
 - ア 事故等発生(発見)の日時・事故等発生(発見)の場所
 - イ 事故等発生(発見)の状況・その他参考事項

6.2 医師等医療関係者の出動

町は、事故の通報、連絡を受けたときは、ただちにその規模、内容等を検討し、日本赤十字社宮崎県支部長、分区長及び日向市東臼杵郡医師会長へ医療救護班の出動を要請する。また、町は、医療支援班を派遣するものとする。要請を受けた施設、機関の管理者等はただちにDMAT若しくは医療救護班を派遣するものとする。

県は、DMAT指定医療機関、日本赤十字社宮崎県支部、県医師会及び市郡医師会と緊密な連絡のもとDMAT若しくは医療救護班の出動について十分な調整を行うものとしている。特に、現地におけるDMAT若しくは医療救護班と既存の医療施設との関連を考慮して行うものとする。県は、必要に応じて、厚生労働省、他都道府県からの医療救護班出動について調整を行うものとしている。

6.3 救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。なお、現場において死に至った場合の死体の検索、洗浄、縫合等の措置を含むものとする。

6.4 医療材料等の確保（県防計画）

傷病者に対しては、大量の医療材料等が必要と思われるので県、日本赤十字社宮崎県支部、医師会・薬剤師会において、それぞれ整備するものとし、その運用、供給についても事前に検討しておくものとする。

6.5 対策本部の設置

町は、災害の発生を知ったとき、直ちに対策本部を設け、県、医師会、日本赤十字社宮崎県支部等の医療救護の実施に関し、必要な連絡調整を図るものとする。対策本部の総括責任者は、本部長とする。ただし、県において災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、現地合同調整本部において、総合調整を行う。

6.6 傷病者の搬送

災害現場における救助関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮するものとする。

6.7 傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか、必要がある場合は、本部長及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校、公民館等収容可能な施設の確保を図るものとする。

この場合、収容された傷病者に対する看護体制については、日本赤十字社宮崎県支部長、宮崎県医師会長及び日向市東臼杵郡医師会長において十分配慮するものとする。

6.8 費用の範囲と負担区分

(1) 費用の範囲

出動した医師等に対する旅費、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費とする。

(2) 費用の負担区分

- ① 災害発生の原因者が明らかな場合は、災害発生の責任を負う施設管理者等企業体が負担するものとする。
- ② 災害発生の責任所在が不明な場合、災害救助法の適用がない場合には、第一次的責任を有する当該市町村が負担するものとする。
- ③ 前各号について、災害救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担するものとする。

(3) 費用の額

医師等に対する謝金、手当は災害救助法施行細則に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

6.9 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災害対策基本法、災害救助法の規程、及びこれらに準じて、それぞれ事故発生の責任者が負担するものとする。

第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

<災害対応フェーズ>

| | | 発災 | 3時間 | 72時間 | 2週間 | 1カ月 | |
|-------------|----------------|-----|--|-----------------------|-----|-----|-----|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 | 復興期 |
| 町 担 当 | 総務対策部 (物資班) | | | ○車両の掌握、確保 ○緊急輸送の実施 | | | |
| | 建設対策部 | | ○道路被害情報の収集 ○緊急輸送ルートを選定 ○緊急輸送道路の応急復旧作業 | | | | |
| 県 | | | ○緊急輸送道路の被害状況の把握、伝達 ○緊急輸送の調整 ○海上、空中輸送に関する調整 | | | | |
| 県警本部 | | | ○緊急輸送道路の交通規制の実施 ○路上放置車両の排除 | | | | |
| 九州運輸局 | | | ○陸上輸送に関する調整 | | | | |
| JR九州 | | | ○被害状況の把握、報告 ○乗客の救出、安全確保 ○輸送の実施 | | | | |
| 自衛隊 | | | ○空中、船舶輸送 | | | | |
| 道路管理者 | | | ○道路施設の被害状況の把握 ○道路の応急復旧、緊急輸送ルートの確保 | | | | |

災害時における交通の確保・緊急輸送は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

このため、県は関係機関と協議し、迅速に陸上・海上・航空輸送路を確保するとしている。町は県と連携し、人員及び物資の輸送に必要な車両、船舶、ヘリコプター等を調達するなど、輸送体制に万全を期する。

1. 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧・輸送活動を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う輸送に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出するとしている。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、物資班を編成し、県等と連携して緊急輸送を実施する。

1.2 輸送計画

(1) 輸送対象

① 第1段階

【1.3.8.1】 第1段階

- ア. 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ. 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ. 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電気、ガス、水道施設、保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ. 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

② 第2段階

【1.3.8.2】 第2段階

- ア. 上記第1段階の続行
- イ. 食料、飲料水、その他生命の維持に必要な物資
- ウ. 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ. 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第3段階

【1.3.8.3】 第3段階

- ア. 上記第2段階の続行
- イ. 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ. 生活必需品

(2) 輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、最も迅速・確実に輸送できる適切な方法を用いる。

【1.3.8.4】 輸送方法

- ア. 自動車輸送
- イ. バイク、自転車輸送
- ウ. 鉄道輸送
- エ. 航空機輸送
- オ. 船舶輸送
- カ. 人力輸送

資料編【1.3.8.5】 町有車両保有台数一覧表

(3) 輸送力の確保

① 町有車両等の確保

町は災害時における輸送車両等の運用及び調達については、人員及び物資等の輸送手段の確保をあらかじめ定めておく。

- ア 車両等の掌握は、総務対策部において行う。
 - イ 車両等を必要とするとき、各対策部は総務対策部に配車を要請する。
 - ウ 総務対策部は、上記要請があった場合、車両等の保有状況を考慮のうえ使用車両等を決定し、要請者に通知する。
- ② 町有以外の車両等の確保
- ア 各対策部は、町有以外の車両等を確保する必要がある場合、総務対策部に車両等の確保を要請する。
 - イ 総務対策部は、上記の要請があった場合は、次の順序で車両等の確保を図る。
 - (ア) 公共団体に属する車両等の借り上げ
 - (イ) 営業用の車両等の借り上げ
 - (ウ) 自家用の車両等の借り上げ

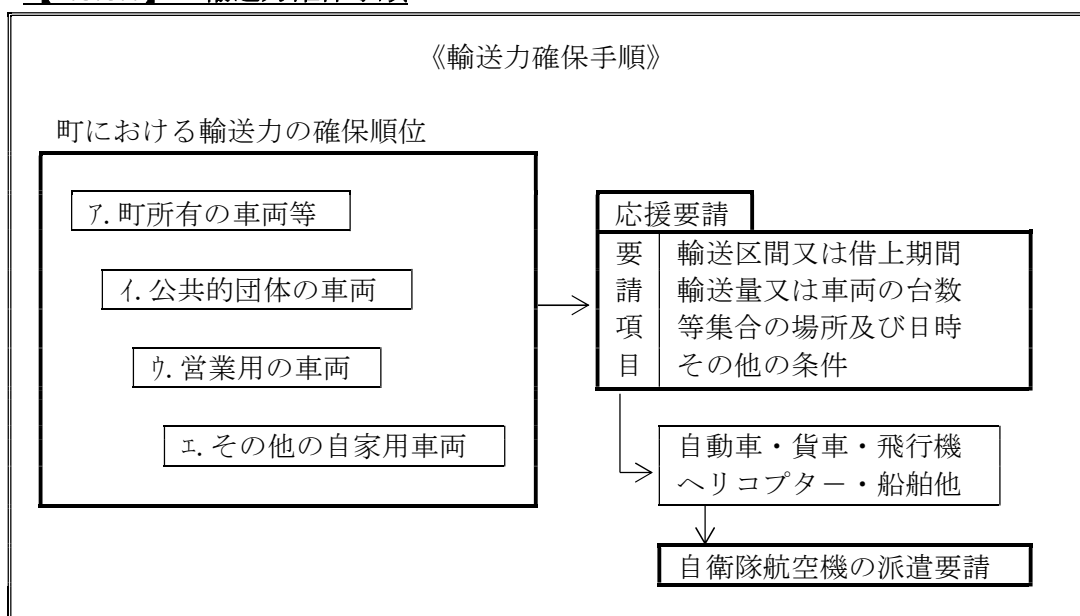
③ 車両等の確保の協力要請

町は、町内で車両等の確保が困難な場合、又は輸送上、他の市町村で車両等を確保することが効率的な場合は、周辺の市町村又は県に協力を要請し、車両の確保を図る。

【1.3.8.6】 車両等の確保の協力要請

| |
|---------------|
| 《 要請内容 》 |
| ア. 輸送区間及び借上期間 |
| イ. 輸送人員又は輸送量 |
| ウ. 車両等の種類及び台数 |
| エ. 集合場所及び日時 |
| オ. その他必要な事項 |

【1.3.8.7】 輸送力確保手順



(4) J R九州における鉄道輸送

道路等の被害により車輛による輸送が不可能なため、鉄道輸送が適当なときは、次により輸送の要請を行う。

① 輸送の実施

ア 要請事項

町は、次の事項を明示して要請する。

- (ア) 輸送を必要とする人員
- (イ) 輸送を必要とする区間
- (ウ) 輸送の予定日時
- (エ) その他必要な事項

イ 要請先

なお、鉄道輸送関係者は、緊急輸送の要請が多数競合する場合、県と協議のうえ、輸送が円滑に実施されるよう努める。

② J R九州における措置

風水害、その他、重大な災害の発生するおそれがあり、又は発生した場合には、人命救助並びに被害防止の万全を期し、若しくは迅速な復旧を図るため、必要により対策本部を設ける。

(5) 空中輸送

① 空中輸送の実施

災害による交通途絶、その他の理由により、山間へき地へ緊急に空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送の実施を行う。

② 空中輸送の要請等

空中輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請等については、本章第5節「自

衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

③ ヘリポートの整備

町は、空中輸送を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機から物資投下可能な場所の選定、整備に努め、被災地における空中輸送の円滑を図る。

④ ヘリコプター発着可能地点の状況

【1.3.8.8】 ヘリコプター発着可能地点の状況

| 門川町内のヘリポート一覧 | | | | 2014.12月現在 |
|--------------|--------------|------------|-----------------|------------|
| | 名称 | 住所 | 所有者(管理者) | 連絡先 |
| 1 | 門川海浜総合公園 | 大字加草5丁目1-1 | 門川町(門川ふるさと文化財団) | 63-0002 |
| 2 | 五十鈴小学校 | 大字門川尾末6270 | 門川町(五十鈴小学校長) | 63-0233 |
| 3 | 草川小学校 | 加草4丁目98番地 | 門川町(草川小学校長) | 63-1009 |
| 4 | 西門川総合活性化センター | 大字川内2671-3 | 門川町(農林水産課長) | 63-1140 |
| 5 | 門川中学校 | 西栄町2-3-1 | 門川町(門川中学校長) | 63-1037 |
| 6 | 南町近隣公園 | 南町6丁目45番地 | 門川町(建設課長) | 63-1140 |
| 7 | かどがわ温泉心の杜 | 大字庵川1942 | 門川町心の杜保全会) | 63-7780 |
| 8 | 旧西門川小・中学校 | 大字川内4413 | 門川町(教育総務課長) | 63-1140 |

(6) 船舶輸送

① 船舶輸送の要請等

災害のため、陸上輸送が困難な場合、又は船舶輸送がより効果的な場合は、自衛隊、宮崎海上保安部、九州運輸局等の協力を要請するため、県に依頼する。

ア 県有船舶

イ 海上自衛隊の艦艇

ウ 海上保安庁の巡視船艇

エ 民間船舶及び漁船

② 集積場所の確保

町は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して物資の集積場所を確保する。

(7) 人力等による輸送

① 災害のため車両による輸送が不可能な場合は、人力による輸送を行う。

② 町は、人力による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討を加え、災害時には迅速適切な措置がとれるよう努める。

③ 人力による輸送は、原則として、当該地区の状況に精通した住民に協力を要請して行う。ただし、住民による輸送が困難な場合は、自衛隊の災害派遣を要請して輸送を行う。

(8) 輸送に当たっての配慮事項

① 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。

② 緊急輸送は次の優先順位に従って行うことを原則とする。

- ア 人命の救助、安全の確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施
- エ 県は、県内で輸送手段等の調整ができないとき、国又は災害時における応援協定を締結している各都道府県に協力を要請するとしている。

1.3 災害発生後の各段階において優先されるもの

(1) 第1段階(災害発生直後の初動期)

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資の搬送
- ② 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材の搬送
- ③ 消防・水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資の搬送
- ④ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者の搬送
- ⑤ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資の搬送
- ⑥ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資の搬送
- ⑦ ヘリコプター等の燃料調達

(2) 第2段階(応急対策活動期)

- ① 前記①の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(3) 3 第3段階(復旧活動期)

- ① 前記 (2) の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活用品
- ④ 郵便物
- ⑤ 廃棄物の搬出

1.4 町及び防災関係機関の緊急輸送

(1) 町の緊急輸送

- ① 災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、町が行うことを原則とする。
- ② 町は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。
- ③ 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については、県の防災計画に準ずる。

④ 町は、管内の緊急時ヘリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

(2) 防災関係機関の緊急輸送（県防計画）

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

1.5 緊急輸送状況の把握と輸送の調整（県防計画）

(1) 県は、効率的な緊急輸送を行うために、緊急輸送路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集するとともに、緊急輸送ルートに関する情報伝達窓口（災害対策本部（支援班））を設置し、緊急輸送主体からの問い合わせに対して的確な情報伝達を行う。

(2) 県は、市町村及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、次のような場合は、災害対策本部（支援班）において調整を行う。

① 災害の範囲が広域にわたり、車両等の確保配分について調整を必要とする場合

② 輸送の実施機関において、輸送することが不可能と認められる場合

2. 陸上輸送体制の確立

大規模災害発生後、特に初期には、使用可能な陸上交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要がある。そのため、県等と連携し、一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して、応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

2.1 対策の概要

(1) 県警察本部は交通規制を実施し、緊急交通路の確保に努める。

(2) 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て、交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等、必要な情報を把握し、町及び県の災害対策本部に連絡する。

(3) 災害対策本部は、交通可能道路等の情報に基づき、緊急輸送ルートを選定する。

(4) 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。さらに、あらかじめ指定された1次、2次の緊急輸送道路の順に、緊急輸送道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

(5) 緊急輸送実施者は、輸送手段を確保する。

(6) 鉄道事業者は速やかに応急復旧を行い、鉄道交通を確保する。

2.2 緊急通行車両の確認

公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、県知事又は県公安委員会に緊急通行車両確認申請（証明書及び標章の交付）を行う。

(1) 申請手続（災害対策基本法施行令第33条）

救援通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申請書」を、県又は県公安委員会の下記担当部局に提出するものとする。

① 県

危機管理課

② 県公安委員会

ア 県警察本部

イ 日向警察署

(2) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

県知事及び県公安委員会は、緊急通行車両であることを認定したときは、速やかに別記様式第2の標章及び別記様式第3の証明書を申請者に交付する。

資料【1.3.8.9】 様式3 緊急通行車両の証明書(様式)

2.3 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場において、緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。

(1) 事前届出の対象とする車両

事前届出の対象とする車両は、次の事項のいずれにも該当する車両とする。

【1.3.8.10】 事前届出の対象とする車両

災害時において災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両とする。

- ア. 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ. 消防、水防、その他の応急措置に関する事項
- ウ. 被災者の救難、救助、その他保護に関する事項
- エ. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ. 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項
- キ. 犯罪の予防、交通の規制、その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- ク. 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ. その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 事前届出の申請

① 申請者

事前届出の申請者は、災害対策基本法施行令第33条第1項に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者（代行者を含む）。

② 申請先

申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課

とする。

(3) 申請書類

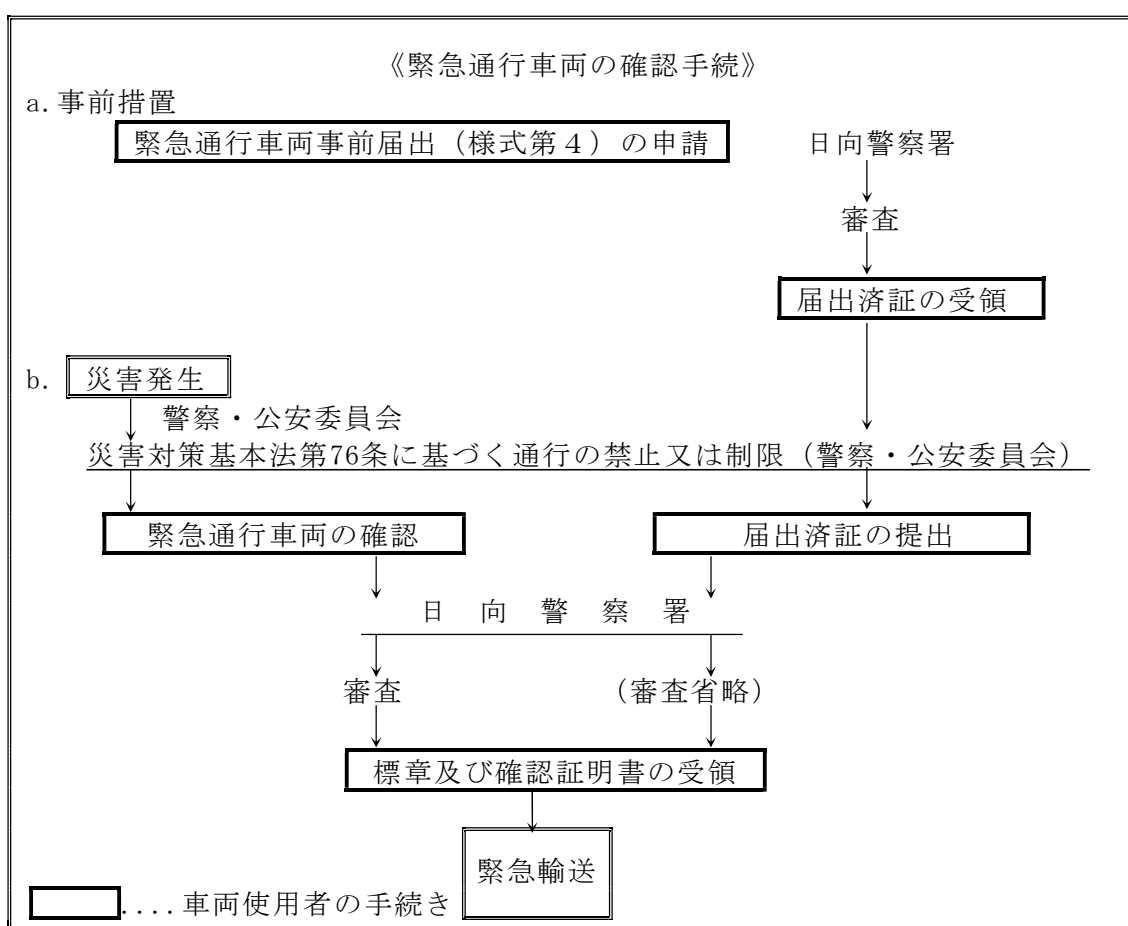
- ① 別記様式第4の緊急通行車両事前届出書2通
- ② 申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類 1通
- ③ 自動車検査証の写し 1通

(4) 標章、証明書の交付

事前届出車両について、前記の緊急通行車両の確認申請を受けた県又は県公安委員会は、別記様式第2の標章及び別記様式第3の証明書を直ちに申請者に交付する。

(5) 緊急通行車両の確認手続

【1.3.8.11】 緊急通行車両の確認手続



資料【1.3.8.9】 様式3 緊急通行車両の証明書(様式)

2.4 交通規制の実施及び緊急交通路の確保

(1) 交通規制の実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、次の者が行うも

のとする。

なお、これらの責任者は相互に協力し、り災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

① 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は次のとおりである。

ア 道路法に基づく規制（道路管理者）

災害時において道路施設の損害等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者は道路交通を禁止し、又は制限するものとする。（道路法第46条）

イ 道路交通法に基づく規制（県公安委員会）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。（道路交通法第4条）

また、必要に応じ、警察署長（高速道路交通警察隊長）による交通規制のほか、警察官（交通巡視員）による現場の交通規制を実施するものとする。（道路交通法第4条・第5条）

ウ 災害対策基本法に基づく規制（県公安委員会）

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、県公安委員会は道路の区間又は区域を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。（災害対策基本法第76条第1項）

エ 道路管理者が行う道路啓開（災害対策基本法）

緊急車両の通行を優先するために、放置車両や立ち往生車両等がある時は、運転手等に対して車両の移動を運転者に命令することができる。運転者がいない場合は、道路管理者が自ら車両等を移動できる。

② 交通施設の緊急対策

交通施設の応急対策は、それぞれの交通施設の管理者が行うものとする。

(2) 交通規制の種別と措置内容

① 規制の種別

災害時における交通規制の種別は、次のとおりである。

ア 危険箇所における規制

(ア) 道路法に基づく規制（同法第46条）

(イ) 道路交通法に基づく規制（同法第4条及び第6条）

イ 緊急通行のための規制（県公安委員会）

災害対策基本法に基づく規制（同法第76条第1項）

② 危険箇所における規制

各道路管理者又は県公安委員会は、道路の破損、決壊その他の状況により、通行禁止又は制限をする必要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。必要がある場合は、適当な迂回路の標

識を明示し、一般の交通に支障のないように措置するものとする。

③ 緊急通行のための規制

県公安委員会は、本県又は本県に隣接し、若しくは近接する地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、次により適切な措置をとるものとする。

ア 県公安委員会の措置

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限したときは次の措置をとるものとする。

(ア) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等が行われたときは、災害対策基本法に基づく通行禁止の対象、区域又は区間、及び期間を記載した様式1による標示を設置して行う。緊急を要するために、標示を設置することができないときは、警察官の現場における指示により行う。

(イ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は、制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区域又は区間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ当該道路の管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

(ウ) 周知措置

本県、又は本県に隣接し、若しくは近接する県で緊急通行車両以外の車両の通行禁止等の措置をとったときは、直ちにその区域内にある者に対し、通行禁止区域又は道路の区間、その他必要な事項について周知させなければならない。

④ 警察官等の措置命令等

ア 警察官の措置命令（災害対策基本法第76条の3第1項、第2項）

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両、その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときは、当該車両、その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対して、車両、その他の物件の移動、その他必要な措置をとることを命じることができる。

(イ) (ア)より措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。

(ウ) (イ)の場合において警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両、その他の物件を破損することができる。

イ 自衛官及び消防吏員の措置

(ア) 警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官又は消防吏員が、それぞれ自衛隊用緊急通行車両、又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するために、法第76条の3第1項及び第2項において警察官の権限として規定されている

措置命令及び措置を準用して自ら行うことができる。

(イ) 自衛官及び消防吏員の警察署長への通知

自衛官及び消防吏員は(ア)の措置をとったときは、直ちにその旨を、当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

⑤ 緊急通行車両等の標章及び証明書

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により、標章及び証明書を交付し、被災地における交通混乱の防止を図るものとする。

ア 事前届出済証の交付を受けている車両の確認

(ア) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、警察本部又は通行の禁止・制限区域を管轄する警察署、交番、交通検問所等において実施する。

(イ) 緊急通行車両であると確認した場合は、車両の使用者に対し、様式2の標章及び様式3の証明書を交付する。

イ 事前届出がなされていない緊急通行車両等の確認

(ア) 確認の申請

災害発生時に緊急輸送等に車両を使用する者は、様式4の確認申請書により、必要書類を添付して警察署等に申請するものとする。

(イ) 警察署等は、審査・確認を行い、様式2の標章と様式3の証明書を交付する。

ウ 標章の掲示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

資料編【1.3.8.13】 標示

資料編【1.3.8.14】 標章

資料編【1.3.8.9】 様式3 緊急通行車両の証明書(様式)

資料編【1.3.8.15】 様式4 確認申請書(様式)

(3) 緊急交通路の確保

① 緊急交通路の意義

緊急交通路は、次の目的を果たすため、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道等の中から県公安委員会において候補路線を選定し、あらかじめ指定しているものである。また、緊急交通路は、災害発生時において、災害対策基本法又は道路交通法により、通行禁止等を行う可能性が高い道路として想定しているものである。

ア 被災民等の安全かつ円滑な避難の確保

イ 負傷者の救出・救護、消火活動等の災害応急対策を行うための緊急通行車両の通行を確保

② 緊急交通路予定路線の種類及び優先順位

緊急交通路予定路線は、隣接県対応道路、県内主要道路、その他の道路25路線から構成され、高速道路を最優先の指定路線とし、災害による通行不能区間が生じた場合には、通行可能区間を他の予定路線と接続して緊急交通路を確保する。また、

高速道路が使用不可能な場合は、被災状況により、通行可能な緊急交通路予定路線を選定し、緊急交通路を確保していく。

資料編【1.2.2.18】 緊急交通路予定路線

③ 交通規制の実施（県防計画）

ア 警察官及び警察署長権限による交通規制の実施(発災直後)

交通調査班の報告等に基づいて、交通規制を行う場合、発災直後の現場は人心も動揺しており、パニック状態となることが予想されるため、次の事項等を総合的に判断し、被災地への流入抑制を重点に交通規制を行うものとする。

- 家屋等の崩壊、火災による危険防止
- 道路損壊、橋梁の崩壊等による危険防止
- 人命救助活動等のための通行路の確保（交通規制路線との接続）
- 避難路の確保
- 交通渋滞緩和のための措置

(イ) 緊急交通路指定前の交通規制の範囲

交通規制路線は、県公安委員会の指定する緊急交通路の対象となるため、指定前における交通規制範囲の設定に当たっては、交通規制路線を含んだ区域あるいは同路線に接続する道路を選定するものとする。

(ロ) 交通規制の方法

交通規制は、原則として規制標識を掲出して行うが、急を要する場合等にあつては、現場警察官の指示で実施するものとする。

(ハ) 交通規制の対象

交通規制は、被災地への流入車両を対象とし、被災地からの流出車両については原則として制限しないものとする。また、危険防止上必要を認めるときは、歩行者及び軽車両についても対象とするが、緊急車両等については規制から除外するものとする。

(ニ) 迂回路対策

交通規制の実施に伴い、迂回路も併せて設定し、整理誘導を行うものとする。

(ホ) 放置車両等の排除措置

災害対策基本法適用前における放置車両等の排除については、即時強制はできないので、道路管理者と連携し各種法令を根拠に排除するものとする。

イ 災害対策基本法に基づく交通規制の実施（発災直後から4、5日ないし1週間程度）

住民等の避難、負傷者の救出、救護、消火など災害応急対策を迅速に実施するため災害対策基本法に基づく交通規制を行い、緊急交通路の確保を図るものとする。

(イ) 緊急交通路の指定

緊急交通路は県公安委員会が指定する。管内に当該指定に係る緊急交通路を有する警察署にあっては、直ちに、交通規制を実施するものとする。この場合、当該路線において既に署長権限規制等を実施中の場合は、速やかに災害対策基本法に基づく緊急交通路の規制に切り換えるものとする。(規制表示の変更)

(イ) 緊急交通路の指定の周知措置

緊急交通路が指定された場合、直ちに通行禁止に係る区域又は道路の区間及びその他必要な事項を一般に広く周知させるものとする。(テレビ、ラジオ、チラシ、看板、現場広報など)

(ロ) 交通規制の方法等

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法に基づく標示を掲出して行い、緊急車両及び緊急通行車両確認標章を掲出している車両以外は全面通行禁止とするものとする。

ただし、被災地域からの流出車両については、原則として制限はしないものとする。

(ハ) 緊急交通路の始点及び終点における措置

緊急交通路の始点及び終点にあっては、緊急通行車両確認標章の申請手続及び緊急通行車両と一般車両との選別を実施するため、相当数の要員を配置するものとする。

また、必要により緊急通行車両等の先導車両を配置するものとする。

(ニ) 迂回路対策

県公安委員会により緊急交通路が指定された際は、必要な場合において、迂回路を設定し、当該迂回路についても、主要交差点に所要の要員を配置し、整理誘導を行うものとする。

(ホ) 交通規制要員の配置等

緊急交通路を確保するための交通規制要員は、すべての交差点への配置が望ましいが、人員的に困難な場合は、主要交差点に重点配置するなど弾力的に運用するものとする。

また、警備業者による交通整理員の配置がある場合は、当該交通整理員と効率的に連携した整理誘導を行うものとする。

(ヘ) 交通規制用資機材の活用

交通規制は、パイロン等の資機材を十分に活用し、要員の効率的な運用を行うものとする。

(ト) 署長権限規制の継続

緊急交通路として指定のない区域又は区間についても、必要により署長権限規制を実施し、迅速・円滑な救助救援活動に資するものとする。

(チ) 路上放置車両等に対する措置

緊急交通路における路上放置車両等は、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき措置するものとする。

ウ 道路交通法に基づく交通規制(4、5日ないし1週間以降)

この時期は、防疫、医療活動、被災地への生活物資の補給、ガス、電気、水道等のライフライン等の復旧活動が本格化する一方、道路の啓開等も進み、復旧物資の輸送需要も高まることから、道路交通法に基づく交通規制に切り替えるものとする。

(4) 自動車運転者のとるべき措置

① 根拠

交通の方法に関する教則(昭和53年10月30日国家公安委員会告示第3号)第10章 交通事故、故障、災害などのとき、第3節 災害などのとき

② 内容

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている都道府県（これに隣接し又は近接する都道府県を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があるときは、災害対策基本法により、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限される。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう）内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに、車を次の場所へ移動させる。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

③ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車する。

なお、警察官は、通行禁止区域等において、車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して、必要な措置をとることを命じることがある。運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがある。

この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがある。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

(5) 自動車運転者のとるべき義務

① 根拠

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条の2

② 内容

ア 自動車運転者のとるべき義務

(ア) 災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、道路の区間について通行禁止

等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

(イ) 前記の通行禁止が区域について行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により、駐車しなければならない。

(ウ) 前記(ア)、(イ)の規定にかかわらず、通行禁止区域等にある車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

イ 駐車の適用除外

(ア) 前記①の(ア)、(イ)による駐車については、道路交通法第3章第9節〔停車及び駐車（第44条から第51条の4）〕及び第75条の8（高速自動車国道等における停車及び駐車の禁止）の規定は、適用されない。

(イ) 前記①の規定による車両の移動又は駐車については、災害対策基本法第76条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用されない。

2.5 道路（緊急輸送道路）の応急復旧

(1) 被害状況の把握

町及び各道路管理者は、所管する緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握するため、ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施する。また、災害対策本部や応急対策を実施する関係機関に対し、調査結果を報告する。

(2) 緊急輸送ルート啓開の実施

県は、緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防署、消防団及び占用工作物管理者等の協力を得て、啓開作業を実施するとしている。啓開作業を実施する場合には、第1次緊急輸送道路を最優先とし、次に第2次緊急輸送道路の順に行う。この場合、2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交通ができる待避所を設ける。

町は、行政区域内の緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木事務所に報告する。所管する緊急輸送ルートについては、啓開作業を実施する。

国土交通省、延岡河川国道事務所、西日本高速道路株式会社は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況の把握後、速やかに県に報告し、緊急輸送道路に指定

されている道路を優先して、啓開作業を実施する。

(3) 啓開資機材の確保（県防計画）

県は、被害状況に基づき、関係業界より使用できる啓開資機材等の調達を行う。

(4) 障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について、路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

(5) 応急復旧

被害を受けた緊急輸送路は直ちに復旧し、交通の確保に努める。

2.6 道路輸送手段の確保

(1) 車両等の確保

① 輸送のために必要とする自動車、及びその運転者（以下「車両等」という。）の確保は、次の各関係機関等の協力を得て行うものとする。

ア 応急対策を実施する機関に所属する車両等

イ 公共的団体に属する車両等

ウ 自衛隊の車両等

エ 営業用の車両等（トラック協会等）

オ 自家用の車両等

② 車両等の確保が困難な場合、又は輸送上、他の市町村で車両を確保する方が効率的な場合は、隣接の市町村又は県に協力を要請して車両等の確保を図るものとする。総務対策部に対し、車両等の確保を要請するものとする。

(2) 九州運輸局の緊急輸送

九州運輸局(陸上輸送に関すること)は、緊急輸送の要請を受けた場合には、宮崎運輸支局を通じて、関係協会及び当運輸支局の管轄地域事業者と迅速に連絡をとる。緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能台数等の確認を行う。次いで、関係の自動車運送事業者に、速やかに出動できるよう体制を整えさせることとする。

(3) 集積場所及び要員の確保

① 物資集積場所を事前に定めておくものとする。

② 物資の集積配分義務を円滑に行うため、物資集積場所に、必要に応じ職員を派遣する。

災害派遣等従事車両に対する有料道路料金の免除措置の調整（県防計画）

県は、西日本高速道路株式会社や宮崎県道路公社等の有料道路の管理者と、道路整備特別措置法第24条第1項ただし書きに基づき、高速自動車国道又は自動車専用道路の通行に当たって料金を徴収しない車両のうち、災害応急対策等に従事する車両に対して行われる有料高速道路の免除措置に係る調整を行う。

2.7 鉄道の応急復旧（県防計画）

大規模災害発生時は鉄道施設への被害が予想され、乗客等の安全確保と緊急輸送の確保が重要となる。そこで被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに、被災列車の救援救護及び乗客の安全確保を最優先に行うとともに、被災施設の早急な復旧に務め、輸送を確保する。

(1) 災害対策本部の設置

大規模災害が発生した場合、必要に応じ自治体等の関係機関との連携をとり、旅客の救済及び車両、施設、電気設備の復旧を行うため、本社（支社）に大災害対策本部を、被災地に現場対策本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行う。

(2) 情報の収集

災害が発生した場合、防災業務実施計画の定めるところにより、通報・連絡・運輸機関との情報交換を行うほか、必要に応じ、県・市町村・防災関係機関に連絡する。この場合、県防災無線を活用するほか、情報収集や連絡用の優先電話を指定し、表示を行う。また列車無線・指令電話・鉄道電話等を利用して、災害情報及び応急措置の連絡指示を行う。

(3) 応急措置の実施

① 旅客の救出救護

旅客の救出救護のための、事前措置、救護の非常招集については、防災業務実施計画による。

ア 駅長が行う避難誘導

(ア) 駅長は係員を指揮して、あらかじめ定めた臨時避難場所に、混乱の生じないよう誘導し避難させる。

(イ) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市町村があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を伝達し、秩序維持に協力する。

イ 乗務員が行う避難誘導

(ア) 列車が駅に停止している場合は、輸送指令員等の指示による。

(イ) 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。

- ・地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。
- ・特に婦女子に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
- ・隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

② 災害時の輸送

災害時により線路が不通となった場合は、輸送指令はその状況を的確に把握し、迂回輸送、代行輸送、その他適切な措置を講ずる。

③ 広報活動の実施

災害情報、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等の広報活動については、大災害対策本部及び現場対策本部が迅速的確に行う。

第9節 避難・収容活動

| | | 発災 3時間 | | 72時間 | | 2週間 | | 1カ月 | |
|-------------|-----------------|------------------------------------|-----|------|-----------------------------|-------------------|-----|-----|--|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 | 復興期 | | |
| 町 担 当 | 総務対策部 | ○避難指示等発令、住民への伝達、避難の誘導 ○避難者の状況把握 | | | | ○応急修理の対象者の選定 | | | |
| | 町民対策部 | | | | | ○避難所の衛生管理 | | | |
| | 総務対策部 (避難所班) | | | | | ○避難所の開設、運営 | | | |
| | 総務対策部 (援護班) | | | | | ○福祉避難所の開設、運営 | | | |
| | 総務対策部 (防疫班) | | | | | ○避難所の生活環境の整備、健康管理 | | | |
| | 消防団 | | | | | ○避難誘導、避難状況の把握 | | | |
| 県 | | | | | ○応急仮設住宅の設置の決定 ○応急修理戸数の決定 | | | | |
| 防災関係機関 | | | | | ○避難誘導、パトロール等 | | | | |

1. 避難指示の発令、避難誘導等

(1) 町

本部長は、火災、崖崩れ、洪水、高潮、津波等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに避難指示等を発令するものとする。国又は県に必要な助言を求めことができるよう、連絡窓口、連絡方法を取り決めておく。また、連絡先の共有を徹底しておくものとする。なお、指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、町から求めがあった場合は、避難指示等について助言を行うものとする。

(2) 警察官及び海上保安官（県防計画）

警察官及び海上保安官は、市町村長が指示できないと認めるとき、または市町村長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示するものとする。この場合、避難の指示をした旨を市町村長に通知する。

警察官は、前記の避難の指示のほか、警察官職務執行法第4条第1項の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

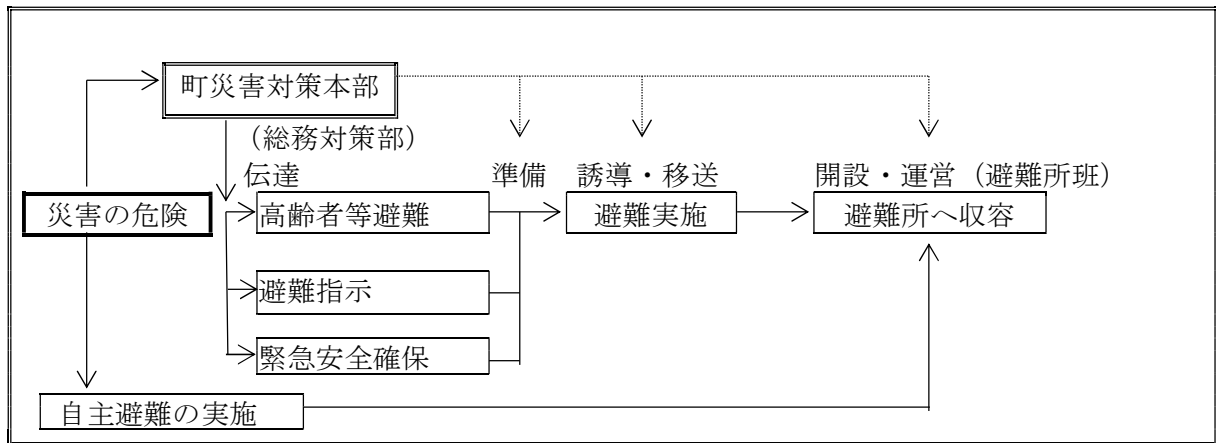
(3) 自衛官（県防計画）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官又は海上保安官がその場にいないときは、危険が切迫している住民等に対して警告を発し、特に急を要する場合は避難させることとする。

(4) 知事又はその委任を受けた職員（県防計画）

- ① 知事は、災害の発生により市町村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告または指示を行うものとする。
- ② 地すべり等防止法第25条に基づき知事またはその委任を受けた職員は、地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示することができる。

【1.3.9.1】 避難指示等の発令の流れ



1.1 避難指示等の内容

避難指示等は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 発令者
- (2) 差し迫っている具体的な危険予想
- (3) 避難対象地区名
- (4) 避難日時、避難先及び避難経路
- (5) 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
- (6) 出火防止の措置（電気＜配電盤＞の遮断措置等）

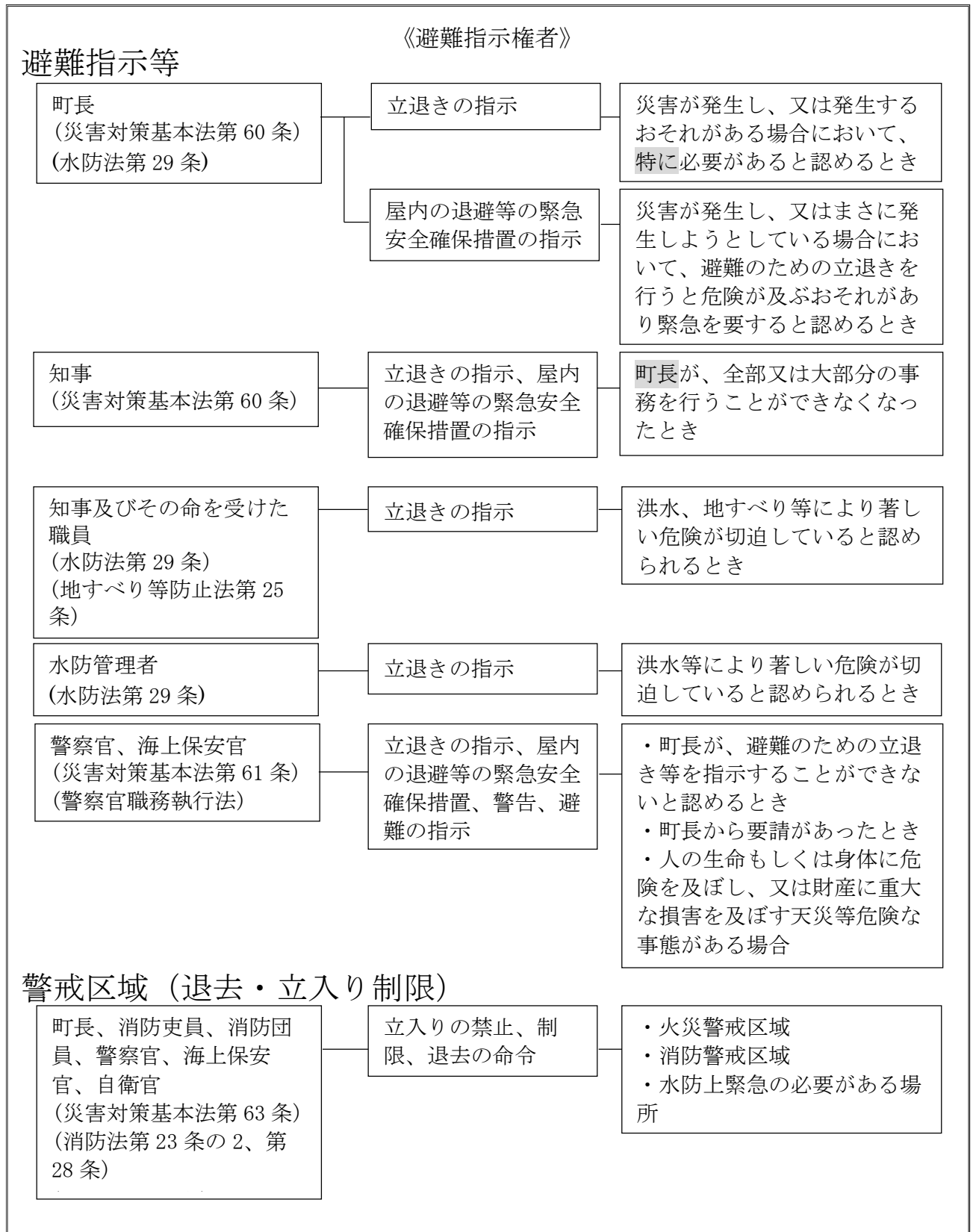
1.2 発令権者

町長及び消防団長又はその命を受けた消防吏員、消防団員。県知事またはその命を受けた職員、並びに法に定めるもの。【1.3.9.2】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。（災害対策基本法第60条第1項）

なお、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施すべき措置の全部又は一部を知事が代行する。(災害対策基本法第60条第6項～7項)

【1.3.9.2】 避難指示権者



1.3 発令及び解除の時期

避難指示等の発令基準については、次の基準を参考として、各種警報等の発令や気象状況、その他の状況に応じて総合的に判断し、必要な区域に発令するものとする。

(1) 発令の判断基準

ア 水害 **【1.3.9.3】**

| 区分 | 発令基準 |
|--------|---|
| 高齢者等避難 | <p>1：五十鈴川</p> <p>(1) 更生橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である5.1mに達した場合</p> <p>(2) 更生橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）である4.3mを超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① 更生橋地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>② 五十鈴川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合</p> <p>③ 更生橋地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2：その他の河川</p> <p>洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合</p> <p>3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜中から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> |
| 避難指示 | <p>1：五十鈴川</p> <p>(1) 更生橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である5.6mに達した場合</p> <p>(2) 更生橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である5.1mを超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① 更生橋地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>② 五十鈴川の洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現した場合</p> <p>③ 更生橋地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2：その他の河川</p> <p>洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現した場合</p> <p>3：異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>5：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> |
| 緊急安全確保 | <p>(災害が切迫)</p> <p>1：五十鈴川</p> <p>更生橋水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)</p> <p>2：その他の河川</p> <p>水位が堤防高に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合</p> <p>5：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（発令対象地域は適切に絞り込むこと）</p> <p>(災害発生を確認)</p> |

| | |
|----|---|
| 区分 | 発令基準 |
| | 6：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(消防団等からの報告により把握できた場合) |

イ 土砂災害【1.3.9.4】

| | |
|--------|---|
| 区分 | 発令基準 |
| 高齢者等避難 | 1：大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合(発令対象地域は適切に絞り込むこと) 2：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令) |
| 避難指示 | 1：土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合(発令対象地域は適切に絞り込むこと) 2：土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 5：土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合 |
| 緊急安全確保 | (災害が切迫) 1：大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合(発令対象地域は適切に絞り込むこと) (災害発生を確認) 2：土砂災害の発生が確認された場合 |

ウ 津波災害【1.3.9.5】

| | | |
|--------|---|--|
| 区分 | 発令基準 | 避難対象区域 |
| 高齢者等避難 | 1：南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)あるいは南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合 | ・最大クラスの津波により浸水が想定される区域 ・土砂災害警戒区域等居住者 ・未耐震家屋居住者 |
| 避難指示 | 1：大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 2：停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上長い揺れを感じた場合 | ・最大クラスの津波により浸水が想定される区域 |

エ 高潮災害【1.3.9.6】

| | |
|--------|---|
| 区分 | 発令基準 |
| 高齢者等避難 | 1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が町にかかると予想されている、又は台風が町に接近することが見込まれる場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) |

| | |
|--------|---|
| | 4:「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、宮崎県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合 |
| 避難指示 | 1:高潮警報(警戒レベル4相当情報[高潮])あるいは高潮特別警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が発表された場合 2:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など)(夕刻時点で発令) |
| 緊急安全確保 | (災害が切迫) 1:水門、陸閘等の異常が確認された場合 2:潮位が海岸堤防等を超え、浸水が発生したと推測される場合(災害発生を確認) 1:海岸堤防等が倒壊した場合 2:異常な越波・越流が発生した場合 |

(2) 発令解除の判断基準

避難指示等の発令解除は、危険が消滅し、再度危険が高まらない場合に、次の基準に留意のうえ、行うものとする。

| 災害種別 | | 解除基準 |
|------|--------|---|
| 水害 | 五十鈴川 | 1:水位が氾濫危険水位(レベル4水位)及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。 2:堤防決壊等による浸水が発生した場合については、浸水の拡大がみられず、河川から氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。 |
| | その他の河川 | 1:河川水位が十分に下がり、かつ、洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合に解除する。 |
| 土砂災害 | | 1:土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除する。 2:土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認(崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など)等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。 |
| 津波災害 | | 1:当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階と基本として解除する。 2:浸水被害が発生した場合については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。 |
| 高潮災害 | | 1:当該地域の高潮警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が解除された段階を基本として解除する。 2:浸水被害が発生した場合については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。 |

1.4 避難指示等の伝達

(1) 住民への伝達

避難指示等の住民への伝達は、総務対策部が関係機関との連携のもと、広報の伝達要領に基づき行う。

避難指示等を行ったときは、速やかに住民に対し、その周知徹底を図る。また、避難の必要がなくなった場合は直ちにその旨を周知する。

- ① テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール）、防災行政無線、サイレン、警鐘、地区放送、拡声器、口頭等を併用し、迅速に必要な地域の居住者、滞在者、その他の者に徹底する。
- ② 県を通じ、報道機関等の協力を得て、住民に広報する。
- ③ インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイト・サーバー運営事業者に対し、避難指示等に関する情報をトップページに掲載するなど、情報提供の協力を求めることができる。

(2) 県知事への報告（災害対策基本法第60条）

本部長は、避難指示等又は立ち退きの指示を行ったときは、速やかに、その旨を県知事に報告する。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(3) 本部長への報告

本部長以外の者が避難の指示を行ったときは、法令に基づき、本部長及び関係機関に通知するものとする。避難指示者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、関係地域の住民に対し、その周知徹底を図るとともに、知事に報告するものとする。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(4) 関係機関への連絡

本部長は、避難指示等を発令した状況を速やかに関係機関に対して連絡する。

1.5 避難誘導の実施

(1) 避難誘導の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止する。そのため、本部長等は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する勧告・指示を行い、また安全に誘導して、未然に被害をくい止めるものとする。

なお、町が災害救助法の適用を受けた場合、町が行う避難誘導時の救出に要した経費について、県は災害救助法の規定の範囲内で支出するとしている。

町は、災害の危険区域にある住民を安全な場所に避難させるため、避難指示等の伝達、避難誘導、移送、避難所の開設等の方法を確立し、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

(2) 指定緊急避難場所の開設、収容

避難の勧告、指示から避難所への誘導までは、それぞれ避難の勧告・指示者が行う。避難場所の開設、収容保護は、町が行うものとする。なお、両者は緊密な連絡を保つ

て実施するものとする。

資料編【1.3.9.7】その1 指定緊急避難場所

(3) 被災者の運送（県防計画）

知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとし、指定公共機関等がその要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

1.6 警戒活動等の実施

町長は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予測される場合は、住民に対して、早めに避難指示等の発令等を行うとともに、避難誘導活動を実施するものとする。

また、避難指示等の発令基準については「本編 第3章 第9節 1. 1.3 発令及び解除の時期」によるものとする。

1.7 要避難状況の早期把握

町は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示等の発令等をはじめ迅速・確実な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努めるものとする。

なお、高齢者等避難の発令を行う場合は、避難行動要支援者名簿も活用しつつ災害時において避難に支援を要する高齢者等が円滑に避難できるよう配慮するものとする。

1.8 避難対策の必要性の早期判断

(1) 河川災害のおそれのある箇所

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町・その他は、警報発表以降、着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 土砂災害のおそれのある箇所

町・その他は、土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報等も活用して、避難の必要性を判断し、必要な対策を講ずるものとする。

1.9 早期自主避難の実施

町は、風水害発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある箇所の住民に対して、台風襲来時や豪雨時に下記のような状況あるいは兆候が見られたときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

(1) 浸水危険区域

河川が氾濫注意水位を突破し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し浸水の危険性が高まった場合。

(2) 土砂災害発生の兆候

- ① 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合
- ② 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等がまざりはじめた場合
- ③ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）
- ④ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- ⑤ がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合
- ⑥ その他

1.10 避難実施の方法

避難の指示者及び町は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

(1) 避難の順位

避難の順位は次のとおりとし、防災活動に従事できる者を最後に避難させるものとする。避難に当たっては、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ることとする。

- ① 要配慮者
- ② 防災に従事する者以外の者

1.11 屋外での待避等の安全確保措置の指示

台風襲来時や豪雨の際に、状況により屋外に移動して避難所等へ避難するよりも屋内に留まる方が安全であると町長が認める場合、町は地域の居住者等に対し、屋内での避難等の安全確保措置を指示する。

1.12 避難の誘導

避難誘導は、警察等関係機関の協力のもと、総務対策部及び消防団が主体となり行う。

- (1) 避難実施責任者、避難誘導員をあらかじめ選任しておき、避難活動が円滑に進むようにしておく。
- (2) 誘導・移送に際しては、事前に避難路の安全を確認しておく。危険箇所等については、明確な表示を行い、避難者にあらかじめ指示しておく。また、混乱を避けるため、地域の実情に応じ、避難経路を2ヶ所以上選定しておくものとする。
- (3) 誘導員は、人員の点検を適宜行い、避難中の事故防止を図る。
- (4) 避難に当たっては、所要の装備資機材を活用し、避難時の事故防止、並びに避難の安全迅速化を図るものとする。

- (5) 避難誘導員は、避難立退きに当たっての携行品を必要最少限度に制限し、円滑な立退きについて適宜の指導をするものとする。
- (6) 避難した地域に対しては、事後速やかに残留者の有無を確認するとともに、警戒区域を設定し、その他必要な措置を行う。
- (7) 災害地が広範囲で、大規模な立ち退き移送を必要とし、町において対処できない場合、町は隣接市町村に応援を求めるほか、県に移送を要請する。

1.13 避難路の指定

町は、災害時の避難や災害応急対策を円滑に行うために、県の指定する緊急交通路と接続する道路を指定する。

資料編【1.2.2.19】 町が指定する避難路

1.14 指定緊急避難場所への職員等の配置

(1) 避難場所の選定

災害の種別に応じて、あらかじめ指定した避難場所のうち、開設する避難場所を選定する。

資料編【1.3.9.7】 その1 指定緊急避難場所

(2) 指定緊急避難場所への職員等の配置

避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため職員（消防団員を含む。）を配置する。

1.15 指定緊急避難場所における救護等

(1) 避難場所に配置された職員又は警察官は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。

- ① 火災等の危険の状況の確認、及び避難した者への情報伝達
- ② 避難した者の掌握
- ③ 必要な応急の救護
- ④ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し、又は避難所への収容

(2) 設定した避難場所を所有し、又は管理する者は、避難場所の開設、及び避難した者に対する応急の救護に協力するものとする。

1.16 避難状況の報告

(1) 避難場所の開設又は運営にあたる者は、適宜次に掲げる事項を対策本部に報告する。

① 避難の経過に関する報告

危険な事態、その他の異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

ア 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む。)

イ 上記事態に対し、応急的にとられた措置

ウ 町等に対する要請事項

② 避難の完了に関する報告

避難完了後、速やかに行う。

ア 避難場所名

イ 避難者数・避難世帯数

ウ 必要な救助・保護の内容

エ 町等に対する要請事項

(2) 町は、避難状況について、県へ報告する。

2. 指定避難所の開設、運営

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し、一時的に収容、保護する。避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供、及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

なお、町が災害救助法の適用を受けた場合、町が行う避難所の開設、運営に要した経費について、県は災害救助法の規定の範囲内で支出するとしている。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、避難所班を編成し、地域住民等と連携して避難所の開設及び運営を実施する。

資料編【1.3.9.7】その2 指定避難所

2.1 指定避難所の開設

町長は、避難所を開設する必要があると認められる時は、消防署及び警察署等と十分連絡を図り、次により速やかに避難所を開設する。また、速やかに被災者を避難、誘導すること。なお、町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。特に、要配慮者への避難誘導に留意すること。

(1) 基本事項

① 対象者

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

(イ) 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む。）の被害を受け、日常起居する場所を失った者

イ 現に災害に遭遇し、すみやかに避難しなければならない者(旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む)

ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

(イ) 本部長の避難命令を受けた者

(イ) 本部長の避難命令は受けていないが、緊急に避難する必要のある者

② 開設場所

- ア 避難所は、町立の小中学校、高等学校及び地区集会所等の施設を利用する。
- イ あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無など、安全性を確認の上、避難所を開設すること。
- ウ あらかじめ指定した避難所が利用できない、あるいは不足する場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げや野外に天幕等を設営し、避難所を開設すること。
- エ 被害が激甚なため、前記による避難所の利用が困難な場合は、県と協議し、隣接市町村の避難所への収容委託や、隣接市町村の建物又は土地を借り上げて、避難所を開設すること。
- オ 要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し、生活指導員等を配置すること。なお、要配慮者の家族についても、必要に応じて、福祉避難所に避難させること。
- カ 災害の状況により避難所を変更した場合は、その都度周知を図る。

③ 開設、収容状況の報告

避難所を開設したときは、県知事に次の事項を報告する。

【1.3.9.9】 避難所開設時の県への報告事項

- | |
|--|
| ア. 避難発令の理由 イ. 避難対象地域 ウ. 避難所開設の日時、場所、施設名 エ. 収容状況及び収容人員 オ. 維持、管理のための責任者 カ. 開設期間の見込み |
|--|

(2) 設置期間

- ① 避難所は、必要最低限の期間設置するものとし、日時が経過し、避難者が減少するときは、逐次開設数を整理縮小すること。
- ② 避難所の開設は、応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期に解消を図ること。

特に、学校を避難所とした場合には、教育機能の早期回復を図ること。

- ③ 避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設を進めること。
- ④ 災害救助法が適用された場合、避難所の開設期間は、最大限7日以内とする。

ただし、期間を延長する必要がある場合には、厚生労働大臣の承認を必要とするため県と協議すること。

(3) 県への要請

町は、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合など、避難所の開設、運営に支障が生じた場合には、必要によって隣接市町村等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請すること。

県は町から要請があった場合、あるいは町の被害の状況により必要があると判断した場合は、他の市町村に対して避難所開設について協力を依頼するとともに、必要な資材等の調達を支援すること。

(4) 避難所の受入体制

- ① 各避難所の責任者をあらかじめ定めておき、避難者の受入れや連絡が円滑に進むようにしておく。
- ② 避難所においては、避難者の収容人員を把握するとともに、名簿を作成し、町災害対策本部に報告する。
- ③ 避難所での給食・給水活動等が円滑に行えるよう、平静時より必要物資の備蓄を進めておく。

2.2 指定避難所の運営

(1) 管理責任者の配置

避難所ごとに、原則として町職員の管理責任者を配置し、避難所の適正な運営にあたるものとする。

ただし、災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想される。そのため、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておくこと。

また、管理責任者は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制を整備する。この場合、臨時職員の雇用も考えられる。

(2) 管理責任者の役割

管理責任者は、おおむね次の業務を行う。

- ① 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具、その他の生活必需品の不足の状況等を把握できる避難者名簿を整備する。
- ② 避難者名簿に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。要配慮者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所、又は福祉避難所への収容を行うため、関係機関等と連絡調整を行う。
- ③ 被災者に必要な食品、飲料水、その他生活必需品の供給について、常に町災害対策本部と連絡を行う。また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておく。
- ④ ボランティア組職等の支援に関して、適切な指示を行う。

(3) 生活環境の整備

避難者の生活環境を整備するため、次の事項について対応する。避難者の生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。

- ① 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める
- ② 避難者に必要な食品、食料、その他の生活必需品を避難者の世帯人

員や不足状況に応じて、公平に配布する。

- ③ 避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて、次の設備や備品を整備する。

(設備、備品の例示)

- ・畳、マット、カーペット
- ・間仕切り用パーティション
- ・冷暖房機器
- ・仮設風呂・シャワー
- ・洗濯機・乾燥機
- ・仮設トイレ
- ・その他必要な設備・備品

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえたレイアウト等の必要な措置を講じるとともに、次の事項や避難者の健康状態、避難所の衛生状態の把握に努める。それを踏まえ、生活環境の改善対策を順次検討し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- ア 避難者に対するプライバシーの確保
- イ 暑さ寒さ対策の必要性
- ウ 入浴施設設置の有無、入浴頻度
- エ 洗濯の機会の確保
- オ 簡易ベッド等の活用状況
- カ 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度
- キ 食料の確保、配食等の状況
- ク ごみ処理の状況など、

- ④ 物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。
- ⑤ 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策を進めるとともに必要な電気容量の確保に努める。
- ⑥ 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段の確保に努める。
- ⑦ 避難所の防犯対策を進めるため、警察及び消防団と連携し、各避難所の巡回パトロール等を実施する。なお、避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮する。
- ⑧ 避難所の運営における女性の参画を推進する。男女のニーズの違いや性的マイノリティ等、男女双方の視点等、以下のとおり配慮し、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営に努めるものとする。

- ア 授乳室や男女別のトイレ、男女共同のユニバーサルトイレ、物干し場、更衣室、

休養スペースの設置

- イ 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど配布方法を工夫すること
- ウ 仮設トイレを設置する場合は、男性に比べ、女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにすること。
- エ 女性や子どもに対する性暴力・DVの発生を防止するため、性暴力・DVについての注意喚起のポスターの掲載、トイレ・更衣室・入浴設備等の設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選び、照明をつけること。
- オ 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター、警察、医療機関及び女性支援団体等と連携を図りながら、相談窓口の周知広報に努めること。
- カ 避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮するものとする。

- ⑨ 避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期の提供に努めること。

(4) 避難者の状況把握

町は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため、避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項の把握に努める。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

① 登録事項

- ア 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- イ 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- ウ 親族の連絡先
- エ 住家被害の状況や人的被害の状況
- オ 食品、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- カ 要配慮者の状況
- キ その他、必要とする項目

② 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録する。

③ 登録結果の活用

登録された状況は、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

④ 登録結果の報告

登録の結果は、日々、町の災害対策本部に集約する。なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

⑤ 在宅被災者の状況把握

避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず、孤立することのないよう留意する。

(5) 住民による自主的な運営

避難所での生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織を育成するなどにより、避難者による避難所の自主的な運営が行われるよう努めること。また、避難者の自主的な生活ルールづくりが女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえたものとなるよう支援すること。

あわせて、班を組織して活動する際には、特定の活動（食事づくりやその片付け、清掃など）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないよう、班の責任者には男女両方が配置されるよう配慮するものとする。

(6) 指定避難所以外の被災者への支援

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等の保健サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

県は、被災者の避難所での生活環境を整備するため、関係機関団体との調整を行い、市町村の対応を支援するものとしている。

3. 被災者の把握

避難所の開設に伴い、避難者への食品や飲料水等の供給、被服や寝具、その他生活必需品の供給、応急仮設住宅の建設、災害弔慰金等の支給等の速やかな対応を効率的に行うためには、被災者の状況を正確に把握することが必要である。

このため、被災者の状況把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

3.1 避難者、在宅被災者の把握

(1) 避難者の状況把握

災害発生直後より、避難者の状況を把握するため、避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項を把握するものとする。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用すること。

① 登録事項

- ア 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- イ 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- ウ 親族の連絡先
- エ 住家被害の状況や人的被害の状況
- オ 食料、飲料水、被服や寝具、その他生活必需品の必要状況
- カ 支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）
- キ 外部からの問い合わせに対する情報開示の可否
- ク その他、必要とする項目

② 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録すること。

③ 登録結果の活用等

登録結果は、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具、その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。なお、避難者の中には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれることも想定される。そのため、加害者等に居所等が知られることのないよう、当該避難所の個人情報の管理を徹底する。

④ 登録結果の報告

登録結果は、日々、町の災害対策本部に集約する。

なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

(2) 在宅被災者の状況把握

避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合がある。そのため、その状況を把握すること。

特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意すること。

3.2 被災認定

町は被災認定を、本編 第3章 第19節 1. 1.2 「被災認定の基準」により行う。

4. 避難生活環境の確保

避難所等の運営に際し、不特定多数の被災者を収容する場合、感染性疾患や食中毒の発生、あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等、様々な弊害が現れる。このため、避難が長期化した場合、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供と維持に努めるものとする。

なお、町が災害救助法の適用を受けた場合、県は町が行う避難所の生活環境の確保に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、防疫班を編成し、避難所における生活環境の整備、避難者の健康管理等を実施する。

4.2 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

町は、要配慮者等の被災者が健康状態を損なわずに生活維持するように努める。そのため、必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹼・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行う。また、移動入浴車の活用等により、入浴の提供を行う。

県は、町からの要請があった場合、入浴温水シャワー設備を所有する事業者、自衛隊、ゴルフ場及び公衆浴場の管理者等へ協力を依頼するとしている。

(2) 清潔保持に必要な知識の普及

町は県とともに、限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な

環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等、具体的な衛生教育を行う。

4.3 健康管理

(1) 被災者の健康状態の把握

- ① 町は県と連携し、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。
- ② 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討ができるよう努める。
- ③ 継続的内服が必要な者や食事指導の必要な者についても配慮する。

(2) 被災者の精神状態の把握

- ① 県は、被災によって生ずる PTSD(心的外傷後ストレス障がい)を発症(示している)する(した)者(被災者)や、PTSDによる不適應症状を持つ被災者への継続的な対応を行うとしている。そのため、保健所に心の相談所を速やかに設置し、カウンセリング等、適切な対応を行う。また、広報活動により相談所の設置について周知徹底する。
(県防計画)
- ② 県は、継続的内服が必要な精神障がい者や、服薬中断により病状の悪化や再燃を引き起こす可能性のある者で、内服薬を被災により紛失した者に対し、保険証の有無にかかわらず処方できるよう努めるとしている。(県防計画)
- ③ 町は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- ④ 町は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら行う。

(3) 継続的要援助者のリストアップ

町は県とともに、援助者が代わっても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

(4) 関係機関との連携の強化

町は県とともに、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対して、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り、入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

5. 要配慮者への配慮

町の65歳以上の高齢者人口は5,968人(令和5年4月1日住民基本台帳より)。身体障害者手帳交付数は、926人。内、視覚障害37人、聴覚障害80人、言語障害7

人、肢体不自由431人、内部障害371人（令和5年度福祉課資料による）。また、外国人は102人（令和5年4月1日住民基本台帳より）、内、韓国・朝鮮6人、中国7人、フィリピン9人、ベトナム16人、インドネシア22人、ミャンマー16人、ネパール12人、その他14人。

要配慮者に対しては、その個々の状態に配慮して、情報提供、避難誘導、福祉避難所への収容、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の提供等、災害応急対策の実施にあたり、きめ細かな対応が必要である。自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等とも連携を図りながら対策を推進するものとする。

特に、要配慮者のうち、災害発生時において、自ら避難することが困難な者に対しては、次の対策に記載するとおり、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、円滑な避難を行うものとする。

なお、町が災害救助法の適用を受けた場合、県は、町の行う要配慮者への配慮に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出するとしている。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり援護班を編成し、関係団体と要配慮者の安否確認、福祉避難所の開設及び運営等を実施する。

5.2 要配慮者に配慮した応急対策の実施

(1) 災害発生直後に必要な対策

- ① 避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行うこと。
- ② 避難の必要な避難行動要支援者について、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、避難所への速やかな避難誘導を行うこと。
- ③ 避難誘導にあたり、病弱者、高齢者及び乳幼児等の避難行動要支援者を十分考慮する。

(2) 早期に必要な対策

要配慮者の避難所での生活支援について、次の事項に留意し、対応に努めること。

① 一般の避難所での対策

- ア 避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たること。
- イ 物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備の仮設に努める。
- ウ 車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器の提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣、移動介助を行う者（ガイドヘルパー）の派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスの提供を行うこと。
- エ 要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。
- オ 食品や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において、要配慮者

が不利とならないよう介助に配慮すること。

また、食品の供与に当たっては、要配慮者が食べやすい食品を供給すること。

- カ 避難所での生活情報の伝達において、要配慮者が不利とならないように、聴覚障がい者に対しては掲示板や手話通訳、視覚障がい者には点字、日本語が理解できない外国人には多言語等、要配慮者の状況に応じた情報を的確に伝える方法を用いること。
- キ 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請すること。
- ク 一般の避難所での生活が長期化しないように、速やかに福祉避難所への移行を図ること。

② 福祉避難所での対策

福祉避難所においては、①の対応とともに次の事項に留意すること。

- ア 要配慮者に対して、生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員を常時配置する。また、男女双方の視点に配慮すること。
- イ 相談等に当たる生活相談員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図る。また、他方により提供される介護を行う者(ホームヘルパー)の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮すること。
- ウ 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を行うこと。

(3) 福祉避難所の指定・設置と管理、運営

- ① 町は、必要に応じ、要配慮者が必要とする生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置する。当該避難所には、相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援に努める。

資料編【1.3.10.5】門川町災害応援協定(主なもの) 一覧表

- ② 福祉避難所の設置は、対象者の特性から、できる限り短くすることが望ましい。そのため、福祉仮設住宅等への入居に努め、関係機関と連携を図り、社会福祉施設等への入所等を積極的に斡旋し、早期退所が図られるように努める。

5.3 関係団体等との連携

町は、避難所や在宅の要配慮者の生活支援について、避難所(福祉避難所を含む)の管理者、自主防災組織、地域自治会、社会福祉施設、ボランティア、民生委員・児童委員、保健師、ホームヘルパー、手話通訳、日赤宮崎県支部、保健所、福祉事務所など様々な関係機関・団体と連携を図ること。

5.4 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

町は県とともに、社会福祉施設の人的被害や建物被害、避難所や他の社会福祉施設への収

容の要否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認し、関係機関と連携し、社会福祉施設を支援する。

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意し、入所者の安全確保に努めること。

(1) 救助及び避難誘導

各種防災計画に基づき、施設の防災組織や地域住民等の協力を受け、入所者等を速やかに避難場所へ避難させる。また、状況に応じて、避難所への避難を行うこと。

(2) 搬送及び受入先の確保

災害により、負傷した入所者等の病院への搬送、避難所への搬送を行うこと。

また、施設の被害状況によっては、他の社会福祉施設への受入要請と搬送を行うこと。

(3) 食料、飲料水、生活必需品等の調達

入所者等の食品、飲料水、生活必需品等について、施設の備蓄物資から供給する。

また、不足が生じたときは、町等に対して、供給応援を要請すること。

(4) 介助職員の確保

入所者等の介助等について、必要に応じて、他の社会福祉施設、ボランティア組織等に支援を要請すること。

(5) 相談窓口開設への協力

町の実施する避難所や在宅の要配慮者への相談窓口の開設に協力すること。

(6) その他

厚生労働省からの防災関係の各通知等により、対応すること。

5.5 避難行動要支援者に対する安全確保対策

(1) 支援要員の確保

町は、避難行動要支援者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、高齢者、障がい者等への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努めるものとする。

(2) 安否確認、救助活動

町は県とともに、保健医療サービスや福祉サービスを受けている利用者名簿等を活用し、民生委員・児童委員、近隣住民(自主防災組織)、福祉団体(社協、高齢者クラブ等)、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

県警察本部は、交番・駐在所の生活安全センターとしての機能を発揮して、避難行動要支援者の把握に努めるとしている。また、自治体等関係機関・団体や地域住民と連携して、安否確認や救助活動を推進する。

(3) 搬送体制の確保

町は県と連携し、避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民(自主防災組織)等の協力を得る。また、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により、避難行動要支援者を搬送する。

(4) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

町は県と連携し、民生委員・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得て、チームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施する。また、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(5) 食料、飲料水、生活必需品等の確保や配布を行う際の要配慮者への配慮

町は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(6) 保健・福祉巡回サービス

町は県と連携し、医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など、地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等により、チームを編成する。住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

(7) 保健・福祉相談窓口の開設

町は県とともに、災害発生後、必要に応じて速やかに、保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

(8) 避難所における要配慮者に対する支援対策

① 避難所の物理的障壁の除去(バリアフリー化)

物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。

② 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

③ 福祉避難所の指定・設置と管理、運営

ア 町は、必要に応じ、要配慮者が必要とする生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置する。当該避難所には、相談等に当たる生活相談員等を配置し、日常生活上の支援を行うものとする。

イ 民間の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する際は、町と当該施設管理者との間で十分調整し、福祉避難所の指定に関する協定書を締結するものとする。

ウ 福祉避難所の設置は、対象者の特性から、できる限り短くすることが望ましい。そのため、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング)への入居、又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めるものとする。

5.6 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

町は県とともに、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用し

て、多言語等による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

町は、警察、近隣住民(自主防災組織)、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

① 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

② テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町は県と連携し、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して、多言語等による情報提供に努める。

(4) 外国人相談窓口の開設

県は、必要に応じて、速やかに(公財)宮崎県国際交流協会(以下「県国際交流協会」という。)内に、災害に関する外国人の「相談窓口」を開設し、総合的な相談に応じるとしている。

町においても、必要に応じて速やかに、外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、町は県と連携し、「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

5.7 語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営等

(1) 受入体制の確保

県国際交流協会は、必要に応じて速やかに「受入窓口」を開設し、語学ボランティアの受入体制を確保するとしている。

(2) 「受入窓口」の運営

県国際交流協会が運営する「受入窓口」における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ① 語学ボランティアの募集、登録、受入れ、協力依頼、派遣
- ② 県担当窓口や市町村等との連絡調整
- ③ その他

(3) 語学ボランティアの活動内容

語学ボランティアの主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ① 外国語の通訳
- ② 外国語の資料の作成・翻訳
- ③ その他、外国人被災者の生活支援に必要な活動

6. 応急住宅の確保

住宅被害によって住居を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、町、県

は次の3種類の方法により応急居住の場を提供するものとする。

- ① 応急仮設住宅の設置
- ② 被災住宅の応急修理
- ③ 既存の公的住宅等の空き家の活用

なお、町が、災害救助法の適用を受けた場合、県は、町が実施する応急仮設住宅の建設及び応急修理に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出している。

6.1 基本事項

(1) 方針

- ① 町が災害救助法の適用を受けた場合、応急仮設住宅の供与及び応急修理は、その規格、規模、構造、単価等、市町村間で格差が生じないように、広域的な調整が必要なことから、原則として知事が行う。

なお、状況が急迫し、知事が行うことができない場合は、町長が行うものとする。

- ② 県は応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、社団法人プレハブ建築協会及び県建設業協会等の業界団体に資機材の供給の支援を要請するものとする。（県防計画）
- ③ 県は必要に応じ、応援協定により他の都道府県に住宅提供等に関する応援を要請する。（県防計画）

(2) 実施責任者

① 応急仮設住宅の供与

ア 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。

イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、県知事が行うが、県知事の職権の一部を委任された場合、又は県知事の実施を待つことができない場合は、町長が行う。

(3) 応急仮設住宅供与の対象者

【1.3.9.10】 応急仮設住宅供与の対象者

災害のため

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を得ることができない者

自らの資力で住家を得ることができない者とは、災害前の住宅を復旧することは勿論、仮設住宅程度のものも確保できない者である。したがって、相当額の預貯金又は不動産がある者、あるいは親せき知人等から一時的に借金をし、それを返済していけば住宅の再建ができる者はこの制度の対象とならない。この他、例示すれば以下のとおりである。

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない失業者
- ③ 特定の資産のないひとり親世帯
- ④ 特定の資産のない高齢者、病弱者並びに身体障がい者

- ⑤ 特定の資産のない勤労者
- ⑥ 特定の資産のない小企業者
- ⑦ 前各号に準ずる経済的弱者

【1.3.9.11】 仮設住宅の供与の要点

《仮設住宅の供与の要点》

- ア. 応急仮設住宅に収容する入居者の選考に当たっては、十分な調査を基本とすべきであり、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等、被災者の資力、他の生活条件を十分に調査する。
- イ. 応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅の斡旋等を積極的に行う。

(4) 建設資機材の調達

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴い、発生する建設資機材の供給は、あらかじめ締結した建設業者等から、必要に応じて調達する。

6.2 応急仮設住宅の供与・管理

(1) 供与期間等

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成した日から2年以内とする。

(2) 設置戸数の決定（県防計画）

県は、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を市町村を通じて速やかに把握し、市町村と協議の上、設置戸数を決定する。

(3) 設置場所の提供等

- ① 設置場所は、原則として国、県、町の公有地で、住宅地としての生活環境に適した場所を提供すること。なお、国有地については、国有財産法第19条及び第22条第1項第3号等により、無償貸与を受けられるので、九州財務局宮崎財務事務所と協議すること。
- ② 民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とし、その利用について所有者と設置期間等の利用関係について契約書を締結しておくこと。

(4) 建設資材の調達

災害救助法に規定する応急仮設住宅の規模を基準として、建設資材を調達する。なお、調達に当たっては、社団法人プレハブ建築協会、社団法人宮崎県建築業協会等の協力を得るものとする。

(5) 入居者の選定等

県は、町を通じて被災者の状況を調査の上、次の基準により入居者を決定している。

なお、町は、入所の選定に当たって、災害救助法担当課、民生委員等からなる選考

委員会を設置する。

- ① 住家が全焼、全壊又は流出し、現に居住する住家のない者で、自らの資力で住宅を確保できない者

(例示)

- ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産のない高齢者、障がい者、ひとり親世帯、病弱者等
- ウ 前各号に準ずる者

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者等、日常生活に特別な配慮を要する者が、利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅も必要によって設置すること。

(7) 応急仮設住宅の管理

- ① 県は、応急仮設住宅を設置した時は、その維持管理に努めなければならないとしている。ただし、その維持管理を応急仮設住宅所在地の市町村長に委任することができる。
- ② 管理者は、常に入居者の実態を把握して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等の各種サービスの提供に努めること。
- ③ 応急仮設住宅に管理人を置く場合には、男女両方を配置すること。
- ④ 応急仮設住宅の入居者名簿は、世帯単位とともに個人単位でも作成すること。また、氏名、性別、年齢、支援の必要性(健康状態、保育や介護を要する状況等)、外部からの問合せに対する情報の開示の可否等を記載すること。また、個人情報の取扱及び管理には十分に注意すること。

(8) 仮設住宅入居者への説明

入居者に対し、応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し、理解を得ておくものとする。

(9) 地域社会づくり

- ① 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮するものとする。
- ② 大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成を図り、自治会長や副会長等の役員に女性の参画を進めるものとする。
- ③ 自治会では、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえたルール作りを行うこと。
- ④ 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、自治会活動などの地域社会づくりの拠点として、集会施設の設置に配慮するものとする。
- ⑤ 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に、民生・児童委員やボランティア等の連携体制(ネットワーク)によ

る見守り活動が行われるよう配慮するものとする。

(10) 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し、被災者の恒久住宅への移転を推進・支援すること。

- ① 恒久住宅需要の的確な把握
- ② 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知徹底
- ③ 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知
- ④ 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等
- ⑤ その他、住宅等に関する情報の提供

6.3 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の期間

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了させる。

(2) 応急修理の戸数の決定

町は、応急修理を要する戸数を速やかに県へ報告し、協議の上、対象数を決定する。

(3) 応急修理の規模

応急修理の面積について、特にその制限はない。居室、炊事場及びトイレ等で、日常生活を維持するのに必要な最小部分について、災害救助法に規定する金額の範囲内で応急的な修理を行う。

(4) 応急修理の対象世帯の選定等

町は被災者の状況を調査の上、結果を県に報告する。

県は、応急修理について、次の基準をすべて満たす対象世帯を決定する。

なお、町では、対象世帯の選定に当たって、災害救助法担当課、民生員等からなる選考委員会を設置する。

- ① 半焼又は半壊の被害を受けた
- ② この被害のため差し当たって日常生活が営み得ない世帯である
- ③ 被害を受けた住宅以外に住むところがない
- ④ 自らの資力で応急的な修理ができない世帯である

(5) 建築相談窓口の設置

町は、土木事務所等に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。

本部長は、この事務について、町職員のみで対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

(6) 応急修理の実施

住宅の応急修理は、被災住宅の居住に必要な最小限度の部分を応急的に補修し、住居の安定を図るものである。

- ① 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、町が行う。
- ② 災害救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、町が行う。

【1.3.9.12】 住宅応急修理の対象者

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

【1.3.9.13】 住宅応急修理要領

| | |
|------|--------------|
| 修理費用 | 国が示す限度額以内 |
| 修理期間 | 災害発生日から1ヶ月以内 |

6.4 被災建築物及び宅地の応急危険度判定

地震災害により被災した建築物が、引き続き安全に居住できるか否か、及び余震等による二次災害に対して安全が確保できるか否かの判定を、県建設士会等の協力を得て実施する。

(1) 被災建築物及び宅地応急危険度判定調査の実施

地震等発生後、半壊以上の建築物が多数発生し、居住者等への安全指導を実施する必要がある場合には、「応急危険度判定士」等の協力を得て、早期に被災建築物及び宅地の応急危険度判定を実施する。

(2) 被災建築物応急危険度判定（建築物）

被災建築物の応急危険度判定は、次の3段階とする。特に、必要な注意を付して、建物の玄関付近に掲示する。また、関係者へ安全指導を行う。

【1.3.9.14】 被災建築物応急危険度判定

| | |
|----------------|--------------------------|
| 《被災建築物応急危険度判定》 | |
| 判 定 （3段階） | |
| 危険 | この建築物に立ち入ることは危険です。 |
| 要注意 | この建築物に立ち入る場合は、十分注意して下さい。 |
| 調査済 | この建築物は被害程度は少ないです。 |

(3) 応急危険度判定士の派遣要請

町は、余震等による二次被害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

(4) 応急・復旧措置に関する指導・相談

- ① 倒壊及び外壁等の脱落等のおそれのある建築物等の危険防止に関する

る相談・指導を行う。また、落下等による事故防止のための住民に対する広報を実施する。

- ② 被災建築物の復旧に関する技術指導及び相談を関係機関の協力を得て、必要に応じて行う。

6.5 公的住宅等の空き家の活用

応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、町は、被災者の住宅を応急的に確保するために、公営住宅等の空き家に一時的に入居させる。激甚な災害の際は、必要に応じ、関係機関等への協力要請を行ったうえで、県や住宅都市整備公団等が管理する公営住宅、公的住宅等を被災者用応急住宅として、一時使用を要請する。

県は、状況に応じ、他県等への被災者の一時入居について要請する。

7. 広域避難及び広域一時滞在

7.1 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議を行う。

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

7.2 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合において、市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで町に代わって広域一時滞在のための協議を行う。

第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

<災害対応フェーズ>

| | | 発災 3時間 | | 72時間 | | 2週間 | | 1カ月 | |
|-------|-----------------|--------|-----|---------------------------------------|-----|-----|-----|-----|--|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 | 復興期 | | |
| 町担当 | 総務対策部 (物資班) | | | ○物資等の調達 ○物資等の協力要請 | | | | | |
| | 環境水道対策部 | | | ○応急給水の実施 | | | | | |
| | 総務対策部 (避難所班) | | | ○炊き出し、物資の配給 | | | | | |
| 県 | | | | ○給水、物資等の調達、輸送手配、提供 ○物資等の供給に関する総合調整 | | | | | |
| 水道事業者 | | | | ○応急給水の実施 | | | | | |
| 自衛隊 | | | | ○物資の輸送 | | | | | |
| 協定事業者 | | | | ○物資の提供、輸送 | | | | | |

1. 基本方針

災害による住居被害や食料流通機構の麻痺、ライフラインの寸断等により、被災者が自ら食事を得る手段がない場合、備蓄等から食料を供給する。

食料供給活動は町が実施し、県はそれらの支援及び総合調整を行う。

町は、災害時の主要食糧を確保するため、関係業者と連絡を密にして必要量の把握と主食の供給、業務の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、物資班、避難所班を編成する。

各特命班は次のとおり応急対策を実施する。

- ① 物資班は、物資等の調達及び調達に関する協力要請を実施する。
- ② 避難所班は、避難者等に対して炊出しや物資の配給を実施する。

1.2 食料の調達

(1) 調達量の把握

町は、避難所及び関係業者と連絡を密にして必要量の把握に努める。

(2) 調達・供給計画

- ① あらかじめ災害時における食糧供給計画を策定し、被災者の食糧の確保と供給に努める。

- ② 必要な食糧の確保と供給ができない場合は、県及び周辺市町村に対し、応援を要請する。
- ③ 米穀の買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課・九州農政局宮崎県拠点及び政府所有米穀を管理する受託事業者・JA日向・宮崎米商の責任者等との連絡・協力体制の整備を図る。
- ④ 政府所有の米穀の調達

災害救助法又は国民保護法が発動された場合で、炊き出し等給食を行う必要があると認められるときは、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、知事又は町は、速やかに災害発生状況又は、給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（「応急用米穀」という。）の数量等を農林水産省に通知し、緊急の引渡要請を行う。

(3) 食糧の調達

① 実施責任者

災害時における食糧供給は、町が直接又は知事の委任を受けて行う。

- ② 町は、食糧供給及び炊き出しを実施しようとするときは、直ちに災害応急用米穀の供給を県知事に申請しなければならない。
- ③ 町は、県知事からの通知に基づき、知事の指定するものから給与を受ける。
- ④ 応急食糧の緊急措置

町は、通信・交通の途絶により、知事の指示が受けられない場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省政策統括官に対し、直接、引渡要請を行う。

- ⑤ 県は、市町村から支援の要請を受けたとき、または被害の状況等から判断して必要と認めたときは、県が備蓄している食料を放出することはもとより、さらに不足が生じたときは食品製造業及び小売業等関係業界から食料を調達し供給を行う。（県防計画）

1.3 炊き出し、その他による食料の供給

【1.3.10.1】 炊き出し・食糧配給の対象者

| |
|--|
| <p>ア. 避難所に収容された者</p> <p>イ. 住家の被害により炊事ができない者</p> <p>ウ. 旅行者、列車、船舶、バスの旅客等であって食糧品の持ち合わせがなく調達できない者</p> <p>エ. 被害を受け一時縁故先等に避難する者で食糧品を喪失し持ち合わせのない者</p> <p>オ. 社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食品の給与ができない</p> <p>カ. その他、町長が供給の必要を認めた者</p> |
|--|

資料編【1.2.2.22】 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

(1) 炊き出し等の実施

町長は、災害時の住家の被害や食料品の販売機構等の麻痺、水道等ライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、炊き出しや公的備蓄等から食料を供給し、被災者の食生活を確保する。

① 対象者

避難所に収容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食品の供給ができない者等、災害により現に食事を得る手段がない者とする。

② 供給の内容

災害直後においては、備蓄食料や産業給食(市販の弁当、おにぎり)等による供給が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等に配慮し、ボランティア等による避難所等での炊き出しや集団給食施設の利用による供給に転換を図ること。

ア 食品の供給に当たっては、食品の衛生に留意し、食べられる状態にある物を供給すること。

イ 乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮した物を供給すること。

ウ 食品の供給の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスを確保すること。

エ 米穀(米飯を含む)、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。なお、乳児に対する供給は、災害時に水やお湯が不足することから液体ミルクを原則とし、アレルギー対応ミルクについても配慮する。

③ 供給の方法

ア 炊き出し及び食品の配給を実施する場合には、責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。

イ 炊き出しは、奉仕団等の協力を得て行うものとし、町職員が立ち会い、その指示により実施する。

ウ 炊き出し施設は、可能な限り学校等の給食施設、又は集会所、保育所等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設、又は避難所に近い施設を選定して設ける。

エ 炊き出し施設の選定に当たっては、あらかじめ所有者、又は管理者から了解を受けておく。

オ 炊き出しに当たっては、常に食糧品の衛生に留意する。

④ 県、近隣市町村への協力要請

町が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等による食料の供給を実施できないと認めるときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

県は、町から要請を受けたときは、次により措置を講ずるものとしている。

- ア 日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請
 - イ 集団給食施設への炊飯委託
 - ウ 調理不要な食パン等の供給
- (2) 食糧の配給の種類及び期間
- ① 種別
 - ア 炊き出し（乳幼児のミルクを含む）
 - イ 食品配給（一時縁故先等に避難する者に、現物をもって3日以内の食糧品を支給する。）
 - ウ 食糧の配給は、被災者が直ちに食べられる現物による。
 - ② 配給品目及び数量
 - ア 配給品目は、米穀、又はその加工品副食品
 - イ 配給数量は、社会通念上の数量とする。1人1日換算、災害救助法適用の枠内。
 - ③ 配給期間
 - ア 災害規模、状況等に即して対応する。
 - イ 災害救助法適用
炊き出し、その他による食品配給期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。
 - ④ 食品の備蓄
主要食糧の備蓄は、第2章第2節第9項「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備」に定めるところによる。
- (3) 応急配給の方法
- ① 主食及び副食の配給
主食の確保、配給の方法については、災害の規模、状況等に応じ、実情に即した措置を講ずる。
 - ② 食糧の輸送等
食糧の保管と併せ、調達業者に依頼し、輸送・保管計画に基づき、実施する。
なお、交通規制や避難所との連携についても考慮しておく。
- 1.4 食料集積地の指定及び管理
- (1) 食料集積地の指定
あらかじめ定めた食料の集積地を活用し、調達した食料の集配を行う。
 - (2) 集積地の管理
食品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理に万全を期するものとする。
 - (3) 調達・援助された食糧の受入れ、配給のための拠点となる施設の確保
町は、災害が発生した場合において、調達又は援助された食糧の受入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行ったうえで、空き教室や体育館等の施設を確保する。

2. 飲料水の供給及び給水の実施

町長は、災害による水道等の給水施設の破壊あるいは汚染等により、被災者が飲料水を得られない場合、飲料水を供給する。

町は給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るよう努める。県はそれらの支援及び総合調整を行う。

なお、町が災害救助法の適用を受けた場合、町の飲料水の供給に要した費用について、県は災害救助法の規定の範囲内で支出する。

2.1 飲料水の供給

(1) 給水対象者

避難所に収容された被災者及び在宅の被災者に限らず、災害のために現に飲料水を得ることができない者。

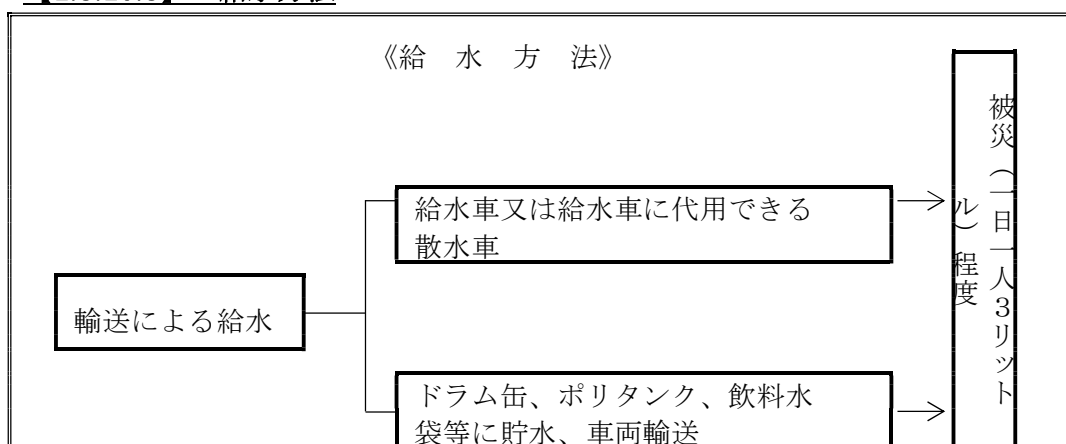
(2) 重要施設の優先的給水

医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行うように努める。

(3) 給水方法

- ① あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。
- ② 災害直後においては、容器等の不足等も考慮し、市販のペットボトル等被災者の飲料しやすい方法により供給する。なお、搬入経路が途絶している場合は、ろ水器、浄水剤等の使用による飲料水の確保も考慮すること。
- ③ 給水車等により、隣接市町村から搬送による給水を受けること。
- ④ 断水等が長期化する場合、避難所や地域ごとに大型ポリタンクを設置するなどにより、被災者で適時給水を受けられるよう配慮すること。

【1.3.10.3】 給水方法



(4) 給水計画の策定

【1.3.10.4】 給水計画の策定

- | |
|---|
| ア. 給水地域 イ. 配給場所 ウ. 給水の広報 エ. 給水量、時間 オ. 配給方法、車両、人員等 |
|---|

- ① 1人1日当たりの給水量3リットル程度を目安とする。
- ② 飲料水の確保及び給水に当たっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。
- ③ その他の給水

- ア 給水車、自動車、舟艇等による搬送給水を開始するまでに、特に飲料水を供給する必要がある場合は、ヘリコプター等による給水を要請する。
- イ 容器等の不足等も考慮し、市販のペットボトル等、被災者の飲料しやすい方法により供給する。なお、搬入経路が途絶している場合は、ろ水器、浄水剤等の使用による飲料水の確保も考慮する。
- ウ 断水等が長期化する場合、避難所や地域ごとに、大型ポリタンクを設置するなどにより、被災者で適時給水を受けられるよう配慮する。
- エ 町が多大な被害を受けたことにより、町において十分な給水を実施できないと認めるときは、県及び近隣市町村に給水等について協力を要請する。
県は、町から要請を受けたときは、飲料水製造業者や小売り業者等、関係業界からの飲料水の供給について支援調整を行う。また、町が災害救助法の適用を受けた場合、流通在庫備蓄等からの供給を行う。

2.2 応急給水の実施

(1) 基本計画

① 公平で効率的な応急給水

水道事業者は、水道施設の被災状況や断水状況等を迅速かつ的確に把握し、公平で効率的な応急給水を行うものとする。

② 応急給水基本計画の立案

水道事業者は、県内外他事業者等からの応援を有効かつ計画的に活用できるための応急給水基本計画を早急に立案するものとする。

(2) 作業体制の確保

被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速かつ効率的な応急給水を行うものとする。

(3) 応急給水用資機材の確保

- ① 給水車、給水タンク、給水用機械の保有機関の協力を受ける。
- ② 町のみでは、飲料水の確保、給水等が困難なときは、周辺市町村及び県に応援を要請する。

(4) 需要施設の優先的給水

水道事業者は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急給水を行うものとする。

資料編【1.3.10.5】門川町災害応援協定（主なもの） 一覧表

【1.3.10.6】 給水量等の目安

| 《 給水量等の目安 》 | | |
|----------------------------------|-------------------|---------|
| 給水の条件 | 給水量の基準 | 備考 |
| ア. 飲料水の確保が困難なとき | 1人1日当たり 3リットル | 飲料水のみ |
| イ. 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき | 飲料水＋雑用水 14リットル | 洗面、食器洗い |
| ウ. 感染症予防法により県知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合 | 20リットル | イ.＋洗濯用水 |
| エ. ウ.の場合が比較的長期にわたるとき必要の都度 | 35リットル | ウ.＋入浴用水 |

平成27年国勢調査人口：18,183人

(5) 応急給水期間

供給期間は災害救助法により、災害発生の日から7日以内とする。但し、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

2.3 応急復旧対策

応急復旧工事は、「水道施設の震害対策要綱」（日本水道協会）に準拠した相互応援体制に基づいて実施する。応急復旧が行える体制整備に努める。

(1) 初期の段階（被災後おおむね5日以内）

町管工事組合に応援を求め対応する。

【1.3.10.7】 復旧部隊

復旧部隊
調査員（危険箇所、漏水箇所の調査）
監督員（工事監督、弁操作）

- (2) 第2段階（被災後おおむね6日以降）
一般行政職の技術職員で対応する。また、近隣の市町村に工事支援を要請し、対応する。

- (3) 応急復旧工事の順序

【1.3.10.8】 応急復旧工事の順序

| | |
|---------|--|
| ア. 第1段階 | <ul style="list-style-type: none"> a. 仕切弁を止める b. 導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） c. 送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） d. 配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） |
| イ. 第2段階 | <ul style="list-style-type: none"> a. 緊急に水を要する施設（病院、福祉施設等）に対する給水については仮設配管等で対応する。 b. 各家庭における止水栓（第1止水）を止める。 c. 緊急拠点配水地点、学校、地区集会所等の避難所において臨時給水を行う。 d. 配水支管及び給水管の調査を行い、復旧工事を実施の上、通水する。以上の作業を繰り返し継続する。（修理箇所の調査は、配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する。） |
| ウ. 第3段階 | <ul style="list-style-type: none"> a. 各家庭に給水栓を設置する。 b. 順次、宅地内漏水の修理を行う。 |

- (4) 配管網図の整備、保管
- ① 上水道管路情報は随時更新し、システムを活用する。
 - ② 各浄水施設に配水管網図を配置し、工事支援者への迅速な配布に努める等の応急復旧工事に備える。

- (5) 取水施設

取水施設の被災に対しては、応急復旧用資材により復旧を行う。

- (6) 浄水施設

- ① 各浄水施設は、原水の処理能力の低下を防止するため、原水処理薬品類を備蓄して所要の浄水能力を確保する。
- ② 沈澱池、浄水池及びろ過等の被害に対しては応急復旧を行う。

- (7) 送水施設

- ① 圧力管路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。
- ② 自然流下水路の被害に対しては、本復旧を行う。
- ③ ポンプ場には、送水のための応急措置をとる。停電時の備えとして、自家発電等による施設や機器の運転制御を行い、停電復帰後速やか

に加圧送水ができるよう努める。

3. 生活必需品の供給

災害による住宅被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者に対して、被服、寝具、その他の生活必需品等を供給又は貸与する。

生活必需品等の供給活動は、基本的には町が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行うものとする。

町長は、被災者に対し生活必需品等を円滑に供給する。そのため、平素から取扱業者及び調達可能量の把握、確認に努める。災害時においては、速やかな確保と配給に期するものとする。

なお、町が災害救助法の適用を受けた場合で、町が県に対して、生活必需品等の供給要請をした場合、県は備蓄等から生活必需品等を供給する。また、町が生活必需品等の給(貸)与に要した経費について、県は災害救助法の規定の範囲内で支出する。

3.1 生活必需品の調達

あらかじめ生活必需品等の供給計画を策定し、被災者の生活必需品等の確保と配給に努める。必要量が確保できないときは、県及びその他の市町村等に対し、応援を要請する。

応援を要請する際は、被災状況に応じて、必要な品目を広報して、供給を促す。

(1) 対象者

【1.3.10.9】 生活必需品等供給計画の対象者

- ア. 住家が全壊(焼)、流失、床上浸水等したもの
- イ. 被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失又は毀損したもの
- ウ. 生活必需品が無い場合、日常生活を営むことが困難なもの

(2) 物資の調達及び配給

① 物資調達先

【1.3.10.10】 物資調達先

- ア. 日本赤十字社宮崎県支部(救援物資)
- イ. 民間業者
(町で調達が困難な場合、県、その他の市町村等に要請)

3.2 生活必需品の給(貸)与

住家被害等により被服、寝具、その他の生活必需品等を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、応急的な被服、寝具、その他の生活必需品等を、公的備

蓄等から給(貸)与するものとする。

(1) 対象者

住家に被害を受け、又は住家に被害はないが、現に住家に立入が禁止されている等で、被服・寝具、その他の生活必需品等を喪失・毀損、又は入手できない者。

(2) 給(貸)与の内容

避難所等での生活に必要な寝具、衣類、身の回りの日常生活品等で、次のような一時的な生活の急場をしのご程度の品とする。

- ① 寝具(毛布等)
- ② 日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトーパー、簡易トイレ、ごみ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ、紙おむつ等)
- ③ 様々なサイズの衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)
- ④ 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)
- ⑤ 食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)
- ⑥ 光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LP ガス容器一式、コンロ等附属器具、卓上ガスコンロ等)
- ⑦ 車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具などの補装具類
- ⑧ 女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資(生理用品、紙おむつ用品、粉ミルク用品離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等)
- ⑨ その他(ビニールシート等)

(3) 供給方法

① 供給又は貸与の方法

ア 生活必需品等を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯毎の人員も勘案の上、金銭や商品券等ではなく、現物を給(貸)与すること。

イ 世帯構成等を確認し、配分計画表等も作成の上、給(貸)与すること。

ウ 備蓄物資以外に、義援物資等の搬入も考えられる。そのため、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し、給(貸)与すること。

② 供給又は貸与の期間

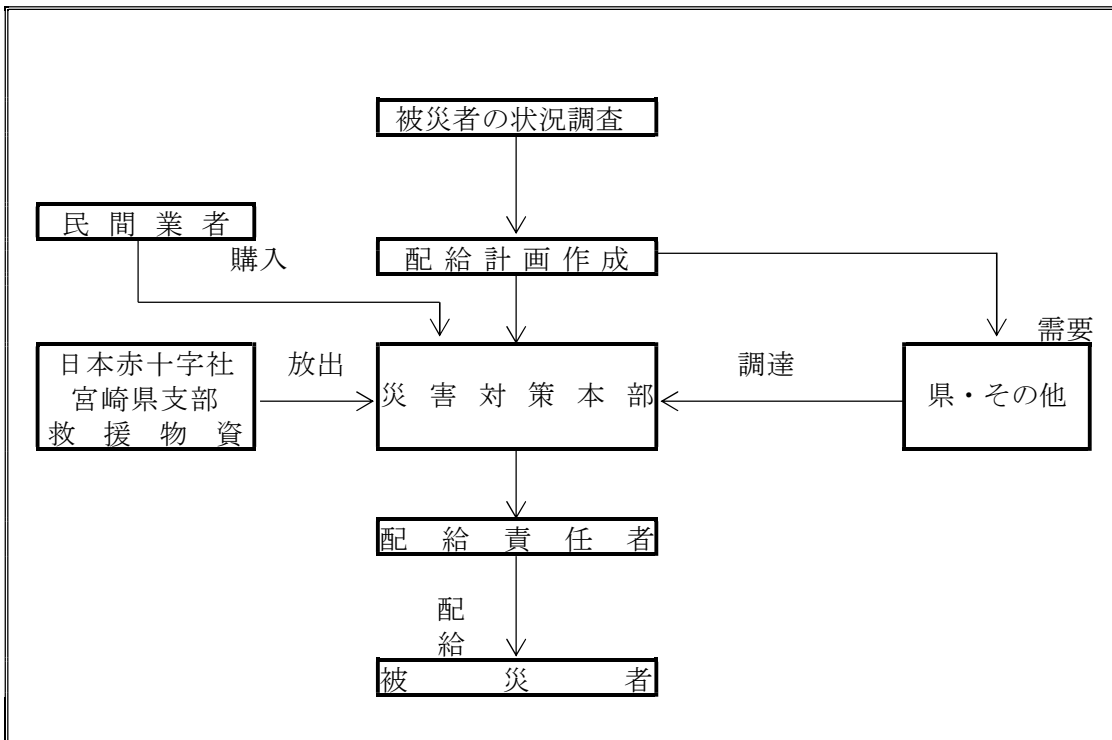
ア 調達可能量

必要物資等に応じ、実情に即した措置を講ずる。

イ 災害救助法の適用

災害発生の日から10日以内。但し、特別の事情があるときは厚生労働大臣の承認(特別基準)を得て延長することができる。

【1.3.10.11】 生活必需品等の配給計画



③ 県、近隣市町村への協力要請

町は、多大な被害を受けたことにより、町において生活必需品等の供給の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

県は、市町村から生活必需品等の調達の支援要請を受けた場合、生活必需品等製造業者及び小売業者等関係業界からの調達を支援する。

(4) 調達・援助された生活必需品等の受入れ、配給のための拠点となる施設の確保

町は、災害が発生した場合において、調達又は援助された生活必需品等の受入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行ったうえで、空き教室、体育館等の施設を確保する。

第11節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動

地震災害による上水道等のライフラインの被災や避難生活の長期化等は、生活環境の悪化を招く。そのため、町は、保健衛生、防疫、環境対策等について、関係機関の協力を得て積極的に行うものとする。

<災害対応フェーズ>

| | | 発災 | 3時間 | 72時間 | 2週間 | 1カ月 |
|------|------------------|-----|-----|---|---|-----|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 |
| 町担当 | 町民対策部 | | | | ○救護所、健康に関する相談窓口の設置 ○巡回相談 ○予防教育、広報 | |
| | 総務対策部 (防疫班) | | | | ○防疫活動の実施 ○ごみ、し尿、がれき処理 | |
| | 総務対策部 (医療支援班) | | | | ○感染症患者の検病検査の実施 | |
| | 総務対策部 (被害調査班) | | | | ○河川、道路等の障害物の除去 | |
| 県 | | | | ○健康状態の把握 ○精神科医療チームの派遣 ○防疫活動の実施 ○食品衛生の指導 ○有害物質の調査、指導 | | |
| 医療機関 | | | | ○感染患者の把握、通報 | | |

1. 保健衛生対策の実施

町は県とともに、被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

特に、被災のショックや長期避難生活等によるストレスは、心身の健康に障害を生じさせるため、被災者に対するメンタルヘルスケアを実施する。

1.1 健康対策の実施

(1) 救護所の設置等

避難所において、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。

その際、個室やパーティションを活用し、プライバシーが確保されたスペースで診療等が行えるよう配慮するものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には、特段の配慮を行う。必要に応じ、福祉

施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、計画的に実施するものとする。

巡回健康相談の実施

- ① 町は県とともに、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行う。そのため、保健師や男女両方の相談員による巡回健康相談、及び家庭訪問を行う。
- ② 町及び県は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう、訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施することとする。
- ③ 県は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について市町村に助言を行うとともに、福祉関係者やかかりつけ医師、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行うこととする。（県防計画）
- ④ 県は、巡回健康相談の実施にあたり、市町村と連携して要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努めるものとする。（県防計画）

(2) 巡回栄養相談の実施

- ① 町は県とともに、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。
- ② 町は県とともに、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援することとする。
- ③ 県は、巡回栄養相談の実施にあたり、町と連携して要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努めるものとする。

1.2 精神医療、メンタルヘルスケアの実施

(1) 精神科救急医療の確保（県防計画）

県は、治療の中断(薬切れ等)や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者に対して、県精神病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための体制を確保する。

こうした病状の悪化した精神障がい者を受入れる病床の確保については、保健所を通じて各医療機関と調整を行う。

(2) メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施

① 心の相談所の設置と救護活動の実施

町は県に協力し、保健所に心の相談所を設置する。

また、必要に応じて、国や他県の精神科医療チームの派遣、及び救護活動の実施の要請を行う。

心の相談所は、各精神科医療チームの派遣等、支援体制の進展に応じて、次のことを実施する。

ア 第一段階

常駐の医師による保健所での診療、保健所からの避難所への巡回診療及び訪問活動

イ 第二段階

精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開
保健所による長期の継続が必要なケースの把握、対応

ウ 第三段階

各心の相談所におけるメンタルヘルスケアの実施、夜間巡回等

エ 第四段階

(ア) 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動

(イ) PTSD(心的外傷後ストレス障害)への対応(県防計画)

心の救護活動の情報の集約及び救護活動を行う関係者への情報の提供(FAXニュース等)は、原則としてセンターに一元化する。センターは、保健所における心の相談所、一般医療チーム、精神科医療チーム(ボランティアによる派遣チーム等を含む。)等との連絡、調整を行うものとし、被災地の保健・医療の現況、実施に当たっての治療、ケアの方針等を示す。

② 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、町は県とともに、「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配付する。また、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

2. 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施

災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生や、まん延を防止するため、町は県とともに、応急措置等を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。

また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視・指導を行う。

さらに、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物の救護を行う。

(1) 実施主体(特命班)

総務対策部が主体となり、医療支援班、防疫班を編成する。

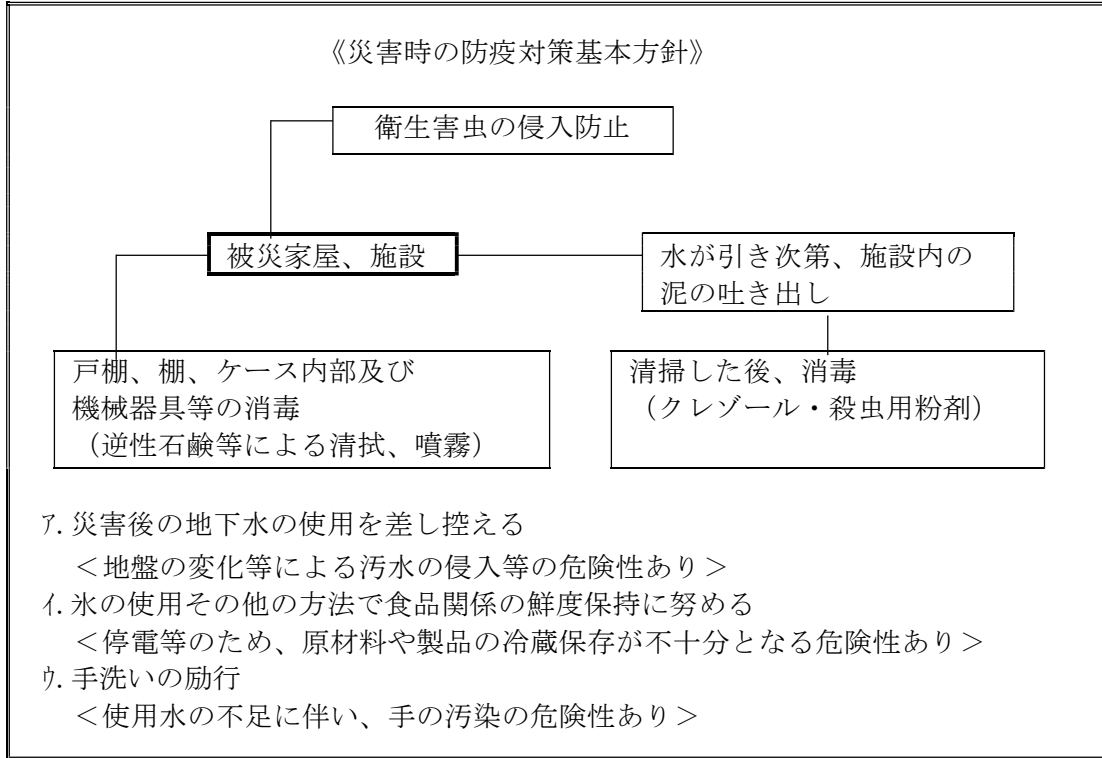
各特命班は次のとおり応急対策を実施する。

① 医療支援班は、防災関係機関と連携して感染症患者の検病検査を実施する。

② 防疫班は、県と連携して消毒、ねずみ族・昆虫駆除等の防疫活動を実施する。

2.1 防疫対策の実施

【1.3.11.1】 災害時の防疫対策基本方針



(1) 防疫組織の設置

① 医療支援班の編成

ア 医療支援班の編成

町は、医療支援班を編成し、保健所、医師会の協力を得て、検病調査を行う。

イ 活動内容

感染症患者の発生状況を把握し、早期発見に努める。患者の入院勧告等、適切な予防措置を講ずるため、検病調査を実施する。

【1.3.11.2】 医療支援班の編成基準

| 区分 | 主管 | 活動内容 | 編成人員 | |
|-------|-------------------------|--------------------|----------|------|
| 医療支援班 | 総務対策部 日向市郡医師会 保健所 | 感染症の予防及び応 急対策活動 | 医師 | 1名 |
| | | | 保健師(看護師) | 2~3名 |
| | | | 事務 | 1~2名 |

② 防疫班の編成

ア 防疫班の編成

町は、保健所、医師会の協力を得て、防疫実施のための防疫を編成する。

イ 活動内容

感染症患者の発生、拡大を予防するため、消毒、ねずみ族・昆虫駆除等の防疫活動を実施する。

【1.3.11.3】 防疫班の編成基準

| 区 分 | 主 管 | 活 動 内 容 | 編 成 人 員 | |
|-----|---------|--------------------|---------|------|
| 防疫班 | 総務対策部 | 消毒、ねずみ族・昆虫駆除等の防疫活動 | 衛生技術者 | 1名 |
| | 日向市郡医師会 | | 担当員 | 2～3名 |
| | 保健所 | | 事務 | 1～2名 |

(2) 防疫措置情報の収集・報告

町は県と連携し、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、被害状況等の情報を収集する。また、防疫措置の必要な地域又は場所を把握し、相互に情報の伝達を行う。

医療機関は、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努める。患者を発見した場合、又は疑いのある場合は、町又は保健所への通報、連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講ずるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

(3) 防疫対策

町は県とともに、被害の状況などを考慮し、当該災害に即応した防疫対策を策定する。

① 消毒薬品・器具器材等の調達

町は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬品・器具器材等を迅速に調達する。また必要に応じ、県、薬業団体及び近隣県・市町村などの協力を求める。

② 防疫措置等の実施（県防引用）

県は被災市町村の実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班などにより、次の事項を行う。

また、被災状況に応じ、自衛隊及び他県等関係機関に対し、防疫活動を要請する。

- ア 被害状況の調査及び町に対する指導
- イ 検病調査及び衛生指導
- ウ 避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅の住人に対する健康診断
- エ 飲料水等の消毒指導
- オ その他の防疫措置に必要な事項

③ 代執行

町の被害が激甚なため、又はその機能が著しく阻害されたため、知事の指示、命令により町が行うべき業務を実施できない、もしくは実施しても不十分であると認められるときは、町長に代わって知事が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第27条の規定の代執行を行う。

④ 優先地域

次の地域を優先的に防疫活動を実施する。

- ア 感染症の保菌者の発見地
- イ 被災地（浸水地域）
- ウ その他、衛生条件に応じて

⑤ へい獣処理

必要に応じて家畜伝染病の予防をするための消毒、その他の衛生処理を実施するとともに、日向保健所長の指示に従い、環境衛生上支障のない場所に収集し、又は焼却等の方法で処理する。

また、逸走した危険な動物等の危険防止に努め、関係機関と協力し、その捕獲と処理の検討を行う。

(4) 感染症予防活動

① 感染症の患者等に対する措置

被災地に発生した感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、速やかに処置を行う。

② 検病調査活動

【1.3.11.4】 検病調査活動

| 目 的 | 方 法 | 留 意 点 |
|-------------|---------------|----------------------|
| 感染症の患者の早期発見 | 被災地域全域での調査活動 | 感染症発生地域、避難所、浸水地域等を優先 |
| 感染症のまん延防止 | 健康診断(必要に応じ実施) | |

③ 災害防疫業務内容

- ア 消毒方法

【1.3.11.5】 防疫活動における消毒方法

| 《防疫活動における消毒方法》 | | |
|----------------|------|-------------|
| 対 象 | 消毒場所 | 消 毒 方 法 |
| 飲 料 水 | 井 戸 | 次亜塩素酸ソーダの投入 |
| | 簡易水道 | 塩素滅菌処理の実施 |
| 家 屋 内 | 炊事場等 | 逆性石鹼の使用 |
| | 床下等 | クレゾールを散布 |
| 芥溜、溝渠 | 芥溜周辺 | クレゾールの散布 |
| | 溝 渠 | 及び塵芥の焼却 |

イ 消毒薬剤所要量及び算出基準

【1.3.11.6】 所要量算出方法

| 区 分 | 薬 剤 の 種 類 | 算出の基礎量 |
|-----------------------------|-----------|-------------|
| 床 上 浸 水 (全壊、流失 半壊を含む) | クレゾール | 1戸当り 200ml |
| | 殺虫用粉剤 | 1戸当り 500 g |
| | 次亜塩素酸ソーダ | 井戸1箇所 200ml |
| 床 下 浸 水 | クレゾール | 1戸当り 100ml |
| | 殺虫用粉剤 | 1戸当り 500 g |
| | 次亜塩素酸ソーダ | 井戸1箇所 200ml |

ウ ねずみ族・昆虫等の駆除

町は知事の指示を受けて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第28条に基づいて、ねずみ族・昆虫等の駆除を行う。

エ へい獣処理

必要に応じて、家畜伝染病を予防するための消毒、その他の衛生処理を実施する。また、日向保健所長の指示に従い、環境衛生上支障のない場所に収集し、又は焼却等の方法で処理する。

また、逸走した危険な動物等の危険防止に努め、関係機関と協力し、その捕獲と処理の検討を行う。

【1.3.11.7】 災害防疫業務内容

| |
|---|
| ア. 予防教育及び広報活動の強化 イ. 清潔方法及び消毒方法の施行 ウ. ねずみ族、昆虫等の駆除 エ. 家庭用水の供給 オ. 感染症患者のへの入院勧告等 カ. 避難所の衛生管理及び防疫指導 |
|---|

消毒薬品・器具器材等の調達

町は県とともに、災害時の防疫措置に必要な消毒薬品・器具器材等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び近隣県・市町村などの協力を求める。

災害防疫に必要な最小限度の資材等は次のとおりである。また、薬剤等は、保健所及び医薬品メーカー、卸売業者から調達・購入するものとし、緊急の場合は、最寄りの薬局等から購入する。

【1.3.11.8】 防疫用資器材

| 資 機 材 | 備 考 |
|--|--------------------|
| トラック 水質検査器具 携帯マイク | 各保健所に保有 その都度借上げ |
| 液量計 地図 バケツ つるはし シャベル かま くわ じょうろ | 現地で補給 |
| 作業服 | 県保健薬務課に保有 |
| 手袋 ゴム手袋 ゴム長靴 マスク 腕章 フィルム メガホン | その都度補給 |
| 防疫用医薬品 | 規模に応じて補給 |

④ 健康診断

検病検査の結果、必要があるときは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第17条の規定により、健康診断を実施する。

⑤ 臨時予防接種

予防接種の必要がある場合は、「予防接種法」第6条の規定により、臨時予防接種を実施する。

⑥ 患者等の措置

被災地において、感染症患者（一部疑似症を含む。）又は病原体保有者を入院させるに当たって、交通途絶等のため感染症指定医療機関に入院させることが困難な場合は、保健所長は感染症指定医療機関以外の病院、若しくは診療所のうち、知事が適当と認める医療機関に入院させる措置を講ずる。

⑦ 予防教育、広報

町は県とともに、パンフレット等により、あるいは関係団体等を通じて、住民に対する予防教育を徹底する。自ら有する広報機能により、または報道機関に協力を求めることにより広報活動を行う。予防教育及び広報に当たっては、いたずらに社会不安をあおることがないように努める。

(5) 食品衛生管理

【1.3.11.9】 食品衛生管理

- ア. 食品関係営業施設の実体把握及び監視指導
- イ. 避難所数の把握及び避難所における食品衛生指導及び啓発
- ウ. 炊き出し施設等の衛生指導
- エ. 避難所用弁当調整施設等の監視指導
- オ. 飲料水の衛生確保

(6) 避難所の衛生管理及び防疫指導

町は、避難所を開設したとき、避難所における防疫の徹底を期さなければならない。このため、避難所内の衛生に関して、自治組織を編成させ、その協力を得て、防疫に万全を期する。

【1.3.11.10】 避難所の衛生管理及び防疫指導

- ア. 避難所の清潔方法、消毒方法の実施
- イ. 避難者に対する検病調査の実施（1日1回）
- ウ. 給食従事者に対する健康診断の実施（なるべく専従者とする）
- エ. 配膳時の衛生保持、残廃物、厨芥等の衛生的処理の指導
- オ. 飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒）
- カ. 避難所における衛生に関する自治組織編成の指導

(7) 入浴サービス及び仮設風呂の設置

災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が使用不可能となり、住民生活において衛生及び健康上の問題が発生するおそれがある場合は、入浴サービス及び応急仮設風呂を設置する。

① 公衆浴場の斡旋

ア 町公衆浴場の被災現状の把握

イ 斡旋の方策

全国公衆浴場環境衛生同業組合を通じて、受入体制を協議する。

② 入浴サービス

ア 入浴施設の確保

町内の大型浴槽を有するスポーツ・レクリエーション施設等が使用可能な場合、施設管理者の協力を求め、入浴サービスを実施する。なお、ライフラインの復旧工事等の見通しが立たず、町内の大型浴槽を有する施設が使用不能となった場合は、隣接市町村の大型浴槽を有する施設等に協力を求める。

イ 仮設風呂の設置

町内の大型浴槽を有する施設の利用を図るほか、必要に応じて避難所の敷地内に仮設風呂の設置を検討する。

(ア) 仮設風呂の設置

仮施設（大型浴槽、ユニットバス、シャワー施設）の建設は、事業所又は自衛隊に要請する。

(イ) 給水及び燃料の確保

総務対策部が主体となり、水道、ガス、電気等のライフラインの復旧工事に併せて、入浴施設への給水及びボイラー等の燃料を確保する。

(8) 記録の整備及び状況等の報告

町は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て、被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所長に報告する。また、災害防疫が完了したときは、防疫活動を終了した日から20日以内に県に報告する。

記録は、次の事項について行う。

- ① 災害状況報告書
- ② 災害防疫活動状況報告書
- ③ 災害防疫経費所要額及び消毒方法に関する書類
- ④ ねずみ族・昆虫等の駆除に関する書類
- ⑤ 家用水の供給に関する書類
- ⑥ 患者台帳
- ⑦ 災害防疫作業日誌（作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間・実施後の反省、その他参考事項を記載する。）

2.2 食品衛生対策の実施（県防計画）

(1) 食中毒の未然防止

県は、被災地における食品の衛生確保を図るため、飲食に起因する食中毒を未然に防止し、必要に応じ食品衛生指導班を編成して、監視指導を実施する。

- ① 食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣して、食品の配送等におけ

る衛生確保の状況を把握し、必要に応じ監視指導を実施する。

- ② 食品衛生監視員を避難所等に派遣して、食品の衛生的取扱い・加熱調理・食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。
- ③ 食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、衛生上の改善を必要に応じ指導する。
- ④ 食品衛生協会の食品衛生指導員に対し、被災地の保健所と協力し、食品関係営業施設に対し、加熱調理等食品の衛生的取扱いについて、相談に応じ指導するよう要請する。
- ⑤ 被災地の保健所との連絡体制を確保し、必要に応じ近隣各県に対し衛生確保のための支援を要請する。

(2) 食中毒発生時の対応

食中毒患者が発生した場合には、被害の拡大及び再発防止に努めるとともに、必要に応じ関係機関等と連絡調整を行う。

- ① 食中毒患者が発生した場合については、食品衛生監視員に検査を実施させるとともに、食中毒の原因食品・原因施設等を調査して、被害の拡大及び再発防止に努める。
- ② 食中毒被害が拡大し、処理が困難であると認められる場合には、速やかに厚生労働省に報告するとともに、状況により近隣各県や厚生労働省に支援要請を行う。

(3) 食品衛生に関する広報

県は、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

2.3 愛護動物の救護の実施

(1) 愛護動物の飼育場所の設置

被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想される。そのため、町は避難所とは別に、愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。

(2) 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、県は、町、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

- ① 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- ② 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- ③ 飼養困難な愛護動物の一時保管
- ④ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
- ⑤ 愛護動物に関する相談の実施等

3. し尿、ごみ、がれきの処理

町は、災害時の特に処理施設の被害や、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、し尿、ごみ、がれき処理等の活動を迅速に行い、地域の環境保全を積極的に図っていくものとする。

なお、町が災害救助法の適用を受けた場合、町が行う住家に流入した土石や竹木等の障害物除去に要した経費について、県は災害救助法の規定の範囲内で支出する。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、防疫班、被害調査班を編成する。

各特命班は次のとおり応急対策を実施する。

- ① 防疫班は、被災地のごみ、し尿、廃棄物の処理を実施する。
- ② 被害調査班は、道路・河川等にある障害物の除去を実施する。

3.1 し尿処理

(1) し尿収集、処理計画

① 被害情報の収集と全体処理量の把握

- ア 各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計する。
- イ 集落排水及びし尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて水洗トイレの使用制限を行う。
- ウ 避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数や、し尿の収集・処理見込みを把握する。
- エ し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。

② 作業体制の確保

ア 人員、資機材等の確保

し尿処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 応援要請

- (ア) し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。
- (イ) 近隣市町村等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な応援の要請を行う。

③ 処理の実施

ア 処理施設の復旧と収集・運搬の実施

し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して、円滑な収集・運搬に努める。

イ 住民への広報

電気及び上水道の被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず、仮設トイレ等で処理するよう広報を行う。

ウ 河川、プール等の水の利用

電気、上水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水を確保し、できる限り合併浄化槽等の機能の活用を図る。

エ 仮設(簡易)トイレの設置

必要に応じて水洗トイレの使用の制限を行うとともに、仮設(簡易)トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。仮設(簡易)トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

仮設トイレ等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発により、し尿の焼却が可能になるなど、比較的簡便な方法で、し尿処理が可能となるような製品も開発されている。

これらの製品は様々な処理方式のため、し尿処理施設等における処理が可能であるか確認し、受入について検討するものとする。

④ 処理施設

災害時のし尿は、許可業者を被災地に重点的に配置して、効率的な収集処理にあたる。収集したし尿は、次の処理場にて処理する。

【1.3.11.11】 処理施設

| 設置者 | 施設名 | 型式 | 処理能力 | 所在地 | TEL |
|-----|-----------|-------------|--------|------------|---------|
| 門川町 | 門川町衛生センター | 好気性 消化処理 | 40kℓ/日 | 門川尾末2998-1 | 63-1023 |

⑤ 仮設(簡易)トイレの設置

町は、必要に応じて水洗トイレの使用の制限を行うとともに、仮設(簡易)トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。仮設(簡易)トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

専門業者及び自衛隊等の協力のもと、仮設トイレの設置場所、数量等を確保できるよう体制を整える。

⑥ 県の措置(県防計画)

ア 県は、市町村からの要請により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。

イ 県は、被災市町村や県内市町村でし尿の処理を行うことが困難であると認める場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣県や関係省庁に対し、支援を要請する。

ウ 県は、大規模災害時等、市町村から要請があった場合に仮設トイレの斡旋を行う。

⑦ 町民及び自主防災組織の行動

- ア 合併浄化槽等の被災に伴い、水洗トイレが使用できない場合は、仮設トイレ等を使用し処理することとする。
- イ 自主防災組織が中心となり、仮設トイレの設置及び管理を行う。

3.2 ごみ処理

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、また二次災害を防ぐために、災害によって住家又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの（以下「障害物」という。）除去を行う。被災地域における清掃活動等を適切に処理し、環境保全に努める。

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

- ① 災害時に処理するごみを、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみと、一般生活により発生するごみに区分し、各々について排出量を推定する。
- ② 避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。
- ③ ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、処理計画を定める。

(2) 作業体制の確保

① 人員、資機材等の確保

迅速に処理を行うため、平常作業に加え、臨時雇い上げによる処理体制を確立する。

② 応援要請

処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

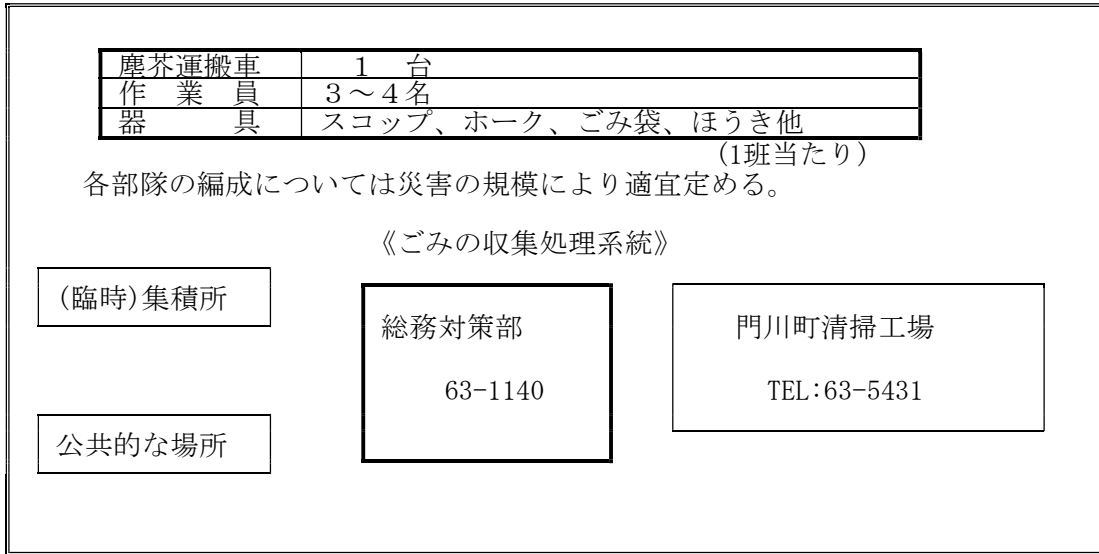
(3) ごみ処理

町又は周辺市町村等の応援により、必要な清掃車を確保し、ごみを収集する。また、収集したごみは焼却炉において焼却するか、必要に応じて埋立て処分する等、環境保全上、支障のない方法で行う。

なお、ごみの収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に可能な限り準拠し実施する。

また、倒壊家屋の解体によるがれき等についても、仮置場の確保と、それらに通じる搬送路の選定等について速やかに対処する。

【1.3.11.12】 ごみの収集処理系統



(4) ごみ処理の実施方法

町は、避難所等における生活ごみの処理を適切に行う。また、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、できるだけ早く収集を完了することを目標とする。

町は、生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮をするものとする。

町は、可燃物・不燃物の分別を行うよう住民及び事業所に広報する。また、速やかに仮集積場と収集日時を定めて住民に広報する。

また、環境水道対策部が委託業者と連携して、臨時集積所や道路・公園等の公共的な場所へ収集し、処理にあたる。収集したごみは、次の系統により処理する。

3.3 障害物の除去

(1) 障害物除去の義務（災害救助法施行令）

- ① 町は、災害救助法の適用に基づき、障害物の除去は、県知事を補助して行う。
- ② 災害救助法の適用以外の小規模な災害による障害物の除去は、災害の規模、被災者の状況等を勘案し、実情に即して措置する。
- ③ 道路・河川等にある障害物の除去は、所管の管理者が行う。

(2) 障害物除去の対象（災害救助法施行令）

障害物の除去は、日常生活に著しい支障を及ぼしている被災者に対し、これを除去することによりその被災者を保護する。

(3) 障害物除去の方法

- ① 総務対策部は、河川、道路、水路、ダム、橋梁等にある障害物除去のために、被害調査班を設置する。

- ② 町は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は建設業者等の協力のもと、速やかに行う。
 - ③ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
 - ④ 町は障害物除去に必要な資機材を現物供与する。
- (4) 災害救助法の適用範囲
- ① 対象数
除去対象戸数が半壊・床上浸水世帯数の15パーセント以内、ただし、融通可。
 - ② 処理の期間
災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認（特別基準）を得て延長する事ができる。
- (5) 資機材、人員の確保
町はスコップ、ロープ、その他、障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保に努める。また、不足する場合は、業者の保有する機械器具及び人員を確保する。
- (6) 除去した障害物の処理
- ① 除去した障害物は、原則として町の指示する場所で処理する。
 - ② 除去した障害物の集積場所
 - ア 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
 - イ 道路交通の障害とならない場所を選定する。
 - ウ 盗難の危険のない場所を選定する。
 - エ 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名、その他必要事項を公示する。

3.4 がれきの処理

- (1) 被害情報の収集と全体処理量の把握
町は、損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を調査し、速やかに全体処理量を把握し、処理計画を定める。また、同時に県に連絡するものとする。
- (2) 作業体制の確保
- ① 人員、資機材等の確保
町は、がれき処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。
 - ② 応援要請
町は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。
- (3) 処理の実施
- ① 撤去作業
町は、災害等により、損壊した建物から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去することとする。
 - ② 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保
損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理には長期間を要する。そのため、町は、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに、仮置き場を十分に確保す

る。

破砕、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、最終処分までのルートを確認する。

(4) 県の措置（県防計画）

① 職員の派遣

県は、市町村から要請があった場合、もしくは被災市町村の状況から判断して必要と認める場合には、速やかに職員を派遣して、被害状況等の情報収集、連絡調整等を実施する。

② 最終処分場までのルートの確保

県は、市町村からの要請に基づき、最終処分までのルートの確保を応援する。

③ 広域的応援要請

県は、必要により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請をするとともに、応援活動の全体調整を行う。

被災市町村や県内市町村でがれきの処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣県や関係省庁に応援を要請する。

④ 計画策定

がれきが大量に発生し、広域的な処理が必要であり、かつ、その処理に長期間を要する場合は、必要により、がれき処理を総合的かつ計画的に行うことができるよう、被災市町村のがれき処理計画をとりまとめ、全体計画を作成する。

4. 環境対策の実施

大規模災害による工場・事業場の損壊等により、有害物質が環境中に漏出するおそれがある場合、または、災害により発生する障害物の除去や倒壊建物等の解体・撤去等に当たっても、粉じんの発生やアスベスト等有害物質が飛散するおそれがある場合に、県は、環境中の有害物質の種類・量(濃度)や粉じん等のモニタリング調査を行うものとする。さらに、町は県とともに、有害物質の発生や漏出・飛散の防止に努めるものとする。

4.1 被害状況の把握と施設等の稼働体制の確認（県防計画）

(1) 被害状況の把握

① 被害状況の把握

県は、市町村、関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行う。

② 施設等の稼働体制の確認

県は、大気汚染測定装置、環境分析装置等の資機材について被害の有無を確認のうえ、必要により、早期復旧のための措置を講じ、速やかに、環境濃度の収集解析を行う。

4.2 応急対策の実施（県防計画）

(1) 応急対策の実施

① 環境モニタリングの実施

県は、災害の状況、工場の被災状況に応じて、必要な環境モニタリング調査を実施するものとする。

② 被災工場・事業場に対する措置

県は、被災地域の有害物質を使用する工場・事業場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

③ 廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導

県は、被災により発生した廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染を防止するため、工場等の関係者に対し適切な処分処理を指導する。

④ 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県は、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんやアスベストの飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんやアスベストの飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

⑤ 環境情報の広報

県は、工場・事業場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等を得て広報を行い一般への周知を図る。

⑥ 被災地域以外の環境保全担当機関に対する支援の要請

県は、被害が大規模で地域内の機関だけでは十分な対応が困難である場合は、近隣県や環境省に対し、支援を要請する。

第12節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

<災害対応フェーズ>

| | | 発災 3時間 | | 72時間 | | 2週間 | | 1カ月 | |
|-----|----------------|--------|-----|---|-----|-----|-----|-----|--|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 | 復興期 | | |
| 町担当 | 総務対策部 (援護班) | | | ○迷い人、行方不明者の把握 ○遺体等の搜索、遺体の通報 ○遺体等の搜索、処理に関する協力要請 ○相談所、遺体収容所等の設置 ○遺体の処理、収容、安置、埋葬 | | | | | |
| 県 | | | | ○遺体等の搜索、検案活動の支援 | | | | | |
| | 県警察本部 | | | ○行方不明者相談所の開設 ○遺体等の搜索支援 ○死体見分 | | | | | |
| | 宮崎海上保安部 | | | ○遺体の搜索、収容、死体の調査等、引渡し | | | | | |

1. 行方不明者及び遺体の搜索

行方不明者及び、遺体の搜索については、家族や近親者にとって切実な問題である。また、住民にとっても関心の深い問題である。

災害による行方不明者、死亡者の遺体を判明しないまま放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期に民心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。このため、総務対策部が主体となり、援護班を設置し、県・警察・自衛隊等関係機関、地域住民と緊密な連絡をとり、行方不明者等の搜索及び関係情報の入手、早期発見に努めるものとする。

町が災害救助法の適用を受けた場合、県は、町が行う行方不明者及び遺体の搜索に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

1.1 行方不明者の調査（県防計画）

(1) 行方不明者相談所の開設

災害発生後速やかに警察本部及び警察署等に、行方不明者相談所を開設し、行方不明者の搜索及び迷い人等の保護に関する相談活動を行うとともに、行方不明者届の受理を行う。

(2) 迷い人等（迷子・意識障がい者等）の措置

- ① 迷い人等を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。
- ② 保護した迷い人等のうち、保護者等の引取人がない者、及びそれが容易に判明しない者については、児童相談所又は福祉事務所に通告、または引き継ぐ。

(3) 行方不明者の措置

- ① 行方不明者届を受理したときは、避難所、病院その他関係施設に必要な手配を行うなど、該当者の発見に努める。
 - ② 行方不明者が多数に及ぶときは、必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした搜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。
- (4) 安否照会への対応
- 避難所等へ被害調査班を派遣して、避難者、迷い人及び行方不明者の把握に努め、把握した避難者等については名簿を作成し、県警察警備本部及び署警備本部に備え付け、一元的に管理するとともに安否の照会に対応する。

1.2 遺体の搜索

【1.3.12.1】 遺体搜索及び収容埋葬対象者

災害により

ア. 行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

イ. 死亡の確認された者

ウ. 行方不明になってから相当の時間を経過している場合

災害発生後3日間救出計画の救出対象となるが3日間を経過したものについては、一応死亡したものと推定する。

(1) 搜索期間

- ① 被害の規模、行方不明者の発見等に応じ、措置を講ずる。
- ② 災害救助法適用

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

(2) 搜索活動の実施

災害による行方不明者等がある場合には、警察、宮崎海上保安部の協力を得て、消防団員、自主防災組織、ボランティア等と搜索する。

2. 遺体の確認、埋葬の実施

遺体の確認、遺族への迅速な引き渡しは、遺族にとって切実な問題である。町長は、これらの業務と埋葬を遅滞なく処理することによって、人心の安定を図るものとする。

遺体の確認等に当たっては、災害という混乱状況の中でも死者の人格を尊重し、遺族・親近者の感情に十分配慮した対応を行う。

町が災害救助法の適用を受けた場合、町が行う遺体識別等のための洗浄及び埋葬に要した経費について、県は災害救助法の規定の範囲内で支出する。

2.1 遺体の処理

(1) 遺体の確認

- ① 遺体を発見した場合、速やかに警察に連絡する。
- ② 警察は、警察に対して届出がなされた遺体、または警察官が発見した遺体について、死体見分その他の所要の処理を行った後、関係者(遺族または関係市町村長)に引き渡す。死体の見分に当たっては、指紋資料の採取、写真撮影等を行う。(県防計画)
- ③ 宮崎海上保安部は海上における遭難者、若しくは陸上から海上に及んだ災害の遺体を巡視船艇により収容するとともに、死体の見分及び検視を行い、遺族又は関係市町村長に対し引き渡す。(県防計画)
- ④ 町は、遺体の身元を確認する。遺体処理票及び遺留品処理票を作成し、納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。
- ⑤ 身元不明遺体については、警察、宮崎海上保安部と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影する。また、遺品を適切に保存する。歯科医師会の協力を得て、身元の確認に努める。
- ⑥ 警察及び宮崎海上保安部は、戸籍法第92条第1項並びに第2項及び死体取扱規則第1項並びに第2項に規定する死亡報告書等を添えて、身元不明の遺体を町に引き渡す。
- ⑦ 警察及び宮崎海上保安部は、死亡者の身元は明らかであるが引き受け人がいない遺体は、死亡通知書に死体及び所持品引取書を添えて町に引き渡す。

【1.3.12.2】 遺体の処理方法

- | |
|---|
| <p>ア. 遺体の洗浄 イ. 遺体の一時保存 (ア及びイは、遺族ができないときに町で実施)</p> |
|---|

(2) 遺体の処理

① 実施主体

援護班が主体となり、県・警察等関係機関の応援を得て実施する。町のみで対応が困難な場合、県及び日本赤十字社宮崎県支部に協力を要請する。

② 検案、検死

検案は、日向市東臼杵郡医師会の協力を得て町が実施する。ただし、遺体が多数の場合等で、町のみで十分な対応が困難な場合には、県及び日本赤十字社宮崎県支部に協力を要請する。

- ア 町等が発見した遺体、又は警察官に対して届出がなされた遺体については、遺体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）の規定により、警察官は所要の遺体の見分調書を作成の後、遺族又は町に引渡す。町は、その後において必要に応じて遺体の処理を行う。
- イ 変死体については、直ちに警察官に届け出、検死規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に定める検死をまって、遺体の引渡しを受け、遺体の処理を行う。

③ 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により、遺族が遺体の処理を行うことができない場合、町は、人心の安定上、腐敗防止上又は遺体の識別作業上、必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行う。遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

(3) 遺体の収容

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集め、埋葬等の処置をするまで一時保存する。

① 実施主体

遺体の収容、安置については、援護班が主体となり、身元の確認、引渡しに努める。

② 遺体収容所(安置所)の設置

町は被害地域の周辺の適切な場所(寺院 公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。被害が集中した場合、遺体の収容、収容所の設営が困難なことも考えられるため、必要に応じて周辺市町村に収容場所の確保を要請する。

③ 棺の確保

町は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

④ 身元不明遺体の集中安置

町は、延焼火災等の発生により、身元不明遺体が多数発生した場合、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられる。そのため、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

⑤ 遺体収容、処理（遺留品）調書を作成

2.2 遺体の埋葬

町は棺・骨壺等を支給する。また、火葬又は納骨等により、現物支給をもって行う。身元不明の遺体については、警察、その他の関係機関に連絡し、その調査にあたる。

(1) 死亡者数の確認

町は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努める。また、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

(2) 遺体の火葬、埋葬

遺体の埋葬は、町が実施し、原則として火葬する。棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給する等、現物給付をもって遺体の埋葬を行う。ただし、災害救助法適用時に県が

自ら行うことを妨げない。

死亡者が多数のため、町内の遺体搬送車及び火葬場で対応できない場合、市町村防災相互応援協定に基づき、周辺市町村に対して、遺体搬送車の供与、火葬場の利用を要請する。

身元の判明しない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、遺族に引き渡す。

(3) 埋・火葬許可証の手続き

(4) 遺体の引渡し

【1.3.12.3】 遺体の埋葬方法

| 《遺体の埋葬方法（災害救助法の適用）》 | |
|--|-----------------------------|
| 埋葬を実施する場合 | 方 法 |
| ア. 災害時の混乱の際に死亡した者 イ. 遺族が埋葬を行うのが困難なとき ウ. 災害の際死亡した者の遺族がない場合 エ. 墓地又は葬斎場の浸水・流失等により個人では埋葬を行うことが困難な場合 オ. その他、埋葬を行うことが困難な場合 | ・ 埋葬、納骨に必要な物資 ・ 場所等の現物給付 |
| (指定火葬場で処理できない場合には周辺市町の協力を得る。) | |

| 《周辺の火葬場》 | | | |
|-------------|--------|---------------|--------------|
| 施設名 | 能力 | 所在地 | T E L |
| 日向地区斎場東郷霊園 | 10体／1日 | 日向市東郷山陰丙619 | 0982-63-3147 |
| 延岡市斎場 いのちの杜 | 14体／1日 | 延岡市熊野江町2985番地 | 0982-22-7042 |

(5) 車両・必要資材の確保

収容埋葬に必要な車両・資材は、関係業者の協力を得て、総務対策部・消防署・保健所等で確保する。

第13節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動

<災害対応フェーズ>

| | | 発災 | 3時間 | 72時間 | 2週間 | 1カ月 | |
|-----|-------|-----|----------------------|------|-----|-----|-----|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 | 復興期 |
| 町担当 | 総務対策部 | | ○帰宅困難者の支援 | | | | |
| | 警察署 | | ○警備体制の確立 ○警備活動の強化 | | | | |

1. 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

大規模災害時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想される。このため、警察は、災害時には早期に警備体制を確立する。関係機関等との緊密な連携のもとに、災害情報の収集、分析に努め、被災地域等における秩序の維持を図るものとする。

また、被災地等での犯罪、交通、行方不明者等の様々な情報を関係機関等と共有し、地域一体となった活動を推進する。

1.1 予想される混乱

(1) 予想される混乱

災害時に予想される混乱として、次のものが挙げられる。

- ① 交通網の寸断に伴う被災地及び周辺道路における車両の輻輳による交通渋滞
- ② 電話等通信網の寸断、輻輳による混乱
- ③ 盗難、詐欺、恐喝等の犯罪増加及び事故の多発による社会秩序の混乱
- ④ 品薄による売惜しみ、買占め及び悪質商法の横行等による混乱
- ⑤ 真偽不明情報の流言による混乱
- ⑥ 被災地や避難所等での住民の混乱
- ⑦ 行方不明者の相談、搜索活動等の混乱

(2) 町民への広報・伝達

町は、警察及び町の情報等に基づき、混乱が生ずるおそれがあると認めるとき、又は混乱が生じているときは、住民のとるべき措置について、町が有するあらゆる広報手段を用い、また県、報道機関の協力を得て、呼びかけを行うものとする。

1.2 警備活動の強化

警察は、大規模災害が発生した際、警備体制を確立し、警備活動を強化する。

(1) 警備体制の確立（県防計画）

① 警備本部の設置

大規模災害が発生したときは、県警察本部及び警察署に「警備本部」を設置し指揮体制を確立する。

② 警備部隊の運用

災害の種別、規模及び態様に応じ、災害警備計画の定めるところにより、警備部隊の適正な運用を図るものとする。

(2) 警備内容（県防計画）

警備内容としては、次のものがあげられる。

- ① 被害実態の把握
- ② 救出救助
- ③ 避難誘導
- ④ 交通対策
- ⑤ 遺体の検視、見分
- ⑥ 地域安全対策
- ⑦ 保安対策
- ⑧ 避難所の防犯対策

(3) 地域安全対策（県防計画）

被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗犯等、被災地域に密着した犯罪の予防活動等を次により実施する。

実施に当たっては、関係機関・団体、住民が一体となった地域の実情に即した活動となるよう配慮する。

① 地域安全活動の実施

ア 地域安全情報の収集と伝達

被災地における各種犯罪や事故の発生情報、交通状況や危険箇所の情報、捜索活動の進捗状況など安全な生活確保に必要な情報を収集し、地域安全情報として速やかに住民に伝達する。

また、その際、正確で迅速な情報の提供を行うためのネットワークを構築する。

イ 犯罪、事故の発生防止活動

被災地及びその周辺における犯罪、事故の発生を防止するため、警察独自の警戒活動を強化するとともに、地域住民ボランティアと連携した警戒活動や交通誘導活動、道路等の危険箇所点検等を行う。

また、避難場所、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対しては、重点的な警戒活動を行う。

ウ 警察安全相談活動

必要により、警察安全相談所を開設し、災害弱者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。

エ 訪問活動

高齢者や被災家庭等、犯罪等の被害対象になりやすい世帯については、関係機関、団体や住民ボランティア等と連携して訪問活動を行う。

1.3 保安対策（県防計画）

(1) 危険物等に対する措置

- ① 鉄砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対し盗難、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、銃砲刀剣類並びに火薬類の携帯運搬を制限する。家屋の倒壊等により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委託及び警察署での一時預り措置を行う。
- ② 石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては関係機関との連携を図り、警戒要員を派遣して、警戒区域(警戒線)内の立入り禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。

(2) 経済事犯等に対する措置

商品の不当な買占め、高価販売、土地家屋等の賃貸及び所有権をめぐる紛争等の事案発生に対処するため、関係機関との連携を密にして、情報収集に努め、違法事案の取締りを徹底する。

2. 帰宅困難者対策

災害の発生により交通機能等が停止し、速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するために必要な措置を講ずる。

2.1 帰宅困難者対策の実施

町は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、鉄道等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供する。また、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図る。その際、例えば、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮するものとする。

第14節 公共施設等の応急復旧活動

<災害対応フェーズ>

| | | 発災 3時間 | | 72時間 | | 2週間 | | 1カ月 | |
|-------|------------------|--------|--------------------------|---|-----|-----|-----|-----|--|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 | 復興期 | | |
| 町担当 | 総務対策部 | | ○通信施設等の応急復旧 ○庁舎等の機能確保 | | | | | | |
| | 総務対策部 (被害調査班) | | | ○農業用施設の応急復旧 ○道路の応急復旧 ○河川、砂防、治山施設の応急復旧 | | | | | |
| | 各施設管理課 | | | ○管理施設の応急復旧 | | | | | |
| 港湾管理者 | | | | ○港湾の応急復旧 | | | | | |

1. 町有通信施設等の応急復旧

県や町有の通信施設や庁舎等は、応急対策を推進するうえで、重要かつ不可欠の施設である。これらの施設に被害が生じた場合、直ちに応急復旧を行い、機能を確保するものとする。

1.1 県総合情報ネットワークの機能確保（県防引用）

- ① 端末局に障害がある場合は、県がシート交換による応急措置を行う。また、交換機に障害があった場合は、無線機単位によるプレス通話方式により、通信の確保を図る。
- ② 障害が発生したときは、孤立防止用無線、防災相互無線、町広域無線及び消防全県共通無線を使用して、応急回路の設定により、支部と町、支部と県庁の間の通信を確保する。

1.2 警察無線通信の機能確保（県防計画）

- (1) 固定局の障害については、高出力型携帯無線機、又は無線自動車を固定局の代行として運用する。
- (2) 中継局施設に障害がある場合は、代行中継局を開設して、通信の確保を図る。

1.3 災害応急対策上重要な庁舎等の機能確保

本部（町役場）、及びその他の防災上重要な庁舎の施設、設備を点検し、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

2. 公共土木施設等の応急復旧

道路等の交通施設、港湾、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活や社会、経済活動、また、災害発生時の応急対策活動において、重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ、

迅速な復旧を図るものとする。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、被害調査班を編成し、県及び防災関係機関と連携して、道路の応急措置及び応急復旧対策、河川、砂防及び治山施設の応急復旧、農業施設の応急復旧を実施する。

2.2 道路の応急復旧

(1) 応急措置

町は国、県、西日本高速道路株式会社等、各道路管理者とともに、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策を講ずる。また、必要に応じて、迂回路の選定を行い、交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

町及び各道路管理者は、被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通の確保に努める。

(3) 情報の連絡・広報

町及び各道路管理者は、被害の状況、応急措置、復旧状況について、市町村・県の災害対策本部に密に連絡する。また、住民に対して、ラジオ、テレビ、情報板、看板等により、それらの情報を広報する。

2.3 港湾、漁港の応急復旧（県防計画）

(1) 被害状況の把握

港湾、漁港の管理者は、水域施設、外かく施設、けい留施設等の港湾、漁港施設について被害状況を調査する。その際、二次災害の恐れのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。

(2) 応急措置の実施

港湾、漁港の管理者は、被害状況の調査に基づき、被災施設の応急工事を実施する。その際、施設の重要度、必要資機材の入手可能性、工期等を考慮し、優先順位を定めて行うものとする。

(3) 復旧作業の実施

港湾、漁港の管理者は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、被災施設の復旧工事を実施する。

2.4 河川、砂防及び治山施設の応急復旧（県防引用）

災害により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合、町は国、県とともに被害状況を速やかに調査し、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

(1) 河川施設

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆い、速やかに復旧計画を立てて復旧する。

水門及び排水機等の破壊については、二次災害の危険性を考慮して、速やかに対処する。

(2) 砂防施設

砂防施設については、土石流発生の危険調査を行い、下流域での土砂災害防止策の処置を行う。

(3) 治山施設

治山施設については、山腹崩壊、溪流の洗堀等の調査を行い、山林の保護のための施策を実地する。

2.5 農業用施設の応急復旧

町は、災害により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線水路施設については、受益土地改良区や、水利組合等が点検を行う。農道については、町において通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

農業用ため池、用水施設、幹線水路施設については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(3) 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(4) 農道の交通確保

町は、崩落土砂の除去や道路決壊の補修を行い、交通の確保を図る。

第15節 ライフライン施設の応急復旧

<災害対応フェーズ>

| | | 発災 | 3時間 | 72時間 | 2週間 | 1カ月 | |
|-------------|---------|-----|---------------------------------------|------|-----|-----|-----|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 | 復興期 |
| 町 担 当 | 総務対策部 | | ○被害状況等の把握 | | | | |
| | 環境水道対策部 | | ○上水道停止時の代替措置の実施 ○上水道施設の応急復旧の実施 | | | | |
| ライフライン事業者 | | | ○ライフライン停止時の措置の実施 ○ライフライン施設の応急復旧の実施 | | | | |

1. ライフライン途絶時の代替対策

上水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設は、町民の日常生活や社会、経済活動において、また、災害発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において、重要な役割を果たすものである。それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講ずる。

1.1 上水道停止時の代替措置

(1) 上水道停止時の代替措置

「第3章 第10節 2. 飲料水の供給及び給水の実施」参照

(2) 仮設トイレの設置

町は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。避難場所等の仮設トイレの汲み取りは、優先的に実施する。

1.2 電力停止時の代替措置（県防計画）

(1) 公共機関広域避難場所、その他重要施設に対し、発電機車・移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。

(2) 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。

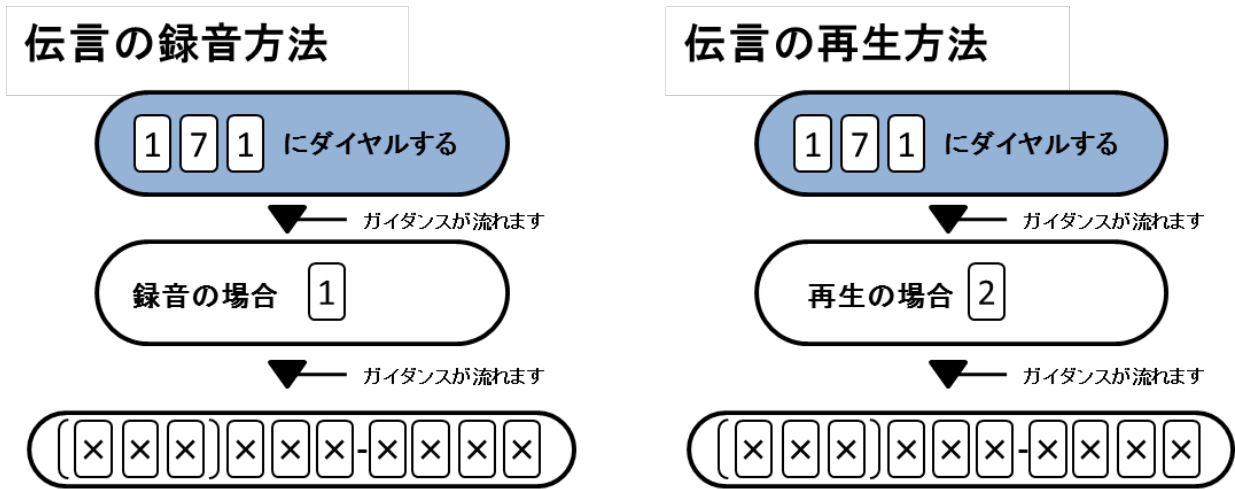
1.3 電話停止時の代替措置

(1) 災害用伝言ダイヤル「171」

西日本電信電話株式会社が実施する災害用伝言ダイヤル「171」の利用を促す。

- ① 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行う。
- ② サービスの提供開始や録音件数等、提供条件についてはNTTで決定し、テレビ・ラジオ等で通知する。

【1.3.15.1】表 災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法



※電話番号は市外局番からダイヤルする。

(2) 警察 110 番通話（県防計画）

高度化緊急通信システム導入（平成 11 年 3 月）により、故障等における通信確保を考慮した複数ルートの接続が取れることにより通信の確保を図っている。

(3) 通信の利用制限（県防計画）

災害が発生し、安否の問い合わせやお見舞いの電話がある一定の地域に殺到し、電話がかかりにくくなる。これは通話量が通信設備(交換機等)の許容量を超えてしまったために起こる現象であり、このような場合、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行う。

(4) 輻輳緩和対策（県防計画）

被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な「災害用伝言ダイヤル」を導入し、非被災エリアの災害用伝言ダイヤルセンターを活用することにより輻輳緩和を図る。

<災害時のお願い>

- ① ラジオ、テレビ等の情報に注意し、緊急通話以外の電話は暫く控えること。
- ② 災害などで受話器が外れたままになっていると、交換機がマヒ状態になったり、せつかくかかってきた電話もお話中状態になりつながらないため、受話器の確認をすること。
- ③ 電話がかかりにくい場合、続けてダイヤルするのは避ける。続けてダイヤルすると、なお一層かかりにくくなる。
- ④ 電話がつながった場合も、待っている人のことを考えて、通話はできるだけ手短かにすませる。

2. ライフライン施設の応急復旧

上水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設が大規模災害により被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、施設ごとに安全性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要であり、早期復旧を目指して応急体制を整備する。また、町は、県及び各事業者と相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

2.1 上水道施設の応急復旧

(1) 応急復旧基本計画

町は、県内外の他事業者等からの応援を有効的、かつ計画的に活用できるための応急復旧基本計画を早急に立案しておく。

(2) 作業体制の確保

町は、被災時において、早急な状況把握のもとに、効果的な応急復旧計画を立案する。また、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速な応急復旧ができるようにしておく。

(3) 重要施設の優先的復旧

町は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設、避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行うようにしておくものとする。

2.2 浄化槽施設の応急復旧

(1) 被災状況の把握

町は、災害に関する情報を収集し、被災状況を迅速に把握する。

(2) 作業体制の確保

町は、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(3) 応急復旧

町は、浄化槽の修理業者等に連絡し、応急復旧作業を実施する。

(4) 情報の連絡・広報

① 情報の連絡

町は、被害状況、応急措置、応急復旧状況について、町や県の災害対策本部に密に連絡する。

② 住民への広報

町は 被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

2.3 ガス施設の応急復旧

地震・洪水等の非常事態の発生により、ガスの製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、ガスの供給を再開する。被災地住民の人心や生活の安定に積極的に寄与する必要がある。

ガス事業者は、保安規程、ガス漏えい等処理要領等により、災害復旧活動の組織、人員及び機材の整備を図り、迅速な復旧を成し得る体制を定めている。

しかし、地震・洪水等の非常事態が発生し、製造設備の被害が大きく、広範囲にわたり供給停止となり、ガス事業者単独では復旧に日数を要する場合には、LPガス協会組織を通じて、救援を要請し、的確な対応を図る必要がある。

(1) 被災状況の把握

災害に関する情報を収集し、被災状況の集約に努める。

(2) 作業体制の確保

① 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、非常災害応急対策要領等の定めるところにより、災害対策本部を設置する。

② 対策要員の確保

ア 対策要員の確保

あらかじめ定められた各対策要員を速やかに召集し、直ちに作業班を編成する。

イ 応援要員の要請

災害対策本部は、予想された被害程度に伴い、他の事業体に応援要員を要請する。

③ 被害復旧活動資機材の備蓄

ア 製造設備の資機材

架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対しては、各製造所において備蓄している復旧用資機材をもって対応する。

イ 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカー及び各工事会社等の貯蔵品で対応する。

ウ 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社から動員する。なお、必要に応じて他の事業所から諸機材を借用し、緊急事態に対応する。

(3) 応急措置

災害対策本部は、大規模な災害が発生し二次災害のおそれがあると判断された場合は、直ちに次の措置をとる。

- ① 製造所の製造量及び送出量の調整・停止
- ② ガバナーステーションからの送出量の調整・停止
- ③ ガス施設又は需要家の被害状況によるガス供給の地域的しゃ断
- ④ 被災状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報
- ⑤ その他、状況に応じた適切な措置

(4) 復旧対策

非常災害対策本部の指示に基づき、各作業班は有機的な連携を保ちつつ、次の応急復旧作業を実施する。

- ① 施設の機能、安全性の点検及び必要に応じた調整・修理
- ② 供給停止地域については供給可能な範囲で速やかなガス供給の再開
- ③ 復旧措置に関する付近住民及び関係機関等への広報
- ④ その他、現場の状況により適切な措置

(5) 情報の連絡・広報

① 情報の連絡

災害に関する情報、応急措置、復旧の情報を、市町村・県及び関係機関等に密に連絡する。

② 広報

災害の発生が予想される場合、住民に対して施設被害状況及び復旧状況やガス閉栓の確認等についての広報を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

【1.3.15.2】 LP ガスの特徴

LPガスは、常温常圧下では石油系又は天然ガス系炭化水素を圧縮し、耐圧容器等に充填したもので、空気の1.5倍の重さがあり、漏えいした場合は都市ガスと異なり、低い窪地等に溜まりやすい。

(6) ガスボンベの転倒防止

感震遮断装置の設置やガス転倒防止等の事前対策を各家庭へ周知しておく。

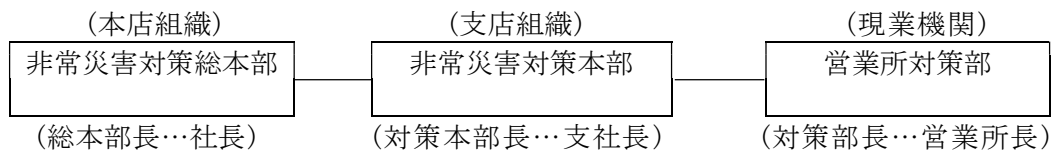
(7) 火災発生対策

LPガスが漏えいした場合、拡散しにくいいため、着火の危険性が高いのが特徴である。局地的地域に火災が発生した際は、ガス需要家ごとに、ガス使用をしゃ断し、広範囲に広がる場合は、地域別に、又は全域のガスの使用をしゃ断する等の措置をとる。

2.4 電力施設の応急復旧（県防引用）

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、災害対策組織を設置する。また災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

【1.3.15.3】 災害対策組織図



(1) 災害時における情報の収集、連絡

① 通報、連絡の方法

通報、連絡は、無線、有線通信用の諸施設及びN T T電話等を利用して行うこととする。

② 情報の収集、報告

災害が発生した場合、対策組織の長は次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

ア 一般情報

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等公共の施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(ウ) 対外対応状況

(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況)

(エ) その他災害に関する情報(交通状況等)

イ 当社被害情報

(ア) 電力施設等の被害状況および復旧状況

(イ) 停電による主な影響

(ウ) 復旧機材、応援、食料等に関する事項

(エ) 従業員の被災状況

(オ) その他災害に関する情報

③ 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

④ 通話制限

ア 災害時の保安通信回線を確保するため、対策組織の長は、必要と認めるとき、通話制限その他必要な措置を講ずる。

イ 防災体制の発令前であっても、保安通信回線を確保する上で必要と認めるときは、本店直轄機関及び現業機関等の長の判断により通話制限、その他必要な措置を講ずる。

(2) 対策要員の確保

① 夜間、休日に災害発生におそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

② 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において震度5弱以上の地震が発生した場合には、対策要員は呼集を待つことなく所属する対策組織に出動する。

③ 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(3) 災害時における復旧資材の確保

災害時において、復旧資材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保

を図る。

① 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 他電力会社等からの融通

② 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等を始め、その他実施可能な運搬手段により行う。

③ 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

(4) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するのが、警察、消防機関から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(5) 災害時における応急工事

① 応急工事の実施

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。

② 応急工事の基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

ア 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧を迅速に行う。

イ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

ウ 配電設備

仮復旧による早期送電を基本とするが、被害の程度・作業環境及び復旧要員などの条件を考慮し、本復旧も含めて最も適した工法にて対処する。

エ 通信設備

衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(6) 復旧計画

- ① 対策組織は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級対策組織に速やかに報告する。

- ア 復旧応援要員の必要の有無
- イ 復旧要員の配置状況
- ウ 復旧資材の調達
- エ 復旧作業の日程
- オ 仮復旧の完了見込み
- カ 宿泊施設、食糧等の手配
- キ その他必要な対策

② 上級対策組織は、前項の報告に基づき下級対策組織に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

(7) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

【1.3.15.4】 表 復旧順位

| 設備名 | 復旧順位 |
|--------|---|
| 水力発電設備 | ①系統に影響の大きい発電所 ②当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 ③早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 ④その他の発電所 |
| 送電設備 | ①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の主要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路 |
| 変電設備 | ①主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ②都心部に総配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所（この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。） |
| 配電設備 | ①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 ②その他の回線 |
| 通信設備 | ①給電用電話回線 ②系統保護制御用回線 ③電力運用監視制御用回線 ④その他の回線 |

(8) 災害時における広報

① 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するための広報活動も併せて行う。

② 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

2.5 通信施設の応急復旧（県防計画）

災害により通信サービスに支障をきたした時、以下の対策を講じ通信サービスの早期復旧に努める。

(1) 被災状況の把握

① 社外との連携

災害に関する被災状況、応急措置、応急復旧の情報を、行政機関、防災関係機関と連絡を密にとり、情報交換に努める。

(2) 復旧要員の確保

① 復旧体制

災害が発生した場合、状況に応じNTT西日本宮崎支店災害対策要綱に基づき、災害対策本部を設置する。

体制は、「NTT西日本宮崎支店災害対策本部体制図」による。

資料編【1.3.15.5】 NTT西日本宮崎支店災害対策本部体制図

② 非常招集と自主出社

ア 災害が発生した場合は、あらかじめ定められた復旧要員を非常招集するとともに、関係グループ会社等に要請する。

イ NTT西日本宮崎支店（延岡・都城）では、一定の規模以上の地震が発生した場合等、自主的に出社する社員をあらかじめ指定している。

③ グループ一体となった復旧体制

NTT西日本宮崎支店（延岡・都城）で、早期復旧が困難な場合、関連グループ会社等に要請し、グループ一体となった復旧体制を取る。

④ 広域応援体制

大規模災害発生時に、NTT西日本宮崎支店のみでは短期間に復旧困難な場合、広域応援体制をとる。

<レスキュー隊>

大規模災害時に、電気通信サービスのより迅速な復旧を図るため、レスキュー隊を編成し、被災状況調査および移動電源車・衛星通信等による重要、緊急通信の確保等を行うほか、既存設備の迅速な復旧を図る。

⑤ 防災訓練

大規模災害時に備え、定期的を実施すると共に、行政機関の主催する防災訓練にも積極的に参加する。

(3) 復旧対策

① 各種災対機器の配備

災害が発生した場合、重要通信を確保するとともに故障を迅速に復旧するため、可搬型無線機、移動電源車及び応急光ケーブル等の災害対策用機器・資材を事前に配備する。

【1.3.15.6】 重要通信を確保する機関

| 重要通信を確保する機関 | |
|-------------|--|
| 第1順位 | 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関 警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関 通信の確保に直接関係ある機関 電力の供給の確保に直接関係ある機関 |
| 第2順位 | ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関 選挙管理機関、預貯金業務を行う機関 新聞社、通信社、放送事業 第1順位以外の国又は地方公共団体 |
| 第3順位 | 第1順位、第2順位に該当しないもの |

<NTTの主な災害対策用機器・資材>

- ア ポータブル衛星：衛星通信により臨時回線、特設公衆電話の設置に使用する。
- イ 衛星通信車：衛星通信により中継伝送路等の確保に使用する。
- ウ 衛星携帯電話：地震などの大規模災害発生時、地上波を介した通信網が被災した場合に、衛星経由により使用する。
- エ 移動電源車：長時間停電が発生し、予備電源も停止した場合に通信電源を確保する。
- オ 非常用交換機：小規模な交換機が被災した場合に使用する。
- カ 応急復旧用ケーブル：被災した線路設備を応急復旧するために使用する。

② 広域調達体制

NTT西日本宮崎支店に配備している、各種災害対策用機器・資材が不足する場合は、本社へ依頼し確保する。

③ 緊急輸送

大規模災害発生時、復旧要員、資材及び災害対策用機・資材の緊急輸送が必要となった場合は、ヘリコプター・船舶等を用い、緊急輸送する。ヘリコプターの出動については、行政機関等へ要請する。

④ 復旧の考え方

災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を取ることとし、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ適切な措置をもって復旧に努める。

資料編【1.3.15.7】 電気通信サービスの復旧順位

(4) 広報

災害が発生し、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するとともに通信ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

① マスメディアによる広報

報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ放送、新聞掲載等による広報活動を積極的に実施する。

② 広報車による広報

広報車による巡回広報を行い、地域のお客様に積極的にお知らせする。

第16節 被災者等への的確な情報伝達活動

<災害対応フェーズ>

| | | 発災 | 3時間 | 72時間 | 2週間 | 1カ月 |
|-----|--------------------|-----|-----|------|---|-----|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 |
| 町担当 | 総務対策部 | | | | ○広報運用体制の整備 ○災害広報の実施 ○生活情報、安否情報の提供 | |
| | 総務対策部 (災害相談窓口班) | | | | ○災害相談窓口の設置、問合せ対応 | |
| 県 | | | | | ○生活情報の提供 | |

1. 被災者・町民への的確な情報伝達

被害の状況、応急対策、復旧等に関する情報の広報については、町及び関係機関が迅速かつ的確に被災地住民をはじめ一般住民に広報を行う。民心の安定と速やかな復旧を図るため、きめこまやかで適切な情報提供を行うものとする。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、災害相談窓口班を編成し、災害相談窓口の開設及び問合せ対応を実施する。

1.1 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

町は県とともに、被災者のニーズを把握する。そのため、専門に行く職員を避難所等に派遣する。また、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数か所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等)
- ④ メンタルケア
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出)

(2) 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居、認知証)、障がい者等のケアニーズの把握については、県職員・市町村職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図る。また、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語

学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- ① 介護サービス(食事、入浴、洗濯等)
- ② 病院通院介助
- ③ 話相手
- ④ 応急仮設住宅への入居募集
- ⑤ 縁故者への連絡
- ⑥ 母国との連絡

1.2 広報体制の整備

(1) 運用体制の整備

町及び関係機関は、下記により広報運用体制の整備を図る。

- ① 広報重点地区（各災害危険地区）
- ② 地区住民の（要配慮者の）把握
- ③ 広報・公聴担当者の習熟
- ④ 広報文案の作成
- ⑤ 広報優先順位の検討
- ⑥ 伝達ルートの多ルート化

(2) 広報施設の整備・拡充

町及び関係機関は、下記の広報施設の整備・拡充を図り、住民に対する災害広報を実施する。

- ① 防災行政無線
- ② その他の無線放送施設
- ③ 広報車
- ④ 有線放送施設
- ⑤ 関係資機材等

(3) 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、大規模災害の発生等により、住民からの問合せや相談等に対応するため、町役場内に災害相談窓口班を設置する。

災害相談窓口においては、問合せや相談等の情報をもとに、住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努めることにする。

また、災害相談窓口は、町災害対策本部の各班により編成され、次のような相談に応じる。

- ① 行方不明の受付
- ② り災証明
- ③ 税の減免
- ④ 仮設住宅への入居申請
- ⑤ 住宅応急修理の相談
- ⑥ 医療相談
- ⑦ 生活相談等

⑧ 災害によって生じる法律問題

(4) 広報の内容

災害広報は、報道機関に対するものと、住民に対するものとに分けられる。

① 報道機関に対する広報及び報道要請実施要領

ア 放送機関に対する放送要請計画

災害対策基本法第57条に基づき、知事又は町長は各放送局との定めた手続きにより放送を求める。

資料編【1.3.16.1】 放送機関への協力依頼

イ 報道機関に対する災害情報の発表項目は、次のとおりである。

【1.3.16.2】 報道機関に対する発表項目

| |
|--------------------------|
| 《報道機関に対する発表項目》 |
| (ア) 災害の種類 |
| (イ) 発生日時及び場所 |
| (ウ) 被害の状況 |
| (エ) 応急対策実施状況 |
| (オ) 住民に対する避難指示等の発令の状況 |
| (カ) 避難所の情報 |
| (キ) 一般住民及び被災者に対する協力・注意事項 |

ウ 注意事項

【1.3.16.3】 報道に関する注意事項

| |
|------------------------------|
| (ア) 情報の錯そうを防ぐため、広告担当者を決めて行う。 |
| (イ) 報道関係者の立ち入り制限。 |
| (ウ) プレスルームでのみ発表する。 |

エ 要請手続

要請は、別紙様式「県放送要請様式」による。

資料編【1.3.16.4】 基本法に基づく放送要請に関する協定

資料編【1.3.16.5】 県放送要請(様式)

② 住民に対する広報要領等

ア 広報要領

【1.3.16.6】 住民に対する広報要領

| |
|---|
| 《広 報 要 領》 |
| ア. 余震、二次災害危険の見通し |
| イ. ガス漏れ、火気使用、電線の感電注意等の留意事項 |
| ウ. 電話混雑解消への協力 |
| エ. 生活関連施設（電気・水道・鉄道・道路等）の被害と復旧の見込み |
| オ. 給食、食料品、生活必需品の確保状況 |
| これらの広報内容については、事前に広報文例や広報録音テープを作成しておくのが望ましい。 |

イ 広報要点

町は、災害応急対策の第一次の実施機関として、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、直ちに地域住民への広報を行う。

【1.3.16.7】 住民に対する広報要点

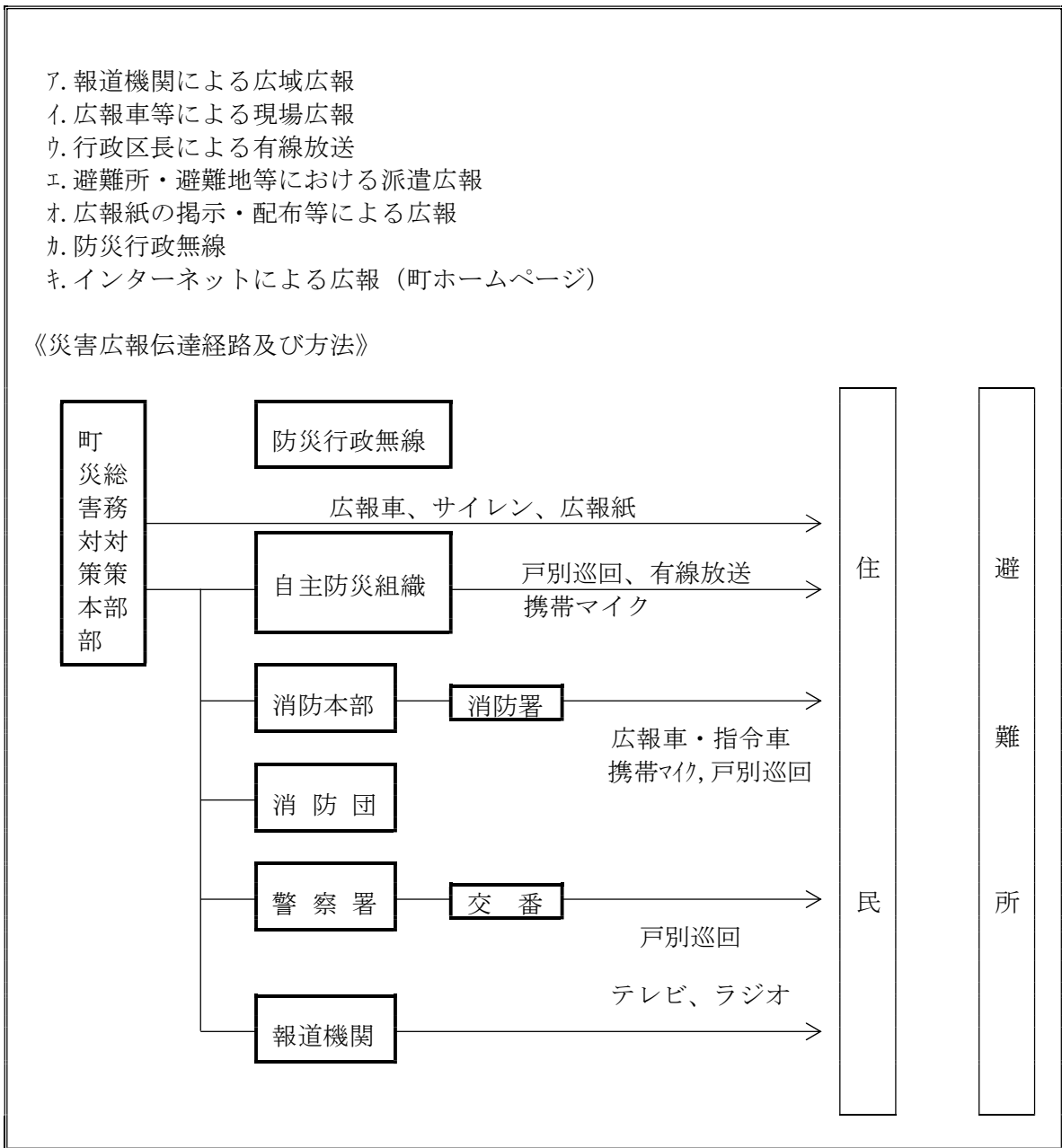
《広報要点》

- ア. 災害に関する注意報・警報及び指示等に関する事
- イ. 避難指示等に関する事
- ウ. 自主防災組織等に対する活動実施要請に関する事
- エ. 災害応急対策実施の状況に関する事
- オ. 安否情報に関する事
- カ. 避難所の設置に関する事
- キ. 応急仮設住宅の供与に関する事
- ク. 炊き出し
- ケ. 飲料水
- コ. 被服、寝具の給与又は貸与に関する事
- サ. 災害応急復旧の見通しに関する事
- シ. その他

③ 広報の実施方法

関係機関は、効果的な実施方法を適宜選択し、速やかに広報活動を行う。

【1.3.16.8】 災害広報伝達経路及び方法



1.3 生活情報の提供

各機関は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を、各種媒体を活用して積極的に提供する。

(1) 同報系無線の活用

屋外拡声器、文字表示装置や地域コミュニティー無線装置を用いて、町内全域に必要な情報を提供する。

(2) テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ（NHK、MRT及びUMK）、ラジオ局（FM宮崎、FM日向及びFM延岡）、CATV局（ケーブルテレビワイワイ）の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。

(3) パソコン通信の活用

パソコンネットワークサービス会社の協力を得て、災害情報サービスを提供し、情報の入手が可能となる場を設ける。また、防災関係機関は情報の提供に努める。

(4) インターネットの活用

ホームページを活用して、被災者や住民に不可欠な生活情報の提供を行う。

(5) ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(6) 災害ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

2. 相談窓口の設置

被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

2.1 総合窓口の設置

以下に示す各種相談窓口を代表する総合窓口を設置し、県、他の市町村、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

2.2 各種相談窓口の設置

被災者のニーズに応じて、以下の様な相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう、適宜、相談組織の再編を行う。

<相談窓口の例>

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、心の悩み、外国人等

3. 町民等からの被災者の安否確認について

被災者の安否について、住民等から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否確認情報を回答するよう努めるものとする。その際、消防、救助等、人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で対応するものとする。

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第17節 二次災害の防止活動

<災害対応フェーズ>

| | | 発災 | 3時間 | 72時間 | 2週間 | 1カ月 | |
|--------------|-------------------------|--|--------------|------|-------------------------|-----|-----|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 | 復興期 |
| 町担当 | 総務対策部 | | ○水防体制の強化 | | | | |
| | 建設対策部 | | ○二次被害防止活動の実施 | | | | |
| | 総務対策部 (応急危険 度判定班) | | | | ○判定士の派遣要請 ○建築物、宅地の判定 | | |
| 県 | | ○土砂災害発生危険箇所の情報提供 ○判定士の派遣 ○危険物施設の応急措置 | | | | | |
| 危険物等取扱施設の管理者 | | ○施設の巡視、点検 ○拡散防止の処理 | | | | | |

1. 水害・土砂災害対策

地震発生により、河川や海岸、ため池、斜面等に支障が生じた場合、氾濫等による水害や崩壊による土砂災害といった二次災害が起きる可能性がある。二次災害やそれによる死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに、効果的な防止対策を実施するものとする。

1.1 水害防止対策

震災時における水防活動は、水防管理者が定める水防計画、県の地域防災計画や水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

(1) 水防管理団体及び町の措置

地震が発生した場合、河川施設、ダム、ため池等の被害、又はダム放流による洪水、津波による浸水の発生が予想される。そのため、町長は地震(震度5強以上)が発生した場合、水防計画や、その他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化する。

(2) 県の措置(県防計画)

県は、地震による洪水又は津波による浸水が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、水防管理団体等における迅速・的確な水防活動が確保されるよう水防計画に準ずる配備体制をとり、次の措置を講ずる。

① 水防情報の収集・伝達

- ア 水防警報の発表及び伝達
- イ 気象予警報等の伝達
- ウ 津波及び潮位に関する情報の収集・伝達
- エ 被害及び水防活動に関する情報の収集・伝達

② 水防に関する指示等

知事は、水防上緊急の必要があると認めるときは、水防法第30条及び災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、水防管理者または市町村長に対し必要な指示、勧告または助言を行う。

なお、予想される指示、勧告または助言等の内容は概ね次のとおりである。

- ア 避難
- イ 災害防御の実施方法
- ウ 他の水防管理団体または市町村への応援

③ 自衛隊等に対する応援及び協力の要請

知事は、水防管理者または市町村長から要請があり、または災害の状況により必要と認めるときは、自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講ずる。

(3) 施設管理者の措置

① 応急措置

河川施設、ダム、ため池等の管理者は、地震(ダム、堤高15m以上のため池及び国土交通省の管理する施設は震度4、その他の施設は震度5弱以上)が発生した場合は、直ちに(津波が来襲するおそれがある場合は、その危険が去った後に)施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握する。必要に応じ、関係機関及び地域住民に連絡する。また、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講ずるものとする。

② 情報の広報

- ア 河川管理者である国土交通省及び県は、河川施設等の被害が発生し、洪水などの恐れがあると認めるときは、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、関係機関に伝達し、地域住民に周知させる。(県防計画)
- イ ため池の管理者である町及び土地改良区等は、ため池の決壊が予想され、下流域に土砂災害などのおそれがあると認められるときは、関係機関に伝達し、迅速・的確に避難等について、地域住民に周知させる。

1.2 土砂災害防止対策

土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地、また、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される渓流(小流域)について、地震により災害が発生すること、あるいは地震後の降雨により土砂災害の危険性が高まることがある。土砂災害(急傾斜地崩壊、土石流発生、地すべり等)は、ひとたび発生すれば、多数の人命と財産が瞬時に失われてしまう特徴がある。関係機関は、このことを認識し、危険の切迫する前に十分余裕をもって、適切な処置を行う。なお、県は、宮崎地方气象台とともに、必要に

応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを検討・実施するものとしている。

(1) 災害原因情報の収集・伝達経路

町及び関係機関は、本章第2節「迅速かつ円滑な災害応急対策への備え」を活用し、緊密な連携のもとに、災害情報の収集に努めるものとする。特に、大雨洪水注意報・警戒の伝達周知については、各危険地域の危険性を考慮し、その徹底を図る。

(2) 現地状況の把握

土砂災害発生箇所に関する情報を早期に収集する他、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される溪流（小流域）、土砂災害の危険箇所及び土砂災害警戒区域等について、巡視等により状況把握に努める。

① 前兆現象（異常現象）の把握

町及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

② 降雨状況の把握

警戒体制をとる場合の雨量基準に注意し、各危険地域の雨量測定を行う等、降雨状況の把握に努める。

③ 関係機関からの情報の把握

深層崩壊など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、適切に住民等に対する避難指示等の判断等を行えるようにする。そのため、国土交通省や県と連携し、被害の想定される区域・時期の情報を把握する。

(3) 応急措置

崖崩れや地すべり、土石流等が発生する可能性があるとして判断された場合、直ちに二次災害の防止のための適切な処置に努める。

① 避難指示

② 立ち入り規制

③ クラックに水等の流入を防ぐ崩壊防止応急措置

④ 観測機器の設置、観測

(4) 復旧対策

被災箇所や二次災害の危険箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づき、危険性の除去対策を行う。

二次災害の危険性がある箇所については、定期的に巡視をおこない、危険性の拡大等の状況を把握し、適切な処置を行う。

2. 建築物等の倒壊対策

地震・津波により、被災した建築物等が倒壊することによる二次災害を防止するため、応急危険度判定調査等を実施するものとする。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、応急危険度判定班を編成し、県と連携して被災建物の応急危険度判定活動を実施する。

2.2 応急危険度判定

(1) 判定士の派遣要請及び派遣

① 判定士の派遣要請

余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

② 判定士の派遣（県防計画）

県は市町村の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに判定士の派遣を行う。

(2) 応急危険度判定活動

① 判定の基本的事項

ア 判定対象建築物は、町が定める判定街区の建築物とする。

イ 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

ウ 判定結果の責任については、町が負う。

② 判定の関係機関

ア 町は、判定の実施主体として、判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

イ 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。（県防計画）

③ 判定作業概要

ア 判定作業は、町の指示に従い実施する。

イ 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。

ウ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。

エ 判定調査票を用い、項目にしたがって、調査のうえ判定を行う。

オ 判定は、原則として「目視」により行う。

カ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

2.3 二次災害防止のための応急措置

町は、建物応急危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

3. 爆発及び有害物質による二次災害対策

地震・津波による危険物等の災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて、施設の被害を最小限にとどめる。また、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

3.1 危険物等流出対策

地震により、危険物等施設が損傷し、河川、海域等に、大量の危険物等が流出又は漏えい

した場合、町は県や危険物等取扱事業所とともに、次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 連絡体制の確保（県防計画）

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、市町村、海上保安機関等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

(2) 危険物等取扱事業所の自衛対策（県防計画）

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

① 町の対応

危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。また、県や防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施する。

② 地域住民に対する広報

地震等により危険物等の流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため、次により広報活動を実施する。

- ア 危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報する。また、町、県、防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。
- イ 町は、広報車、防災行政無線等により、災害の状況や避難の必要性等の広報を行う。また、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。
- ウ 県は、災害の状況、応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、防災救急ヘリコプター等により広報を行う。また、ラジオ・テレビ放送等、報道機関の協力を得て、周知を図る。（県防計画）

3.2 石油类等危険物施設の安全確保

(1) 事業所における応急処置の実施（県防計画）

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(2) 被害の把握と応急措置

町は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認する。被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講ずる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは

十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

3.3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保（県防計画）

(1) 防災活動の実施

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

(2) 災害情報の収集

県及び県内各高圧ガス団体は、地震発生時には、被災事業所と密接な連携を図りつつ、被災情報の収集に努めるとともに、関係機関等に対し速やかに情報を伝達する。

(3) 高圧ガス取扱施設及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制の活用

県及び県内各高圧ガス団体は、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。

3.4 毒劇物取扱施設の安全確保（県防計画）

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物の保管施設等に異常がないかどうかの点検を行う。さらに、当該施設管理者は、施設外への毒物または劇物の流出等をおこす恐れがある場合、または流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講ずる。また、管轄保健所、警察署、市町村、消防署等に連絡し、被害の拡大防止に努める。

4. 宅地等の崩壊対策

地震等により被災した宅地等が、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、被災宅地の危険度判定調査等を実施するものとする。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、応急危険度判定班を編成し、県と連携して被災宅地の応急危険度判定活動の実施する。

4.2 宅地危険度判定

(1) 宅地判定士の派遣要請及び派遣

① 宅地判定士派遣要請

町は、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、宅地判定士の派遣を県に要請する。

② 宅地判定士の派遣（県防計画）

県は市町村の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに宅地判定士の派遣を行う。（県防計画）

(2) 宅地危険度判定活動

① 判定の基本的事項

- ア 判定対象宅地は、町が定める判定実施区域内の宅地とする。
- イ 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度。一人の宅地判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ウ 判定結果の責任については、町が負う。
 - ② 判定の関係機関
- ア 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる宅地判定士の指揮、監督を行う。
- イ 県は、宅地判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。（県防計画）
 - ③ 判定作業概要
- ア 判定作業は、町の指示に従い実施する。
- イ 宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）の判定基準により、擁壁、のり面、自然斜面ごとに行う。
- ウ 調査は、判定調査票の項目にしたがって、主として宅地の外観からの目視や簡便な計測により行う。
- エ 判定結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に、宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の表示を行う。

第18節 自発的支援の受入れ

<災害対応フェーズ>

| | | 発災 | 3時間 | 72時間 | 2週間 | 1カ月 | |
|-------------|--------------------|-----|-----|--|-----|-----|-----|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 | 復興期 |
| 町担当 | 総務対策部 (ボランティア班) | | | ○ボランティアの受入れ | | | |
| | 総務対策部 (物資班) | | | ○義援物資、義援金の受付、管理 ○義援物資、義援金の分配 | | | |
| 県 | | | | ○ボランティアの調整・支援 | | | |
| 県社会福祉協議会 | | | | ○ボランティア支援本部の設置、運営 ○ボランティア救援対策本部の設置、運営 | | | |
| 町社会福祉協議会 | | | | ○町災害ボランティアセンターの設置、運営 | | | |
| 日本赤十字社宮崎県支部 | | | | ○赤十字防災ボランティアの活動 | | | |

1. ボランティア活動の受入れ

大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、町防災関係機関の職員だけでは、十分対応しきれないことも予想される。

このような場合、様々な災害応急対策の的確な実施を図るため、関係諸団体との連携のもと、日本赤十字奉仕団や他のボランティアの参加を求める。また、その受入体制の整備に努めるものとする。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、ボランティア班を編成し、防災関係機関と連携してボランティアの受入れを実施する。

1.2 ボランティア班の設置・運営

災害発生時及び復旧期における防災ボランティアの活動支援については、災害対策本部内にボランティア班を編成し、ボランティアの総合調整を図るものとする。

町は、県、日本赤十字社、町社会福祉協議会等と連携し、ボランティアに関する情報の収集、ニーズの把握に努める。また、情報を示して、ボランティアの参加・協力を求め、労務の提供を受ける。

なお、県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(1) 受入れ体制の確保

① 町社会福祉協議会の措置

町は、災害発生後直ちに、門川町社会福祉協議会が中心となり、町災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア団体及び個人登録等の活動体制の確立を依頼し、業務遂行のための支援及び補助を行う。

② 県社会福祉協議会の措置（県防計画）

被害が甚大で、被災地の市町村のみでは対応できないと判断される場合、県社会福祉協議会は事務局内にボランティア支援本部を設置し、ボランティア現地本部を支援する。

(2) 「受入れ窓口」の運営

① 町災害ボランティアセンターの活動内容

- ア 被災地の生活ニーズの把握と活動プログラムの策定と提供
- イ ボランティア活動の支援のための資機材、物資等の募集、確保と提供
- ウ 活動中のボランティアへの支援
- エ ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続き
- オ 被災者やボランティアに対する情報提供
- カ ボランティア連絡会議の開催
- キ ボランティア活動のための地図の作成、提供
- ク 在宅要配慮者のデータの作成、提供
- ケ 災害対策本部との連絡調整
- コ 「ボランティア支援本部」及び「ボランティア救援対策本部」への支援要請
- サ ボランティアコーディネーターの受入れ
- シ その他、被災者の生活支援に必要な活動

② ボランティア支援本部の活動内容（県防計画）

- ア 報道機関等への情報提供・広報
- イ パソコン・FAX等を活用した情報提供
- ウ 他都道府県からの支援受入れと要請
- エ ボランティア現地本部や災害対策本部内に編成されるボランティア対策班との連絡調整

③ ボランティア救援対策本部の活動内容（県防計画）

ボランティア救援対策本部は、激甚災害の場合に現地本部を支援するために県社会福祉協議会が主体となり、ライフラインの回復が早く、通信・交通のアクセスが良いなど比較的被害の小さい現地又は近隣市町村に設置する。

ボランティア救援対策本部は、現地本部が被災地域での生活支援等の活動に専念できるように全国からのボランティアの登録、派遣等のコーディネート等を一体的に行うほか、ボランティア活動保険の加入手続きや現地本部が必要としている機材・物資等の調達・供給を行うなどボランティア現地本部の役割の大部分を担うこととする。

- ア ボランティア現地本部の支援
- イ 県内外からのボランティアの登録と派遣
- ウ 全国からの支援の受入れと提供
- エ ボランティアコーディネーターの派遣要請と受入れ
- オ 被災地災害対策本部及びボランティア支援本部との緊密な連携

④ 町災害対策本部

町災害対策本部は、ボランティア調整機関が立ち上がるまでの間、ボランティアの支援、ボランティアが活動しやすい環境づくりや、活動が長期化した場合の支援及び条件整備に努める。

資料編【1.3.18.1】 門川町災害ボランティア推進協議会

1.3 ボランティア活動の内容

(1) ボランティア「受入窓口」との連携・協力

① 町災害ボランティアセンターとの連携

ボランティア班は、災害発生後、コーディネートを担当する班員を配置し、町と町ボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

② ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアの活用は、町が町社会福祉協議会が設置する町災害ボランティアセンターに協力を求めて行うものとする。

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- イ 避難生活者の支援(水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等)
- ウ 在宅者の支援(高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等)
- エ 配送拠点での活動(物資の搬出入、仕分け、配布・配達等)
- オ その他、被災者の生活支援に必要な活動

③ 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

④ ボランティア保険の加入促進

町は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなど、ボランティア保険への加入を促進する。

⑤ ボランティア等への啓発

町は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、次に掲げる事項をはじめとして、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。

- ア 被災地では基本的に2人以上で行動する。
- イ 被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。
- ウ 被災者は、同姓でないと把握できない悩みを抱えている場合を想定する。
- エ 女性に対する暴力等を予防する。(防犯ブザーの携帯等)

1.4 高校生のボランティア活動（県防計画）

高校生のボランティア活動については、保護者の承諾を受け、安全面への配慮を十分検討した上で、校長が許可する。許可を受けた生徒は、公欠扱いとする。

(1) 一般ボランティア

- ① 救援物資の運搬、配布
- ② 食事の準備
- ③ 危険の少ない範囲での片付け
- ④ 負傷者の看護補助

(2) 専門ボランティア

- ① 専門高校の学科の特性を生かした参加
(看護科、工業科、農業科、水産科、家庭に関する学科等)
- ② 無線部を有する学校の部活動の参加

1.5 赤十字防災ボランティアの活動（県防計画）

(1) 赤十字防災ボランティア「受入窓口」の設置・構成等

① 赤十字防災ボランティアセンターの設置

災害発生後直ちに、日本赤十字社宮崎県支部にボランティアセンターを設置しボランティアの受入れ体制をつくる。また、県に設置されるボランティア対策本部と連携しボランティアの受入れを実施する。

② 赤十字防災ボランティアセンターの構成等

赤十字防災ボランティアセンターの構成等については、その都度、支部災害対策本部の定めるところによる。

(2) 防災ボランティア「受入窓口」との連携・協力

赤十字防災ボランティアセンターは、ボランティア現地本部及び支援本部と連絡を密にして被災状況、被災者のニーズ等を把握し、活動内容及び派遣人員などの調整を行う。

(3) 赤十字防災ボランティアの活動

① 赤十字防災ボランティアの活動内容

日本赤十字社宮崎県支部は、積極的に赤十字防災ボランティアの参加・協力を求めて災害救護活動の一層の推進を図ることとし、災害時に赤十字防災ボランティアに対し、次の技術・技能的な専門性のある活動を依頼する。

- ア 救出活動、応急手当、担架搬送、救護所の設営、医療救護
- イ 避難誘導、避難所の設営、避難所の世話、炊き出し、仮設住居等の設置
- ウ 救援物資等搬送、救援物資の整理・配送
- エ 障害物の除去、被災地片付け
- オ 情報収集・伝達、交通案内、通訳、カウンセリング、安否調査
- カ 赤十字防災ボランティアの受付・連絡調整
- キ その他災害時に赤十字防災ボランティアに要請される活動

② 赤十字防災ボランティアの招集

赤十字防災ボランティアの配備基準及び緊急連絡系統図は、別に定めるものとする。

③ 赤十字防災ボランティア派遣の決定

支部長は、災害の状況に応じ、派遣する赤十字防災ボランティアの人数等を決定をする。

(4) 赤十字防災ボランティア保険の加入促進

活動を希望するボランティアに対し、赤十字防災ボランティア保険の積極的加入の呼び掛けを行う。

1.6 地域安全ボランティアの活動（県防計画）

(1) 「地域安全ボランティア活動」推進体制の整備

「地域安全活動」は、「安全で住み良い地域社会を実現するために、住民生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害を未然に防止する」ための地域住民によるボランティア活動である。

については、災害発生時にあって、「地域安全活動」を地域住民のニーズに沿った的確、かつ効果的な活動とする。そのため、ボランティアを中心に、防犯協会、警察、社会福祉協議会及び県、近隣市町村との連携・協力体制の構築に努めるものとする。

(2) 地域安全活動ボランティアリーダーの育成

地域安全活動を地域住民主体の活動とし、平常時及び災害時の活動を地域の状況に応じた活動へと展開するために、地域に密着するボランティアグループや個人ボランティアを育成する必要がある。また、県及び警察は、宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議の構成団体を通じて、情報誌の発行などにより、地域に必要な情報を積極的に提供していくとともに、地域における自主防犯活動が展開されるよう努めるとしている。

(3) 平常時及び災害時における地域安全活動内容

① 平常時における(災害時に備えた)主な地域安全活動

- ア 災害時の避難場所や避難経路の確認と、高齢者や障がい者等、要配慮者世帯に対する周知活動
 - イ 危険箇所の点検活動
 - ウ 地域安全意識の高揚を目的とした地域安全活動研修会の開催
 - エ 地域でのパトロール活動
 - オ 地域安全ニュース等による情報提供活動等
- ② 災害時における主な地域安全活動
- ア 地域での安全パトロール活動
 - イ 避難場所の設置箇所や事件、事故等の発生状況等、地域での安全な生活のため必要な情報を提供する活動
 - ウ 高齢者等の弱者宅を訪問する活動
 - エ 防犯灯・街路灯の損壊により、犯罪・事故等の恐れのある、新たな危険箇所を確認する活動
 - オ 防犯協会の防犯資機材や各地からよせられる救援物資の分配に協力する活動等

2. 義援物資、義援金

義援金及び義援物資は、被災者の生活に対する善意により寄せられる貴重な寄託物である。そのため、町及び関係機関は、連携をとりながら、被災者に対する計画的、効果的な活用を図るものとする。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、物資班を編成し義援物資及び義援金の受付、配分を実施する。

2.2 義援物資、義援金の募集

被災者に寄贈された義援金品の受付及び配分は、受付及び配分計画を樹立し、効率的、効果的な配分に努める。義援金品については、配分計画に基づく管理配分を行っていく。

(1) 義援金の募集

災害の発生に際して、市町村及び関係機関は連携し、必要に応じて被災者への義援金の募集を行う。

募集に際しては、募集方法、期間等を定め、報道機関等を通じて支援を要請する。

(2) 義援物資の募集

災害の発生に際して、市町村及び関係機関は連携し、必要に応じて被災者への義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが敏速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め、報道機関等を通じて支援を要請する。

なお、募集方法については、物資を円滑に受入れることができるよう、次のことを周知することも考慮する。

- ① 品目別に区別して発送することとし、できるだけ単品で1包みとすること。
- ② 梱包は開かなくても内容がわかるよう、識別表等により内容を表示すること。
- ③ 物資は、新品が望ましいこと。
- ④ 物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も合わせて要請すること。
- ⑤ 物資については、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めること。

《義援金品の受付要領》

【1.3.18.2】 義援金品の受付要領

| |
|--|
| ア. 受付期間はおおむね災害発生の日から1ヶ月以内とする。 |
| イ. 住民等への周知は、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て行う。(県→報道) |
| ウ. 義援金品は、被災者を指定したものを受け付けない。 |
| エ. 義援品で腐敗変質のおそれのあるものは受け付けない。 |
| オ. 受付機関は、義援金品の収支を明らかにする帳簿を備え付ける。 (義援金品は町に集積する。) |

【1.3.18.3】 受付帳簿の様式

義援金品受付状況報告 (担当)

| 受付月日 | 金額 | 寄 贈 者 | |
|------|---------|-------|-----|
| | (品名・数量) | 氏 名 | 住 所 |
| | | | |

2.3 義援金品の配分方法

物資の配送を受けた場合、ボランティア等の支援も受け、速やかに被災者への物資を配分すること。

なお、配分に当たっては、被災者の状況を把握し、配分計画書等を作成の上、計画的に配分すること。配分基準は、第三者機関である「配分委員会」を設置し、配分方針を決定する。義援金の適正な配分が達成されるよう、公平性や透明性を確保する。

(1) 配分基準の目安

【1.3.18.4】 配分基準の目安

《義援金配分基準》

| 区 分 | 配分比率 |
|-----|------|
| 死 者 | 1 0 |

| | |
|---------------|---|
| 重傷者（1ヶ月以上の治療） | 5 |
| 軽傷者（1ヶ月未満の治療） | 3 |
| 全壊（焼）世帯 | 2 |
| 半壊（焼）世帯 | 1 |
| 床上浸水世帯 | 1 |

《義援品配分基準》

| 区 分 | 配分比率 |
|---------|------|
| 全壊（焼）世帯 | 3 |
| 半壊（焼）世帯 | 2 |
| 床上浸水世帯 | 1 |

2.4 義援品の受入れ及び配給のための拠点となる施設の確保

町は、災害が発生した場合において、義援品の受入れ（集積）、配給を行うための施設の確保に努める。

2.5 輸送

町及び関係機関は連携の上、集積された物資の輸送について、被災者の状況等に応じて、輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し、速やかに輸送する。

第19節 災害救助法の適用

<災害対応フェーズ>

| | | 発災 | 3時間 | 72時間 | 2週間 | 1カ月 | |
|-----|--------------|-----|-----|---------------------------------|-----|-----|-----|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 | 復興期 |
| 町担当 | 総務対策部 関係課 | | | ○被害状況等の把握 ○災害救助法の適用を申請 | | | |
| 県 | | | | ○災害救助法の適用の公示 ○災害救助法に基づく救助の実施 | | | |

1. 災害救助法の適用

大規模災害発生時には、家屋の倒壊、火災、土砂崩れなどの各種災害により、多大の人的被害及び物的被害が発生する。

被災後、被害が適用基準に達した場合は迅速に災害救助法を適用し、同法に基づく救助を円滑に実施するよう速やかに所定の手続きを行うものとする。

1.1 実施責任者（県防計画）

救助法に基づく救助は、国の責任において知事が実施する。

救助法第13条により、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うことができる。

（救助の種類）

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

1.2 被災認定の基準

災害救助法の適用に当たっては、被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

- (1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯1世帯をもって被災世帯1世帯。住家が半焼、半壊等、著しく損傷した世帯については2世帯をもって被災世帯1世帯。床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住不能となった世帯にあつては、3世帯をもって被災世帯1世帯とみなして算定する。

(2) 住家の滅失等の算定

① 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失、若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの。又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

② 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失、若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの。又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの。

③ 住家の床上浸水

①及び②に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。又は、土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

【1.3.19.1】 住家の滅失

住家の滅失

算 定

住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯は1とする

住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1とみなす

住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては3世帯をもって1とみなす

用 語

全壊、全焼又は流失

- ・ 住家の損壊（焼失）若しくは流失した住家の延床面積の70%以上に達したもの
又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達したもの

半壊又は半焼

- ・ 住家の損壊（焼失）部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの

床上浸水

- ・ 浸水がその住家の床上に達した程度のもの
又は、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

【1.3.19.2】 住家・世帯の定義

住家

人が起居できる設備のある建物
現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるか問わない

(解釈) 必ずしも一戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別棟であったり、離家が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して1戸とする。なお、社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家に入れるべきである。

世帯

生計を一にしている実際の生活単位

(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。

(3) 住家及び世帯の単位

① 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

② 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯として取扱う。

1.3 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、町内の被害が下記のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに行う。

- (1) 町内の住家の被害が、次の表の左欄に掲げる人口に対し、当該右欄の被災世帯に達したとき。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が、1,500世帯以上であって、町内の被災世帯数が当該市町村の人口に応じ、(1)の被災世帯数の2分の1に達したとき。

- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が7,000世帯以上であって、町内の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 町内の被災が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
- ① 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - ② 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
- (5) 災害が発生するおそれがある場合において、次の全てに該当し、知事が特に救助が必要と認めたとき
- ① 国において当該災害に係る特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）が設置されたとき。
 - ② 政府本部の所管区域として本県が告示されたとき。
 - ③ 当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき。

※(1)～(4)…救助法第2条第1項、(5)…救助法第2条第2項

【1.3.19.3】 災害救助法の適用基準

| 市町村の人口 | | 被災世帯数 |
|------------|------------|-------|
| | 5,000人未満 | 30世帯 |
| 5,000人以上 | 15,000人未満 | 40世帯 |
| 15,000人以上 | 30,000人未満 | 50世帯 |
| 30,000人以上 | 50,000人未満 | 60世帯 |
| 50,000人以上 | 100,000人未満 | 80世帯 |
| 100,000人以上 | 300,000人未満 | 100世帯 |
| 300,000人以上 | | 150世帯 |

【1.3.19.4】 災害救助法による市町村別適用基準法

(県人口 1,104,069人)

| 区分 | 人口 | 適用世帯数 |
|------|--------|-------|
| 市町村名 | | |
| 門川町 | 18,183 | 50 |

(平成27年10月1日現在(平成27年国勢調査結果))

【1.3.19.5】 災害救助法の適用基準 (県内の被災世帯数が1,500世帯以上の場合)

(県人口 1,135,233人)

| 区分 | 人口 | 適用世帯数 |
|------|--------|-------|
| 市町村名 | | |
| 門川町 | 18,183 | 25 |

(平成27年10月1日現在(平成27年国勢調査結果))

1.4 災害救助法の適用手続

(1) 県への要請

町内の被害が「3 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当するときは、災害報告要領により町は、ただちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を申請するものとする。なお、申請は口頭によるものでも可とする。

さらに、災害の事態が急進して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況をただちに知事に報告し、その指揮を受ける。

(2) 県の措置（県防計画）

- ① 知事は、市町村長からの申請に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、ただちに同法に基づく救助の実施について、当該市町村長に指示するとともに関係行政機関、厚生労働大臣に報告するものとする。
- ② 災害救助法を適用したときは、速やかに公示するものとする。

【1.3.19.6】 災害救助法の適用手続

| 《災害救助法の適用手続》 | |
|-------------------------|---|
| 県知事に 報告・要請 その後に活動 | 災害に際し、町における災害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは町長は直ちにその旨を県知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請するものとする。 |
| 活動後 事後報告 | 災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つ事ができないときは、町長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受けなければならない。 |

1.5 救助の組織

災害救助法に基づく救助は、県知事が実施する。この場合、町は県知事の補助機関として実施する。なお、災害救助法の適用にいたらない災害についての被災者の救助は、本計画に定めるところにより、町長が実施する。（災害救助法第2条）

1.6 災害救助法による救助の程度と期間

災害救助法による救助の程度、方法、並びに期間の基準は、災害救助法施行令に定めるとおりである。救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣の承認を得て、延長することがある。

以下の災害救助法等を参考資料編に示す。

資料編【1.3.7.10】 災害救助法による救助の程度、方法並びに期間（早見表）

1.7 災害対策基本法の定める応急処置

災害対策基本法及び関係法令に定めるもので、災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合の町の応急措置は、以下のとおりである。

(1) 応急処置についての責任（災害対策基本法第62条第1項）

町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとするときは、法令、又は本計画の定めるところにより、消防、水防、救助、その他の災害の発生を防ぎ、災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施する。

(2) 出動命令（災害対策基本法第58条）

町は、災害が発生するおそれがあるときは、法令、又は本計画の定めるところにより、消防署、消防団、若しくは関係職員等に出動準備をさせ、出動を命じ、又は警察官、若しくは海上保安官の出動を求める等、施設管理責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めるものとする。

(3) 事前措置（災害対策基本法第59条）

町は、設備又は物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため、必要な限度において当該設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置をとることを指示することができる。

(4) 警戒区域の設定権（災害対策基本法第63条）

町は、人命又は身体の危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(5) 工作物等の使用、収容等

① 災害対策基本法施行令第24条に限定する手続きによって、当該町の区域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹林、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。（災害対策基本法第64条第1項）

② 町は工作物の使用、収容等の処分が行われた際の、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。（災害対策基本法第82条第1項）

(6) 工作物等の除去（災害対策基本法第64条第2項）

町は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物、又は物件で、応急措置の実施の支障となるものを除去し、その他必要な措置をとる。

(7) 従事命令

① 応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、区域内の住民、又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。（災害対策基本法第65条第1項）

② 区域内の住民、又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害対策基本法施行令第36条に規定する基準に従い、条例で定めるところに

より、その者又は、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（災害対策基本法第84条第1項）

(8) 応援要求等（災害対策基本法第67条第1項）

- ① 町内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、応援を必要と認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求める。

(9) 職員の派遣要請等

① 職員の派遣の要請

ア 町は、災害応急対策又は災害復旧の必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第29条第2項）

イ 町は、災害応急対策又は災害復旧の必要があるときは、他の市町村長に対し、職員の派遣を求める。（地方自治法第252条の17）

ウ 町は、ア、イによる職員の派遣の要請を行う場合は、要請に準じた文書をもって行う。

② 職員の派遣の斡旋

ア 町は、災害応急対策又は災害復旧の必要があるときは、県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求める。（災害対策基本法第30条第1項）

イ 町は、災害応急対策又は復旧の必要があるときは、県知事に対し、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について斡旋を求める。（災害対策基本法第30条第2項）

ウ 町は、ア、イによる職員の派遣斡旋を求める場合は、①の要請に準じた文書をもって行う。

(10) 委員会・委員等の応急処置（災害対策基本法第62条第2項）

町の委員会又は委員、町の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他、法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該区域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、本計画の定めるところにより、町の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は町の実施する応急措置に協力する。

第20節 要員確保計画

<災害対応フェーズ>

| | | 発災 | 3時間 | 72時間 | 2週間 | 1カ月 | |
|---------|------|-----|-----|--------------|-----|-----|-----|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 | 復興期 |
| 町担当 | 各対策部 | | | ○災害応急対策の要員確保 | | | |
| 県 | | | | ○応援派遣 | | | |
| その他関係機関 | | | | ○応援派遣 | | | |

災害応急対策を実施するに当たって、町災害対策本部員及び関係職員等の動員のみでは労力的に不足するとき、及び特殊な作業のため、技術的な労力が必要なときのために、平素から必要な労働者を把握し、速やかな対応ができる体制づくりに努める。

1. 労働者等確保の手段

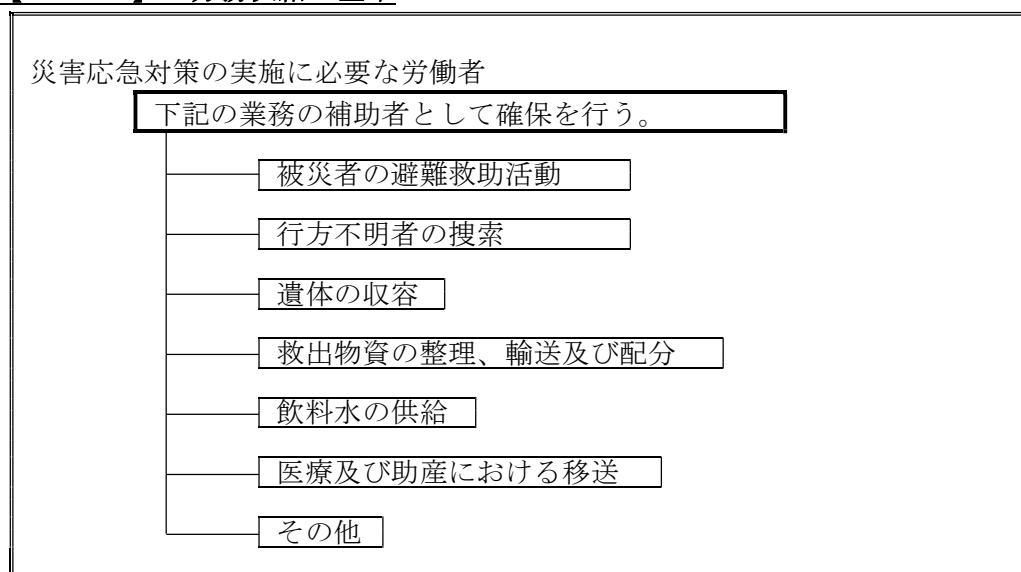
1.1 労働者の要請

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段は、おおむね次による。なお、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- (1) 災害対策実施機関の関係者等の動員
- (2) 日赤奉仕団
- (3) ボランティアの協力動員
- (4) 公共職業安定所による労働者の斡旋
- (5) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (6) 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

1.2 作業種別

【1.3.20.1】 労務供給の基本



2. 公共職業安定所等の労働者確保

2.1 必要労働者の確保・依頼事項

公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして、必要労働者の紹介斡旋を依頼する。公共職業安定所は、災害対策実施機関の要求に応じ、必要な労働者の紹介斡旋を行う。

(1) 必要労働者の確保・依頼事項

【1.3.20.2】 必要労働者の確保・依頼事項

- ア. 必要労働者数
- イ. 男女別内訳
- ウ. 作業の内容
- エ. 作業実施期間
- オ. 賃金の額
- カ. 労働時間
- キ. 作業場所の所在
- ク. 残業の有無
- ケ. 労働者の輸送方法
- コ. その他必要な事項

2.2 雇上げの範囲

災害救助法に基づく救助の実施に必要な作業員の雇上げの範囲は、次のとおりである。

(1) 被災者の救出作業員

- ① 被災者の救出作業員
- ② 被災者救出に要する機械器具、その他の資材の操作、後始末をする

ための作業員

- (2) 遺体捜索・収容作業員
 - ① 遺体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する作業員
 - ② 遺体の洗浄、消毒等の処置をする作業員
 - ③ 仮安置所まで輸送するための作業員
- (3) 救助用物資の整理、輸送及び配分作業員
物資の整理、輸送及び配分に要する作業員
- (4) 飲料水の供給作業員
 - ① 飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する人夫
 - ② 飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する作業員
 - ③ 飲料水を供給するために必要とする作業員
- (5) 医療及び助産における移送作業員
 - ① 患者を病院、診療所に運ぶための作業員
 - ② 医師、助産師、看護師等の移動に伴う作業員

第21節 貯木、在港船舶対策計画

<災害対応フェーズ>

| | | 発災 | 3時間 | 72時間 | 2週間 | 1カ月 | |
|---------|---------|---|-----|------|-----|-----|-----|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 | 復興期 |
| 町担当 | 農林水産対策部 | ○港への災害情報の通報、指導、勧告の実施の要請 ○貯木対策についての関係機関への要請 | | | | | |
| その他関係機関 | | ○在港船舶の被害防止対策の実施 ○貯木対策の実施 | | | | | |

台風等によって生じる流木の流出、船舶の座礁、遭難事故等に対処するため、平素から関係機関との連携を密にし、けい留施設の整備強化、障害物除去、船舶の安全強化を要請する。また、沿岸住民への被害防止に努めるものとする。

1. 貯木災害応急対策

河川、港湾、山林及び製材所等の貯木に対して行う。

1.1 事前措置

町は、流木等のおそれがある場合、関係機関と連絡調整し、事前措置をとる。

1.2 関係機関への要請

- (1) 台風接近時には、木材の所有者又は管理者に対して、大型木材の貯木を制限又は禁止等の措置を要請する。
- (2) 洪水、高潮、波浪等による貯木の流出が目前に迫ったときは、貯木の管理者に対し、流出しないような措置を勧告する。
- (3) 洪水、高潮、波浪等により貯木が流出し、家屋、その他の建造物等に災害の発生が予想される場合は、木材所有者に対し、貯木が逸散しないよう勧告又は指示する。

2. 在港船舶対策

海上保安部、運輸支局、県、警察、町及び漁業協同組合は、台風、高潮等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、船舶の破壊を防止し、船舶による漁港施設の損害を軽減する等の対策に万全を期するため、相互に緊密な関係のもと、次の措置を講ずるものとする。

2.1 船舶の被害防止対策

船舶の被害を防止するため、災害が発生するおそれのある場合は、関係機関は港内放送あるいは無線連絡、又は巡視船の巡回伝達等の方法で、在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 港内停泊船舶は安全な泊地に移動させるほか、港内における停泊方法を指導する。

- (2) 岸壁係留船舶は離岸して錨泊させるか、離岸できないときは、岸壁等に乗りに上げないように係留方法について指導する。
- (3) 荷役中の船舶は速やかに荷役を終了又は中止させる。
- (4) 航行中の船舶は早めに安全な港に避難するよう勧告する。
- (5) 災害により港内又は港内の境界付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物件を生じたときは、その物件の所有者等に、その物件の除去を命ずる。また、港内船舶又は入港船舶に対し、その旨を通報する。

2.2 避難港の状況

県内における避難港は、資料「県内における避難港一覧表」のとおりである。

資料編【1.3.21.1】 県内における避難港一覧表

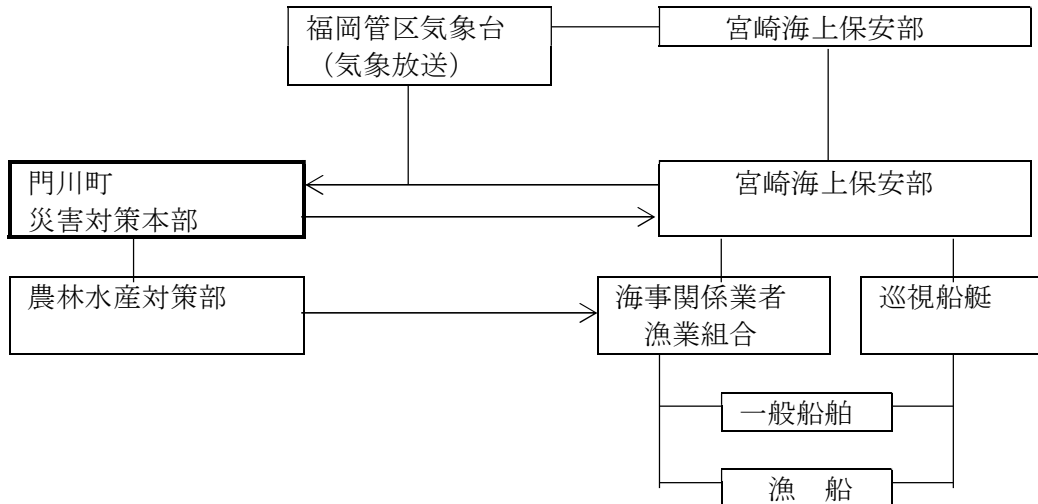
2.3 関係機関への要請

台風等の接近により、港内における船舶の災害が予想される場合、次の措置を講ずる。

- (1) 台風等の状況と、在港船舶の動静を把握する。また、油津海上保安部等の機関を通じて適切な措置を要請し、船舶及び周辺住民に周知する。
- (2) 関係機関と連携し、在港船舶に対し、必要と認めたときは、避難の勧告又は指示を行う。
- (3) 避難に対する勧告・指示

台風情報、気象情報等により、船舶及び漁船に対する出港の見合わせ、避難の指示等は次の経路で行う。

【1.3.21.2】 避難等の指示



第22節 文教対策

学校は、災害発生時における児童、生徒の安全を最優先に確保するものとする。

災害復旧等により通常の教育が困難な場合は、応急的に円滑な教育活動を行う計画を定め、学校運営の正常化、文教施設の応急復旧、教科書、学用品の応急処置等の措置を講ずる。

<災害対応フェーズ>

| | | 発災 | 3時間 | 72時間 | 2週間 | 1カ月 |
|---------|---------|-----|---------------------------|-----------------------|---|-----|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 |
| 教育総務対策部 | 教育総務対策部 | | ○教育委員会との調整 ○児童、生徒の安全確保 | ○児童生徒の健康管理 | ○就学援助等の対応 ○学校施設の応急復旧、代替校舎の確保 ○教職員の補充の調整 ○応急教育の支援 | |
| | 社会教育対策部 | | | ○文化財の応急対策 | | |
| 県 | | | | | ○児童生徒の就学援助 | |
| 県教育委員会 | | | | ○応急教育の支援 ○文化財の応急対策 | | |

1. 学校教育対策

1.1 基本方針

(1) 実施責任者

災害時における文教に関する応急対策の実施者は、次のとおりとする。

- ① 町立小中学校、その他の文教施設の災害応急復旧は、町が行う。
- ② 町立小中学校の児童、生徒に対する応急措置等は、町教育委員会が行う。

なお、災害救助法が適用されたとき、又は町で実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会、関係機関の協力を求め、適切な措置をとる。

- ③ 災害救助法による教科書、教材及び学用品の支給については、知事の補助機関として、町が行う。
- ④ 県立学校の応急教育は、県教育委員会が定める管理運営規則に基づき、各学校においてこれを実施する。
- ⑤ 私立学校の文教施設の災害応急復旧及び学生、生徒の応急の教育は、学校経営者が行うものとする。

(2) 児童・生徒の安全確保

【1.3.22.1】 児童・生徒の安全確保

- ア. 休校処置(災害発生のおそれがあるとき、又は発生したとき)
- イ. 保護者又は教員が引率しての登下校(避難)
- ウ. 安全な通学路(避難路)、避難所の周知徹底

1.2 応急教育

(1) 実施場所

【1.3.22.2】 応急措置(学校教育対策)の実施場所

- ア. 被害施設・箇所の速やかな応急修理
- イ. 一部使用不能な場合(室内体育館・講堂等の利用)
- ウ. 多くの施設が使用不能な場合(集会所、寺院等公共施設の利用)
- エ. 応急仮校舎の建設
- オ. 町教育委員会は、応急対策に当たって町内に適当な施設がない場合は、教育事務所を通じ県教育委員会に対して、施設の斡旋を要請する。
- ウ. は、教育委員会及び学校と協議のうえ、あらかじめ確保しておく。

(2) 実施方法

【1.3.22.3】 応急措置(学校教育対策)の実施方法

- 教育委員会の指示により
- ア. 臨時に学校を休校する。
 - イ. 教室を分散しての出張授業
 - ウ. 休校による自宅学習及び巡回指導

(3) 応急教育計画の作成とその実施

応急教育の実施責任者は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

(4) 児童、生徒の安全の確保措置

授業を継続実施することにより、児童生徒の安全の確保が困難であると思われる場合、町教育委員会は、県教育委員会と連携し、臨時に授業を行わない等、適切な措置をとる。

(5) 校長の措置

① 事前準備

- ア. 校長は、学校の立地条件等も考慮し、応急教育計画を作成し、実施する。また、危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)を作成し、職員に周知する。
- イ. 校長は、災害の発生に備えて、次のような対策、措置を講じなければならない

い。

② 災害時の体制

- ア 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- イ 校長は、災害の規模、児童生徒、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握する。また、町教育委員会に連絡し、災害対策に協力する。校舎の管理に必要な職員を確保するなど、万全の体制を確立する。
- ウ 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど、災害状況に応じた調整を速やかに実施する。
- エ 応急教育計画については、町教育委員会に報告する。また、決定次第、速やかに児童、生徒及び保護者に周知徹底を図る。

③ 災害復旧時の体制

- ア 校長は、教職員を掌握する。また、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、町教育委員会に連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。
- イ 正常な授業の再開に際して、保健安全上の障害処理について、指導、助言を行う。また、危険物の処理、通学路の点検整備については、関係機関の援助等により処置する。
- ウ 疎開した児童、生徒については、職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。
- エ 災害の推移を把握し、町教育委員会と連絡のうえ、平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

④ 私立学校における措置

私立学校における災害時の児童生徒の安全確認については、公立学校に準じて措置を講ずるものとする。

(6) 施設の応急整備

災害により、被害を受けた町立学校の施設・設備について、正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

① 町立学校が施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合

町において応急復旧工事を実施する。

② 災害時における代替校舎の確保

校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するのに必要な施設・設備を校長において確保することができない場合、町教育委員会は県教育委員会に対して、協力を要請する。

(7) 教職員補充措置

災害発生時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、次により迅速に教職員の補充を行う。

- ① 災害発生時における教職員の被害状況について、町教育委員会は速やかに県教育庁教育事務所を經由して、県教育委員会に報告するものとする。

② 県教育委員会は、上記報告に基づいて教職員の被害状況に応じ、速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。

- ア 臨時学級編成による教育の実施
- イ 条例定数の範囲内において、できうる限りの補充を行う。
- ウ 被災学校以外の学校にいる教職員を被災学校に兼任するよう措置する。
- エ 小・中学校にあっては、必要に応じて、教員免許所有者の臨時採用等、非常勤講師の配当を行う。
- オ 上記イ～エの措置によってもなお補充が十分でないときは、臨時職員(地公法第22条)の予算措置を講ずる。さし当たって、被災地以外の教育委員会事務局、教育研修センター等に勤務する教職員を被災学校に臨時に派遣するよう措置する。

1.3 就学援助に関する措置

被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童、生徒に対し、町長は県とともに、次により援助支援を行う。

- (1) 被災により就学困難となった町立学校の児童、生徒の就学援助費の支給に必要な措置をとるよう、町教育委員会に対し、指導及び助言を行う。
- (2) 被災により教科書及び学用品を喪失又は、き損した児童、生徒に対して、町は県を通じて、その供給を支援する。各学校は、児童、生徒の学用品に被害のあった場合、その被害の種類、程度、数量等を速やかに町教育委員会を通じて、県に報告し、おむね次の方法によって応急処置をとる。

【1.3.22.4】 教科書・学用品等の配給

| | |
|--------------|------------------------|
| 教科書・文房具・通学用品 | 教育委員会を経て、災害救助法に基づく給与申請 |
| その他の教材等 | 管内・地区内の各学校、その他機関への救援要請 |

なお、県は、町が災害救助法の適用を受けた場合、義務教育中の児童、生徒への教科書及び学用品の給与に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内において支出する。

- (3) 自宅等の被災により、学費の支弁が困難となった高等学校等（専修学校高等課程、特別支援学校を含む）及び中等教育学校（後期課程）等の生徒の就学を援助するため、希望者に対し奨学金の緊急貸付を行う。
- (4) 自宅等の被災により、学費の支弁が困難となった私立高等学校の生徒の就学を援助する。そのため、授業料の免除を行った町内に私立高等学校を設置する学校法人に対して補助を行う。
- (5) 被災家庭の特別支援学校の児童生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給

について必要な措置をとる。

1.4 学校給食の応急措置

- (1) 教育委員会は門川町学校給食共同調理場長、及び学校長と協議のうえ、次の状況になった場合は学校給食を中止する。
 - ① 給食施設の被害のため、給食実施が不可能な場合
 - ② 学校給食施設が災害救助のため使用される場合
 - ③ 伝染病その他の疾病流行で、危険が予想される場合
 - ④ 給食用物資の入手が困難な場合
 - ⑤ 給食の実施が適当でないと考えられる場合
- (2) 災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の事項に留意するものとする。
 - ① 被害があってもできる限り継続実施するよう努めること。
 - ② 給食施設等が被害のため給食実施が困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めること。
 - ③ 避難場所として使用されている学校については、その給食施設は、被災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意すること。
 - ④ 被災地においては、伝染病発生のおそれがあり、衛生については特に留意すること。

1.5 災害時における環境衛生の確保

- (1) 事前準備
 - ① 校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施す。
 - ② 校長は、常に児童、生徒に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。
- (2) 災害時の措置

災害後の伝染病、防疫対策について、校長は、保健所の指示、援助等により、必要な措置を速やかに行い、伝染病発生等の事故防止に努める。

 - ① 校舎内外の清掃
 - ア 建具等を移動し、乾燥しやすくする。
 - イ 建具、床板等はよく清掃し、なるべく消毒薬で拭浄。
 - ウ 便所はよく清掃したのち消毒する。
 - ② 飲料水の使用法
 - ア 水道水
なるべく煮沸して使用
 - イ 井戸水
消毒したものでも煮沸して使用

③ 保健管理・指導

- ア 疾病の早期発見、早期治療
- イ 保健指導の強化

④ 調理従事者の保健管理・指導

- ア 健康診断の実施
- イ 下痢のある者の従業禁止及び検便の実施
- ウ 身体衣服の清潔保持、手洗いの励行

⑤ 感染症集団発生における処置

- ア 教育委員会・保健所等への連絡及び患者の万全な処置
- イ 健康診断、臨時休校、消毒等による予防処置
- ウ 保護者、その他の関係者への集団発生状況の周知及び協力要請
- エ 児童生徒の食生活についての注意及び指導

(3) 災害時における心の健康への支援

被災した児童、生徒の健康管理に配慮し、健康相談等を実施するなど児童、生徒の心の健康の保持に努める。また、これまでの自然災害の経験を生かした指導を行う。

① 事前準備

- ア 「生命尊重」、「思いやりの心」を育てたり、ボランティア活動への参加を積極的に勧める。
- イ 災害後の「心の健康」の保持に関する指導の重要性や方法について、教職員の研修を実施する。

② 災害時の措置

災害が発生した場合、児童生徒の臨時の健康診断や健康相談及び日常の心の健康の保持に関する支援を組織的に行う。

1.6 教育の再開

教育の再開については、避難住民の安全、健康管理等の十分な対策が優先されなければならないので、次のような臨時の措置で対処する。

(1) 臨時のカリキュラムでの対応

- ① 教室・体育館等が避難所になる場合が想定されるので、代替としての学習の場の確保についてその可能性を検討する。
- ② 多くの児童生徒の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認したうえで、午前中を授業として、午後は自宅の手伝い、あるいは近隣の被災地等へのボランティア活動に取り組みさせるなど、状況に応じた弾力的な対応を行う。

(2) 公共施設の利用（公民館や図書館など）

道路等が切断されている場合は、地区ごとに公民館等の公共施設を活用して授業を再開する。

(3) 民間施設の活用

(4) プレハブ教室の設置を早期に行う。

(5) 訪問教育の実施等

- ① 児童、生徒の通学路が著しく被災し、安全面の保障ができなくて登校できない状態が長期化する場合等は、教師による訪問指導を組織的・計画的に実施する。
- ② 家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。

2. 文化財保護対策

大規模災害の被害から文化財の保護を図るため、町教育委員会は必要な計画を立てる。また、所有者・管理者に対し、災害対策の必要性について、意識啓発を図る。

木質系の文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防署、消防団と連携しながら所要の防火上の措置を講じていくものとする。

2.1 予防対策の実施（県防計画）

- (1) 各市町村教育委員会を指導し、管内文化財の防災計画の樹立を図り、警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を期する。
- (2) 文化財の所有者、管理者の防災思想を啓発し、環境の整理、整とんを図るよう奨励する。
- (3) 文化財の指定地域内に居住する所有者に防火に十分注意をするよう指導する。
- (4) 文化財保護指導委員による文化財パトロールを通じて状況を把握し市町村との連携を図って災害の防止に努める。
- (5) 防災施設の必要な国指定文化財は、国庫補助事業により完備を図るとともに、県指定文化財についても防災施設の設置等の措置を講ずる。
- (6) 文化財防火デー(毎年1月26日)の趣旨の徹底と文化財に対する防災思想の普及啓発を図る。

2.2 被害状況の把握と応急対策の実施（県防計画）

県教育委員会は、市町村教育委員会や発掘現場等の情報収集により被災文化財の具体的な被災状況を把握するとともに、被災文化財については県文化財保護審議会委員や専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての応急対策を指示し指導するものとする。

指定文化財が被害を受けた時は、その保存をできるだけ図るものとするが、人命にかかわる被害が発生した場合であって、被災者の救出・救助のために必要やむを得ない場合はこの限りでない。

2.3 埋蔵文化財対策（県防計画）

緊急を要する復旧事業等を実施している際に、埋蔵文化財の所在が確認された場合、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧・復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣地方公共団体への派遣要請等により十分な人的支援を整備する。

第23節 農林水産物応急対策計画

<災害対応フェーズ>

| | | 発災 | 3時間 | 72時間 | 2週間 | 1カ月 | |
|-----|---------|----------------|-----|-------------------|-----|----------|-----|
| | | 警戒期 | 発災期 | 初動期 | 展開期 | 復旧期 | 復興期 |
| 町担当 | 農林水産対策部 | ○家畜、農林水産物の事前対策 | | ○家畜、農林水産物の状況把握、指導 | | ○施設の応急対策 | |
| 県 | | ○家畜、農林水産物の応急措置 | | | | | |

大規模な地震・津波災害が発生した場合、農林水産物にも被害が及ぶことが予想される。このため、関係機関職員は情報を収集し、被害農林水産物に対する緊急技術指導を行うなど、被害拡大の防止を図るものとする。

1. 農林水産物の事前及び事後対策

1.1 事前対策（県防計画）

県は台風等により、農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに事前対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、県出先機関及び市町村を通じて事前対策について指導を行うものとする。

1.2 事後対策（県防計画）

県は台風等災害の発生により、農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに事後対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、県出先機関及び市町村を通じて事後対策について指導を行うものとする。

2. 農林水産業用施設等災害応急対策

関係機関は、災害時において、農林水産業用施設の被害の実情を早期に調査し、応急復旧を図る。

2.1 農林業用施設応急対策

- (1) かんがい排水施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに、事後の本復旧が速やかに進行するよう努める。
- (2) 出水等により広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、災害区域全体の総合調整の上施設の応急対策を実施する。
- (3) 農林業施設の応急対策の基本
 - ① 用水路やポンプ等による排水
 - ② 破損箇所の応急復旧
 - ③ 流入した土砂・樹木等の除去
 - ④ 農林道の応急復旧

3. 農産物応急対策

3.1 情報の収集（県防計画）

県は、市町村及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

3.2 農作物等応急処置

(1) 種苗確保

- ① 町は、災害により、農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、関係農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、その旨を県に報告する。
- ② 町の要請を受けた農業協同組合は、直ちに需要量を取りまとめる。管内で確保できないものは、上部機関の連合会等に種苗の購買を発注して、必要量を確保する。

(2) 病虫害防除対策（県防計画）

① 緊急防除対策の樹立

県は、県病虫害防除協議会に諮り、災害による病虫害緊急防除対策を樹立し、市町村及び農業関係団体に対し具体的な防除を指示するものとする。

② 緊急防除指導班の編成

県は、特に必要と認めたときは、緊急防除指導班(営農支援課、農産園芸課、総合農業試験場、病虫害防除・肥料検査センターの担当職員で構成)を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。

③ 農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、宮崎県経済農業協同組合連合会及び宮崎県農薬卸組合に対し、手持農薬の緊急供給を依頼するものとする。

3.3 農産物対策（県防計画）

県は、市町村及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

(1) 水稻

- ① 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保
- ② 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫
- ③ 地震後、田植えの際のていねいな代かきと漏水防止への配慮

(2) 野菜

施設の破損箇所の早期復旧対策

(3) 果樹

- ① 露出した根部の覆土(地震により、地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合)
- ② 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強
- ③ 施設の破損箇所の早期復旧対策

(4) 花き

施設の破損箇所の早期復旧対策

- (5) その他露地作物等
地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

3.4 農産物流通対策（県防計画）

県は、被害の場所、生産物の種類ならびに被害の程度により異なるが、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努めるものとする。卸売市場の開設者は、施設の破損箇所の把握に努めるとともに、早急に修復する。

4. 林産物応急対策

4.1 林産物応急対策

町は、災害時において、被災立木竹による二次災害防止と林道機能確保及び林産物の被害を軽減するため、次のとおり県と協議のうえ被災立木竹の除去（道路網については林道のみ）、病虫害の防除、林業用種苗の供給に努める。

(1) 被災立木竹の除去

- ① 被災立木竹による二次災害防止のため、公共的施設及び人家に災害を及ぼすおそれのある木竹の除去に努める。
- ② 被災立木竹による遮断林道の機能回復に努める。

(2) 病虫害の防除

被災立木竹は、菌による腐朽及び害虫の食害を受けやすく、健全木竹への被害の蔓延を防ぐため、枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

(3) 林業用種苗の供給

林業用種苗の被害を最小限に食い止めるため、町は森林組合、農業協同組合等と協力し、対策の技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行い、林業用種苗の確保に努める。

① 干害対策

- ア 灌水を実施する。
- イ 病虫害の防除を実施する。

② 浸冠水対策

- ア 排水を実施する。
- イ 病虫害の防除を実施する。

③ 風害対策

- ア 即効性追肥を実施する。
- イ 病虫害の防除を実施する。

【1.3.23.1】 応急措置（林産物）

| 作物 | 災害種別 | 応急処置の内容 |
|-----|-----------|---------------------------------------|
| 林産物 | 風水害 干害 | ア. 苗木の確保（県緑化樹苗農業協同組合等と協力） イ. 種子の確保 |

5. 家畜応急対策

5.1 家畜等応急対策

(1) 家畜の処置

- ① 家畜の安全性等を確保するため、事前に避難措置を飼育者に要請する。

町は、必要に応じて避難場所の選定、避難の方法について計画する。

(2) 家畜の防疫

- ① 被災家畜には、感染性の疾病の疑いがある場合、又は感染症の発生のおそれがある場合には、防疫及び消毒部隊を被災地に派遣し、緊急予防処置をとる。
- ② 死亡家畜については、化製場で処理する。なお、道路の寸断等により、そのような処理ができない場合は、家畜の飼養者にて、町に届出を行わせるとともに県知事の許可を受けて、死体の埋没又は焼却を行う。
- ③ 町は、災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合、県に派遣を要請し、家畜の感染症に対処する。
- ④ 県の獣医師会の協力のもと組織される家畜防疫班、家畜消毒班及び家畜衛生班等により必要な防疫を実施する。

(3) 飼料の確保

町は、政府保有の飼料用穀類の放出、農業団体及びその他飼料製造販売業者への必要数量の確保及び供給の斡旋を必要に応じ県へ要請する。

【1.3.23.2】 家畜管理のための応急処理方法

| 家畜管理のための応急処置方法 | |
|----------------|--|
| 感染症予防 | ア. 家畜衛生保健所による予防注射の実施 イ. 診療部隊（延岡家畜保健衛生所・農業共済組合）による巡回家畜診療の実施 ウ. 治療を要する一般疾病の発生に際しては、県、獣医師会及び農業共済組合に治療を要請する。 |
| 飼料の確保 | ア. 県への政府保管の飼料放出依頼 イ. 県への飼料業者に対する確保・供給の斡旋依頼 |
| 干 害 | ア. 灌水が可能な場合は実施する イ. 発芽不良の場合は被害程度に応じ追播を行うか播きなおしを行う。 |
| 風水害 | ア. 早急に排水を行う。 イ. 窒素を主体とした追肥を行い、生育の回復を行う。 ウ. 倒伏後の回復の見込みが無い場合は、早急に刈り取り、青刈り又はサイレージ調製を行い利用する。 |

5.2 家畜防疫対策

- ア 町及び関係団体は、把握している畜舎及び家畜の被害状況を県に報告する。
- イ 町及び関係団体は、死亡獣畜の処分施設や処分場所について確保する。
- ウ 畜産の流通
 - (ア) 農業共済組合家畜診療所及び開業獣医師は、被災家畜の予後を判定し、必要に応じて農家に緊急出荷を指導する。
 - (イ) 家畜市場の開設者は、施設の破損箇所の把握に努めるとともに、早急に修復する。

6. 水産物応急対策（県防計画）

県は、市町村及び水産業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

6.1 水産物応急対策

- (1) 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、県は被災市町村長の要請に基づき、その生産を確保するための斡旋の措置を講ずるものとする。
- (2) 病虫害等の防除指導

災害により水産養殖物に病虫害発生のおそれがある場合又はその発生まんえんのため被災市町村長の要請があった場合は、県は水産試験機関に対し防除対策について指導を行わしめるものとする。

6.2 水産物対策

県は、市町村及び水産関係団体と協力して、漁業者等へ次の対策の徹底を図る。

(1) 漁船漁業

漁船、漁具等の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

(2) 養殖業

漁船、養殖施設等の破損及び養殖魚の被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

(3) 水産物加工業

加工場等施設の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（県防引用）

町及び県は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。

1. 被害が比較的軽い場合の基本的方向

災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来とおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

2. 被害が甚大な場合の基本的方向

災害による被害が、広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

被災地の復旧・復興は、県及び関係市町村が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の災害要配慮者の参画も促進するものとする。この場合、被災地である市町村等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な現状復旧の進め方（県防引用）

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧に併せ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係各機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

1. 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

2. 緊急災害査定促進

町は県とともに、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

3. 災害復旧資金の確保措置

県及び市町村は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

被災市町村において、災害復旧資金の必要を生じた場合は、緊急つなぎ資金の融資の途を講じ財源の確保を図るものとする。

4. 国土交通省等の権限代行制度

(1) 道路

県は、自らが管理する道路と交通上密接である町道について、町から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、町に代わって自らが最愛復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。

町は、町道において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、国土交通省の権限代行を要請することも検討する。

(2) 河川

町は、町長が管理を行う一級河川又は二級河川以外の河川で町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、国土交通省の権限代行を要請することも検討する。

町は、災害時に、町長が管理する準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、国土交通省の権限代行を要請することも検討する。

5. 激甚災害の指定

5.1 激甚災害に係る財政援助措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずるものとする。

(1) 制度の概要

激甚災害については、広域的(全国レベル)な「本激甚指定基準」と、市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚指定基準」の二通りの指定基準がある。激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について、国庫負担率又は国庫補助の嵩上げ等の特別の財政援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧などその基準別に個別に指定される。

(局地激甚災害については、該当する災害は全国で年間かなりの件数にのぼるため、年度末に一括して指定される。)

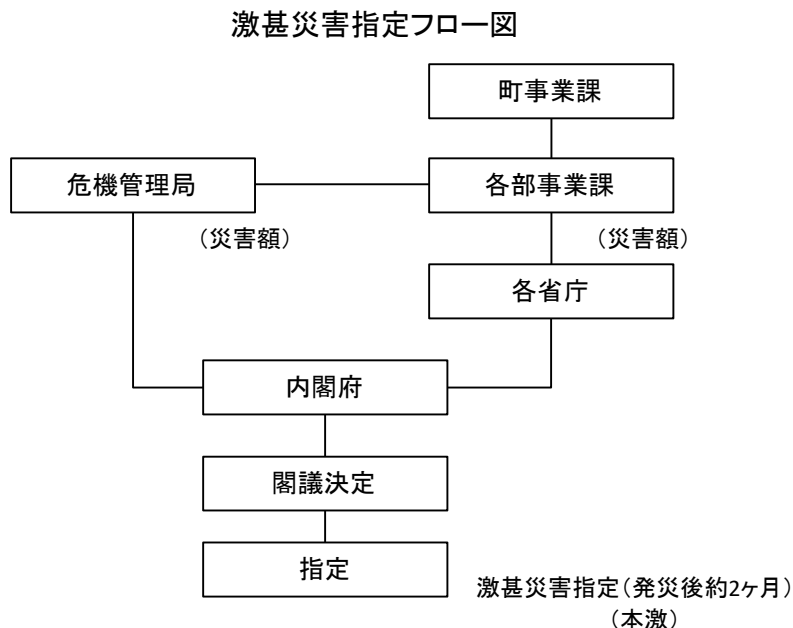
5.2 災害調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

知事は市町村被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、各関係部局に必要な調査を行わせる。

知事は、調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

【1.4.2.1】 激甚災害指定フロー図



5.3 激甚災害指定の手続き

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、指定基準に基づいて内閣総理大臣に答申する。

（災害の発生後、関係各省庁が被害額等を所管事項ごとに把握したうえで被害状況を取りまとめ、内閣府において激甚災害に該当するか、及び何条の措置を適用するかについて、政令の原案を作成する。これを中央防災会議に諮った後、閣議を経て政令が公布、施行される。）

資料編【1.4.2.2】 激甚災害及び適用措置の指定手順

5.4 激甚災害指定の促進

(1) 激甚災害指定の促進

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、関係各部局長は、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

① 激甚災害指定基準(局激)

資料編【1.4.2.3】 激甚災害指定基準(本激)

資料編【1.4.2.4】 激甚災害指定基準(局激)

第3節 計画的復興の進め方（県防引用）

被災地域の復興に当たっては関係機関が連携し、計画的に事業を推進していくものとする。なお、災害対策基本法第28条の2第1項に規定する国の緊急災害対策本部が設置された特定大規模災害に関する復興に関しては、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき対応するものとする。

1. 災害復興対策本部の設置

1.1 復興事業の実施

(1) 復興対策本部の設置

町は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。また、町は、災害復興に関する専門の担当部署を設置する。

また、県と連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援を受けるため、県に職員派遣を要請する。

(2) 災害復興事業の実施

町は、災害復興に関する担当部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

2. 災害復興方針・計画の策定

2.1 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、町民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を町民に公表する。

2.2 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

3. 災害復興事業の実施

3.1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定

県は、町内の被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、その旨の告示を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、必要に応じて都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

県は、町による被災市街地復興推進地域の指定の承認を行う。

3.2 災害復興事業の実施

(1) 災害復旧事業計画

① 災害復旧事業の種別

公共施設等災害復旧事業の対象として次の事業を実施する。

- ア 公共土木施設災害復旧事業計画
 - a 道路施設災害復旧事業計画
 - b 河川施設災害復旧事業計画
 - c 海岸施設災害復旧事業計画
 - d 砂防設備災害復旧事業計画
 - e 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - f 港湾施設災害復旧事業計画
 - g 漁港施設災害復旧事業計画
 - h 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - i 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - j 下水道施設災害復旧事業計画
 - k 公園施設災害復旧事業計画
- イ 農林水産施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上水道災害復旧事業計画
- オ 住宅災害復旧事業計画
- カ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- キ 公共医療施設病院等災害復旧事業計画
- ク 学校教育施設災害復旧事業計画
- ケ 社会教育施設災害復旧事業計画
- コ 復旧上必要な金融その他資金計画
- サ その他の計画

② 事業の促進

町は事業計画を速やかに作成し、実施に必要な職員の配備・応援・派遣等、活動体制についての必要な処置をとる。

③ 災害復旧資金の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずる。

(2) 公共土木施設災害復旧事業計画と財政援助措置

- ① 河川、砂防施設、治山施設、道路、橋梁について災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携のもとに迅速、適切な復旧事業を施行し、さらに、施設の新設改良等を検討する。
- ② 復旧事業等に関する特別の財政援助

資料編【1.4.3.1】 適用すべき措置（復旧事業等に関する特別の財政援助）

(3) 農林水産施設災害復旧事業計画

- ① 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、関係機関との総合的連携のもとに迅速に復旧事業が施行されるよう努める。また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、再度災害発生の防止に努める。
- ② 受益者負担が生ずる事業についての地元調査をすみやかに行う。
- ③ 復旧事業等に関する特別の助成（激甚法第5～11条の2）

資料編【1.4.3.2】 適用すべき措置（農林水産施設災害復旧事業計画）

(4) 都市施設災害復旧事業計画

- ① 都市計画区域における街路、公園、都市下水路（雨水、汚水混合）等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。
- ② 復旧に当たっては都市環境の整備、都市の防災構造化を推進する。

(5) 住宅災害復旧事業計画

- ① 住民生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき迅速適切な公営住宅や共同施設の建設又は補修を進める。
- ② 復旧事業等に関する特別の財政援助

資料編【1.4.3.3】 適用すべき措置（復旧事業等に関する特別の財政援助）

(6) 文教施設災害復旧事業計画

- ① 児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速適切な復旧を促進する。
- ② 再度の災害を防止するため、原因を検討し、不燃堅ろうの防災施設の設置を計画する。
- ③ 復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第16～17条）

資料編【1.4.3.4】 適用すべき措置（文教施設災害復旧事業計画）

(7) 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

- ① 施設の性格上緊急に復旧する必要があるため、国、県、その他関係機関の融資を得る。
- ② 再度の災害を防止するため、設置場所、構造、その他防災施設等に

ついて十分検討する。

- ③ 復旧事業等に関する特別の財政援助

資料編【1.4.3.5】 適用すべき措置（社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画）

(8) 医療施設災害復旧事業計画

- ① 住民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため迅速適切な復旧計画により早期復旧を促進する。
- ② 復旧事業等に関する特別の財政援助

資料編【1.4.3.6】 適用すべき措置（医療施設災害復旧事業計画）

(9) 企業災害復旧事業計画

- ① 住民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。
- ② 復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第12～14条）

資料編【1.4.3.7】 適用すべき措置（企業災害復旧事業計画）

(10) 公用財産災害復旧事業計画

公共的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

(11) ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

特に、住民の日常生活と密接な関係があるので早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(12) その他

- ① 復旧事業等に関する特別の財政援助

資料編【1.4.3.8】 適用すべき措置(その他)

第4節 被災者の生活再建等の支援（県防引用）

災害時には、多くの人がり災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。

1. 被災者への広報及び相談窓口の設置

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、災害相談窓口班を編成し、災害相談窓口の設置、問い合わせ対応を実施する。

1.2 総合相談窓口の設置

(1) 災害相談窓口の開設

町は、大規模災害の発生等により、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、災害相談窓口班を編成し、町役場内に「災害相談窓口」を設置する。

災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報をもとに、住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努めることにする。

また、災害相談窓口は、行方不明の受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受けつける。

1.3 出張相談所の開設

特に被害の大きかった地域においては、被災者の相談に応じるため市町村と共同で出張相談所を開設するものとする。

出張相談所は県においては地方支部が調整を行う。

2. 生活確保資金の融資等

災害により被害を受けた住民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等の措置により、被災者の生活の確保を図るものとする。

2.1 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金等の支給等

資料編【1.4.4.14】 門川町災害弔慰金の支給等に関する条例

① 災害弔慰金(窓口：福祉課)条例抜粋

ア 定義

災害により被害を受けた当時、町に住所を有する者が暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象による被害を生じること（以下「災害」という。）で死亡したとき、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する条例により災害弔慰金を支給する。

イ 災害弔慰金を支給する遺族

災害弔慰金を支給する遺族の順位は、次に掲げる法第3条第2項の遺族の範囲とする。

- (ア) 死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (イ) 前述の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とする。

- | |
|------|
| ①配偶者 |
| ②子 |
| ③父母 |
| ④孫 |
| ⑤祖父母 |

- (ウ) 前述の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- (エ) 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により(イ)(ウ)に掲げることが難しいときは、(ア)に掲げる遺族のうち、本部長が適当と認める者に支給することができる。
- (オ) 前述(エ)の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

ウ 災害弔慰金の額

- (ア) 災害により死亡した者1人あたりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とする。
- (イ) その他の場合にあっては250万円とする。

ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金を控除した額とする。

エ 死亡の推定

- (ア) 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条（災害弔慰金に関する法律）の規定による。当該災害がやんだ後、3ヶ月間その生死がわからない場合は死亡したものと推定する。

オ 支給の制限

- (ア) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (イ) 令第2条（災害弔慰金に関する法律第5条政令）に規定する場合
- (ウ) 災害に際し、本部長の避難に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、本部長が支給を不相当と認めた場合

カ 支給の手續

- (ア) 町は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行う。
- (イ) 町は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

② 災害障害見舞金(窓口：福祉課)

ア 定義

災害により災害を受けた当時、町に住居を有する者が、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象による災害で負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に下記に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障がい者」という）に対し、弔慰金の支給等に関する条例により災害障害見舞金を支給する。

イ 災害障害見舞金の額

- (ア) 障がい者1人あたりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疫病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とする。
- (イ) その他の場合にあっては125万円とする。

ウ 障害の程度

- (ア) 両眼が失明したもの
- (イ) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- (ウ) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (オ) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- (カ) 両上肢の用を全廃したもの
- (キ) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- (ク) 両下肢の用を全廃したもの
- (ケ) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

③ 災害援護資金(窓口：福祉課)

- ア 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

イ 災害援護資金の限度額等

災害援護資金の1災害における1世帯あたりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、下記に掲げるとおりとする。

- (ア) 療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合

- ①家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
 - ②家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ③住居が半壊した場合 270万円
 - ④住居が全壊した場合 350万円
- (イ) 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合
- ・家財の損害があり、かつ住居の被害がない場合 150万円
 - ・住居が半壊した場合 170万円
 - ・住居が全壊した場合（④の場合を除く。） 250万円
 - ・住居が全壊、全焼又は流失により滅失した場合 350万円
- (ウ) (ア)の③又は(イ)の②若しくは③において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替える。
- ウ 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

エ 利率

災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

オ 償還等

災害援護資金は年賦償還とする。

- (ア) 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- (イ) 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定による。

(2) 世帯更生資金（窓口：町社会福祉協議会）

被災した低所得者世帯で資金の貸し付けと民生委員・児童委員の指導援助により自立自活できると認められ、かつ他の機関等からの融資が困難な者に対して貸し付けられる。

2.2 生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の災害臨時経費の貸付

(1) 生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の災害臨時経費の貸付（県防計画）

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対し、災害を受けた事による困窮から速やかな自立更生を促すため、民生委員・児童委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害臨時経費」、「住宅資金」の貸付を行う。

資料編【1.4.4.1】 生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害臨時経費」、「住宅経費」

2.3 母子寡婦福祉資金の貸付

(1) 母子寡婦福祉資金の貸付（県防計画）

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦福祉資金の貸付を行う。

資料編【1.4.4.2】母子寡婦福祉資金貸付の住宅資金

2.4 宮崎県・市町村災害時安心基金

(1) 生活保護（窓口：福祉課）

災害により生活が困窮し最低生活の維持ができない者に対し、生活保護法に基づき必要な援助を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。

【1.4.4.3】生活保護法に扶助の種類

| | |
|-----------------|---------|
| 《生活保護法による扶助の種類》 | |
| ア. 生活扶助 | カ. 介護扶助 |
| イ. 教育扶助 | キ. 出産扶助 |
| ウ. 住宅扶助 | ク. 失業扶助 |
| エ. 医療扶助 | ケ. 葬祭扶助 |

(2) 災害復興基金の設置

① 基金の設置

町は、被災者の救済及び自立支援や復旧・復興対策等を進めるため、特に必要があるときは、災害復興基金の設置等について検討する。

② 基金の運用

基金は、災害による取りくずし金として交付するほか、次に掲げる運用を行う。

ア 財政資金の融資斡旋

イ 災害応急事業資金の貸し付け

(3) 被災者生活再建支援制度（県防計画）

被災者生活再建支援法人は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

① 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発

生じた市町村（10万人未満に限る。）における自然災害

オ アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

② 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

③ 支援金の支給額

支給額は、次の2つの支援金（基礎支援金、加算支援金）の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額）

ア 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

【1.4.4.4】 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金

住宅の被害の程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

| 住宅の被害程度 | 全壊 ②アに該当 | 解体 ②イに該当 | 長期避難 ②ウに該当 | 大規模半壊 ②エに該当 |
|---------|-------------|-------------|---------------|----------------|
| 支給額 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円 |

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

【1.4.4.5】 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃借 (公営住宅以外) |
|---------|-------|-------|----------------|
| 支給額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 |

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200万円(又は100万円)

(4) 支給の仕組み

資料編【1.4.4.7】 支給の仕組み（県と市町村）

(5) 宮崎県・市町村災害時安心基金

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、市町村及び県は共同で基金を設置し、被災者に支援金を交付する。

① 基金の額

6億円（平成19年度から県、市町村が1億円ずつ3年間積み立て）

② 基金の設置場所

財団法人宮崎県市町村振興協会

③ 支援金交付対象市町村

自然災害により全壊、半壊又は床上浸水の住家被害があった市町村（1世帯でも床上浸水以上の住家被害のあった市町村）

④ 支援金の額

1世帯当たりの支援金の額は、以下のとおり。

ア 全壊 20万円

イ 半壊 15万円

ウ 床上浸水 10万円

⑤ 支援金交付先

被災市町村（被災者へは被災市町村が支給）

⑥ 支給の仕組み

資料編【1.4.4.6】 支給の仕組み(都道府県と国)

資料編【1.4.4.8】 門川町災害時安心基金支援金支給要綱

2.5 り災証明の交付

町長は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、平時より住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結を計画的に進めるなどり災証明の交付に必要な業務の実施体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、災害相談窓口班を編成し、り災台帳の作成及びり災証明書の発行を実施する。

(2) り災証明の発行

り災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする災害救助法による各種施策や町税の減免等を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、町が確認できる程度の被害について証明する。

① り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

ア 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水

イ 火災による全焼、半焼、水損

② り災証明を行う者

り災証明は、証明の対象となる家屋が所在する町が行う。

ただし、火災、その他消防に関係のある災害についてのり災証明は、日向消防署長が行う。

③ り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、町がり災証明書を発行する。ただし、1世帯1枚の発行とする。

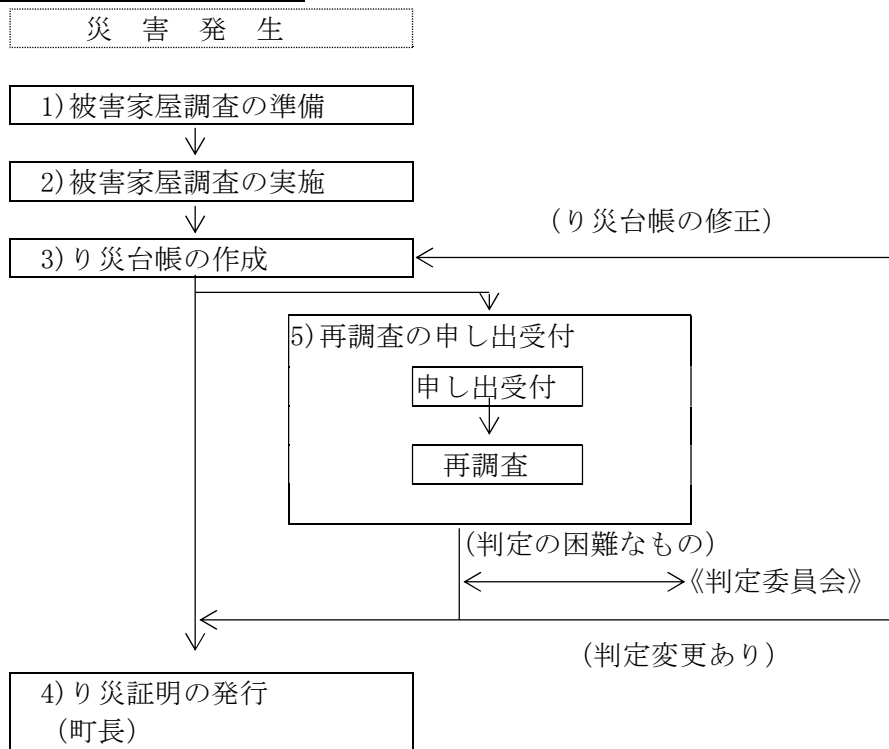
④ 被害家屋の判定基準（上記1.の1)に係るもの）

ア 家屋の被害の判定は、「災害の被害認定基準の統一について」（昭和43年6月14日結審第115号内閣総理大臣官房審議室長）に基づき実施する。

イ 被害の判定は、1棟全体で、部位別に、表面的に、おおむね1ヶ月以内の状況のもとに行う。

(3) り災証明の発行の流れ

【1.4.4.8】 り災証明発行の流れ



① 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に、各課は、次の準備作業を実施する。

ア 建築技術関係者を中心とした調査員を確保する。なお、町職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。

イ 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

ウ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備すると共に車両等の手配を行う。

② 被害家屋調査の実施

ア 調査期間

初回被害家屋調査は、災害発生後おおむね1ヶ月以内実施する。なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

イ 調査方法

被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。なお、再調査は、

1 棟ごとの内部立入調査により実施する。

③ り災台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、り災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、り災台帳を作成する。

④ 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3ヶ月以内であれば再調査を申し出ることができるものとする。被害調査は、申し出のあった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡すると共に必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、町が判定する。

⑤ り災証明に関する広報

り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置すると共に広報紙等により被災者への周知を図る。

⑥ り災証明の様式（検討）

資料編【1.4.4.9】 り災証明(様式)

3. 金融措置

3.1 災害応急措置

(1) 金融措置

① 金融措置の種類等

【1.4.4.10】 金融措置の種類等

| 区分 | 援助・助成措置 | 担当窓口 | 備考 |
|----|-------------|----------|----|
| 支給 | ア. 災害弔慰金 | 福祉課 | |
| 支給 | イ. 災害障害見舞金 | 福祉課 | |
| 支給 | ウ. 生活再建支援金 | 福祉課 | |
| 貸付 | エ. 災害援護資金 | 福祉課 | |
| 貸付 | オ. 生活福祉資金 | 町社会福祉協議会 | |
| 貸付 | カ. 母子寡婦福祉資金 | 福祉事務所 | |
| 貸付 | キ. 金融機関等の融資 | 金融公庫等 | |

② 町の措置

ア 町は、「災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年6月条例第24号）」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。

- イ 町は、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金を含めた各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に災証明の交付体制を確立し、被災者に災証明を交付する。
- ウ 被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

3.2 災害復旧関係金融措置

(1) 災害復旧関係金融措置

被災地における金融秩序を維持し災害復旧に必要な金融の適正を期するため、被害状況及び復旧関係の資金需要の調査、把握に努め、必要と認められる復旧資金の融通について、金融機関の適切な措置がとられるよう指導する。

4. 雇用の確保（県防計画）

災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業の斡旋、失業給付等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

4.1 離職者への措置

(1) 離職者への措置

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職への斡旋を行うものとする。

① 窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

② 公共職業安定所に出頭することが困難な地域への措置

公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談を実施する。

③ 諸制度の活用

職業訓練受講指示、又は職業転換給付金制度等を活用する。

④ 労働者の斡旋

災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合は、労働者を斡旋する。

4.2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(1) 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害が「激甚災害に対処するための特

別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。

4.3 被災事業主に関する措置

宮崎労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

5. 税対策等による被災者の負担の軽減

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

5.1 税等の徴収猶予及び減免の措置

(1) 町税の減免等の措置（窓口：税務課）

被災者に対する町税の減免・申告、申請等の書類の提出に関する期限の延長・徴収猶予は町条例等の規定に基づき実施する。

- ① 町税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長（町税条例 第18の2：条例第7号）災害により、町税の申告、申請、納付、納入等を行うことができないときは、災害がおさまった日から、納税者については2ヶ月以内、特別徴収義務者については30日以内において当期限を延長することができる。

② 町税の徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が町税を一時に納付又は納入することができないときは、申請に基づき1年以内の延長を行うことができる。（地方税法第15条）

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うことができる。

③ 町税の減免（町税の減免に関する規則：規則第11号）

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について減免を行うことができる。

ア 死亡した場合

イ 障がい者となった場合

ウ 災害による農作物の減収損失の所得税

エ 災害を受け作付不能又は使用不能となった農地又は宅地の固定資産税

オ 災害を受け償却資産の固定資産税

(2) 県税の減免等の措置（窓口：日向県税事務所）（県防計画）

① 県税に関する期限の延長

知事は「地方税法第20条の5の2」に基づき、「県税条例第22条」により、法又

はこの条例の定める申告、申請、請求、その他書類の提出(不服申立に関するものを除く。)又は納付もしくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、納税義務者等の申請により、その災害のやんだ日から2月をこえない限度において当該期限の延長をするものとする。ただし、災害等が広範囲にわたる場合においては、納税義務者等の申請によらず、知事が当該地域を指定し、当該期間を延長することができる。

② 県税の徴収猶予

知事は「地方税法第15条」の規定に基づき、納税義務者等が、その財産について災害を受けた場合等において、その事実に基づいて、県税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その申請により1年以内の期間を限り（やむを得ない理由があると認められるときは、すでに猶予した期間とあわせて2年以内）、その徴収を猶予することができる。

③ 県税の減免

知事は地方税法第72条の62、第73条の31、第162条及び第194条の規定に基づき、「県税条例第23条」により、次に掲げる者について、その納付すべき事業税、不動産取得税、自動車税及び鉦区税を減免することができる。

ア 事業税の減免(個人の事業税に限る。)

次の者に対しては、災害を受けた日の属する年において納付すべき当該年の4月1日の属する年度分の税額のうち、災害を受けた日以後に納期が到来する当該税額について、次表の所得区分ごとに順次減免の割合を適用して計算した金額の合計額を減免することができる。

- (ア) 自己の所有に係る事業用の資産について、災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。(イ)において同じ。)が当該資産の価格の2分の1以上である者で、前年中の地方税法第72条の49の8第1項から第5項までの規定によって計算した事業の所得が1,000万円以下であるもの
- (イ) 自己(控除対象配偶者又は扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が当該住宅又は家財の価格の2分の1以上である者で、前年中の地方税法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額が500万円以下であるもの

【1.4.4.11】 事業の所得

| 事業の所得 | 減免の割合 |
|---------------------|---------|
| 500万円以下の金額 | 全部 |
| 500万円を超え、750万円以下の金額 | 10分の5 |
| 750万円を超える金額 | 10分の2.5 |

イ 不動産取得税の減免等

- (ア) 災害のやんだ日から3年以内において、災害により滅失した不動産に代るものと知事が認める不動産を取得した者には当該取得した不動産に対して課する不動産取得税の税額から滅失した不動産の価格に不動産取得税の税率を乗

じて得た額に相当する税額を控除するものとする。

- (イ) 不動産を取得した者で当該不動産取得税の納期限(当該納期限が当該不動産を取得した日から起算して6か月を経過しているときは6か月経過日の前日)までに災害により当該不動産を滅失した場合、当該不動産に係る不動産取得税を減免するものとする。
- (ウ) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和47年法律第132号)第3条に規定する集団移転促進事業計画に定める移転促進区域その他これに準ずるものとして知事が指定する区域内に住居を有する者で、災害を避けるため、これらの区域外に住居を移転する場合において、当該住居の用に供している不動産に代るものとして知事が認める不動産を取得したものは、当該取得した不動産に対して課する不動産取得税から住居の用に供していた不動産の価格に不動産取得税の税率を乗じて得た額に相当する税額を控除するものとする

ウ 自動車税又は鉾区税の減免

災害により自動車又は鉾区について損害を受けた者で、その損害金額が当該資産の価格の2分の1以上であるものについて、災害の日以後に納期が到来する当該年度分の自動車税又は鉾区税の税額の2分の1を軽減するものとする。

(3) 国税等の減免等の措置（県防計画）

① 県による措置

県は、被災した納税者又は特別徴収義務者(以下「納税義務者等」という。)に対し、地方税法及び宮崎県税条例(以下「県税条例」という。)の規定により、期限の延長、徴収猶予及び減免について適宜、適切な措置を講ずる。

② 国による措置

国は、被災者に対する納税緩和措置として、国税の徴収猶予等に関して適宜、適切な措置を講ずる。

ア 申告等の期限の延長

イ 徴収猶予

(イ) 納期限未到来の場合の徴収猶予

(イ) 通常の場合の徴収猶予

(ウ) 災害減免法に基づく徴収猶予等

ウ 減免措置

(4) 介護保険料の徴収猶予（窓口：福祉課）

町は、介護保険納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合、納付義務者の申請によって、徴収を猶予する。

① 猶予期限等

ア 期限：6ヶ月以内

イ 金額：納付することができないと認められる金額を限度とする。

② 対象者

ア 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生

計中心者」という。)が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。

イ 生計中心者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。

ウ 生計中心者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。

エ 本部長が特別の理由があると認めるとき。

(5) その他公共料金の特例措置（県防計画）

① 郵便事業

ア 被災者に対する通常はがき(1世帯当たり5枚)・郵便書簡(1枚)の無償交付被災地の支店長が決定する。

イ 被災者の差し出す郵便物(第一種、第二種又は盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物(速達も可)及び電子郵便)の料金免除

郵便事業株式会社九州支社長が決定する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(ア) 災害救助法の適用があった場合において、支店長が郵便事業株式会社九州支社長の指示に基づいて実施する。

(イ) 被災地の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた被災者援助を内容としたゆうパック又は現金書留で、分配方法等について条件をつけないものに限る。

② 通信事業

「電話サービス契約約款第111条」に基づき、災害が発生しまたは発生する恐れがあるときは、被害状況を勘案し基本料金等及び工事に関する費用を減免する。

③ 電気事業

原則として災害救助法適用地域の被災者が対象。経済産業大臣の認可が必要。

ア 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸

イ 不使用月の電気料金の免除

ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除(被災前と同一契約に限る)

エ 被災者の家屋修復等、復旧にかかる臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ 被災により使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除

カ 被災により1年末満で廃止または減少した契約の料金精算の免除

キ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

6. 住宅確保の支援（県防計画）

県は、自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、町が実施する災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧に対する指導、支援を適切に行い、町で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。

また、自力で住宅を建設する被災者に対して住宅金融支援機構による住宅資金の貸付等に

対する情報の提供と指導を行うものとする。

6.1 災害公営住宅の建設

(1) 災害公営住宅の建設

① 災害公営住宅は、次の各号の一に該当する場合において、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて建設するものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮、その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

(イ) 一市町村の区域内の滅失戸数が200戸(激甚災害は100戸)以上のとき

(ウ) 滅失戸数がその区域内住宅戸数の一割以上のとき

イ 火災による場合(同一期に同一場所で発生したとき)

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸(激甚災害は100戸)以上のとき

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の一割以上のとき

② 災害公営住宅は原則として市町村が建設し管理するものとする。

③ 災害公営住宅の入居者資格及び建設戸数は、おおむね次によるものとする。

ア 入居者資格

次の各号（老人等にあつては、(ア)、(ウ)及び(エ)）の条件を具備する者

(ア) 災害により滅失した住宅に居住していた者であること。

(イ) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

(ウ) その者の収入が公営住宅法施行令第6条第5項第2号に規定する金額を超えないこと。

(エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

イ 建設戸数

(ア) 市町村別建設戸数は被災滅失住家戸数の3割(激甚災害は5割)以内とする。

ただし、他市町村で余分があるときは、3割(激甚災害は5割)をこえることができる。

(イ) 県においては、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の3割(激甚災害は5割)以下の場合、3割(激甚災害は5割)に達するまで建設することがある。

6.2 災害住宅融資

(1) 災害住宅融資

① 災害復興住宅融資対象地域の決定

災害が発生した場合、町は県とともに、被害状況を調査し、住宅金融支援機構から被害状況の報告を求められた場合は、迅速に対応することとする。

また、災害復興住宅融資の実施が決定されたときは、り災者に対し、当該融資が円滑に行われるよう機構に協力し、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行うものとする。

② 災害復興住宅（新規、購入、補修）融資

融資の対象地域内に、災害により滅失した住宅を災害当時所有し、又は使用していたり災者（り災の日から2年を経過しない場合に限る。）は、融資を受けることができるので、町は県とともに、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行うものとする。

また町は、り災証明の発行を行い、融資希望者の同資金申込みに支障がないように努めるものとする。

7. 災害復興基金の設立

町は県とともに、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討するものとする。

7.1 中小企業の復興支援（県防計画）

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、市中金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府系金融機関(株日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)の融資並びに小規模企業者等設備導入資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置するとともに、国に対しても要望するものとする。

(1) 資金需要の把握連絡通報

県は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

(2) 緊急連絡会の開催と資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

県は、関係金融機関等と緊急連絡会を開催して、災害融資の円滑化を図るものとする。

また、被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取り扱いを実施するよう要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

県は、市町村を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

(4) 金融相談の実施

県は、信用保証協会、関係商工会議所、関係商工会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行うものとする。

(5) 国に対する要請

県は、国に対して災害特別融資を要請するものとする。

(6) 融資の弾力的運用

県は、関係金融機関に対して融資の円滑化及び既往貸付金の返済猶予など弾力的対応を要請するとともに県中小企業融資制度「経済変動・災害対策貸付」「セーフティネ

ット貸付」による融資が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

小規模企業者等設備導入資金（設備貸与を含む。）、中小企業高度化資金の返済猶予、償還期間の延長など弾力的に対応するとともに、小規模企業者等設備導入資金等の貸付が円滑に行えるような措置を講ずる。

資料編【1.4.4.12】 経済変動・災害対策貸付の融資条件等

資料編【1.4.4.13】 セーフティネット貸付の融資条件等

(7) その他の措置

県は金融の円滑化を図るため、必要に応じ一般金融機関及び政府系金融機関（商工組合中央金庫）に対し、県資金を預託するとともに、県信用保証協会に対し、損失補償等の措置を行う。

資料編【1.4.4.14】 門川町災害弔慰金の支給等に関する条例